# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価(案) に対する意見公募の結果について

令和6年2月2日経済産業省

令和 5 年 12 月 5 日から令和 6 年 1 月 12 日まで、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価(案)に対する意見募集を行った結果、40 件の御意見をいただきました。

本件に関してお寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおり、とりまとめましたので、公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のない御意見につきましては、御意見に対する考え方をお示し しておりませんが、承っております。また、一部、提出意見は整理又は要約しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

- 1. 意見公募の実施方法
- (1) 意見公募期間

令和 5 年 12 月 5 日(火)~令和6年 1 月 12 日(金)

(2) 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 意見公募の結果

意見提出数 40 件

3. お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方別紙のとおり

以上

1-6	個人
7	個人
8	個人
9	個人
10	個人
11-14	個人
15-19	個人
20	個人
21-22	個人
23	個人
24-25	個人
26-27	個人
28-41	個人
42-45	楽天グループ株式会社
46-48	LINE ヤフ一株式会社
49-51	Apple Inc.
52	Meta Platforms, Inc.
53-55	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
56-58	Match Group, Inc
59-67	サステナビリティ消費者会議
68	公益社団法人全国消費生活相談員協会
69-73	個人
74-78	個人
79	個人
80-83	個人
84-110	Google 合同会社
111-114	個人
115-121	個人
144,149	
157-158	
122	個人
123	個人
124-126	個人
127-132	在日米国商工会議所
133-139	一般社団法人日本新聞協会
140-141	個人
142	個人

143	個人
145-148	個人
150-156	クロスワーク株式会社
159-165	三浦法律事務所
166-171	個人

# (別紙)

番号	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	amazon.co.jp のサードパーティセラーには多くの問題があり、詐欺的な出品や出品者が多く見ら	いただいた御意見については、関係省庁とも共有するとともに、p42①不正行為
	れる。例えば、インボイス対応していないと思われる中国の出品者がインボイス対応と記載して	の取締り等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
	いたり、特定商取引法に基づく表記には虚偽の情報などが多数含まれる。例えば、お問い合わ	
	せ先の電話番号がつながらない、住所が虚偽の住所、運営責任者名には個人の氏名ではなく、	
	苗字だけ(本物の苗字かは不明)だったり商号が載せられていたりする。虚偽のレビューを依頼	
	するサクラレビューも多数存在している。	
2	楽天市場には、Amazon の出品情報を無断転載した無在庫転売が蔓延しており、楽天グループ	いただいた御意見については、関係省庁とも共有するとともに、p42①不正行為
	はこれを放置している。具体的には、Amazonで販売されている商品の情報を転載してマージン	の取締り等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
	を上乗せし、楽天市場で注文があれば、Amazon上で楽天市場の顧客情報を入力し、ギフト(贈り	
	物)として発送している。これは、楽天市場の利用規約違反であるのみならず、個人情報保護法	
	違反である。楽天市場に問い合わせると、出品者に連絡を取って欲しい、と言われるのみで、こ	
	の無在庫転売は放置されている。	
3	Yahoo!ショッピングにおいて楽天市場と同様、Amazonの出品情報を無断転載した無在庫転売が	Yahoo!オークションについては、現在本法の規制対象外となっておりますが、い
	蔓延している。また、Yahooけ一クションにおいては、偽物や商品状態が著しく異なる商品の販	ただいた御意見については、p42①不正行為の取締り等に関連する情報として、
	売が広く行われており、購入者は出品者が返品や返金の対応をしなければ、Yahoo は仲裁措置	今後の検討の参考とさせていただきます。
	など主体的に対応をしないため、実質泣き寝入りせざるを得ない状態となっている。プラットフォ	
	ーマーである Yahoo から個別に提案される補償額は1年間でわずか1万円相当の PayPay ポ	
	イントのみであり、多数の被害者が泣き寝入りしている。	
4	Yahoo 広告を提供しているが、広告の効果が非常に不透明である。広告費をいくらかけて、どれ	いただいた御意見については、p80①広告の質に関する「見える化」等に関連す
	ぐらいのアクセスがあったかを Yahoo 広告のダッシュボードで見ることができるが、本当にユー	る情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
	ザーがアクセスしたのか、どういう経路でアクセスしたのかは、中立性がなく不透明である。(ボ	
	ットを用いて、アクセス数を稼ぎ、広告費を水増し請求している疑いは晴らせない)	
5	Google は Google 広告を提供しているが、広告の効果が非常に不透明である。広告費をいくらか	いただいた御意見については、p80①広告の質に関する「見える化」等に関連す
	けて、どれぐらいのアクセスがあったかを Google 広告のダッシュボードで見ることができるが、	る情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。 
	本当にユーザーがアクセスしたのか、どういう経路でアクセスしたのかは、中立性がなく不透明	
	である。(ボットを用いて、アクセス数を稼ぎ、広告費を水増し請求している疑いは晴らせない) 	

_	○ 」 の ○ 」 ウサーロゼーデッタルウサナ担併していては、ウサの共用が北岸にて活印で	ハキキシャ 伽立ロニットマは、00① たけ のがに 明まれて ロニフル・ケー明末れ
6	Google の Google 広告と同様、デジタル広告を提供しているが、広告の効果が非常に不透明で	いただいた御意見については、p80①広告の質に関する「見える化」等に関連す
	ある。広告費をいくらかけて、どれぐらいのアクセスがあったかを Meta Business suite のダッシ	る情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
	ュボードで見ることができるが、本当にユーザーがアクセスしたのか、どういう経路でアクセスし	後者の御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていた
	たのかは、中立性がなく不透明である。(ボットを用いて、アクセス数を稼ぎ、広告費を水増し請	だきます。
	求している疑いは晴らせない)。また、みずほ証券などの有名企業や Zozo 創業者の前澤氏など	
	を騙った詐欺アカウントが審査を通過し、詐欺サイトへのアクセスを誘導する質の低い広告が多	
	数見られており、前澤氏を含め、対応に苦慮している。	
7	苦情・紛争処理の状況(Meta)が未記載というのはマズいと思う。	いただいた御意見については、p29①取組を客観的に評価するための情報開示
		等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	特定デジタルプラットフォーム提供者による苦情・紛争処理の状況(令和4年度)(案) において楽	いただいた御意見については、P30②継続的な対応改善等に関連する情報とし
	天の苦情・紛争処理の状況はあまりにも実態とかけ離れていると考える。	て、今後の検討の参考とさせていただきます。
	楽天のサービスは、総じて窓口への電話が繋がらず、電話をして繋がるまでに平均して30分程	
	度かかる。この間の電話料金は顧客負担となっている。	
	この30分の電話料金を支払いたくない顧客にとっては、苦情を言わずに終えてしまうケースが	
	多々あるものと考える。電話窓口の処理能力の大幅増が期待される。	
	苦情・紛争の件数が 12 件というのはあまりにも少なすぎると考える。	
	楽天市場で無在庫転売品を通報した際も、出品店舗に連絡を取るようにいうのみで、出品者に	
	は何らのペナルティが課された様子もなかった。	
9	- は同らの、「プレブイが「味されい」「秋子」でなが、ファ」。 - 特定デジタルプラットフォームのうち、以下の企業は消費者を騙す意図を持ってサービスや広告	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて
9	存足 アンメルン アンドンオームの アラ、以下の正来は消貨者を漏り 息凶を持ってり一こへ や仏古 を出しているように考える。	いただきます。
	を出しているように考える。 楽天市場	672726349°
	210 211 2	
	楽天市場のお買い物マラソンでは、沢山の Shop から購入するとどんどん割引が効き、最大 44	
	倍(購入金額の 44%分)のポイントが還元されるように見せかけ、カートのページでは還元ポイン	
	トがそのまま表示され。しかし、実際にはポイントにはさまざまな制限が設けられており、表示通	
	りのポイントが還元されない、還元されるポイントは期間限定で、月の中旬に付与され、その月	
	中に使い切らないと失効するなど、消費者を欺く宣伝が多いと感じる。	
10	Yahoo の広告面において、不適切と思われる広告が多数見られます。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて
	(例えば、漫画の広告など)いくら不適切と報告をしても、同類の広告が流れます。	いただきます。
	Yahoo は子供も使用することがあり、その観点からも適切ではないと考えており、表示される広告	
	について、より高い基準にしていただくようお願いいたします。	

		クラン・クロッチ A ロッチ アンド・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン
11	デジタル広告に関する意見です。	経済産業省では、今回の評価の作成に当たり、広告主や媒体主に限らず、広告
	1. モニタリング会議に関しては、意見取りまとめの最後にある、「現行の透明化法をめぐる事務局	代理店やアドテクノロジー提供事業者も含めて、幅広く声をお聞きしているところ
	やモニタリング会合(構成員がパートタイム)の体制の下で、公正かつ自由な競争の促進という	ですが、いただいた御意見については、今後のモニタリング・レビューの運営方
	目的が実現されるのだろうか。情報提供には限界があり、ディスカバリーのような仕組みで、内	針の検討の参考とさせていただきます。
	部情報の汲み上げが必要ではないか。また、アルゴリズムの仕組みや収入の在り方を外部か	
	ら検証するないし内部から情報が出ない限りは確認しようがない。罰金等の担保措置も弱い。透	
	明化法の運用の限界が明らかになっているのであれば、それを示すことも責任だろう。アプリス	
	トアについては、モバイルエコシステムに係る検討が進められていることを踏まえ、より強制力	
	をもった法律の制定等の追加的措置の必要性も確認してきた。」にほぼすべて言いたいことが	
	含まれていると思いました。手弁当の企業マーケター数名(しかも、大手広告主の場合、多くが	
	人事異動で変更することも少なくない)では負担も大きいと思いますし、情報も断片的だと思いま	
	した。持続性に限界があります。	
	モニタリング会議に参加していただいている皆さんには感謝の気持ちしかないですが、実際、広	
	告プラットフォームは広告代理店が広告主の代理で活用することが多いと思われます。DPF の	
	仕組みや、提供される情報やサポートに対するに意見は、広告取り扱いの多い広告代理店から	
	ヒアリングしていくほうがリアリティに近い情報が得られると思います。	
	https://www.lycbiz.com/jp/partner/sales/yahoo/	
12	2. DPF からの各種情報提供は網羅性はある程度担保はしていると思いますが、海外原文の翻訳	しただいた御意見については、p3(1)提供条件等の情報開示や p71②国外に本
'-	でわかりづらい部分も多々ありますし、不足している、翻訳されないものもあると思います。わ	社を持つ特定デジタルプラットフォーム提供者の苦情処理・紛争処理の改善、国
	からないことがあった際のサポート体制も、直営業部隊がついている大手広告主はよいです	内管理人の機能強化等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていた
	が、広告費の少ない中小広告主に対するサービスレベルは低く、結局わからずじまいということ	だきます。
	が、広台員の少ない中が広台上に対するサービスレイのは低く、幅周カがらすじよいということ も少なくありません。ここはより実態に近い状況を把握すべきだと思います。	7.2 & 9 o
13	3. 肝心要のバイサイドとセルサイドにどのようにお金が流れているのかはかなり不透明ですし、	いただいた御意見については、p74(2)手数料の透明化等に関連する情報とし
13	3. 肝心妄のハイリイトとセルリイトにとのようにあ金か流れているのかはかなり不透明ですし、 モニタリング会議で言及しているように、外部からでは分かり得ません。一定の強制力をもって	いただいだ御息見については、p/4(2)子数科の透明化等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
		し、一個の機能の多名とさせていたださます。
	内部情報を得ないと不透明なままにとどまると考えます。DPFも、オークション、アルゴリズムを	
	縦に完全かつ明快な情報は出しづらいと思います(相当複雑を極めると思いますし)。ですの	
	で、どのレベルまでの具体性を求めるのかを提示する必要があるのではないかと思います。例	
	えば、こういったレベルの情報を、さまざまなケースで出してもらう、など。こういう仕組みであり	
	お金の流れであることは業界にいてもきちんと理解している人は少ないので、啓蒙のためのよ	
	い材料にもなると思います。	
	https://webtan.impress.co.jp/e/2012/07/02/13001	

14	4. 買い方改革を進めていただいているのはありがたいですが、実際のところは DPF や広告代理店などサービス提供側の売り方改革も多分に必要です。特にコミッション制度は、そもそも業界全体として透明性が欠如するに至った元凶の商慣習だと考えていますし、今回の法律にも関係してくるところは多いと思います(先進国でフィーベースになっていないのは日本、韓国のみではないかと思います)。広告費に対するコミッションは、わかりやすい反面、その対価に含まれるサービスレベルがほぼ明示されておらず、サービスを提供する側・利用する側の期待値の不均衡を生んだり、過度な値下げ競争を強いたり、その反面、広告主から広告代理店への丸投げ気質を作ってしまったと思います(お金払っているから、あれもこれも入れといて的な)。広告業界は SLA の考え方が非常に希薄です。広告代理店も、限られたコミッションに中途半端なサービスしか実質は提供できない構図が生まれます。ですので、例えばアドベリフィケーション使いましょう、と言っても、高い、誰が運用するの?という話が先にきてしまいます。これは企業経営者を含め、「マーケティングを自分ごと化する」、「マーケティングには相応のフィー(納得感が得ら	いただいた御意見については、p80①広告の質に関する「見える化」に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
	れる人的工数+アルファの)がかかる」、「パートナーとはきちんと SLA を締結する」の理解と実施 を推進する必要がいよいよあると思います。	
15	アマゾンジャパン合同会社:サードパーティセラーの情報開示や本人確認が不十分。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
16	楽天グループ株式会社:店舗運営者の情報開示や本人確認が不十分。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
17	LINE ヤフ一株式会社:店舗運営者の情報開示や本人確認が不十分。Yahoo!オークション、Yahoo フリマにおける購入者保護が年間上限 1 万円分の PayPay ポイントしかなく不十分。	Yahoo!オークション、Yahoo!フリマについては、現在本法の規制対象外となっておりますが、いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
18	Google LLC:Google 広告の効果に関する情報開示が不十分。	いただいた御意見については、p80①広告の質に関する「見える化」等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
19	Meta Platforms, Inc.:著名人を騙り詐欺を試みる広告が多い。広告主の審査が不十分。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
20	昨日、LINE ヤフ一株式会社の一セールスアドバイザーから、3 通の誤送信メールが届きました。 SNS の X には、Yahoo!が提供するサービスの出店審査落ちした方にも同様のメールが届いたという報告が上がっており、一セールスアドバイザーが顧客の個人情報を用いて、何度もスパムメールを送信可能な状態にあることを心配しております。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
	(弊社ストア名) ご担当者様	
	※本メールが2通届く場合がございます。ご了承ください。 平素より大変お世話になっております。LINE ヤフー株式会社のこと申します。	

本メールは以下件名のメールが誤って両方あるいは片方届いてる方全員にお送りしています。

\_\_\_\_\_

送信時:

差出人:LINE ヤフ一株式会社

件 名:《LINE ヤフー・・・》年末のご挨拶

送信時:2023/12/26/14:50

差出人:LINE ヤフー株式会社

件 名:《LINE ヤフー ) 誤送信のお詫び

事前の確認不足により、誤ってメールを送信してしまいましたこと、お詫び申し上げます。

お忙しい所大変恐縮ではございますが、上記のメールを開封せずに削除していただけますと幸いです。

また、どちらかの件名で1通のみ届いている場合もございますため、その際も開封せずに削除 していただけますと幸いです。

こちらの不手際により、お手数をおかけし誠に申し訳ございません。 今後同様の問題が二度と起きないよう、再発防止を徹底いたします。 改めて、この度は誠に申し訳ございませんでした。今後ともよろしくお願いいたします。

21 パブリックコメント手続の実施期間について

(a) パブリックコメントの受付期間が年末年始を含んでおり、意見提出のための十分な調整・検討期間をステイクホルダーに与えているとはいえない。なぜこのようなタイムラインになったのか、経済産業省は説明すべきである。なお、米国政府が以下のように懸念を示している点、参考までに記しておく(https://ustr.gov/sites/default/files/2023-03/2023%20NTE%20Report.pdf 241 頁)。

Public Comment Procedure

The United States remains concerned about inadequate implementation of public comment procedures by Japanese ministries and agencies. In 2022, stakeholders flagged several instances where comment periods for regulations or guidelines were non-existent, unnecessarily short, or occurred at the same time as major national holidays. In other cases, comments did not appear to have been adequately considered given the brief time between the end of the comment period and

パブリック・コメントの手続きについては、原則として案の公示日から起算して30 日以上とされているところ、前回は令和4年11月11日~12月11日(31日)で実施しておりましたが、今回は年末年始の期間を考慮し、令和5年12月5日~令和6年1月12日(40日)の期間で実施しております。

г г		
	the issuance of a final rule or policy. The United States has stressed the need for Japan to improve	
	the system, such as by lengthening the standard public comment period for rulemaking.	
22	(b) 毎年度 5 月末に定期報告書の提出期限を迎えるが、そもそも、審議会類似のモニタリング・レ	技術の進展により、短期間のうちに取引実態が大きく変化することがあり得る
	ビュー会合を回して大臣評価案を年末に公表するタイムスケジュールは相当タイトであり、議論	デジタルプラットフォームの特性を踏まえると、現行法(法第9条第1項、第2項)
	やレビューの内容も深掘りできず、無理がないか。例えば、モニタリング・レビュー会合の頻度を	で規定されているサイクルで実施することが適切と考えております。
	2年に1度にする、重点的検討事項を設けてその検討に注力する適切な専門家を招き不要なノ	また、透明化法第9条4項で、経済産業大臣が評価を行う際には、利用者又はそ
	イズに時間をとられないように効率化を図る、などの改善策を検討すべきではないか。	の組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を
		聞くことができると定められているところ、本条項に基づき、モニタリング会合で
		は、経済学者、法学者、弁護士、技術部門の学識者、利用事業者の事業者団体等
		に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しているところです。
		経済産業省としては、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタ
		リング会合では、必要十分な議論が行われていると認識しており、「不要なノイズ
		に時間をとられ」ているとの御指摘は当たらないものと考えます。
23	モニタリング・レビュー会合の委員・オブザーバーの選定理由が不明確であるため、明らかにす	透明化法第9条4項で、経済産業大臣が評価を行う際には、利用者又はその組
	べきである。また、会合の議事録や中継を見てもおよそ法の趣旨やモニタリング・レビュー会合	織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聞く
	の目的を理解したとは言えない、逸脱した発言がみられ、参考にするに値する人選とはいえな	ことができると定められているところ、本条項に基づき、モニタリング会合では、
	い者も多数である。来年度モニタリング・レビュー会合の実施に当たっては適切な人選を行うべ	経済学者、法学者、弁護士、技術部門の学識者、利用事業者の事業者団体等に
	きであり、人選の理由も詳細に公開・公表すべきである。	参画いただき、多様な観点から意見を聴取しており、関係者の選定に当たって
		は、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところです。
		経済産業省としては、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタ
		リング会合では、モニタリングに必要な識見を備えた構成員による必要十分な議
		論が行われていると認識しており、「法の趣旨やモニタリング・レビュー会合の目
		的を理解したとは言えない、逸脱した発言がみられ、参考にするに値する人選と
		はいえない者も多数」との御指摘は当たらないものと考えます。
24	2.アプリストア分野	デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジ
	(1)手数料+課金方法	タルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特
	(2) 自社および関係会社の優遇	徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が
		生じやすい側面があります。
	プラットフォームの一社が製品を販売するどのような業態のビジネスであっても、誰もその会社	このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する
	に「原価を教えなければ、あなたの価格は正当化されない」と言うことはない。どのようなビジネ	法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必
	スであっても、そのような説明をしなければ、成り立たないものではない。と言及していたが、そ	要性が高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム
	の通りではないかと感じる。企業にとっての費用構造は安易に公表できるものではない。確か	提供者」として指定し、運営改善を求めています。 すなわち、デジタルプラットフ
	に、原価を報告させれば規制当局側としては楽だが、それでは総括原価方式と変わりないので	オームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用
	はないか。また、価格が高すぎるか低いかを考察するためには「限界費用」のコンセプトが必要	を止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の
	かと思われるが、限界費用は企業側でも正確にわかるものではないのではないか。	責任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

	さらに、これらのマーケットで懸念される「自社優遇措置」はプラットフォームが自由な価格設定を行うことができない状況に誘因があると経済モデルでは説明される。30%の手数料が適正だとは思わないが、共同規制とうたっている限り過度な規制に傾かないようにする必要があると感じた。	アプリストア手数料については「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討すること」を求めております。その実施方法として、アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明することは相互理解を深める有効な手段と考えておりますが、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の考え方の下、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を求めております。
25	自社優遇措置については引き続き注視していただきたい。自社優遇措置は目に見える行為だけ とは限らないため、ここで透明化法を発揮していただければと思う。特に取引相手に対する一貫 性があるかに注視していただきたい。	いただいた御意見については、p31(1)自社及び関係会社の優遇等に関連する情報として、今後の検討の参考とさせていただきます。
26	1. 脚注8に記載されている事項、すなわち、「利用事業者の声」は、「利用事業者の取引経験やその際の理解に基づくものであり、その性格上、特定プラットフォーム 提供者としての状況認識や規約等の理解とは齟齬があり得る。」という点(令和4年度の評価脚注6及び2023年8月18日第2回モニタリング会合事務局提出資料1(18頁)では、「規約等の誤解や認識不足に基づく不満が含まれ得る点に留意する必要がある。」と明記されている点)は、大臣評価の公正性や信頼性の根幹に関わる事項であるため、脚注ではなく、本文中に、次のとおり、明記するのが相当である。  ・「利用事業者の声」は、「利用事業者の取引経験やその際の理解に基づくものであり、その性格上、特定プラットフォーム 提供者としての状況認識や規約等の理解とは齟齬があり得る。」、また、「規約等の誤解や認識不足に基づく不満が含まれ得る点に留意する必要がある。」	利用事業者の声は、特定プラットフォーム提供者の業務運営を評価するに当たっての重要な情報源であるものの、利用事業者の声があることのみをもって評価がなされているわけではありません。 モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。
	2. 大臣評価の客観性・公正性を担保するために、次の対応を行うのが相当である。 (1)特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性に対する評価や求められる取組の提言の前提として取り上げる利用事業者の声については、利用事業者から寄せられた相談内容が客観的な事実に照らして正しいか否か、あるいは十分な裏付けがあるか否かを十分に検証したうえで、本評価の本文又は脚注に、裏付けとなる情報、あるいは、正確性を検証したプロセスを明示する。 (2)2023 年 8 月 18 日第 2 回事務局提出資料 1 モニタリング会合(17 頁)のようにテーマごとに、相談窓口等に寄せられた利用事業者の声の総数及び類型を示すにとどまらず、大臣評価や求められる取組の提言の前提とする利用事業者の声については、その具体的な内容及び経産省大臣が評価の根拠とするために正確かつ適切な内容であることを検証した結果を大臣評価の本文中に前提事項として示すことに加えて、一部の利用事業者の意見に過度に依拠して評価した	

ものではないことを客観的に示す観点より、利用者の声の全体の中で、評価又は提言の前提として取り上げる利用事業者の声がどの程度の割合を占めているのか明示することを徹底する。

#### 27 意見 2

# 該当箇所

大臣評価案 21 頁、35 頁、36 頁、38 頁、56 頁及び 95 頁ほか(外部(客観的)検証の要求について)

#### 意見内容

- 1. アカウント停止措置の適切性・公正性及び特定デジタルプラットフォーム提供者の取組み及び 実効性について、何らの前提及び例外事由もなく「外部検証可能な形で説明すること」を一律に 要求することは、透明化法に規定されていない対応、すなわち透明化法に定める義務の範囲を 超える負担を特定デジタルプラットフォーム提供者に求めるものである。また、実質的にも、当該 要求は、事実上特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫、自主的かつ積極的な取組み を阻害し得るものであるだけでなく、特定デジタルプラットフォーム提供者が対応を強いられる結 果、生じる事務作業やコスト、さらに営業秘密保護への配慮を欠く懸念がある。
- 2. 特定デジタルプラットフォーム提供者の取組み及びその実効性は、前回の大臣評価公表後に寄せられた「利用事業者の声」の内容や総数の変化、経済産業大臣において個々の利用事業者から聴取した意見等を分析する方法でも客観的に検証及び評価が可能であり、かつ透明化法においても想定されている対応である(第9条第4項)。然るに、大臣評価案では、特定デジタルプラットフォーム提供者にのみ客観的エビデンスの提供(立証責任)を課し、昨年度同様このような経済産業大臣による客観的かつ多角的な視点からの検証が欠落している点で、透明化法の基本理念(第3条)及びかかる法の基本理念に鑑みて特定デジタルプラットフォーム提供者に必要以上に負担を強いるものではないという指針(1.2)に照らして適当ではない。
- 3. 以上を踏まえて、大臣評価案中「外部検証可能な形で説明すること」を要求する記載を「各特定デジタルプラットフォーム提供者の事情や営業秘密の保護の必要性並びに自主的な判断及び取組みを尊重することが前提であることに留意しつつ、各特定デジタルプラットフォーム提供者がその判断に基づいて、可能な限り外部検証可能な形で説明することを期待する」の様に修正することが正確かつ適切である。また、経済産業省において「利用事業者の声」の内容や総数の変化等を分析し、特定デジタルプラットフォーム提供者の取組み及びその実効性を客観的に検証する取組みも実施し、その結果を大臣評価に記載すべきである。

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。

透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価することは難しく、当該取組が利用事業者との取引関係の改善に実際につながっているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。また、こうした情報は、特定デジタルプラットフォーム提供者が取組の実施と併せて収集することが効果的と考えます。また、特定デジタルプラットフォーム提供者がこうした情報を自ら収集・分析することは、透明化法が求めている、自主的かつ積極的な運営改善を行う契機にもなります(透明化法第9条第1項第5号で特定デジタルプラットフォーム提供者に自己評価を報告させること、大臣評価のP30~P31「②継続的な対応改善」で、利用事業者の苦情対応で求めていることも同趣旨)。上述の観点から、外部から検証できるような形での説明を求めているところです。

なお、評価に当たり、特定デジタルプラットフォーム事業者から提供された情報 を公表するか否かについては、個別に検討を行います。

# 28 はじめに(法の枠組みに関するコメント)

本法は、デジタルプラットフォーム利用事業者の保護を目的としてプラットフォームの透明性を高めることを要請するものであるが、長谷川、2022でも指摘があるように、何が適切な対応なのか、どこまで行えば改善したと評価されるのかなどについて裁量が大きくとられた規制の枠組みとなっている。モニタリング・レビュー及び大臣評価は本法の実行にあたって極めて重要な役割をはたすが、はたして適切な評価ができているのかは疑問が残る。特に取引の透明化や代替手段の確保などが至上命題となり、肝心な社会厚生の向上につながるプロセスが、経済学的なロジカルな議論も限られているなどにより、不透明である。国会附帯決議にもあるように、本法による規制は最小限にとどめるべきものとなっている。しかし評価書も含めて最低限の規制を担保する手立てもなく、本法の裁量による規制は今後指針の見直しなどとともに過剰となっていく可能性が高い。

法律の執行体制についても疑問が残る。利用事業者を過剰に保護する施策は、時に消費者余 剰の減少や非効率な資源配分という社会的なコストと引き換えに行われている可能性が少なか らず存在する。特に膨大な数が存在する利用事業者の声を聞いても、経済産業省がそれを適切 に審査し、解決策を提案するだけのリソースを持ち合わせているのか疑問である。変化のスピードが速いという理由だけで既存の独占禁止法の枠組みを超えて行政が裁量的に営利企業を 規制することを行うことができる本法の建付けには改めて懸念をする。評価は声の大きなプラットフォーム利用事業者の団体や学識経験者に引きずられないようなことが望ましい。 透明化法第1条に規定されているとおり、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争を促進させることが、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すると考えております。

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものであるため、「はたして適切な評価ができているのかは疑問が残る」との御指摘は当たらないものと考えます。

また、大臣評価は、透明化法の関係法令に基づき、その枠内で行われていることから「最低限の規制を担保する手立てもなく」との御指摘は当たらないものと考えます。

大臣評価により特定デジタルプラットフォーム提供者に運営改善を求めることは 透明化法第9条第6項、特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に 関する指針を変更することは、透明化法第7条に基づくものであり、法制定時か ら、その実施は当然に予定されているものです。

また、評価においては、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示す上で、共同規制の趣旨を踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫が発揮できるよう留意しております。 したがって、「本法の裁量による規制は今後指針の見直しなどとともに過剰となっていく可能性が高い」との御指摘は当たらないものと考えます。

透明化法第9条第4項で、経済産業大臣が評価を行う際には、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聞くことができると定められているところ、本条項に基づき、モニタリング会合では、経済学者、法学者、弁護士、技術部門の学識者、利用事業者の事業者団体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しており、関係者の選定に当たっては、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところです。

経済産業省としては、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合では、モニタリングに必要な識見を備えた構成員による必要十分な議論が行われていると認識しており、「評価は声の大きなプラットフォーム利用事業者の団体や学識経験者に引きずられないようなことが望ましい」との御指摘は当たらないものと考えます。

# 29 大臣評価に関するパブリックコメント本文

本評価は総じて経済学的な厚生分析の議論が不足しており、本法が過剰規制になっている可能性についての自己検証がなされていない。特に、以下の2点(A,B)について必要な議論が欠落していることは、本評価が社会厚生の向上に資するような適正なものではない可能性が極めて高いことを示すものである。その他、評価書本文の11の箇所についてコメントをする。

#### A 透明性を高めても競争性が高まる保証はないこと

取引等が透明化されることにより競争が促進されるのか?経済学的には一般的にはそうした結論は得られない。また透明化が反競争効果につながる例としては、提供事業者間で暗黙の共謀がしやすくなることあげられる(具体的には、プラットフォーム上流の取引条件がオープンになると、プラットフォーム提供事業者間では競合他社を出し抜いて有利な条件で利用事業者と契約を結ぶことがしにくくなり、競争が阻害されることとなる。)。また、現状では各プラットフォームがそれぞれ高度に差別化したサービスを提供しており、その状況においてプラットフォーム上流の取引の透明化がプラットフォーム間の競争性にどのような影響を与えるのかは不透明である。

以上の経済学的な帰結から、本法及び当該評価書について何が言えるか?仮にプラットフォーム間の競争が促進されていない状況があったとしても、それは本法の実効性が不足しているからというわけではない。なぜならば本法の基本的な考え方にある取引の透明化は、それが徹底されたとしても、プラットフォーム間の競争促進につながるかどうかの保証がないからである。本法が裁量の大きな規制枠組みであることを考慮すると、過剰規制にならないよう努めるべきであり、規制の根拠はロジカルに、そして可能であればエビデンスも示される必要がある。その際に、規制の根拠に「プラットフォーム間競争が不十分であるから」とするのは妥当ではない。それは、上記のとおり、取引の透明化では、競争性には十分な影響を与えることはできない可能性が高いからである。

デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の透明性が欠如した場合、予見可能性が低くなるおそれがあります。デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解を促進するために必要な体制・手続が十分に整備されない場合は、手続面での公正性が確保されません。このような透明性や公正性の欠如が、公正な競争を阻害する行為が発生する原因となり得ます。

透明化法は、こうした考えの下、その法目的(第1条)に規定されているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間における取引関係の透明性及び公正性を向上させることにより、その効果として、商品等提供利用者間の競争、さらには、デジタルプラットフォーム提供者間の競争を促進させることを目指すものです。

また、大臣評価は、透明化法の関係法令に基づき、その枠内で行われていることに加え、透明化法は、第3条で規定されているように、自主的かつ積極的な運営改善を促すものであることや、デジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮される枠組みを採っていることなどから、「本法が過剰規制になっている」との御指摘は当たらないものと考えております。

# 30 B プラットフォームの外部性に関しての議論が欠落していること

プラットフォーム利用事業者は、プラットフォーム提供事業者が行ってきたイノベーション、制度設計、そして消費者獲得などから多大な恩恵をうけてビジネスを行っている。すなわちプラットフォームは正の外部性を有するサービスである。よく知られているように、外部性の高い財・サービスは、その外部効果を内部化しなければ市場が失敗する。誰でも無料でプラットフォームの利用ができてしまうと、フリーライディング問題によりプラットフォームは過少供給になる。アプリストア等による手数料は、プラットフォームが提供するモバイルアプリ環境が有する外部効果を内部化するためのものである。この外部効果が十分に内部化されないと、プラットフォーム提供事業者によるセキュリティ対策投資が過少になったり、イノベーション投資が過少になりモバイルサービス環境の水準が今後さらに成長、発展していくことが期待できなくなる。評価書は外部効果の議論をせずに手数料に競争を導入することを提案するが、これにより必要な外部効果の内

特定デジタルプラットフォーム提供者が提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

この点、大臣評価では、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互 理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進める こと等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる」と記載しております。 イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細 を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮でき るようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者との

リ環境整備が遅れていくこ	なわちプラットフォーム提供事業者の手数料収入が減少すれば、アプロなどの過少供給が生じる可能性がある。評価書は、プラットフォーロック問題についてより重きをおいた議論をすべきである。	相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。
てそれを取り巻く各種の利! 自明であるからである。評 ならず、決して多数決的に	されならない。というのもプラットフォーム利用事業者は多数あり、そし 益団体者、行政機関等なども含めれば、指摘する声の数が多いのは 面は社会全体の真の利益の向上を目指して注意深く行われなければ	モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。
告書は問題を含む箇所が記評価書の妥当性を危うくす。評価については以下 2 点に可報告書では、アウトリング等の情報を得られないことではしまれているのにとから、ある。なお、Apple と Goog しく制限されているのは事業などの多様なサービスを摂る。 ・同報告書では、アウトリングでのデジタルコンテンツのアプリそのものの購入に比較を理では事は収まらなっかは十分な精査が必要でまず。 1) そもそもユーザーを獲得しルコンテンツの需要はアプたがって、デジタルコンテンツ供	まする競争評価最終報告の競争上の評価を引用しているが、当該報意まれており、そのロジックを元に評価書の議論を構築することは本るために割けるべきである。具体的には、同報告書の(イ)競争上のこついて、論理的な矛盾があることを指摘しておく。で認めないことでアプリユーザーの失う利益として、他の決済手段、と決済手段の多様性を挙げている。しかし、決済手段等の情報はアな価値を有するとは思えず、また支払い手段の選択肢が狭まることよる支払い価格の多寡に直結するのであれば話は別だが、そうした報告書が主張するようなアプリユーザーの失う利益について不明でき以外の決済・課金サービス事業者にとっては、現状取引機会が著実である。しかし「デベロッパによるユーザーの利便性を向上させる供する取組に悪影響が生じる」は、その具体的な悪影響が不明であば引していては、デベロッパのコンテンツ開発によるところが大きく、して、アプリストア運営者の貢献は少ない。」とするが、このような単い。特に「アプリストア運営者の貢献が少ない」と言い切れるのかどである。	デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。 このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いデジタルプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、運営改善を求めています。なお、「『モバイル・エコシステムに関する競争評価」最終報告」のうち、本大臣評価で参照していない部分への御意見につきましては、関係省庁に共有させていただきます。

	3)アウトリンクを認めることによって発生するセキュリティ対応にかかる追加費用について言及が	
	ない。最終消費者に選択肢を与えても消費者厚生が向上しない例があることは、垂直的制限行	
	為など競争政策ではよく知られた議論である。にもかかわらずモバイル・エコ報告書は、精緻な	
	分析がされないままに、代替手段の確保や消費者の選択肢拡大を絶対目的として議論が展開さ	
	れている。評価書において同報告書の個々の内容を引用することは、透明化法の評価書の妥当	
	性を棄損することにもなりかねないために、控えるべきである。	
33	(3)	アプリストアの手数料・課金方法については、例えば、米国における Epic Games.
	P46 「国際的にも、競争上の問題があり得るとして、制度整備、訴訟や競争法の執行等、様々な	と Apple (Google)等の訴訟や、EU における The Digital Markets Act などの市場法
	動きが見られる。」	の成立・執行があげられますが、御意見については今後の運用の参考とさせて
	到されたのでです。」 具体的にどのような訴訟や競争法の執行がどの国で行われているのか、引用や具体的な状況	いただきます。
		01/2/20 a y o
	を列挙されたい。同様に、「さまざまな動き」についても、「さまざま」と言うからには具体的に紹介	
	が必要である。	
34	(4)	ここでいう団体等との協議は、注釈にも記載していますとおり、独占禁止法違反と
	P46「利用事業者からなる団体等と協議を進めること等、利用事業者との相互理解に向けて継	ならない協議を想定しております。
	続的に取り組んで行くことを期待する。」	
	団体での交渉が独占禁止法上カルテルにはらないかどうかについては司法判断をすべき問題	
	であろう。ただし書きはあるももの、曲がりなりにも評価書においてこのように具体的に「団体等	
	と協議」を提案する以上、将来カルテルと判断された場合には、経産大臣が損害賠償請求等され	
	る可能性が発生するがよいのか?	
35	(5)	デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジ
	P51「相互理解が進んだとは言い難い。」	タルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特
	そもそも手数料の多寡は利用事業者と提供事業者間で相互理解を進めるのは不可能である。利	徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が
	用者の声を聞けば手数料が高いと返ってくることは当然である。手数料が高ければ利用事業者	生じやすい側面があります。
	は利用しなければよいだけのことであり、それが市場メカニズムである。毎年手数料が高いかど	このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する
	うかをレヴューで議論するのは不毛であり、経産省の限られたリソースを使ってこのような無益な	法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必
	ことをするのが本法であるならば、本法は存在意義がない。	要性の高いデジタルプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラット
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	フォーム提供者」として指定し、運営改善を求めています。
		フォーム提供有」として相定し、連善以普を求めているす。   こうした趣旨を踏まえ、本法では、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事
		業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められず、法律をもって     済工かっ(持入な)   選ばたが出まる。中の表ばただはステレジ第27である。
		適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当である事業 ************************************
		者を指定対象としています。

		-0.0 L0- 1 1 _ 1 _ 7 _ 7 _ 7 _ 7 _ 7 _ 7 _ 7 _ 7
36	(6)	デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジ
	P51「こうした声の背景には、手数料についての競争が十分に働いていると認めるのが難しい中	タルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特
	では、手数料の合理性が確保されていると評価することは難しい、ということがあるものと考えら	徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が
	れる。」	生じやすい側面があります。
	手数料は価格であり、価格は市場経済の中で自由な意思で経済主体が決めるものである。した	このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する
	がって「手数料の合理性の確保」という表現は経済学的にも競争政策的にも是認される表現では	法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必
	ない。	要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム
		提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォ
		一ムの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を
		止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責
		任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。
		特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリスト
		アの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービ
		ス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求
		める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の
		相互理解を促進することが必要と認識しております。
07		「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書について」(令和5年9月
37	(7)   DEG[和田本来来ないとか7日はしわぎれかは7日に生む30~ ) ロカロカカか取が日からよしてフロしょうだい	
	P52「利用事業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討することが求	21日 公正取引委員会)に「一般に、事業者が他の事業者と共同して、業界の窮
	められる。」	状を訴える文書を作成し、取引先に配布することは、それ自体、直ちに独占禁止
	注 68 の「、独占禁止法の遵守に十分留意する必要がある。」は具体的に何を留意すべきか?独	法上問題となるものではない。例えば、ニュースメディア事業者が他のニュースメ
	禁法違反の可能性は十分に高い。価格交渉力を高めるために共謀するのはカルテルそのもの	ディア事業者と共同して、ニュースコンテンツの流通構造の変化への対応の必要
	であろう。また事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針との整合性についても、利用事	性について理解を求める文書を作成し、ニュースプラットフォーム事業者に配布
	業者はかならずしも小規模ではなく、相互扶助を必要としていない者が多い。したがって、独禁	すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。」との記載があり
	法適用除外の事業者団体と要件に合致していない可能性が高い。相手がプラットフォーム事業	ます。デベロッパーらが、例えば、上記の考え方を踏まえた取組を行うことが考え
	者だからといって、何をやってもよいという制度設計は妥当でない。	られます。
38	(8)	アプリ内課金の代替決済手段が多様化することは、既存の利用事業者のみなら
	P52 注 70	ず、新規参入する利用事業者にとってもメリットがあるものと考えています。
	なぜ注にするのかわからない。他の論点についても、こうしたロジックは本文でわかりやすく記	
	述すべきである。ただしこの注のロジックは問題を含んでいる。というのも、手数料負担が下が	
	ると、利用事業者間の競争が促進されるという主張の根拠が不正確である。現状のように手数	
	料は売上の小さな業者は低く設定されるならば、それは新規利用事業者の参入を促す構造とな	
	っており、利用事業者間の競争が促進されている状況である。ここで手数料を引き下げると、反	
	対に既存利用事業者が有利になるから新規参入を抑制し、利用事業者間の競争が制限されるこ	
	とになる。	
L	<u> </u>	

#### 39 (9

P53「アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められる。」

手数料は、プラットフォーム利用事業者がプラットフォームから得る便益を回収する(外部効果を内部化する)という側面が大半である。したがって Google UCB のように減額するのは 4%で、残りの 96%は維持することは外部効果の内部化相当として合理的である。フリーライド問題が解消されない限り、プラットフォーム提供者は現状を変更するようなことはしないと思われる。評価書は、外部効果(フリーライド問題)の議論を無視して決済手段の選択肢を増やさせようとする論調は、成果を目に見える形で見せたいという欲求以外には、実質的な効果は乏しい。

#### 40 (10)

P55「存在しないことをいかに担保しているのか客観的に検証できる形で説明する必要がある。」評価書では自己優遇の問題点ばかりを取り上げないことが必要である。というのも自己優遇は独禁法上ただちに問題があるわけではなく、また優遇措置を設ける(差別する)ことは、経済学的にはマーケットデザイン上、利潤最大化や効率的資源配分に資する場合もあることが知られているからである。そもそもプラットフォーム事業者が問題のある優遇措置を採用するインセンティブは一切無い。なぜならば、いたずらに利用事業者の利益を棄損するような優遇措置(マーケットデザイン)はプラットフォーム提供者の利益も棄損することになるからである。また、優遇措置があいまいであることによって利用事業者の参入が減少したりすることはプラットフォーム提供事業者にも悪影響があることから、優遇措置について透明にすること自体はプラットフォーム提供事業者にも悪影響があることから、優遇措置について透明にすること自体はプラットフォーム提供事業者にとっても有益であるはずである。

したがって、優遇措置の有無と概要を示せば十分である。客観性を担保することに重きを置く必要はない。また優遇されなかった事業者の不満の声を聞きすぎるほど、政策的には中立性が保てなくなる.

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

この点、大臣評価では、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制 の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者 の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者 に対し、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的か つ積極的な検討を促しております。

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われた、との報告のみをもって運営改善がなされたと評価することは難しく、当該取組が利用事業者との取引関係の改善に実際につながっているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部から検証できる形での説明を求めているところです。

なお、自社優遇については、大臣評価で記載されているとおり、「自ら又はその 関連会社と利用事業者の間において、デジタルプラットフォームを利用する手数 料や表示の方法等を不公正に取り扱う、検索アルゴリズムを恣意的に操作して自 ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより、競 合する利用事業者と消費者の間の取引を不当に妨害する場合には、独占禁止法

		上問題(競争者に対する取引妨害等)となるおそれがある」との考え方の下、特定
		一デジタルプラットフォーム提供者に対して必要な対応を求めております。
41	(11) P64「恣意的な運用を行っていないことの説明を行うなど、透明性・公正性の確保につながる追加的な取組や説明を行うことが求められる。また、実際に恣意的な運用がなされていないかを注視していく。」 「恣意的」の定義があいまいであるが、プラットフォーム提供者は行政機関ではないので、恣意的な運用は自由に行うことができるため、それを規制対象にするのは不当である。また、プラットフォーム提供事業者は営利企業であり、消費者便益や市場の効率的配分の改善、中長期的なイノベーションを促進するような合理的な理由にも続く恣意性は是認すべきものである。したがって、評価書では恣意的な運用の可能性について客観的にレポートすればよく、それによって利用事業者の予測可能性(不公平な取り扱いをうける可能性があるので投資は控えめにするという経営判断など)を与えれば十分である。プラットフォーム提供者に「改善」を求めることは過剰規制につながる危険性があるので軽々に行うことは控えるべきである。	デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。特定デジタルプラットフォーム提供者により当該表示順位等が恣意的に操作された場合には、特定の利用事業者の売上が変動する可能性が高く、利用事業者間の取引の公正性が確保されません。このため、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して、大臣評価に記載の対応を求めております。
42	▼評価(案)全体 ・改善を行うための準備期間について 評価(案)においては様々な取組を行うことが求められているところ、実際に評価が公表され次 回報告書提出までの約5か月間では、対応するための準備期間として十分とはいえないのではないか。	次回報告書提出までに本大臣評価に記載した指摘事項全てに対しての対応を完 了させることを要求するものではなく、大臣評価を踏まえた対応に関しての計画 やアクションプラン等を説明することも考えられます。
43	・ビジネス上の差異の考慮について 評価を踏まえた運営改善が図られていない場合、取引透明化法に基づく必要な措置を講ずべき 旨の勧告等を検討していくとのことであるが、特定デジタルプラットフォーム提供者毎の状況か らして採用しづらい施策等もあり、評価項目に基づく運営改善を要請することは自主性及び自立 性に配慮するという法の趣旨と相いれないのではないか。 もし、勧告が必要とされる場合は、一律な勧告、措置ではなく、各プラットフォーム提供者の取り 組み状況及びビジネスモデルを考慮の上、慎重に検討されるべきではないか。	大臣評価に記載されている取組のうち、各社の状況を踏まえ、採用できない施策等がある場合には、代替となる施策の導入や次回定期報告書においてその説明を行うことなど、自主的・積極的な取組を講じることが可能です。また、勧告を必要とする場合の在り方についていただいた御意見は、今後の対応の検討に当たって参考とさせていただきます。
44	▼評価(案) II -第1-(3)② 「利用事業者との紛争解決に当たっては、第三者を関与させる取組も有効」という点について、解決に至るまでの時間や利用事業者の望む結果にならないこと等に鑑みると、紛争解決に当たり社外の第三者を関与させることは必ずしも実効性がある取組とは言えないのではないか。	例えば、アカウント停止処分に対してセキュリティ等を根拠として利用事業者が納得のいく理由の説明を受けることができないままになっている場合など、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の間で、それぞれの主張が平行線となり、紛争解決に向けた話合いが進まない事案があると承知しております。こうした実態を踏まえ、本評価の31頁に記載しているとおり、「第三者を関与させる取組も有効となり得る」と考えております。

		なお、本評価は、モニタリング会合の有識者等の意見等を踏まえ、利用事業者
		のニーズに合わせた紛争解決方法の検討が行われれば、高く評価できる旨を示
		すものであり、検討の結果、より適切な解決方法があると考える場合には、その
		実施・理由の説明をすることもあり得ると考えております。
45	▼評価(案) Ⅱ -第2-1(1)、評価(案) Ⅱ -第1-(2)	透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公
	2	正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、
	- 「取組の定量的な評価や具体的な改善事例等による説明がないため取組の運用実態や実効性	評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上
	が必ずしもあきらかでないものも見受けられた」(評価(案)Ⅱ -第2-1(1))、「自社及び関係会社	で、不可欠なものとなります。
	の優遇に対する懸念に応える情報開示、自社優遇措置の管理体制の整備・・・の取組内容を客観	その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価
	的に検証できる形で説明」(評価(案)Ⅱ−第1−(2))していくことが求められているという点につい	することは難しく、当該取組が利用事業者との取引関係の改善に実際につながっ
	て、現状特定デジタルプラットフォーム提供者の営業秘密や競争上の観点から開示することに慎	ているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部
	重な配慮が必要な事項が含まれていると考えられるところ、このような事項の開示を要請される	から検証できる形での説明を求めているところです。
	場合は当局側にて規律とイノベーションのバランスを図りつつ適切な調整を行われるようお願い	評価に当たり、特定デジタルプラットフォーム事業者から提供された情報を公表
	したい。	するか否かについては、個別に検討を行います。
46	- 0/2~。 本評価案においては、特定デジタルプラットフォーム事業者各社において、透明性向上に向けて	評価においては、特に個社に係る改善すべき点は個社名を挙げて指摘をすると
"	改善すべき点と対応が充分な点を明確にし、メリハリのついた評価をしていただけるようお願い	ともに、評価できる取組については個別に取り上げております。
	申し上げます。	いただいた御意見については、今後実施する評価に当たっての参考とさせてい
	TOT17676	しただきます。
47	本評価案の対象期間をご教示ください。2023年5月における各社からの定期報告書提出後か	御指摘のとおり、各社から届出のあった報告書に加え、デジタルプラットフォーム
7′	ら、大臣評価案が公表されるまでの期間における、各社の新たな取り組み等も、本評価案の対	の透明性・公正性に関するモニタリング会合におけるヒアリング等を通じて把握し
	象になっているという理解でよろしいでしょうか。	た新たな取組についても評価に含めております。
48	本評価案 P74 脚注 92 において、メディアー体型で広告主が特定デジタルプラットフォーム提供	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。
	者に支払う費用と、仲介型で広告主・媒体主が特定デジタルプラットフォーム提供者に支払う費	
	用を総称して「手数料」とした上で、P75 において、「広告主・媒体主やその事業者団体の求めに	
	応じて、手数料の水準や決定方法の妥当性についての考え方を丁寧に説明するなど、利用事業	
	者との相互理解に向けて、継続的に取り組んでいくことが求められる」と記載されています。	
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第4条では、「デジタル	
	プラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を	
	自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとする」と	
	いう同法の基本理念にのっとり、指定が必要な最小限度の範囲に限って区分の指定が行われる	
	ものとされており、その区分に則ってデジタルプラットフォーム提供者による取組とそれに対する	
	評価が実施されることが同法の主旨であると理解しておりますが、当該区分を曖昧にして議論を	
	行うとそれぞれの課題に関する論点も不明瞭にしてしまう恐れがあります。	
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の	
	区分及び規模を定める政令第1項第3号の区分(メディアー体型広告)及び同項第4号の区分(仲	

	介型広告)は別の区分であり、区分ごとの課題も異なると考えられることから、各々への指摘事	
	項については、メディア一体型・仲介型のどちらに関する指摘であるか、峻別して記載いただけ	
	ますよう、改めて、お願い申し上げます。	
49	1.	利用事業者の声は、特定プラットフォーム提供者の業務運営を評価するに当たっ
	Apple は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化	ての重要な情報源であるものの、利用事業者の声があることのみをもって評価
	法」といいます。)のプロセスに貢献する機会を歓迎いたします。Apple は、透明化法の目的を尊	がなされているわけではありません。
	重し、経済産業大臣による評価(以下「本評価」といいます。)、そしてユーザーが App を入手す	モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラ
	るための安全な体験を提供するとともに、あらゆるデベロッパが成功するための優れた機会を	インモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プ
	提供するという Apple が長年にわたって指針としてきた原則を踏まえ、App Store の透明性及び	ラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、
	公正性を自主的かつ積極的に改善するように引き続き努めてまいります。	モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積
	五正にと日エロが、グ情呼呼がに収合するように可じがに対してよいうよう。 2.	と
	- Z. - Apple は、日本におけるイノベーション・エコノミーの推進に貢献できることを誇りに思います。	
	Apple は、貴省及びデベロッパを含む関係者の皆様と引き続き緊密に連携し、App Store をユー	
	ザー及びデベロッパの双方にとってより良いマーケットプレイスにするために、今後も進化を続	
	けてまいります。	
	3.	
	その目的に向けて、Apple はエコシステム全体の適切なバランスに照らして最適な取組を行って	
	いくことが必要であると考えています。透明化法は、「国の関与その他の規制を必要最小限のも	
	のとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること」を基	
	本理念として掲げており、本評価を踏まえて具体的な取組を自主的に決定し実施していくこと	
	が、Apple の責務であると理解しています。	
	4.	
	本評価の案(以下「本評価案」といいます。)において示されているいくつかの要請は、(すべての	
	デベロッパの意見を代表していない)一部のデベロッパの意見を過度に強調しており、エコシス	
	テム全体への総合的な影響を考慮すると、実施することは不適切であると考えます。Apple は、	
	デベロッパの声に真摯に耳を傾け、適切な場合にはそのフィードバックに基づいて改善を行うと	
	ともに、プラットフォーム運営者として、ユーザー保護の必要性を含むエコシステム全体の二一	
	ズとのバランスをとる必要があります。以下のセクションでは、具体的なトピックのうちのいくつ	
	かを取り上げますが、Apple は、次回の年次報告書において、本評価で示された要請に対する	
	Apple の見解をより包括的に記載する予定です。	
50	B. 「利用事業者との相互理解を促進するための手続・体制整備」(本評価案 II 1(2))について	イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、経済産業省は、特
	5.本評価案は、「2022 年度大臣評価で示されているように、特定デジタルプラットフォーム提供者	定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示した上で、取
	が、利用事業者や社会全体から信頼を確保していくに当たっては、外部から検証できるような形	組内容の詳細については、特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫が発
	で、自社の取組を説明していくことは重要である。そのためにも、次回の定期報告書並びに対外	揮できるよう、自主的かつ積極的な取組に委ねることとしております。
	説明等において、定量的な実績、課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための	リナくこ のいう、ロエロッグ アコスドビロアの4人が近に女性のでここの C00 /の 7 o
	このでした。これは「大学」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いっ」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いい」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」というには、」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」といっ」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というには「いっ」」というにはいるにはいる」というにはいるにはいる」というにはいるにはいるにはいる」というにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる	

工夫等、各種取組の実効性をその根拠資料とともに示すこと、その際、独立した部署による内部 監査や外部機関による監査結果があるものについては、これを添付すること … が求められ る」と述べています(21 頁)。

6

Apple は、自社の取組がデベロッパや社会全体に広く理解されるよう、今後も努力を続けてまいります。この点において、Apple は、外部関係者の方々に App Store への理解を深めていただくことが必要であると理解していますが、デジタルプラットフォーム自身が、どのような新たな取組を実施し、そうした取組を利用事業者や社会全体にどのような方法で説明するかについて決定していくべきであり、その責務があると理解しています。

7

本年度のプレゼンテーションにおいては、昨年度の大臣評価に従って、取組の効果の客観的な評価に資する定量的な数字を提示しました。本評価案 58 頁でも、「Apple は、日本の利用事業者のアカウント停止の件数を示したことや、アカウント停止措置に対する異議申立ての件数等を説明したことは評価できる」とされているとおり、Apple の取組は好意的に評価いただいているものと理解しております。また、本評価案 67 頁は、「日本語によるコミュニケーションプログラムの一環として、最も多く見られるリジェクトの理由の説明を日本語に翻訳し … た。バグを原因としてリジェクトされたアプリのうち、約 76%は日本語によるリジェクトの回答がされた最初の審査の後に修正された。さらに、スクリーンショットを原因としてリジェクトされたアプリの 80%は、日本語によるリジェクトの回答がされた最初の審査の後に修正され、英語のみで回答されたスクリーンショットを原因とするリジェクトの解決割合から顕著に改善された(Apple)」として、Apple の取組を望ましいものとして好意的に認識いただいています。Apple は、改善状況を把握いただけるように、来年度の年次報告書でも同様の数字を報告する予定です。Apple は、このアプローチが透明化法の要求と経済産業省のご期待に合致しているものと考えておりますが、もし理解に齟齬がありましたら、より効果的な対応ができるよう、具体的にお知らせいただければ幸いです。

大臣評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示すものであり、透明化法第9条第6項において、特定デジタルプラットフォーム提供者は、大臣評価の結果を踏まえ、運営改善に努める義務があることを規定しているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明を求めています。

また、透明化法第9条第2項に基づき、特定デジタルプラットフォームの透明性 及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供 者から、評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運 用する上で、不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価 することは難しく、当該取組が利用事業者との取引関係の改善に実際につながっ ているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部 から検証できる形での説明を求めているところです。

C.「アプリストアの手数料・課金方法」(本評価案Ⅱ2(1))について

8.

51

本評価案 51 頁は、手数料について、「相互理解が進んだとは言い難い」としています。本評価案は、その根拠の一つとして、モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告(以下「最終報告」といいます。)中のアンケート結果を参照し、「手数料を支払っている利用事業者の過半数は、(手数料率が 15%であっても 30%であっても)自身の支払っている手数料を高いと認識している等とのアンケート結果がある(モバイル・エコシステム最終報告 71~77 頁参照)。なお、手数料を支払っていない利用事業者も一定程度存在する。」と指摘しています。

g

しかしながら、最終報告の調査アンケートには重大な不備があり、依拠すべきではありません。 特に、Apple は、強い否定的な見解を持つ不均衡な数のデベロッパが、調査への参加を選択し 御指摘いただいた弊省で実施したアンケートは実施時期が2021年12月である一方、公正取引委員会が実施したアンケートは実施時期が2022年3月であり、最新のデベロッパーの意見が反映されているものがより適切であると考えます。また、弊省で実施したアンケート結果は、手数料を支払わずにアプリストアを利用しているデベロッパーによる回答を含むものです。いずれにしても、当該結果のみをもって、手数料を支払っているデベロッパーとの関係で相互理解に向けた取組が不要であるとは言えないと考えております。

たことを懸念しています。これは「事業者アンケート結果」Q7 への回答から明らかです。その回答によれば、回答サンプルの約3分の1が15%または30%の手数料を支払っているとされていますが、Apple 自社の請求データによれば、何らかの手数料を支払っているデベロッパは全体の約14%にすぎません。このような大きな食い違いは、AppleのIAPビジネスモデルの変更を押し進めることに商業的な関心を持つデベロッパ(例えば、手数料を支払う必要があるデベロッパの割合)が、この調査において過大に代表されていることを示しています。

10.

これらの偏りは、他の調査質問への回答を著しくゆがめています。特に、最終報告図 2-1-3 に示されている、支払われる手数料に対して Apple が App Store の運営上提供する価値に関するデベロッパの見解にはバイアスが掛かっています。手数料が 0%であるデベロッパにおいては、手数料が「高い」または「どちらかといえば高い」と考えるデベロッパの割合は、15%または30%を支払うデベロッパよりも著しく低かったことを回答は示しています。上記およびこれらのデベロッパ(すなわち手数料が 0%のデベロッパ)が回答者の中で実際よりも少数しか存在しなかったという事実に照らすと、全てのデベロッパのうち 21.7%が手数料を「高い」と考えているという見出しの数字は、結果的に著しく誇張されたものとなっています。

11.

- 一方、経済産業省自身が実施した利用事業者向けアンケート調査の結果 1 によれば、多くのユーザーが App Store を肯定的に評価しています。例えば、
- ・「Apple に対して支払う利用料やその他料金等について、対価に見合ったサービスを受けていると思うか、または Apple からの説明に納得しているか。」という質問に対して、回答者の 75.2%が 肯定的な回答をしています。
- ・「Apple が説明している利益は、回答者の企業において実現されていると思うか。」という質問に対して、回答者の 78.9%が肯定的な回答をしています。

12.

公平性の観点から、本評価においては、上記のとおり依拠することが適切ではない最終報告のアンケート結果を引用するだけでなく、Apple のエコシステムへの貢献を評価し、より広範なデベロッパの声を偏りなく反映している経済産業省の調査結果も引用する必要があると考えます。

デベロッパにとっては、当然、自身が支払う手数料は可能な限り少ない方が望ましいので、一部のデベロッパが手数料率に不満を持っているとしても、それは驚くべきことではないということを認識いただく必要があります。繰り返しご説明しているとおり、Apple の手数料がこれまで業界の標準的な料率を超えたことはなく、むしろ、Apple の手数料は時の経過とともに減少しています。このような背景事情やビジネスモデルの合理性を考慮することなしに、手数料水準の妥当性を適切に評価することはできません。Apple は、本評価が、ただ一部のデベロッパが手数料率に不満を抱いているという理由から、Apple が追加的な措置を講じる必要があるという結論に飛躍しないよう要請いたします。むしろ、エコシステム全体の様々な状況を包括的に考慮した評価をお

願いしたいと思います。同時に、Apple は透明性にコミットしており、デベロッパの皆様にご理解いただけるように、当社のポリシー、プログラム及びテクノロジーに関する完全な情報をデベロッパに提供し、ご理解いただくために最大限の努力をしています。

14.

Apple は日本経済の発展に、より一層貢献していくことに尽力してまいります。Apple は、デジタルプラットフォームによる創意と自主性に重点を置いてイノベーションを実践するというアプローチを評価しています。Apple は、今後も継続して日本の顧客やパートナーと連携し、コミュニケーションを続けてまいります。

# 52 29ページ①の最後の段落

#### •意見内容

報告書においてもご認識いただいている通り、弊社は法の定めに基づき、お客様からの問い合わせや苦情の処理件数、そのような問い合わせの分類、及び処理に要した平均時間を開示しております。法律上、これら数値の公表は義務とはされていないところ、貴省が弊社に対しこれら数値の公表をお求めになる根拠をお示しいただきたく、お願いいたします。

透明化法7条2項に基づく指針 2.2.1②とこれを具体化した指針 3.2.1②が、苦情処理・紛争解決の手続・体制やその実績について公表することを求める旨の記載の根拠となっております。

また、透明化法上、特定デジタルプラットフォーム提供者は、本評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を自主的に向上させる努力義務を負います(法第9条第6項)。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務を踏まえ、大臣評価において指摘された事項について、特定デジタルプラットフォーム提供者が運営改善に取り組むべき努力義務があることを明確にしたものです。

#### 53 総論

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された令和4年度定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を分析するとともに、「モニタリング会合」を通じて、学識経験者や関係者の意見を聴取することで、網羅的、体系的にデジタルプラットフォームの利用に関する論点が明らかになり改善方針が示されたことは、大きな前進であり賛同する。

評価にあたって経済産業大臣の評価が具体的に明記されたことは、経年的な施策である透明化法の運用において継続的な改善が促進されることが期待される。

また、アプリ事業者団体の立場からは、透明化法の運用に限らず、透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力ある介入方策の方向性が示されるとともに、「モバイル・エコシステム(スマートフォンにおける OS を基盤とするアプリ等の市場)については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する。」と具体的な方針が示されたことも評価できる。

賛同いただく御意見として承りました。

# 54 4. アプリストア分野における主な課題と期待される取組の方向

(3)アカウント停止・アプリ削除措置の手続

アカウント停止に関しては、透明化法により30日前の事前告知が求められているが、例外適用 を理由とする事前通知なしのアカウント停止や、アプリ削除に関して十分な理由の開示がされない等の課題が挙げられている。

このような課題の運営改善を図っていくには、アプリ事業者による異議申し立て状況等の継続的な分析が最低限必要であると考えるが、評価・分析の対象となる「2. 透明化法に基づく義務の履行状況(3)苦情処理・紛争解決の状況」は、限定された情報しか公開されておらず、今般の評価案においても以下のような課題が示されている。

「苦情処理・紛争解決に係る取組の客観的な評価に資する情報を積極的に開示することが求められる。」

「利用事業者の苦情を分析し、結果を踏まえて継続的に運営改善を図っていくことが求められる。」

苦情の指標について統一的な基準を示すことは、デジタルプラットフォーム提供者の自主的な改善を進めるという法の主旨から難しい面があるかと想像するが、評価・分析・改善のプロセスを進める上では、アプリ事業者にとって重要な「アカウント停止、アプリ削除」及び透明化法の義務である「提供条件の変更」等に関しては、最低限、異議申し立て件数と内容を苦情として定義して公表することを義務化するとともに継続的な分析を進めることを求める。

利用事業者から寄せられた苦情・紛争を端緒として、特定デジタルプラットフォームの運営が継続的に改善されることが重要と考えております。 いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

#### 55 (6)アプリ審査の予見可能性、公平性・公正性

アプリ審査に関しては、アプリ事業者から審査員による判断のバラツキをはじめ様々な課題が 指摘されている。これは曖昧な基準を起因とするものとともに、基準等の提供条件の改定をとも なわない、審査における解釈の変更(審査が通ったアプリと同様な内容でもリジェクトされる等) が常態化しているのではとの懸念が喧伝されている。これはアプリ審査の公平性・公正性を阻 害するとともに、透明化法における提供条件変更における事前告知義務を潜脱することにもつ ながるため十分な注視が必要であると考える。

また、昨年の意見と同様であるが、「アプリ審査の予見可能性」に関して、アプリ事業者からは事前審査の要望が寄せられている。

現在、アプリの高度化等により開発費等のコストは高騰しており、ベータテストを実施する前段階として開発投資の是非等の事業判断を行う段階で、何らかガイドラインの抽象性を補完するような仕組みにより予見可能性が担保されないと、イノベーションを促進するための先進的なアプリの開発に挑戦することが困難になりつつある。この状況は、双方にとって望ましいことでないと考えられるため、認識のギャップを埋めるための継続的な取り組みから改善に向けての早急な対応が必要であると考える。

アプリ審査を含め、規約の文言等の形式的な変更はなくとも、実質的に提供条件の変更に該当するべきものが、運用上の変更として取り扱われていることがないかについては、引き続き、端緒となる情報を収集しつつ、必要に応じて特定デジタルプラットフォーム提供者に事実関係を確認してまいります。

また、後段の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

56	総論	賛同いただく御意見として承りました。
	METI の今回の評価では、特定のデジタルプラットフォーム提供者から提出された 2022 年度	
	の定期報告書を詳細に分析し、「モニタリング会議」を通じて多くの専門家や関係者の意見を取り まとめた事項に対する改善方向を示していただいた点について、大きな成果であると考え、全体	
	するのだ事項に対する政告が同を示していただいた点に りいて、人さな成未であると考え、主体的な方向性に替同しております。	
		++
7	4. アプリストア分野における主な課題と期待される取組の方向	賛同いただく御意見として承りました。
	(1) 手数料および課金方法	
	限られた情報提出の範囲内でも、より正確で具体的な資料提出を求め、アプリマーケットプレイ	
	スの反競争的慣行に対する懸念を提起していただいた点に賛同しております。特に手数料を負	
	担する利用事業者からの懸念や、一部の利用事業者に偏った手数料負担について言及してい	
	ただいた事項には大きく共感しています。	
	また評価された事項の中で、独占的に運営されるアプリマーケットプレイスのコストの透明性不	
	足や独占的市場構造により、利用事業者が提供されるサービスに対して手数料が過度に高い点	
	にも Match も同様に大きな懸念を抱いております。 アウトリンクの利用における諸条件の付加による不便及びこれによる代替決済手段の不許可に	
	対する懸念についても大きく共感しています。同時に、第三者決済手段利用時の手数料減額分(40)が実際なれた問題解決すだけにはなった。しいままれたのいても、またなれる。では日常して	
	(4%)が実質的な問題解決方法にはならないという言及についても、大きな枠組みでは同意しています。	
	います。   アプリマーケットプレイスの公正化と消費者に与える悪影響に対処するための可能な対策を見	
	プラウィーケットプレイスの公正化と消費者に与える志泉者に対処するための可能は対象を見 つけるために、METI や日本政府の皆様が大変な努力をされていることを認識しております。	
	Match はこのような有害な影響に対処するために導入できる様々な規制選択肢を認識・評価し	
	Match はこのような有害な影響に対処するための最も効果的な規制体系は、日本での事前規	
	はいますが、これらの行音な影音に対処するための最も効果的な統制体系は、日本での事制統制 制だと考えております。	
	特に、このような有害な影響は利用事業者が特定デジタルプラットフォーム利用者が運営するア	
	プリストアにアクセスする際に、アプリ内支払い処理システム(以下 IAP とする)を利用すること	
	が義務付けられていること(以下アプリ内決済独占とする)、アプリ開発者がアプリからユーザー	
	をウェブに誘導(または外部リンク)して購入できる権限が制限されること(以下「アンチステアリ	
	ング」とする)と深く関係しております。アプリ内決済処理システム(IAP)独占とアンチステアリン	
	グ行為は、消費者の選択肢を狭め、消費者の支払い価格を上げ、イノベーションを抑制し、アプ	
	リ内コンテンツやサービスの質と量を低下させ、アプリケーションおよびアプリケーション内決済	
	処理のためのフィンテックソリューションの競争を阻害します。また、IAP 独占とアンチステアリ	
	ングによりアプリ開発者が利用できるデータが制限されるため、悪意のある行為を検出し対処す	
	- National Annual Control of the Con	

ることが難しく、悪質な企業を自社サービスから排除することが困難になります。

58	各国政府も日本政府と同様に、既存の競争法だけでは透明化・公正化の実現が難しいとの認識	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて
	のもと、新たな事前規制を続々と導入しています。欧州の DMA をはじめ、最近の米国連邦裁	いただきます。
	判所の判断などもこの流れの一部です。デジタルプラットフォーム市場で発生する前例のない	
	独占状態から消費者を守る唯一の方法は政府の行動であることを世界中で認識しています。	
	Matchgroup はこの点から日本政府の努力を支持することを再び表明いたします。	
59	·該当箇所	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。
	評価案全体	The result of th
	•意見内容	
	当該内容に関わる消費者を含む関係者が判断することが困難。説明責任の観点からも問題が	
	ある。別添2のような一覧の記載がわかりやすい。せめて概要をつけるといいのではないか。	
	·理由	
	評価文書が非常に膨大な内容である。	
60	•該当箇所	
	評価案全体	に、利用事業者保護の観点から、両事業者間の取引の透明性や公正性の向上を
	·意見内容	図るものです。このため、透明化法や同法に基づく評価は、消費者保護を阻害し
	各項目の評価にあたって消費者への影響を考慮した評価が不十分である。	ないものであり、例えば、透明化法第5条第4項において、特定デジタルプラットフ
	·理由	オーム提供者に利用事業者に対する開示義務を適用しない場合(例外措置)とし
	法律が直接には消費者の権利・利益の確保を目的とするものではないが、事業者の取組みは	て、「開示することにより一般利用者の利益を害する場合…は、この限りでない。」
	消費者の権利・利益に大きな影響を与えるものである。	と規定されているのは、上記の考え方を踏まえたものです。
61	•該当箇所	特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目について、取組内
	「提供条件や提供条件の変更内容をわかりやすく開示する取組・工夫」	容やその実効性を根拠資料とともに報告書に盛り込み、次回のモニタリング・レビ
	·意見内容	ューのプロセスで外部検証可能な形で説明することを求めております。御意見
	「提供条件」の変更等についての「わかりやすい内容」にする取組について、エビデンスを示され	は、こうしたモニタリングの方針に賛同いただく御意見として承りました。
	ていないものが多く見られる。事業者に第三者の検証等によるなどの積極的な仕組みの提示を	
	求める必要があるのではないか。	
	·理由	
	わかりやすい内容への取組みについて自社の判断のみでは信頼性に欠けるか。	
62	•該当箇所	例えば、アマゾンが、利用事業者からの苦情のうち結果的に利用事業者が満足
	「提供条件や提供条件の変更内容をわかりやすく開示する取組・工夫」	するかたちで解決した苦情の割合について具体的な数値(約 71%)を示して説明
	•意見内容	したことについて、望ましい取組として挙げております。いただいた御意見につい
	「提供条件」の変更等についての「わかりやすい内容」にする取組について、エビデンスを示して	ては、今後の運用の参考とさせていただきます。
	いる例、たとえば、利用事業者の満足度をモニタリングするなどよい取組みはベストプラクティス	
	として示すとよいのではないか。	
	•理由	
	事業者全体の取組みのレベルアップにつながると同時に消費者が評価することが可能になる。	

63	•該当箇所	透明化法上、特定デジタルプラットフォーム提供者には、提供条件の変更に当た
	「提供条件変更時の対応」	り、事前通知と理由提示が義務づけられており、こうした事前通知等は、利用事業
	·意見内容	者が当該変更により生じる作業・調整のために必要な準備期間(少なくとも15日
	利用事業者に重大な影響を及ぼす変更について、告知期間の対応だけではなく、何が重大な	以上前)が確保されるように行うことが求められています。いただいた御意見につ
	影響を及ぼすかの基準の開示を求める必要があるのではないか。	いては、今後の運用の参考とさせていただきます。
	·理由	
64	•該当箇所	大臣評価では、例えば、LINE ヤフー(オンラインモール)について、優良配送施
	「利用事業者との対話プロセス」	策の実施に当たり、利用事業者用の要望フォームを公開し、一部の要望を施策内
	·意見内容	容に取り入れるといった変更等の意思決定前に利用事業者の意見を積極的に聴
	事業者の対話の例を見ると、多くが自社の取組を理解するための一方通行の説明であり、対話	取する取組を掲載しております。利用事業者との対話プロセスをより実効あるも
	にはなっていない。	のとすることは引き続き重要であり、いただいた御意見については、今後の運用
	·理由	の参考とさせていただきます。
	ーー 対話は双方向の意見交換であり、利用事業者の意見や課題の議論の記載があってもよいと思	
	われるが、そのような記載例は殆どないように思われる。	
65	·該当箇所	透明化法は、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との取引を対
	「課題と考えている事項、今後の対応」	象に、利用事業者保護の観点から、両事業者間の取引の透明性や公正性の向上
	·意見内容	を図るものです。
	利用事業者とのコミュニケーションの取組のなかで、消費者の権利・利益に関わる苦情からの	なお、本取組を通じて得られた情報等については、消費者保護の取組等、マル
	対応例が見受けられるが、どのような改善をして、消費者の権利・利益に貢献したのかがわかる	チステークホルダーの取組においても貢献することを期待しております。
	情報がほしい。	
	·理由	
	法の目的である透明性および公正性の確保は最終的には消費者の苦情の削減あるいは消費	
	者の利益につながるものである必要がある。	
66	·該当箇所	透明化法は、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との取引を対象
	「返品・返金の取り扱い」	に、利用事業者の正当な利益の保護の観点から、両事業者間の取引の透明性や
	•意見内容	公正性の向上を図るものです。
	楽天市場および Yahoo!と Amazon の2つのケースを示し、Amazon の例のみ一定の期待を示し	その上で、ご指摘の点については、Amazon.co.jp の返品・返金に関する仕組み
	ているが、消費者から見たとき、前者が優れており、後者に課題があるとは必ずしも言えないこ	に対して利用事業者から不満の声が寄せられていることを踏まえ、こうした利用
	とから、両者に対してそれぞれ課題を示すべきではないか。	事業者からの不満の声に対する取組を求めるものです。
	•理由	
	前者は利用事業者には不満が生じないとあるが、利用事業者の対応によっては消費者の不利	
	益のある返品・返金となることもありうる、また、後者には利用事業者の不満が生じやすいとある	
	が、消費者には利益となる現品・返金の可能性もある。要は返品・返金の基準や考え方の問題	
	如何によるのであり、その内容をきめ細かく見て評価すべきと考える。	

# 67 ・該当箇所

別添2全体

・意見内容

苦情・紛争の主な類型や結果の概要について、項目の記載しかないものが多いが、具体的な内容が不明なので課題がわかる報告を求める必要があるのではないか。なお、件数が少ないという課題はあるが、Apple のみが具体的な課題と解決がわかる記載になっている。

·理由

苦情等によって取引についての課題が見える事が問題改善につながると考える。

特定デジタルプラットフォーム提供者各社における苦情を踏まえた運営改善については、大臣評価 P22~の「(3) 苦情処理・紛争解決の状況」に掲載されており、例えば、Google(アプリストア)は、次のような取組を行っています。

「チームの運営を改善し、デベロッパーにより良い体験を提供するために、苦情や紛争から得られる情報を継続的に検証している。例えば、デベロッパーによる異議申立ての約30%は、デベロッパーがアカウント停止に関するより明確で透明性の高い情報を求めるものと判明した。そのため、2022年に、デベロッパーに対する段階的な警告違反に関する通知内容を、アカウント停止措置に至った違反の詳細を含めるように更新した。この変更の結果として、アカウント停止の理由を理解していないことに関連する訴えが70%減少し、アカウント停止の理由の誤解に関連する訴えが18%減少し、デベロッパーの感情モニタリングによるネガティブ感情が25%減少した。」

利用事業者の苦情を分析し、結果を踏まえて継続的に運営改善を図っていくことは引き続き重要であるため、いただいた御意見については、今後の運用の参 者とさせていただきます。

68 P59

2 アプリストア分野(4) 返金の取扱い

2022 年度大臣評価で示された「返品・返金に係る考え方や取組について、利用事業者に積極的にわかりやすく説明すること、返品・返金実績に関する一定の情報を公表・説明すること等、利用事業者の理解増進や事業の予見性向上に向けた取組を進めていくことや、異議申立てプロセスを充実させるなどの対応を講じていくことを期待する」という点について、賛同いたします。

Apple の返金対応について、P60 以降に新たに開発した返金に関する情報開示ツール(API)についての記載があり、デベロッパがこのツールを利用すれば、AppleID の様々な情報(課金履歴・課金状況・過去に返金を受けたかどうか等)が分かり、デベロッパはその情報を照らし合わせて未成年者契約の取消などの検討が可能と思われます。

しかし、ゲーム会社などのデベロッパに消費者が取消を申し出ると「Apple アカウントを通じた取引については規定上、当社が返金に応じることは禁止されている」「決済元が Apple の場合は請求取消等の処理を行うことができない」「請求情報を管理している Apple 社でのみ返金を承っているためサポートが困難」という回答があります。一方、Apple 社に返金申請しても 2023 年 10 月以降は「返金できない」という回答が多く、API 活用に関する言及もありません。デベロッパ、プラットフォーマー双方から断られ、未成年者契約の取り消しが認められない状況が続いています。モニタリング会合(2023 年度第7回)議事要旨で委員からの質問・意見の中にも、「API を知らないデベロッパが非常に多い」と指摘されていますが、上記の状況をふまえると、デベロッパに API が周知されているとは言い難く、APIを利用した上で返金を検討されているとは思えません。

賛同いただく御意見として承りました。

また、いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。

Apple 社にはデベロッパに対し、開発した API の早急な周知と利用の案内をお願いします。また 消費者から未成年者契約の取消等の申し出があった場合は、Apple 社だけでなく各デベロッパ でも返金をご検討いただけるようお願いいたします。

#### 69 1. 総論

本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しています。

#### 70 2. 各論

【論点 1】第2 各分野における主な課題と求められる取組の方向性 アプリストア分野 (1)手数料・課金方法(評価案 46~53 ページ)

評価案は、アプリストアの手数料について現行の手数料率と課金方法を問題視し、以下のように評価を下している。

- 手数料についての競争が十分に働いていないため、現行の手数料率には合理性がない
- ・現行の手数料率に対して利用事業者からの理解が得られていない

また、利用事業者に対する説明が依然として不十分であるとして、評価案は「利用事業者からなる団体」との協議によって「追加的な取組を検討する」よう求めている。

上記の評価を下すに際し、評価案は利用事業者による「声」を主要な根拠として挙げているように見える(評価案 51 ページ)。しかし、こうした「声」に基づく評価は利害関係者のインセンティブを完全に無視しており、妥当性を欠いている。その理由を以下で説明する。

第一に、政府を後ろ盾として「高額の手数料」という認識を既成事実化してしまえば、特定デジタルプラットフォーム提供者は今後手数料率を下げざるを得ないかもしれず、そのような状況において手数料を負担する利用事業者が「手数料が高い」と主張するのは当然である。経済学的に言えば、そのような主張はチープトークにすぎない(信憑性がない)。事実、51 ページの脚注 67は「手数料を支払っている利用事業者の過半数は、(手数料率が 15%であっても 30%であっても)自身の支払っている手数料を高いと認識している等とのアンケート結果がある」と指摘しており、利用事業者は任意の手数料率に対して「高い」と回答するかもしれない。

第二に、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数料に見合っていない」という利用事業者の声は、手数料率が非合理的であることの根拠とはなり得ない。なぜなら、サービスの対価である手数料が高すぎるならば、この利用事業者はアプリストアを利用し

利用事業者の声は、特定プラットフォーム提供者の業務運営を評価するに当たっての重要な情報源であるものの、利用事業者の声があることのみをもって評価がなされているわけではありません。

本評価は、「経済産業大臣は、第二項の評価を行うときは、あらかじめ、利用者 又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の 意見を聴くことができる。」(法9条4項)との規定に基づき、モニタリング・レビュ ーのプロセスを実施しています。

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。

こうした趣旨を踏まえ、本法では、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められず、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当である事業者を指定対象としています。

		ないはずだからである。「現にサービスを利用している」という行動からは、この利用事業者が	特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリスト
		- 「サービスが対価に見合っている」と考えていることが示唆される(これを経済学では顕示選好と	アの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービ
		いう)。現実に多くの事業者がプラットフォームを利用しているという事実そのものが、コスト無し	ス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求
		に主張できる「声」よりも重要なのではないだろうか。	める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の 相互理解を促進することが必要と認識しております。
		   第三に、評価案は「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」という意見を取り上げて、	THE POET OF CONTROL CO
		現行制度が公平性の点で問題をはらむと考えている節があるが、応益原則(「平等性の原則」	
		「公平性の原則」とも呼ばれる)の観点からは現行制度はむしろ公平な仕組みである。Apple の	
		報告によれば、30%の手数料率を課されているのは高い収益を上げている一部の大規模事業者	
		のみであるが(評価案 48 ページ)、そうした事業者はアプリストアの利用から高い便益を得てい	
		る。所得税が累進課税になっているのと同じように、公共財(=システム・インフラ)に類似した性	
		質を持つアプリストアにおいて、このような一部の企業が手数料の多くを負担するのは理にかな	
		っている。	
		   第四に、「手数料についての競争が十分に働いていないため、現行の手数料率には合理性がな	
		い」という評価案の認識には重大な誤解があるように思われる。つまり、「アプリストア提供者間	
		- に競争が存在していないことが手数料を高止まりさせている」という誤解である。もしこの認識が	
		正しければ、現に Apple と Google はアプリストア提供者として競争関係にあるため、手数料は	
		現状においてすでに下がっているはずである。	
		現行の手数料率に合理性がないと評価するのであれば、評価案は妥当な手数料率が何%なの	
		かについて、根拠を含めて提案するべきかもしれない。(「デジタル広告分野」においても「利用	
		事業者は手数料の設定が妥当なものか判断できない」との文言が見受けられるが(評価案	
		74 ページ)、現実的に見て、「妥当な手数料」を決められるというのは幻想ではないだろうか。)	
		以上の指摘とは別に、私企業のビジネスモデルに対して過度に介入するような評価案の姿勢に	
		は重大な危惧を抱く。将来の利潤を見込んで投資を行ったにもかかわらず、投資の回収段階で	
		・ 企業のビジネスモデルが外生的に制限を受ければ、企業はその後の投資インセンティブを大き	
		く低下させてしまうだろう。価格戦略はビジネスモデルの一角を構成するものである。	
	71	興味深いことに、評価案は、Amazon がストア出品者に対して「競争力のある価格設定」を要求す	アプリストアの手数料問題、アマゾンの「競争力ある価格」のいずれの課題につい
		ることを問題視している(評価案 43~44 ページ)。	ても、利用事業者の利益が不当に害されないことを目的とするものであり、矛盾
			するものではありません。
f	72	【論点 2】透明化法に基づく義務の履行状況(3)苦情処理・紛争解決の状況(評価案 22~31 ペー	昨年度は、Apple の苦情の件数が3件と報告された点を踏まえ、「苦情申立てフォ
		ジ)	一ムが十分に認知されていない可能性もあり、利用事業者の認知を高める取組
		透明化法が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して「利用事業者からの苦情・相談や異議	を期待する。」と評価しております(本評価 22 頁)。本年度は、Apple から苦情の件
			86-18 - 10 1 +04-51 - 1-1 1 1 8 - 2 18600

数が 4 件と報告されましたが、アプリ削除に対しては 411 件、アカウント停止に対しては 22 件の異議申立てがあったことの報告もなされました(本評価 56 頁)。

申立て等にしっかりと耳を傾け、適切に対応すること」を要求するのは当然である。その上で、評

価案は各提供者の取り組みや情報開示の状況を評価しているが、評価基準が不適切だと思われる記述が見受けられる。

取り分け気になるのは、Apple への苦情申立件数の「少なさ」を指摘する記述である(評価案 29 ページ)。Apple による報告が正しいならば、苦情の件数が少ないのは事前の調整による積極的な問題解決の結果ということになる(評価案 23 ページ)。Apple が独自に用意したウェブフォームに対する苦情の申し立て件数が昨年度と同様に少なく、「経済産業省が設置したデジタルプラットフォーム取引相談窓口における Apple に対する苦情の傾向についても大きな変動は見受けられなかった」(評価案 29 ページ)のであれば、これは肯定的に評価すべき内容だろう。苦情件数を少なく抑えることが非難されるような評価方法は制度設計(メカニズムデザイン)の観点から特定デジタルプラットフォーム提供者の取組インセンティブを歪める可能性があり、評価案の記述は不適切である。

苦情に該当する可能性が高いと考えられる異議申立てのほとんどが当該ウェブフォームを利用せずに行われていると考えられますので、当該ウェブフォームの認知は依然高まっていない可能性が高いと思われます。報告書に記載する商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数については、特定デジタルプラットフォームの運営実態等に応じた適切かつ合理的に設定した定義等に基づき集計することが可能です(省令パブリックコメント 44 御参照)。しかし、苦情の件数を当該ウェブフォームに限定してカウントすることが、Apple の運営実態等に応じて適切かつ合理的に設定したとまでは評価できませんでしたので、当該ウェブフォームの周知を求めるにとどまらず、本評価の記載としております。

上記の点を別にしても、苦情処理実績の公表の重要性についてはそもそも疑問である(評価案は Meta に対して個別に苦情・紛争処理の実績の公表を求めている(評価案 29 ページ))。特定デジタルプラットフォーム提供者による苦情処理に問題が生じた場合、その問題は提供者と利用事業者との紛争に発展する可能性があり、これは提供者に対しても大きな費用負担を強いる。そこまで行かずとも、プラットフォームの事業者離れが起きるかもしれず、いずれにせよ特定デジタルプラットフォーム提供者は自らの苦情を適切に処理する経済的インセンティブを有するはずである。

民間企業の一業務に対して政府が横やりを入れる姿勢には違和感がある。

また、特定デジタルプラットフォーム提供者が社会から評価されるのは提供するサービスの利便性や安全性、品質が高いからであり、「苦情・紛争処理の実績を公開することが利用事業者や社会全体からの納得感・信頼感を得るための第一歩となる」(評価案 29 ページ)という主張は意味不明である。

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

透明化法上、特定デジタルプラットフォーム提供者は、本評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を自主的に向上させる努力義務が課されています(法第9条第6項)。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務を踏まえ、大臣評価において指摘された事項について、特定デジタルプラットフォーム提供者が運営改善に取り組むべき努力義務があることを明確にしたものです。

本評価では、透明化法の趣旨に照らし、特定デジタルプラットフォーム提供者に 期待される取組の方向性を示していますが、当該方向性が実現される限りにおい て、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して 自主的かつ積極的に対応するものと考えております。

苦情処理・紛争解決の手続・体制やその実績について公表することが求められるとする根拠としては、法7条2項に基づく指針 2.2.1②と 3.2.1②の記載のとおりです。

□ 第2の2(1), 51 頁の下から 2 段落目「手数料を負担する利用事業者からは、引き続き、「手数料の負担が大きく収益を圧迫している」、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数料に見合っていない」、「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」といった声があり、相互理解が進んだとは言い難い。こうした声の背景には、手数料についての競争が十分に働いていると認めるのが難しい中では、手数料の合理性が確保されていると評価することは難しい、ということがあるものと考えられる。」

Apple の App Store や Google Play といったアプリストアが現在設定している手数料に関して合理性が確保されているか否かを,手数料率の水準のみから評価することは適切ではない。デベロッパが負担する費用の多寡は,アプリストアの料金体系を総合的に捉えた上で,デベロッパがその使用から得る価値との比較において評価すべきである。この点,App Store を使うデベロッパは事前に99米ドルの登録料を支払うだけで,世界中に分散する多数の潜在的ユーザーの目に触れるチャンスを得る。このチャンスがデベロッパにもたらす金銭的価値の大きさや,そのために必要なインフラストラクチャーやユーザーネットワークを構築するにあたりアプリストア運営事業者が負担する投資額の大きさを考慮したとき,上記登録料が極めて少額であることを否定する者はいないだろう。

#### Ⅱ 第2の2(1), 51 頁の下から2段落目

Apple の App Store や Google Play といったアプリストアは、デベロッパが事前に負担する金額を低く抑えることで、多数のデベロッパが各々のサービス市場(デジタルコンテンツ配信サービス市場を含む)に参入することを可能にしている。デジタルコンテンツ配信サービス市場に関して言うと、多数のデベロッパが参入することで競争が促進され、アプリそのものの価格のみならずデジタルコンテンツの価格も低く抑えられており、結果としてユーザーが享受する消費者余剰は高く保たれている。このことはアプリストア運営事業者の利益にも繋がる。なぜなら、アプリストア上で多数のアプリが配信されることや、それらのアプリを通じて提供されるサービスやデジタルコンテンツの価格が低く抑えられることは、ユーザーにとってのアプリストアの魅力を高めるからである。

#### Ⅱ 第2の2(1), 51 頁の下から2段落目

アプリストア運営事業者がデベロッパから徴収する手数料は、両者間で結ばれた収益分配契約の一環として捉えられる。そして手数料を支払うデベロッパは、アプリストアを使い始めた時点で当該収益分配契約に同意しているわけであるから、その内容に十分納得したものと見なされる。 デジタルコンテンツ配信アプリに関して言うと、デベロッパは、アプリ配信の開始時は少額の登録料しか負担しない代わりに、デジタルコンテンツ販売が軌道に乗った後はその売上の一定割合を手数料としてアプリストアに支払うとの条件に納得したものと見なされる。多くのデベロッパがこの条件に納得し、同意していることは不思議ではない。なぜなら、上記条件の下では、デベロッパはビジネス上のリスクの多くをアプリストア運営事業者に背負わせることができるからで

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

ある。アプリが意味のある収入を実現できなかった場合(つまり, アプリ開発が失敗した場合), デベロッパがアプリストアに支払う使用料は極めて少額に止まるところ, そのことはアプリストア がデベロッパに一種の保険サービスを提供していることを意味する。この点を踏まえると, アプリストアの手数料率が不合理に高いとして苦情を述べているデベロッパ(特に, アプリストア経由の取引で多額の収益を得ているデベロッパ)は偏った見方をしていると言わざるを得ず, 機会主義的行動をとっているとさえ言えるかもしれない。以上の理由から, 経済産業省は, アプリストア経由の取引から多額の収益を得ながらも現行の手数料率に対して不満を持つデベロッパの意見を過度に重視すべきではないだろう。

#### 75 Ⅱ 第2の2(1), 51 頁の下から2段落目

Apple 及び Google が運営するアプリストアが各々独占事業であることを示す経済学上のエビデンスは存在しない。むしろ、精緻な経済分析に基づく市場画定が行われれば、App Store と Google Play は同じ関連市場において競争している(かつ、当該関連市場内で他のデジタルコンテンツ配信仲介事業者と競争している)ことが示される可能性が高い。周知のとおり、アメリカの Epic Games 対 Apple 訴訟において、連邦地裁は経済分析の結果等を踏まえ、関連市場の商品範囲を「デジタル・モバイル・ゲームに係る取引(digital mobile gaming transactions)」として画定し、その中に App Store と Google Play の双方が含まれることを確認した上、Nintendo Switch を含む他のプラットフォームから来る競争圧力も認めている(Epic Games, Inc. v. Apple Inc., 559 F. Supp. 3d 898 [N.D. Cal. 2021])。これと同様に厳格な市場画定を、日本においてデジタルコンテンツ種別ごとに実施できない理由はないだろう。厳格な市場画定の結果、仮に App Store と Google Play が同じ関連市場で競争していることが認められれば、両アプリストアが不合理な手数料率を自由に設定しているとの懸念は解消されるのではなかろうか。

#### 76 II 第2の2(1), 51 頁の下から2段落目

仮に、政府の規制によりアプリストアの手数料率が引き下げられた場合、それらのアプリストアはデベロッパから事前に徴収する料金を引き上げざるを得なくなるだろう。そのような変化はアプリストアを使用するデベロッパの数を減少させ、新たに開発されるアプリの数をも減少させることになる。その結果、デジタルコンテンツ配信サービス市場をはじめとする各サービス市場におけるアプリ間の競争は弱まり、ユーザーが直面するアプリ価格やデジタルコンテンツ価格は上昇すると共に、アプリやコンテンツの品質は低下することが懸念される。また、手数料の強制的な引下げは、ユーザーが直接負担する費用をも高める可能性がある。なぜなら、Apple やGoogle などのアプリストア運営事業者は、モバイル OS や携帯端末をはじめとする他の商品・サービスも提供しているところ、手数料率の引上げに対応して、それら他の商品・サービスの値上げを余儀なくされる可能性があるからである。前述したアプリ間競争が減少することの効果と相俟って、このような変化は消費者に不利益をもたらすことになろう。

デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の透明性が 欠如した場合、予見可能性が低くなるおそれがあります。デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解を促進するために必要な体制・手続が十分に整備されない場合は、手続面での公正性が確保されません。このような透明性や公正性の欠如が、公正な競争を阻害する行為が発生する原因となり得ます。

透明化法は、こうした考えの下、その法目的(第1条)に規定されているとおり、 特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間における取引関係の透明性及び公正性を向上させることにより、その効果として、利用事業者間の競争、 さらには、デジタルプラットフォーム提供者間の競争を促進させるものです。

また、透明化法は、独占禁止法を補完する観点から、特定デジタルプラットフォームに関する取引の透明性及び公正性の向上を図ることで、予め競争阻害行為が生じないようにするものです。

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を 止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責 任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリスト アの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービ ス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。 この点、大臣評価では、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互

この点、大臣評価では、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互 理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進める こと等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる」と記載しております。 このため、「手数料の強制的な引下げ」との御指摘は当たらないものと考えます。

また、本評価は、あくまで代替決済手段が「実質的な選択肢となる仕組みとすること」を求めているのであって、そのための手段は特定しておりません。イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者には、取引の透明性・公正性の向上につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。

77 Ⅲ 第2の2(1), 53 頁の 2 段落目「アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路 について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすること が求められる。」

本評価案において、経済産業省は、デベロッパがアプリ内課金システム(「IAP」)の代替決済手段を用いる際の費用が、IAPを使用する際の費用を大幅に下回る必要があると考えているように見受けられる。しかし、アプリストアが様々な競争圧力(特に、他のアプリストアからの競争圧力)に晒されており、そのなかで手数料率等を設定していることを考慮すると、政府機関が手数料(代替決済手段を用いる場合の手数料を含む)を直接規制することは経済学的に正当化されないように思われる。したがって、経済産業省が各アプリストアに対し、IAPよりも費用負担が小さい決済手段の提供を義務付けることは、経済政策として適当ではないと考えられる。

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を 止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責 任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

アプリストアの手数料や課金方法についても、特定デジタルプラットフォーム提供者がその取引条件を設定しております。当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

本評価は、あくまで代替決済手段が「実質的な選択肢となる仕組みとすること」を求めているのであって、そのための手段は特定しておりません。イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者には、取引の透明性・公正性の向上につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。

# 78 耳 第2の2(1), 53 頁の 2 段落目

本評価案において、経済産業省は、ユーザーが IAP の代替決済手段を用いる際の利便性が、IAP を使用する際の利便性と同等である必要があると考えているように見受けられる。しかし、アプリストアが様々な競争圧力(特に、他のアプリストアからの競争圧力)に晒されていることを考慮すると、政府機関がアプリストアに対し、代替決済手段の利便性を IAP と同等水準に引き上げることを義務付ける政策は、経済学的に正当化されないように思われる。そればかりか、そのような政策は目的を果たせないだろう。なぜなら、IAP 自体がユーザーにとっての利便性及び安全性を最大限高めるように設計されていると考えられるからである。事実、App Store 経由でアプリを配信する一部のデベロッパは、IAP の使用回避を容易化させるリーダーApp の開発に対して消極的であると報告されているが、その理由の一つとして、多くのユーザーが IAP の利便性・安全性を重視していることが挙げられるのではなかろうか。

1:プラットホームによる広告審査は特にメタ社において機能不全状態。 :ファイスブック上での広告、インスタグラム上での広告審査

#### 【理由】2と同様

プラットホームにより管理されるデジタル広告、広告配信先メディアの信頼調査が人的目視審査など普通の国内メディアでは行われている厳正な審査が国内で実質的になされておらず。又海外での機械的審査等による不適切な審査によりが配信広告及び広告配信先メディアの信頼性、安全性担保が機能不全を起こしている。日本法人の権限、作業機能不足で詐欺広告、詐欺的フェイクメディアの広告出稿、広告掲載(プラットホームから広告配信)が頻発、常態化している。この結果 我が国のデジタル広告の信頼性、安全性担保に著しい瑕疵が生じている。消費者被害、広告主被害が頻発していると思われる。又、内外からの反社会勢力の資金稼ぎ(広告費、投資詐欺など)の源泉になっている可能性が高い。その点に意見書まとめも言及しておらず、プラ

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を 止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責 任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

また、本評価 52 頁記載のとおり、デベロッパーからは、「アウトリンクが認められている App が、App 内ではデジタルコンテンツを購入しないリーダーApp に限定されているため、当該リーダーApp では IAP(アプリ内課金)の利用を提供できない、このため、アウトリンクを搭載するためには、リーダーApp の要件を満たす別のアプリを開発し、この別のアプリを、現在アプリ内課金の方法で配信している既存の App のユーザーに利用してもらう必要があるが、既存のユーザーが離脱するリスク等を考えると、コストをかけて別のアプリを開発するという対応は現実的ではなく、厳しい」などの声が寄せられております。

いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきます。

ご指摘の広告の質が確保されていないことにより広告主の投資が無駄になっているという点に関して、本評価では、81 頁以降の「①広告の質に関する「見える化」」の項目において、広告の質に係る各者のデータや利用事業者の行動変容の必要性についての情報提供を充実させることを特定デジタルプラットフォーム提供者に求めております。特定デジタルプラットフォーム提供者による情報提供のより一層の充実を通じて、まずは利用事業者の行動変容(商流や掲載面の選択、アドベリフィケーションツールの利用等)を促すことから進めたいと考えます。また、消費者側の視点から見た課題についていただいた御意見は、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。

ットホームからの提出資料も実体に即していないことを記している。又は業界全体の問題だと広告掲載、広告配信当事者としての責任逃れをしている。この点が 意見書取りまとめ、プラットホームからの提出資料に関してはデジタル広告の実態と離れた報告書、資料であると感じる。広告はユーザーの信頼と安全性の担保、広告を受け入れる受容性の確保がないと機能不全を起こし広告主の投資も無駄になり必須のマーケテイング商品ですがデジタル広告では確保不足です

2:プラットホームからの広告配信先メディアの信頼性への審査不足

Google GDN、YouTube広告配信先メディア

lineYAHOO! YDAの広告配信先メディア

【理由】1と同様

プラットホームにより管理されるデジタル広告、広告配信先メデイアの信頼調査が人的目視審査など普通の国内メデイアでは行われている厳正な審査が国内で実質的になされておらず。又海外での機械的審査等による不適切な審査によりが配信広告及び広告配信先メデイアの信頼性、安全性担保が機能不全を起こしている。日本法人の権限、作業機能不足で詐欺広告、詐欺的フェイクメデイアの広告出稿、広告掲載(プラットホームから広告配信)が頻発、常態化している。この結果 我が国のデジタル広告の信頼性、安全性担保に著しい瑕疵が生じている。消費者被害、広告主被害が頻発していると思われる。又、内外からの反社会勢力の資金稼ぎ(広告費、投資詐欺など)の源泉になっている可能性が高い。その点に意見書まとめも言及しておらず、プラットホームからの提出資料も実体に即していないことを記している。又は業界全体の問題だと広告掲載、広告配信当事者としての責任逃れをしている。この点が意見書取りまとめ、プラットホームからの提出資料に関してはデジタル広告の実態と離れた報告書、資料であると感じる。広告はユーザーの信頼と安全性の担保、広告を受け入れる受容性の確保がないと機能不全を起こし広告主の投資も無駄になり必須のマーケテイング商品ですがデジタル広告では確保不足です

# 80 1. 共同規制とは何か

冒頭 1 ページにて、共同規制は「政府が大きな方向性を示しつつ、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組に一定程度委ねながら規制目的を達成する」と説明される。一方、最後の 95 ページ「終わりに」では、次のように書かれている。

「加えて、自主的な取組を基本とする透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、国際的な動向も参照しつつ、関係省庁とも連携して、強制力ある介入方策について検討していく。」(95ページ「Ⅲ おわりに」より)

強制力のある介入について明言することは、1 ページに掲げられている共同規制の基本的な理念と矛盾する。なぜなら、取り組みが不十分と判断された場合に、強制力のある政府介入を招く(ことが予想される)状況で、特定デジタルプラットフォーム提供者が行う取り組みは、もはや「自

本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、求められる取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものです。

なお、透明化法の立法時に、特定の行為を禁止する規定が必要との意見もあった一方で、イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っております。

主的な」取り組みとは言い難いからである。以上の理由から、「強制力のある介入方策の検討」の箇所について、見直しを強く求めたい。

#### 81 2. 情報開示の目的化

苦情処理・紛争解決の状況について書かれた22ページに、以下の記述がある。

「苦情処理・紛争解決に係る取組の客観的な評価に資する情報を積極的に開示することを期待する。」(22 ページ 第1(3)「苦情処理・紛争解決の状況」より)

苦情に関する情報開示の拡大や、その具体的手法に対する政府介入が、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との相互理解を促進するという目的を達成する上で有効な手段なのか、という点に疑問に感じる。本来は手段であるはずの情報開示が、自己目的化し過ぎているのではないだろうか。

相互理解の進展を測る間接的な指標としては、たとえば事業者の満足度や苦情件数などが挙げられる。こうした指標を定期的にモニタリングして、状況が悪化しているプラットフォーム提供者には改善を促す一方、そうでない提供者については(特に介入は行わずに)独自の取り組みを尊重する、という姿勢が望ましいと考える。また、指標が改善しているプラットフォーム提供者だけでなく、高い水準を維持している提供者も同様に評価すべきである。

当初から利用事業者との相互理解が進んでいた(少なくとも、その可能性が高いと考えられる) プラットフォーム提供者に対して、過度な情報開示や不必要な対策を要求することは、彼らのインセンティブを歪めかえって相互理解を妨げる事態に陥る危険性がある。(モラルハザード問題における「マルチタスキング」や「マルチタスク問題」)

プラットフォーム提供者は、政府と比べて当該プラットフォームの事情や環境に詳しい。 情報面で劣る政府が直接的な介入を試みるのではなく、プラットフォーム提供者の自発的な改善 インセンティブを阻害しないような、より柔軟な規制を求めたい。

苦情及び紛争の原因となった事象を適切かつ迅速に処理・解決するための仕組みを構築すること、苦情及び紛争を端緒として、苦情及び紛争に関する情報を有効に利用して特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営を改善することは重要ですが、その前提として、実際にどのような苦情が寄せられ、特定デジタルプラットフォーム提供者においてどのように認識され、改善や自己評価に繋げられているかを確認、評価する観点からは、苦情に係る情報開示は重要な取組であると考えております。

評価においては、特に個社に係る改善すべき点については個社名を挙げて指摘をするとともに、評価できる取組を個別に取り上げております。

規制対象事業者に対し、メリハリをつけた評価を実施していくべきという御意見については、今後評価を実施するに当たっての参考とさせていただきます。

透明化法では、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、 (取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。

## 82 3. 手数料の合理性

数量・課金方法について書かれた51ページに以下の記述がある。

「一方で、手数料を負担する利用事業者からは、引き続き、「手数料の負担が大きく収益を圧迫している」、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数料に見合っていない」、「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」といった声があり、相互理解が進んだとは言い難い。こうした声の背景には、手数料についての競争が十分に働いていると認めるのが難しい中では、手数料の合理性が確保されていると評価することは難しい、ということがあるものと考えられる。」(51 ページ 第2 3(1)「数量・課金方法」より)

結論から言うと、「合理的な手数料とは何か」について、政府が明確にその水準または基準を示すべきだと考える。プラットフォーム提供者と利用事業者が協力して付加価値を生み出す(=パイを大きくする)ことができる局面では相互理解が生まれる可能性があり、両者間における理解の進

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を 止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責 任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービ

展がパイをより大きなものにする効果も期待できる。しかし、付加価値の配分(=パイをどう分けるか)では両者の利害が真っ向から対立するため、そもそも相互理解は実現し得ない。

手数料水準の決定は、典型的な後者の利害対立の状況であり、そもそも相互理解の醸成を求めること自体が誤った目標である。また、このような状況で手数料の望ましい水準や体系について建設的に議論するためには、総論的・大局的なざっくりとした評価だけでは不十分である(利用事業者という片方の当事者からのヒアリングでは不十分なことは言うまでもない)。当該プラットフォームの環境を反映した経済モデルを構築し、そのモデルに基づいた定量的な評価や予測、といった定量分析が不可欠であると考える。

もしも現状の手数料水準や体系が非合理であると考え、政府がその変更まで要求するのであれば、「合理的な手数料」について、定量分析を反映した(=学知の裏付けのある)基準の提示を政府が自ら行うべきである。

ス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者には、取引の透明性・公正性の向上につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。

## 83 4. 市場の失敗

最後に、プラットフォーム規制と「市場の失敗」の関係性について、総論的なコメントを残したい。3 と同じく、手数料・課金方法に関する 46 ページの脚注 62 は、デジタル市場競争会議の報告書を引用しながら、次のように述べている。

「決済・課金システムの利用義務付けは、代替的な決済・課金手段を提供する事業者の参入を阻害し、デベロッパによる多様な料金プランやサービス等の提供を妨げ、イノベーションを減退させる、ユーザーの選択肢が奪われ、多様なサービスの提供を受けられない、手数料負担がデベロッパの収益を圧迫して投資余力に悪影響を与え、イノベーションによる新たな価値提供と競争の減退につながり得ると競争上評価されている。また、アプリ内における他の課金システム等の情報提供、誘導等の制限は、ユーザーにとって、いかなる決済・課金サービスを使うか、アプリを利用するか、ウェブでのサービスを利用するかという選択肢が狭められ、ユーザーの利益が損なわれる、Apple と Google 以外の事業者が提供する決済・課金サービスの取引機会が著しく減少し、ユーザーの利便性を向上させるなどのデベロッパによる多様なサービスを提供する取組に悪影響と競争上評価されている(デジタル市場競争会議・2023 年6月 16 日付「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」(以下「モバイル・エコシステム最終報告」という。)89 参照)。」(46 ページ 脚注 62)

一般に、政府が民間の経済主体に規制を課すためには、何らかの「市場の失敗」の存在が根拠として求められる。ここでは、アプリストアが寡占市場であり、競争が阻害されている点が問題視されている。こうした「不完全競争」は市場の失敗の一つで、オンラインやモバイルだけでなく、多くのプラットフォームが抱える問題として知られている。他方で、アプリストアにおいて注目すべき市場の失敗が、不完全競争の他に少なくとも2つあると考えられる。それは、「情報の非対称性」と「外部性」である。以下でそれぞれ簡単に説明したい。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

この点、大臣評価では、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互 理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進める こと等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる」と記載しております。

イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。

まず、アプリ事業者と利用者(ユーザー)の間には情報の非対称性が存在する。アプリの安全性についてユーザーは直接把握することが難しいため、どのアプリが安全/危険かを判断できない(「アドバース・セレクション」問題)。また、事業者は安全性を高めるための投資を怠るインセンティブを持つ(「モラルハザード」問題)。これらの情報の非対称性がもたらす問題は、次のような外部性の存在によってさらに深刻なものとなり得る。

あるアプリがセキュリティやプライバシーに対して脆弱だった場合、ユーザーが被る被害や満足度・利用価値の低下は当該アプリ内にとどまらず、他のアプリやスマホ自体にも及ぶ。これらのマイナスの影響は「負の外部性」と解釈できる。逆に、安全性の向上は正の外部性をもたらすが、その効果のごく一部しか各事業者は利益として受け取ることができない。

一般に、負の外部性を生む商品は過剰生産され、正の外部性を生む商品は過少生産される傾向があるため、放っておくと脆弱なアプリが量産されてしまう危険性がある。このような情報の非対称性と外部性が引き起こす問題を抑えるために、プラットフォーム提供者は莫大なコストを負担してアプリの事前審査やトラブル発生時の事後対応などを行っている。なぜなら、個々のアプリの安全性向上がもたらす正の外部性を、他のアプリの手数料やモバイル端末の販売などを通じて、提供者は(ある程度は)利益として受け取ることができるからだ。

独占的・寡占的なプラットフォーム事業が生み出す収益が、現状のアプリストアのエコシステムを 支えている、とも言えるだろう。

このように複数の市場の失敗が存在する中で、その一つである「不完全競争」だけに焦点を当て て規制を検討すると、「情報の非対称性」や「外部性」といった別の市場の失敗を深刻化させてしま う危険性がある。もちろん、独占・寡占問題は軽視すべきではないが、透明化法やデジタル市場 競争会議の議論をフォローする中で、(不完全競争以外の)市場の失敗という視点が欠けている のではないか、という懸念を抱いている。

## 84 第1部:透明化法の運用に関するフィードバック

- 7. 透明化法の施行以来、Google は同法の規定を忠実に遵守し、その実施において経済産業省及びモニタリング会合と密接に連携してきました。2023 年度評価案でも指摘されているとおり、透明化法の施行から3 年を迎える現在、政府は同法の運用及び改善の余地を評価する機会を得ることとなりました。
- 8. 法第3条において、同法の基本理念は、国の強権的な介入を最小限にし、特定デジタルプラットフォーム提供者(以下「プラットフォーム提供者」といいます。)が自主的な取り組みを通じて継続的な改善を行うことを促進するような共同規制の枠組みを作ることとされております。
- 9. この目的を念頭に、Google は、以下が透明化法の運用の原則となるべきであると考えます。
- a. プラットフォーム提供者による透明化法の遵守は、透明化法の条文と、オンラインのビジネス環境における透明性、公正性及び相互理解の向上という究極的な目標2に向けた取り組みに基づいて判断されるべきです。Google は、プラットフォーム提供者による自主的な取り組みを改善

透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告させた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。特定プラットフォーム提供者は、この評価結果を踏まえ、運営改善に努める義務があります。

これらは、透明化法第9条第2項及び第6項に基づくものであり、法制定時から、 その実施は当然に予定されているものです。

したがって、「新たな法律上の要件を課すものとして扱われるべきではない」、 「透明化法の運用は、過度な負担を伴わないものとされるべき」との御指摘は当たらないものと考えます。

本評価は、「経済産業大臣は、第二項の評価を行うときは、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の

できる方法に関しての経済産業大臣の提案を歓迎いたしますが、そのような形で示された方針が新たな法律上の要件を課すものとして扱われるべきではないと考えます。

- b. プラットフォーム提供者の透明化法の遵守及び改善点の評価は、実体のある証拠と、利用事業者の実際のニーズや課題の検討に基づくべきであり、①利用事業者とともにプラットフォーム提供者の利用者である消費者の利益と、②プラットフォーム提供者自身が必要とする要件(消費者の安全性や良質なエクスペリエンスの確保など)とのバランスがとられる必要があります。これは、単なる理論上の懸念や、憶測に基づく懸念に基づいて行われるべきではありません。
- c. また、透明化法の運用は、過度な負担を伴わないものとされるべきです。特に、透明化法の遵守の具体的な詳細は、法第3条に従い、プラットフォーム提供者の「自主的かつ積極的な取組」に基づくべきです。
- d. さらに、モニタリングレビューのプロセスは、プラットフォーム提供者の透明化法の遵守及び取組みの評価やこれについての意見を提示する方法を含め、プラットフォーム提供者を公正性と透明性をもって扱うべきです。
- 10. 以下の透明化法の運用に関する Google の具体的なフィードバックは、以上の観点から行っております。 Google の提案は、透明性という共通のビジョンに貢献し、透明化法の運用を効果的で共同規制の原則に沿ったものとすることを意図しています。
- 11. 本意見において Google は、透明化法の理念及び目的をよりよく達成するため、またプラットフォーム提供者と経済産業省の皆様の双方の事務的負担を軽減するため、透明化法自体の改正についても提案を行います。

意見を聴くことができる。」(法9条4項)との規定に基づき、モニタリング・レビューのプロセスを実施しています。

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員(広告主の事業者団体、媒体主の事業者団体、消費生活に関する専門家団体を含む)による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

また、経済産業省では、今回の評価の作成に当たり、例えば、デジタル広告分野で言えば、広告主や媒体主に限らず、広告代理店やアドテクノロジー提供事業者も含めて、幅広く声をお聞きしているところです。

モニタリング・レビューのプロセスの中で、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者の声を示した上で、意見聴取を行っております。今年度の「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」は、計12回開催いたしましたが、このうち8回は、特定デジタルプラットフォーマーから意見聴取を行っております。特定デジタルプラットフォーム提供者ごとの意見聴取の時間についても、昨年度よりも時間を増やしており、時間の制約上、ヒアリングで確認できなかった部分については、事後に書面でやり取りを行っております。

また、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」については、特定デジタルプラットフォーム提供者へのヒアリングの一部(特定デジタルプラットフォーム提供者からの「説明や質疑応答で自社の事業上の機密情報に触れる可能性がある」等の申出を踏まえて非公開としたもの)を除き、全てyoutube 上で公開しております。

このため、「プラットフォーム提供者の透明化法の遵守及び取組みの評価やこれについての意見を提示する方法を含め、プラットフォーム提供者を公正性と透明性をもって扱うべき」との御指摘は当たらないものと考えます。

## 85 モニタリング会合のメンバー構成

- 15. モニタリング会合は透明化法の適用において重要な諮問の役割を担っており、同会合の意見が 2023 年度評価案に非常に大きな影響を与えています。Google は、モニタリング会合の多大 な影響力に鑑みれば、そのメンバー構成は透明化法の運用に密接に関連するものであり、した がってそのメンバー構成にはプラットフォームの利用者及び利害関係者の様々な利益、視点及 び経験をさらに適切に反映する余地があると考えます。
- 16. 現在、アプリストア及びデジタル広告のモニタリング会合の構成員は、大半が学識経験者で構成されています 3。学識経験者の構成員は、それぞれの学問的関心領域については非常に深い理解をもたらすものであるものの、産業界の視点からは、モニタリング会合の議論の焦点

透明化法第9条4項で、経済産業大臣が評価を行う際には、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聞くことができると定められているところ、本条項に基づき、モニタリング会合では、経済学者、法学者、技術部門の学識者に加え、弁護士、監査の専門家、利用事業者の事業者団体(広告主の事業者団体、媒体主の事業者団体、インターネット広告関連事業者の事業者団体)、消費生活に関する専門家団体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しています。構成員の選定に当たっては、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところです。

が、透明化法の目的、原則及び運用に集中されることが重要です。Google は、他の議論の場において理論上の論点や市場設計に関する論点に関与する機会を歓迎しますが、モニタリング会合の構成員と構造については、透明化法が企図するとおり、プラットフォーム提供者の事業運営や利用事業者との関わりの実務の実態に集中した議論が行われるように設計されていることが重要だと考えます。

17. Google は、プラットフォーム提供者の事業運営や利用事業者との関わりの実務の実態ではなく、理論上の懸念に重きを置いて議論が進められたような場合がこれまでにもあったと考えております。例えば、広告の文脈では、自社優遇がモニタリング会合にとっての大きな懸念の分野であると見受けられます。特に、プラットフォーム提供者が(透明化法上義務づけられていないような)更なる情報開示を行うべきである、あるいは開示した情報の外部検証を可能にする体制を構築すべきであるという提案が重点的に議論されております。しかしながら、実際のところは日本の利用事業者からは Google の事業構造によって自社優遇の懸念が生じるとの声は上がっていません。こういった理論上の懸念を議論する一定の価値はあるかもしれませんが、これはGoogle のアドテク事業の商業的な現実を反映した懸念ではなく、そこに必要以上に検討や関心が集中することは避けるべきであると考えます。例えば、

- a. 2020 年に実施された公正取引委員会の「デジタル広告の取引実態に関する事業者向けアンケート調査結果 4」(以下「公正取引委員会アンケート調査」といいます)は、回答者の過半数は垂直統合によって利益相反が起こることを懸念していないことを示しており、Google が他の入札者の入札価格を事前に把握し、Google アドマネージャーのオークションにおいてその情報を利用していると感じたことがあると回答したのは回答者の数パーセントに過ぎませんでした(広告主・広告代理店の 1.2%、仲介事業者の 3.1%、媒体社の 6.7%(公正取引委員会アンケート調査の各 Q14参照))。
- b. 広告主及びパブリッシャーの多くは複数のサービスを並行して利用するマルチホーミングを行っているため、アドテク領域での競争は過密かつダイナミックです 5。 つまり、Google にとっては、自社優遇を行うのではなく、競争力を維持するために広告主とパブリッシャーの利益を最大化させるサービスを提供するインセンティブがあります。
- 18. 透明化法の下でのプラットフォーム提供者の遵守状況及び取り組みを適切に評価するためには、商業的な実態に焦点を当て、利用事業者の実際の意見を出発点とすることが重要となります。Google は、モニタリング会合のメンバー構成がこのような多角的な視点についてより広い視野を有していれば、この目的の達成により資するものと考えます。
- 19. ビジネスやプロダクトに議論を集中させ、業界に関する知見が強化されれば、法令遵守に向けたプラットフォーム提供者及び経済産業省双方の負担も軽減されます。これまでのモニタリングレビューの過程では Google に対し透明化法の範囲外の指摘がなされたこともありました。例えば、2023 年度のレビューにおいては、デジタル広告に関する米国及び欧州における法的手続に関する指摘がありました。Google としては、他の法域における法的手続(特定の現地法令に関

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

自社優遇については、大臣評価で記載されているとおり、「自ら又はその関連会社と利用事業者の間において、デジタルプラットフォームを利用する手数料や表示の方法等を不公正に取り扱う、検索アルゴリズムを恣意的に操作して自ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより、競合する利用事業者と消費者の間の取引を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題(競争者に対する取引妨害等)となるおそれがある」との考え方の下、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して必要な対応を求めております。

大臣評価 79 ページに記載のとおり、利用事業者からは、「価格の決定プロセスはオークションで決まっているといった説明がされているが、プロセスが不透明である」、「機械学習による自動化が進む中で、出てくる数値が全てでそのプロセスが分からない、そのため、それが自社優遇や利益相反の結果か否かが見えない」との声があり、また、モニタリング会合においても、事業者団体の構成員から、利益相反・自社優遇が最も重要な評価すべき関心のある事項との発言がございました。このように、自社優遇は、モニタリング会合の構成員である学識経験者の関心事項であるのみならず、日本の利用事業者の関心事項となっていると認識しております。したがって、「実際のところは日本の利用事業者からは Google の事業構造によって自社優遇の懸念が生じるとの声は上がっていません」との御指摘は当たらないものと考えます。

透明化法は、日本の利用事業者の利益保護を念頭に置いたものですが、特定 デジタルプラットフォーム提供者の多くは、グローバルに事業を展開しているた め、海外当局が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して行った法令の適用 や法執行は、日本の利用事業者の利益保護に密接に関連するものです。したが って、「これまでのモニタリングレビューの過程では Google に対し透明化法の範 囲外の指摘がなされたこともありました。」との御指摘は当たらないものと考えま す。経済産業省としては、大臣評価に記載のとおり、「今後のモニタリングに当た っては、米国や欧州をはじめとする諸外国における動向や、これにより地域外に 及ぼす影響や課題の変化についても注視しながら、特定デジタルプラットフォー ム提供者の取組を確認していく」こととしています。 連するもの)は、日本における Google の透明化法の遵守と関連するものではないとの理解であることを謹んで申し上げます。

- 20. なお、Google は、現在のモニタリング会合の構成員の皆様によってもたらされる価値を認識していることは明確にさせていただきたいと思います。しかし、実際のメンバー構成が必ずしも適切なバランスを体現していないことがあり得ると考えます。Google は、技術面での知識と経験をより重視することによって、モニタリングのプロセスが更に改善される可能性があるものと考えます。
- 21. Google は、究極的には、透明化法の規定自体がモニタリング会合の構成員の多様性の必要性を裏付けているものと考えます。法第9条第4項は、経済産業大臣は、評価を行う際に、利用者又はその利益を代表する団体、学識経験者、その他大臣が必要と認める者の意見を聴くことができると規定しています。利害関係者がここで最初に挙げられているという事実は、モニタリング会合の代表が多様であるべきであり、プラットフォーム提供者の実際の利用事業者と消費者(又はその利益を代表する者)にさらに重点を置いたものであるべきであるということの表れとも見られます。
- 36 「すべての主要な利害関係者の利益を十分に考慮すること
  - 22. 上記と関連して、Google は、主要な利害関係者の多様な利害の十分な配慮がさらに優先されれば、モニタリングレビューのプロセスはより効果的になり得ると考えます。
  - 23. Google による透明化法の遵守を検討するにあたり、経済産業省及びモニタリングレビューのプロセスはこれまで、Google の行動を「デベロッパー対プラットフォーム提供者」、「広告主対パブリッシャー」、「広告主・パブリッシャー対プラットフォーム提供者」といった二項対立論で見る傾向がありました。しかし、こうした二項対立論は、プラットフォーム提供者の多面的な性質と、関連する利害関係者の利害が多数存在することを見落とすことにつながりかねません。状況に応じて利害関係者の利害が一致する場合としない場合があるということが認識されることは重要です。利害関係者の利益が一致しない場合、Google のようなプラットフォーム提供者は慎重にバランスを取らなければなりません。Google は、経済産業省及びモニタリングレビューのプロセスにおいて、こうした様々な見解や競合する利害をさらに考慮する余地がある場合があると考えております。例えば、
  - a. デジタル広告の文脈において、
  - i. デジタル広告分野評価案及びデジタル広告分野に関する会合意見は、Google が広告主を優遇しているという主張を裏付けるようなパブリッシャーの懸念に言及するなどして、「広告主対パブリッシャー」という観点の懸念を示す傾向があります 6。しかし、Google を含む多くのプラットフォーム提供者が垂直統合されており、広告主とパブリッシャー双方の商業的利益のバランスを取って自社のアドテク事業全体に利益をもたらすインセンティブがあるという事実をもっと重視すべきであると考えます。

本評価案は、「経済産業大臣は、第二項の評価を行うときは、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聴くことができる。」(法9条4項)との規定に基づき、モニタリング・レビューのプロセスを実施しています。

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員(広告主の事業者団体や媒体主の事業者団体を含む)による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

また、経済産業省では、今回の評価の作成に当たり、広告主や媒体主に限らず、広告代理店やアドテクノロジー提供事業者も含めて、幅広く声をお聞きしているところです。

デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間の取引の透明性が欠如すると、利用事業者の予見可能性が低くなることが懸念されます。また、デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間の取引関係における相互理解を促進するために必要な体制・手続が十分に整備されない場合、手続面での公正性が確保されないことも考えられます。このような透明性や公正性の欠如が、公正な競争を阻害する行為が発生する原因となり得ると認識しております。

透明化法は、こうした考えの下、その法目的(第1条)に規定されているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間における取引関係の透

ii. デジタル広告分野に関する会合意見に沿った形で、デジタル広告分野評価案は、プラットフォーム提供者が他社の登録商標をキーワードとして用いた入札を回避させるよう広告主に対して周知・啓発を行うことを推奨しています 7。

しかし、この提言は、検索クエリに対して幅広い広告商品やサービスが表示されることから恩恵 を受ける消費者の利益や、激しい競争と自社製品を売り込む優れた能力から利益を得る日本企業の利益に対し、バランスの取れたものとなっていません。

- b. アプリストアの文脈では、アプリストア分野評価案は、「恣意的な運用」を行っていないことを説明するため、プラットフォーム提供者にはランキングに関する開示に関して追加的な取り組みが求められるという提言がなされています。Google がすでに Google Play のランキングの主な要因を開示しており、過度な開示は悪意ある者によるランキングの人為的な操作を可能にするおそれがあるということはアプリストア分野評価案でも認められています。それにもかかわらずこのような提言がされていますが、消費者の利益とランキングシステムの人為的な操作の防止の必要性を損なうことなくランキング要因に関する十分な情報をデベロッパーに提供するためにプラットフォーム提供者が保たなければならない微妙なバランスについて十分に考慮すれば、こうした提言はされないものと Google は考えております。
- 24. すべての利害関係者の見解が考慮されなければ、競合する利害のバランスを保つことの重要性が見過ごされてしまうおそれがあります。経済産業大臣のモニタリングレビューのプロセスにおいてすべての利害関係者に対し適切に意見が求められ、その視点が反映されれば、プラットフォーム提供者の行為とポリシーの意味合いがより適切に反映されると考えます。

明性及び公正性を向上させることにより、その効果として、利用事業者間の競争、 さらには、デジタルプラットフォーム提供者間の競争を促進させるものです。

大臣評価は、デジタル広告分野においても、上述のとおり、利用事業者(広告主・媒体主の双方)の声を踏まえつつ、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる、利用事業者との間における取引関係の透明性及び公正性を向上させるための取組の方向性を示すものです。したがって、「「広告主対パブリッシャー」という観点の懸念を示す傾向」との御指摘は当たらないものと考えます。

検索連動型広告における他社の商標をキーワードとする入札の取扱いについては、大臣評価 73 頁のとおり、「利用事業者からは、「本来入札時に競合が生じず、安価に検索広告の出稿が可能であるはずの自社が商標権を有する語句に対して競合他社がキーワードとして設定して入札を行うなどにより、入札単価が吊り上げられる」等の声があり、取引の公正性における課題があると考えております。

特定デジタルプラットフォーム提供者により当該表示順位等が恣意的に操作された場合には、特定の利用事業者の売上が上がったり、又は下がったりすることとなり、利用事業者間の取引の公正性が確保されません。このため、大臣評価に記載のとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者が、一定の開示及び説明を行っていることは承知していますが、恣意性な運用が行われてないことの説明などの追加的な取組や説明を求めております。

なお、アプリストア以外の分野では、例えば、検索結果の機能の変更についての社内管理体制を説明する特定デジタルプラットフォーム提供者もおり、経済産業省としては、追加的な取組や説明を求めることが「ランキングシステムの人為的な操作の防止の必要性を損なう」との御指摘は当たらないものと考えます。

透明化法第9条4項で、経済産業大臣が評価を行う際には、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聞くことができると定められているところ、本条項に基づき、モニタリング会合では、経済学者、法学者、技術部門の学識者に加え、弁護士、監査の専門家、利用事業者の事業者団体(広告主の事業者団体、媒体主の事業者団体、インターネット広告関連事業者の事業者団体)、消費生活に関する専門家団体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しています。構成員の選定に当たっては、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところです。

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリングに必要な識見を備えたモニタリング会合の構成員(広告主の事業

#### 87 提案

- 25. 以上を踏まえ、Google は以下のとおり提案いたします。
- a. モニタリングレビューのプロセスに、産業界の有識者、関連事業者の代表、顧客、消費者又は 消費者団体など、プロダクトに精通したより多くの関係者を参加させること。
- b. モニタリング会合の委員及びオブザーバーの選定を含め、年次の評価プロセスの設計プロセスの透明性を確保すること。これはデュー・プロセスの問題でもあります(後述)9。
- c. プラットフォーム提供者への情報提供の要請について、それが規制と直接的な関連性を有して おり、相応であって過度な負担を課すものではなく、モニタリング会合の目的の達成及び事業者 による透明化法の遵守状況の評価のために合理的に必要なものであることを確保するため、経 済産業省において審査すること。また、透明化法の遵守に当たっての負担を軽減するため、委 員からの類似の質問は統合することも提案いたします。

d. モニタリング会合の意見及び経済産業大臣への助言並びに経済産業大臣の評価(以下「大臣 評価といいます。)において、その検討にあたり、消費者、デベロッパー、広告主・パブリッシャ 一及びプラットフォーム提供者自体を含む全ての利害関係者の利益のバランスをどのように取 っているかを明確にすること。

26. これらの提案をご採用いただき、より多様な代表者で構成されたバランスの取れたモニタリン グ会合を開催することで、プラットフォーム提供者と経済産業省双方の透明化法遵守における負 **押を軽減しつつ、透明化法の実施における実効性を高めることができると考えます。** 

者団体や媒体主の事業者団体、インターネット広告関連事業者の事業者団体、消 費生活に関する専門家団体を含む)による議論を実施しており、本大臣評価は、 こうした積み重ねを踏まえたものです。

また、経済産業省では、今回の評価の作成に当たり、例えば、デジタル広告分 野では、広告主や媒体主に限らず、広告代理店やアドテクノロジー提供事業者も 含めて、幅広く声をお聞きしているところです。

モニタリング・レビューのプロセスの中で、特定デジタルプラットフォーム提供者 には、利用事業者の声を示した上で、意見聴取を行っております今年度の「デジ タルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」は、計 12 回開 催されております、このうち8回は、特定デジタルプラットフォーマーから意見聴取 を行っています。特定デジタルプラットフォーム提供者ごとの意見聴取の時間に ついても、昨年度よりも時間を増やしており、また、時間の制約上、ヒアリングで 確認できなかった部分については、事後に書面でやり取りを行っております。

また、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」に ついては、特定デジタルプラットフォーム提供者へのヒアリングの一部(特定デジ タルプラットフォーム提供者からの「説明や質疑応答で自社の事業上の機密情報 に触れる可能性がある」等の申出を踏まえて非公開としたもの)を除き、全て voutube 上で公開しております。特定プラットフォーム事業者は、会合を視聴し、会 合で行われている議論を容易かつ即時にフォローすることが可能となっておりま す。このため、「デュー・プロセスの問題」との御指摘は当たらないものと考えま

透明化法は、日本の利用事業者の利益保護を念頭に置いたものですが、特定 デジタルプラットフォーム提供者の多くは、グローバルに事業を展開しているた め、海外当局が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して行った法令の適用 や法執行は、日本の利用事業者の利益保護に密接に関連するものです。したが って、プラットフォーム提供者への情報提供の要請について、「過度な負担を課 す」との御指摘は当たらないものと考えます。

27. 施行規則を含む透明化法には、プラットフォーム提供者が定期報告書で記載すべき項目が 定められています。しかし、第16~21段落でご説明したように、これまでの経験上、モニタリン グレビューのプロセスにおいて提起される質問は、時に透明化法の範囲を逸脱する場合があり

特に、大臣評価において提起された、法令上の義務ではない事項に関する問題に焦点が当てら れることがあります。

28. このように法令上の義務ではない事項に関する提言に焦点を当てることは、デュー・プロセ スを危うくする可能性があり、プラットフォーム提供者にとって規制の予見可能性や安定性を低

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジ タルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特 徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が 生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。

ます。

下させるものです。法の支配に従い、プラットフォーム提供者は法令に定められた規律と義務に従うことのみを求められるべきです。また、Google は大臣評価がモニタリング会合からの意見に大幅に依拠していることを指摘いたします。Google はモニタリング会合によってレビューのプロセスにもたらされる価値や見識については認識しておりますが、モニタリング会合の提案の中の一部には、透明化法、施行規則及び指針の起草に至る経済産業省、デジタル市場競争本部及び国会の審議や議論と一致しないものがあるのではないかということを懸念しております。このような不一致が生じた場合、法令自体に規定された遵守の要件や方針に従うことが必要であると考えます。

29. さらに、2023 年度評価案は、その提言のほとんど全てについて、プラットフォーム提供者に 「求められる」ものであるとしています。法第9条第2項では、経済産業大臣がプラットフォーム 提供者の公正性及び透明性についての評価を行うものとされており、当該評価には、透明化法 に基づく義務の履行又は指針で示された方針に関連する取り組みを改善するために、プラットフ オーム提供者が実施できると経済産業大臣が考える提言を含めることができます。しかし、法第 9条第6項は、プラットフォーム提供者は自社の透明性及び公正性の自主的な向上に努めなけ ればならないとしているものであり、大臣評価の提言はこれに対して方向性を示すものに過ぎま せん。提言を採用するかどうか、またどのような形で採用するかは、当該プラットフォーム提供 者側の事項です。この考え方はより大きな共同規制の原則に沿ったものであり、どのような自主 的な措置を適切に講じれば透明化法の目的を達成するために自社のプロセスを改善できるかを 一番よく理解しているのはプラットフォーム提供者自身であるという認識を踏まえたものです。 30. また、指針自体は、プラットフォーム提供者に対して具体的な義務を課すものではありませ ん。指針の「基本的な考え方」において示された事項であっても、「プラットフォーム提供者が実施 することが期待される取組の方向性」(指針1.1)に過ぎず、「具体的な取組例」において示された 事項は、あくまで例示に過ぎません。指針では、「3具体的な取組例」は、あくまで「2基本的な考 え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、特定デジタルプラットフォーム提供者の 事業運営形態も様々であることが想定されることから、「3具体的な取組例」を実施することが求 められているものではない、と明記されています。。そのため、指針の定めは、2023年度評価案 において、プラットフォーム提供者に対して具体的な行動が「求められる」ことの根拠にはなりま せん。

a. さらに、2023 年度評価案では、指針の 2.2 又は 2.4 を引用して、プラットフォーム提供者は利用事業者の意見その他の事情に基づいて業務運営を改善すべきであると述べている箇所があります。これは、透明化法、施行規則又は指針の制定過程では議論されず、そこに規定も言及もされていないことがプラットフォーム提供者に「求められる」とするものです。しかし、Google は、利用事業者の意見や要望が透明化法に基づく具体的な義務とは無関係なものである場合にまで指針がプラットフォーム提供者に対してそのような意見や要望に従うことを求めるものであると解釈することはできないと考えます。プラットフォーム提供者には、そのような意見や要望の合理性を精査し、運営を変更するか否か、またどのように変更するかを判断する機会が与えられ

透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告させた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。特定プラットフォーム提供者は、この評価結果を踏まえ、運営改善に努める義務があります。

これらは、透明化法第9条第2項及び第6項に基づくものであり、法制定時から、 その実施は当然に予定されているものです。

したがって、「大臣評価において提起された、法令上の義務ではない事項に関する問題に焦点が当てられる」、「2023 年度評価では「求められる」ものとされている提言は、誤った印象や不当な期待を生み出す」との御指摘は当たらないものと考えます。

次に、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、経済産業省は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示した上で、取組内容の詳細については、特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫が発揮できるよう、自主的かつ積極的な取組に委ねることとしております。大臣評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示すものであり、透明化法第9条第6項が、特定プラットフォーム提供者は、大臣評価の結果を踏まえ、運営改善に努める義務があることを規定しているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明が求められます。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があることを明確にしたものです。

また、大臣評価では、透明化法に基づく指針の関係箇所を示した上で、取組の方向性を示しています。共同規制の下、指針の「3 具体的な取組例」は、あくまで「2 基本的な考え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、「3 具体的な取組例」そのものを実施することが求められているわけではありません。しかしながら、特定デジタルプラットフォーム提供者は、その事業運営の実態に応じて「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現するための適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じることで、「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現することが求められています。こうした観点から、特定デジタルプラットフォーム提供者には、「3 具体的な取組例」や「3 具体的な取組例」と同等の効果を発揮するような「基本的な考え方」の各項目を実現する取組が求められ、実際に講じた具体的な措置と当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効と考える理由の説明が求められています。

加えて、「モニタリング会合の提案の中の一部には、透明化法、施行規則及び指針の起草に至る経済産業省、デジタル市場競争本部及び国会の審議や議論と一

るべきです。したがって、2023 年度評価案は、透明化法、施行規則又は指針を改正することな く、上記指針の規定を拡大解釈して追加的な要件を課していることになります。

- 31. 透明化法に基づく義務とは無関係であったり、指針の規定を拡大解釈したりしているにもかかわらず、2023 年度評価案では「求められる」ものとされている提言は、誤った印象や不当な期待を生み出すおそれがあります。Google が特に懸念しているのは、2023 年度評価案において「求められる」事項のうち、(i) 正当な説明根拠を欠くもの(Google の既存の取り組みに不備があることが明らかにされていなかったり、消費者や Google のビジネスに潜在的なリスクを生じさせるものであったりするため)、(ii) 極めて負担が大きいもの、又は(iii) 透明化法に基づく Google の義務と具体的な関係のないものです。例えば、プラットフォーム提供者に対し、以下の事項が「求められる」とする記載です。
- a. (透明化法では事前通知の義務が定められていないにもかかわらず)一定の条件を定めた上で、当該条件を満たす場合にはアプリ削除の事前通知及び具体的な削除理由の開示を行うこと (2023 年度評価案、58-59 頁)
- b. さらなる情報を開示し、いわゆる自社優遇を行っていないことを客観的に検証できる仕組みを構築すること(2023 年度評価案、55 頁及び 79-80 頁)
- c. 費用と手数料の関係について、団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取り組みを検討すること(2023 年度評価案、52 頁)
- d. アプリ内課金の「実質的な」代替決済手段を提供すること(2023 年度評価案、53 頁)
- e. アプリの検索結果やランキングについて、恣意的な運用を行っていないことの説明を行うなど、追加的な取り組みや説明を行うこと(2023 年度評価案、64 頁)
- f. 重要な情報が利用規約等に「埋もれてしまう」ことがないよう、膨大な分量となる利用規約等の変更を「わかりやすく」開示する「取組・工夫」を行うこと(2023 年度評価案、12-13 頁)
- g. 重要な情報については、利用事業者が頻繁にアクセスする画面に表示する、プッシュ型での通知を行うなどすること(2023 年度評価案、12-13 頁)
- h. 広告主に他社の商標をキーワードとする入札を回避させるよう啓発を行うこと(2023 年度評価案、73-74 頁)
- i. 国内管理人に運営改善に向けた中心的な役割を果たしていくことを求めること(2023 年度評価案、72-73 頁)
- j. 外部から検証できるような形で自社の取り組みを説明していくこと、内部監査や外部機関による監査結果を添付すること(2023 年度評価案、21 頁)
- 32. このようないくつかの提言に関する懸念については、下記第 II 部でさらに詳述します。全体として、これらの提言が「求められる」ものであるとすることはデュー・プロセスを脅かすものです。なぜなら、これらが透明化法によって義務付けられておらず、審議が尽くされていないにも拘わらず、プラットフォーム提供者がこれに拘束されることを示唆するからです。大臣評価は、プラットフォーム提供者による既存の義務の遵守の状況に焦点を当てるべきです。

致しないものがある」との御懸念については、その具体的な内容が示されておりませんが、大臣評価は、上述のとおり、透明化法の関係法令に基づき実施されており、御懸念は当たらないものと考えます。

さらに、本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的 かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」 は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に 委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものです。

透明化法は、日本の利用事業者の利益保護を念頭に置いたものですが、特定デジタルプラットフォーム提供者の多くは、グローバルに事業を展開しているため、海外当局が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して行った法令の適用や法執行は、日本の利用事業者の利益保護に密接に関連するものです。こうした観点から、経済産業省としては、大臣評価に記載のとおり、「今後のモニタリングに当たっては、米国や欧州をはじめとする諸外国における動向や、これにより地域外に及ぼす影響や課題の変化についても注視しながら、特定デジタルプラットフォーム提供者の取組を確認していくにととしています。

33. また、Google は、2023 年度評価案における、「強制力ある介入方策」について検討していくとの言及は適切ではないと考えます。具体的には、アプリストア分野に関する会合意見及びデジタル広告分野に関する会合意見において自社優遇が行われていないことに関するさらなる情報提供や体制整備を求めるとの評価への対応などが挙げられ、こういったもので透明化法の枠組みでの対応が難しいものについてはこのような介入方策が必要であることが示唆されています。Google は、透明化法を遵守し、モニタリングのプロセス及び経済産業省に協力することに向けた Google の取り組みに照らせば、強制力ある介入方策の必要性は認められないと考えていることを謹んで申し上げます。このような強制力ある介入方策の導入の提案は、共同規制の原則にそぐわず、とりわけ、国の関与を最小限のものとするとの透明化法の理念と一致していません。

34. さらに、2023 評価案は、例えば、デジタル広告分野における価格の透明性と自社優遇について論じる際などに、他の法域の法律や慣行にしばしば言及しており、「今後のモニタリングに当たっては、米国や欧州をはじめとする諸外国における動向や、これにより地域外に及ぼす影響や課題の変化についても注視しながら、プラットフォーム提供者の取組を確認していく」としています。Google は、謹んで、経済産業省のレビューを透明化法に基づく明示的な要件の遵守の判断に注力されることを提案いたします。

a. 透明化法に基づく義務は、その他の法域におけるプラットフォーム提供者の義務と同一ではなく、他の法域でプラットフォーム提供者が実施を義務付けられていること又は実施してきたことは、日本の現在の透明化の法的枠組みが遵守されているか否かに関する経済産業省の評価を構成するものではありません。前述のとおり、大臣評価は、既存の法的枠組みを見直して変更を提案する場として意図されたものではありません。Google は、経済産業省に対し、プラットフォーム提供者が透明化法に基づく既存の具体的な要件を遵守するために十分な措置を講じているか否かに関する問題に評価に焦点を当てるよう謹んで要請いたします。

#### 提案

- 35. 以上のことを踏まえ、透明化法が制定されるに至った立法趣旨とその過程に沿って、Google は、以下の事項を提案いたします。
- b. プラットフォーム提供者の透明化法の遵守状況の評価を、透明化法に基づき義務付けられる 項目に焦点を絞ったものとすること
- c. 大臣評価でなされた、義務ではない事項に関する提言や法令に定められていない要求は、透明化法に基づく義務ではなく提案であることを明確に表示すること
- d. 強制力ある介入方策が必要となる可能性を示唆する記載を 2023 年度の大臣評価の最終版に 含めないこと

- 89 経済産業省のプラットフォーム提供者に対する評価及び各事業者の透明化法の遵守状況や取組状況の説明は公正性と透明性をもって行われるべきです
  - 36. Google は、その定期報告書及びこれに関連する経済産業省とのやりとりにおいて、透明化法に基づき義務付けられた全ての項目に対して包括的な回答を提供しています。しかしながら、これまで経済産業省は、透明化法の範囲外にあるような提言に Google が従ったかどうかを評価したり、Google が積極的に遵守の取り組みを行っているにもかかわらず、Google の遵守を明確に示さなかったりすることがありました。このため、実際には Google が透明化法で具体的に義務付けられている内容以上の自主的な取り組みを一貫して行っているにもかかわらず、意図せずして、Google が何の取り組みも行っていないかのような誤った不当な印象を与える結果となっていると考えています。
  - 37. 例えば、以下のとおりです。
  - a. 経済産業省の事務局が取りまとめた「デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づく『大臣評価』に関連する各社の取組状況について」10という資料では、2022年度大臣評価に基づく改善点に対する関する Google の回答について、「記載なし」と複数回記載されていました。これは、Google の 2022年5月31日付の定期報告書の関連記述に対する経済産業省の認識の相違が原因の一つと考えられますが、経済産業省が義務ではない事項について Google の遵守状況を報告していることも一因です。例えば、同資料では、Google による紛争解決のための裁判外紛争解決手続(ADR)の利用についての評価も行われました。これは透明化法上の義務ではなく、プラットフォーム提供者が取り入れることができる具体的な取り組みの(数ある)例の一つとして記載されたものです。2022年度大臣評価では、プラットフォーム提供者による ADR の利用は、義務付けを伴わない推奨として提案されました。この提言に対する Google の回答について「記載なし」と記載することは、実際にはこの提言に対応する義務はないにも拘わらず、Google が透明化法に基づく法令上の義務を遵守するための取り組みを行っていないかのような印象を与えます。
  - b. 経済産業省は、デジタル広告分野評価案の 13 頁において、他の特定プラットフォーム提供者を挙げて、プロダクトの提供条件の変更の事前通知期間を変更が与える影響の大きさに応じて設定するようにしているとしています。ここでは 2023 年 5 月 31 日付の定期報告書に明記している Google による遵守の取り組みが省略されています。定期報告書では、Google が、(i) 重要なポリシーの改訂については 30~60 日前に、その他の変更については最低 15 日前に通知していること、(ii) 変更を行う前に、ポリシー及びシステムの影響分析を行っていること、(ii) ポリシー及びシステムの修正又は更新の可能性を判断するために、広告主及びパブリッシャーからのフィードバックを収集していることを説明しています。このような記載が省略されたことは、プロダクトの提供条件の変更に関する事前通知の提供について、Google が、他社と同等以上の取り組みを行っていないという誤った印象を与えるものです。
  - 38. さらに、モニタリング会合の意見及び大臣評価(2023 年度評価案を含め)ではユーザーからの苦情が引用されていますが、プラットフォーム提供者がそのような苦情を特定し、反論するた

特定デジタルプラットフォーム提供者から報告のあった取組については、本評価案の各項目において、点線枠囲みの枠内(例えば、本評価案3頁~12頁)で網羅的に記載しております。その上で、大臣評価において特定デジタルプラットフォーム提供者が求められる取組の方向性に照らして望ましい取組に該当するものがあれば、当該枠囲みとは別途、言及しています。このため、「Google が何の取り組みも行っていないかのような誤った不当な印象を与える」との御指摘は当たらないものと考えます。なお、大臣評価では、①「求められる」として透明化法上の努力義務の対象であることを明示している項目と②(①とは異なり)「(取組が行われれば)高く評価する」としている項目を書き分けております。

「デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づく『大臣評価』に関連する各社の取組状況について」(2023 年 8 月 18 日第 2 回モニタリング会合事務局提出資料 1-2)においては、①及び②について、各社の取組を一括してとりまとめたものですが、①と②は、記載やレイアウトの区分を行っており、①と②の取扱いが混同されることはありません。

また、御指摘の事前通知の取組については、透明化法で義務づけられている「当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日」(省令 11 条1項1号)までの事前通知を実施しているものであること、他の特定デジタルプラットフォーム提供者においても同様の取組がなされていることなどを踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者から報告のあった取組として本評価7頁の点線枠囲み内に掲載しています。一方で、本評価においては特定デジタルプラットフォーム提供者が求められる取組の方向性に照らして望ましい取組に該当するものとまでは考えておりません。

モニタリング・レビューのプロセスの中で、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者の声を示した上で、意見聴取を行いました。今年度の「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」は、計 12 回開催されておりますが、このうち8回は、特定デジタルプラットフォーム提供者から意見聴取を行っています。また、特定デジタルプラットフォーム提供者ごとの意見聴取の時間についても、昨年度よりも時間を増やしてしている上、時間の制約上、ヒアリングで確認できなかった部分については、事後に書面でやり取りを行っています。

めに必要な情報を得る機会を与えられていないにもかかわらず、これが事実として提示されることがある点を指摘いたします。アプリストア分野評価案における一例について下記第 48 段落で後述します。2023 年度評価案では、引用された苦情については、プラットフォーム提供者の状況認識や規約の理解とは齟齬があり得ると指摘しています(脚注 8)が、そのような齟齬は大臣が評価を行う前に解決されるべきです。このため、大臣評価(2023 年度評価案を含め)の中には、信憑性が検証されていない誤った主張に基づく部分があることが懸念されます。

#### 90 B. Google が提案する透明化法の改正

- 40. 経済産業省の透明化法の運用に対するフィードバックと提言に加え、Google は、政府に対し、 プラットフォーム提供者と経済産業省の双方の透明化法の運用上の負担を軽減するため、法第 9条第1項に基づく年次報告義務を改正することを提案します。
- 41. Google は、大臣評価の公表から次の定期報告書の対象となる期間の終了まで通常数か月しかないことを指摘いたします。例えば、2023 年度のモニタリングレビューのプロセスは、2024 年1 月中旬又は下旬に大臣評価の最終版が公表されることで終了します。その後、Google は、2023 年4 月から 2024 年3 月までの期間を対象とする定期報告書を 2024 年5 月末までに提出する必要があります。このような短期間で、プラットフォーム提供者が大臣評価における提言を遵守するための取り組みを示さなければならないという期待は、運用上の負担が大きく、多くの場合必ずしも現実的ではありません。透明化法に基づく報告の頻度は、Google が透明性と利用事業者との相互理解を向上させるために実施できるさらなる措置を検討する能力と時間を圧迫します。
- 42. 法第3条によれば、「共同規制」の根底にある目的は、政府の介入を最小限に抑え、プラットフォーム提供者が自主的な取り組みによって継続的な改善を行うことを促すことです。Google は、年次で報告義務が課されないとすればこの目的がより効果的に達成できると考えます。
- 43. これに基づき、Google は政府に対し、報告義務を毎年ではなく例えば3年ごと、或いは必要に応じて随時課す形に変更することを提案します。これにより、プラットフォーム提供者は、大臣評価でなされた提言を効果的に検討し、これらの提言を採用する場合はそのための十分な時間を確保することができます。これは、経済産業省の皆様及びモニタリング会合にとっても、有意義かつ緻密なモニタリングレビューのプロセスを実施するための適切な時間が確保できることとなります。重要なのは、プラットフォーム提供者及び経済産業省の法令遵守に関する負担を軽減することは、透明化法の共同規制のアプローチに合致しており、プラットフォーム提供者に、透明性及び利用事業者との相互理解を促進するために、自主的に適切な措置を実施する機会を与えるということです。
- 44. この提案は、他の制度における報告義務にも倣ったものです。他の分野には、事業者が主要な情報をまとめた報告書を政府に提出することが義務づけられてはいるものの、規制当局によるモニタリングプロセスが年次では実施されないものもあります。例えば電気通信事業法第 166

技術の進展に伴い、短期間のうちに取引実態が大きく変化することがあり得るデジタルプラットフォームの性質を踏まえると、現行法(法第9条第1項、第2項)で規定されているサイクルで実施することが適切と考えております。

また、大臣評価に記載のとおり、報告の対象は、既に実施した改善措置に限る ものではありません。現状の課題と考えている事項及び今後の対応方針を説明 することで代替いただくことが可能です。

	条第1項により電気通信事業者は、定期的にではなく総務大臣の要請に応じて随時報告書を提	
	出する義務があります。	
91	A. アプリストア分野評価案に関する Google の意見	「透明化法上の例外事由への該当性を慎重に判断する」こと及び「アカウント停止
	Google の透明化法遵守の取り組みは適切に把握されるべきです	措置の適切性について外部検証できるよう、アカウント停止措置に対する異議申
	46. Google は、Google Play について、透明性及び利用事業者との相互理解の向上に努めてお	立ての件数や事例等について説明すること」は、2022 年度評価Ⅱ2(3)で求めて
ļ	り、透明化法に基づく報告義務を真摯に受け止めています。Google は、定期報告書において、	いる事項であるところ、特定デジタルプラットフォーム提供者は、公表された評価
	透明化法で義務付けられている事項への対応を行うとともに、透明性と公正性を向上させるた	の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な
	めに、透明化法の具体的な義務以上の自主的な取り組みを行っています。しかし、Google は、	向上に努めなければならないとされております(法9条6項)ので、特定デジタル
ļ	Google の積極的な透明化法遵守への取り組みがアプリストア分野に関する会合意見及びその	プラットフォーム提供者は、透明化法で規定された開示義務等とは別に、大臣評
ļ	後のアプリストア分野評価案に適切に反映されていない可能性があることを懸念しています。	価に基づく努力義務がございます。したがって、大臣評価公表後に、それを踏ま
	a. 例えば、アプリストア分野評価案では、Google は、アカウント停止措置の透明化法の例外事由	えた新たな取組の報告をしていただくことが、透明化法の趣旨に即した対応とし
ļ	への該当性を慎重に判断すること及びアカウント停止措置に対する異議申立ての件数や事例等	て評価できるものと考えております。
ļ	の説明について「昨年度からの改善がみられなかった」と報告しています 11。しかし、Google	
	は、定期報告書及び 2023 年度モニタリングレビューのプロセスにおける回答においてご説明し	
	たように、Google には既にアカウント停止措置について透明化法に基づく義務を充足する枠組	
ļ	みが存在するという必要な背景情報がアプリストア分野評価案では示されていないと考えます。	
	このような重要な情報が欠如しているということは、実際には Google は既に透明化法を遵守し	
ļ	ており、それ以上の「改善」は法的に要求されないにもかかわらず、Google がこの分野で改善を	
ļ	行うべきであった(そしてそれを怠った)ということを誤って示唆する可能性があります。	
ļ	47. 透明性と相互理解を促進するため、アプリストア分野に関する会合意見及びアプリストア分野	
	評価案は、Google の積極的なコンプライアンスへの取り組みを完全に反映するために、必要に	
ļ	応じて追加情報や背景情報を提供すべきものと考えます。アプリストア分野評価案においては、	
ļ	根拠のない又は憶測に基づく主張に依拠すべきではなく、それらを記載に含めるべきではあり	
ļ	ません。	
92	48. アプリストア分野評価案において、アプリストア分野に関する会合意見の根拠のない又は憶	アプリ審査については、利用事業者からは、一定の改善を指摘する声がある一
ļ	測に基づくコメントを多数記載し、それに依拠することは不公平であり、そのようなコメントは削除	方で、「審査する人や審査のタイミングにより結果が異なり、基準が明確ではな
	されるべきです。上記第38段落で指摘したとおり、モニタリングレビューの過程で寄せられた	い」、「両方同じ仕様でアプリを(同一のアプリストアに)アップしても、どちらかが落
ļ	Google に関する主張や苦情は、十分な詳細情報とともに Google に開示されるとともに、大臣評	ちて、どちらかが受かると言ったこともある」といった公平性・公正性についての課
	価に記載されたりこれにおいて依拠されたりする前に、主張に対し弁明する機会が与えられる	題を指摘する声もあります。
	べきであると考えます。アプリストア分野評価案には、Google に関する限りにおいて根拠のない	透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公
	コメントが多数含まれています。例えば、以下のようなコメントが含まれています。	正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から評
	a. アプリストア分野評価案では、利用事業者から、アプリ審査において審査を担当するチーム間	価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、
	で判断が異なるという意見が寄せられていると指摘されています。Google は、アプリストア分野	不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価

することは難しく、当該取組が、利用事業者との取引関係の改善に実際につなが

に関する会合意見の素案に対する回答において当該主張を否定し、このコメントが Google に向

けたものであるかが明確ではないことに懸念を表明しました。Google は結局、当該主張に具体

	性を持って反論するために必要な詳細情報を提供されませんでした。透明性と相互理解を促進するためには、ある主張について関連するプラットフォーム提供者にこれを調査し対応する適切な機会が与えられていない場合、大臣評価は当該主張が検証されておらず、評価プロセスにおいて重視されていないことを明記すべきです。主張が特定のプラットフォーム提供者に関するものでない場合は、その旨も指摘されるべきです。Google がこれまでに経済産業省に対して複数回にわたって述べたとおり、Google Play ではすべてのアプリが同一の客観的で明確な基準に基づいて評価され、審査されています。さらなる証拠や情報が提供されなければ、この主張は不正確であり、アプリストア分野評価案に適切な留保が付されないまま不適切に記載されていると考えます。	っているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部から検証できる形での説明を求めているところです。 Google から、アプリ審査プロセスについて、「デベロッパープログラムポリシーで設定されている基準に基づき審査をし、その審査基準については、すべてのアプリに同じ基準を設定し、審査している」、「人による審査と、そして機械学習による審査の組み合わせで行っていて、それにより客観性が増すことを期待している。」との報告がされていますが(本評価 66 頁)、こうした報告のみをもって、審査担当者による判断のばらつきが十分に対策されていると評価するのは困難です。 このため、本評価では、「アプリ審査担当者による判断のばらつきを減少させる観点から、例えば、審査結果のチェックの在り方、審査担当者向けのトレーニングやマニュアルを点検し、必要に応じて充実させる等して、一貫性・公平性のある審査がなされる適切な仕組みを構築することが求められる。」と記載しております。モニタリング・レビューのプロセスの中で、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者の声を示した上で、意見聴取を行いました。今年度の「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」は、計12回開催されておりますが、このうち8回は、特定デジタルプラットフォーム提供者ごとの意見聴取の時間についても、昨年度よりも時間を増やしてしている上、時間の制約上、ヒアリングで確認できなかった部分については、事後に書面でやり取りを行っています。
93	b. アプリストア分野評価案には、おすすめアプリを表示する際にプラットフォーム提供者が採用するプロセスについて「不透明な部分がある」というデベロッパーからのコメントと「透明性・公正性に課題がある」との記載が、さらに必要な詳細情報なしに含まれています。「2023 年 9 月 21日のモニタリング会合で積み残しとなったご質問への補足回答」において概説したとおり、Google は、Google Play 上のおすすめの生成の決定要因に関する有益な情報を提供しています。Google の開示及びアプリストアのランキングとおすすめに関して公開している資料に照らして、Google は、このコメントは Google Play に関しては根拠がないと考えます。	特定デジタルプラットフォーム提供者により表示順位等が恣意的に操作された場合には、特定の利用事業者の売上が変動する懸念があり、利用事業者間の取引の公正性が確保されません。 特定デジタルプラットフォーム提供者が一定の説明を行っていることは、本評価64頁でも記載しておりますが、利用事業者から「不透明な部分がある」との声がいまだに存在することも踏まえれば、特定デジタルプラットフォーム提供者が開示しているパラメータの周知が十分になされていない可能性があります。したがって、本評価では、「その内容について利用事業者に対して更に周知することが求められる」と評価しております。
94	49. これらの根拠のない記述に加えて、アプリストア分野評価案には、アプリストア分野に関する会合意見においてアプリストアの市場における競争力学に関してなされたいくつかの憶測に基づく主張が含まれています。例えば、アプリストア分野評価案には、デベロッパーがアプリ内で代替の課金システムを提供すれば、手数料水準をめぐる競争が活発になる可能性があるというモニタリング会合の指摘が記載されています 15。Google の見解では、このコメントは、アプリス	デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の透明性が 欠如した場合、予見可能性が低くなるおそれがあります。デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解を促進するために必要な体制・手続が十分に整備されない場合は、手続面での公正性が確保

トアが請求するサービス手数料の性質を誤解しているように見受けられます(サービス手数料によって賄われるのは決済処理よりはるかに多くのものです)。この点、アプリストア間の競争力学に関するコメント及び分析は、他の規制当局の所管分野とされることがより適切であると思われます。

50. 結局のところ、このような類の憶測に基づく意見や根拠のない主張は、透明性と相互理解を向上させるという透明化法の目的と矛盾するものです。アプリストア分野評価案に含まれる提言のうち、憶測又は根拠のない主張に基づくものは不適切であって削除されるべきです。提言は透明化法の対象範囲外の事項について行われるべきではありません。

51. 上記第 28 段落で述べたとおり、Google は、経済産業省、デジタル市場競争本部及び国会による慎重な審議及び議論の対象となった透明化法の条文が、アプリストア分野評価案において「求められる」ものとされている提言によって、実質的に上書きされることを懸念しています。

52. アプリストア分野評価案では、プラットフォーム提供者は自主的な取り組みが行われたことを示すために、内部監査の結果があるものについてはこれを添付し、可能であれば外部からの検証を認めることを求めています 16。Google は、この提言が共同規制の目的と矛盾していると考えます。この提言は、透明化法の下で具体的に要求されていない、非常に負担の大きい監査や外部検証措置を整備することをプラットフォーム提供者に要求する可能性があります。Google は、指針が:(i)プラットフォーム提供者が透明化法に基づいて行った行為に関連する情報を記録し、維持することがベストプラクティスであることを示し、(ii)外部検証システムが提供し得る有用性を認めていると認識しています。しかしながら、Google は、重要なことに、指針及び透明化法の条文は、プラットフォーム提供者に対し、これらの提言に従うことを義務付けるものではないことを指摘いたします。

53. このアプローチは、透明化法に基づく義務の遵守を最も適切に行う方法を決定するための最終的な裁量をプラットフォーム提供者に与えるという共同規制の目的に合致しています。Google は、内部監査の内容の開示や外部監査を設けることを要件とすることは、透明化法の目的に反すると考えます。Google は既に、定期報告書及びモニタリングレビューのプロセスにおいて、透明化法に基づく変更点や取り組みの効果に関する定性的及び定量的な情報及び証拠を広範に提供しています。定期報告書の報告義務の範囲は、国会による適正な手続や審議なしに変更されるべきではありません。ここで「求められる」とされている内容は透明化法の範囲及び共同規制の基礎をなす原則の範囲を逸脱するものであるた、Google はこれに強く反対します。

されません。このような透明性や公正性の欠如が、公正な競争を阻害する行為が発生する原因となり得ます。

透明化法は、こうした考えの下、その法目的(第1条)に規定されているとおり、 特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間における取引関係の透明性及び公正性を向上させることにより、その効果として、利用事業者間の競争、 さらには、デジタルプラットフォーム提供者間の競争を促進させるものです。

したがって、取引関係の透明性及び公正性を向上させることによる競争上の影響について言及することは透明化法の枠内を超えるものではなく、「透明化法の対象範囲外の事項」との御指摘は当たらないものと考えます。

透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告していただいた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。特定プラットフォーム提供者は、この評価結果を踏まえ、運営改善に努める義務があり、本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があることを明確にしたものです。

これらは、透明化法第9条第2項及び第6項に基づくものであり、法制定時から、 その実施は当然に予定されているものです。

したがって、「透明化法の条文が、アプリストア分野評価案において「求められる」ものとされている提言によって、実質的に上書きされる」との御懸念は当たらないものと考えます。

透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価することは難しく、当該取組が、利用事業者との取引関係の改善に実際につながっているかどうかも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部から検証できるような形での説明を求めているところです。

また、大臣評価では、透明化法に基づく指針の関係箇所を示した上で、取組の方向性を示しています。共同規制の下、指針の「3 具体的な取組例」は、あくまで「2 基本的な考え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、「3 具体的な取組例」そのものを実施することが求められているわけではありません。しかしながら、特定デジタルプラットフォーム提供者は、その事業運営の実態に応じて「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現するための適切かつ有効な措

置を自主的かつ積極的に講じることで、「2 基本的な考え方」で示された方向性を 実現することが求められています。こうした観点から、特定デジタルプラットフォー ム提供者には、「3 具体的な取組例」や「3 具体的な取組例」と同等の効果を発 揮するような「基本的な考え方」の各項目を実現する取組が求められ、実際に講じ た具体的な措置と当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効と考える 理由の説明が求められています。 大臣評価 P53 の脚注 70 に記載のとおり、「デジタルプラットフォームの透明性・ 55. 最後に、下記第 58(a)段落で詳述するように、アプリストア分野評価案は、Google がアプリ内 公正性に関するモニタリング会合」において、ユーザー選択型決済(UCB) を実際 課金の代替決済手段をデベロッパーにとってより「実質的な選択肢」とするよう提言しています。 ここでもまた、アプリ内課金の代替決済手段の提供が、透明化法に基づく Google の義務とどの に採用しているデベロッパーの数について情報提供を求めたましたが、秘匿事項 として、情報が得られませんでした。ユーザー選択型決済を普及させるために講 ように関連するのかが明確ではありません。現在の実務について確立された懸念がない場合、 じた措置については情報提供を受けておりますが、こうした実際に採用している Google に提言を適用すべきではありません。 56. 第1 部でご説明したとおり、アプリストア分野評価案において、法的根拠なしにすべての提言 デベロッパーの数等についての情報提供なしにはば、当該講じた措置のみをも ってユーザー選択型決済が普及し、実質的な選択肢とになっていると評価するこ を法令遵守のために「求められるものとして位置付けることは適切ではないと考えます。提言 が義務であると示唆することは、共同規制の基本的な目的と矛盾します。透明化法は、事業者に とは困難です。 自主的な取り組みを行う柔軟性を提供するように設計されています。 また、ユーザー選択型決済は、これを利用する場合に減額されるアプリストア 57. Google は、アプリストア分野評価案が Google の現在の実務に欠陥があることを特定又は立 手数料の額(4%)が、他の決済手段を利用する際の手数料等と同程度、ないし は、これより少ないものであること、利用事業者からも「UCB について、手数料が 証していない場合にも「求められる」との記載がある点を特に懸念しています。 58. 例えば、アプリストア分野評価案では以下が「求められています」。 4%しか減額されず、外部の決済手段を利用すると同等の決済手数料が発生す る」などの声が寄せられています。 a. Google には、アプリ内課金の代替決済手段をデベロッパーにとってより「実質的な選択肢」にす 上記も踏まえ、アプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすること ることが求められています 18。Google は、この提言は、透明化法の範囲を逸脱するものである ことに加えて、この提言を必要なものであると裏付ける証拠がないと考えます。 を求めています。 i. アプリストア分野評価案は、Google のユーザー選択型決済(UCB)が実質的な選択肢になって いるとは「言い難い」と簡単に述べています。しかし、UCB がデベロッパーにとって実質的な選択 肢にならない理由や、デベロッパーが現在 UCB を採用していない理由(例えば、Google Play の 課金システムに満足しているなど)を示す裏付けとなる分析や証拠がありません。 ii. 実際のところ、Google は、モニタリング会合に対し、UCB に関する多数のヘルプページや説明 ビデオを日本語で公開し、UCB への参加を希望するデベロッパーをサポートする専用のサポー トフォームやチームを提供し、代替の課金システムを提供するデベロッパーのための統合プロ セスを簡素化する代替の課金 API を提供開始するなど、日本のデベロッパーに UCB を普及さ せるために講じた数々の措置に関する情報を提供してきました。Google の取り組みや現在の実 務に対して実質的な批判が提起されていない状況では、この提言は不当であり不必要であると 思われます。

_		
97	b. プラットフォーム提供者は、消費者の利益とのバランスを図りつつ、アカウント停止措置への対	御指摘のとおり、現在の Google の取組には望ましい取組として評価できるものも
	応について継続的な改善を行うことが求められています。Google は、消費者の利益を考慮する	ございます(本評価 59 頁)。一方で、当該取組は、アカウント停止の通知内容にお
	必要性については同意しますが、アプリストア分野評価案が実際にアカウント停止の理由を開	ける運用改善であり、大臣評価では、事前通知のない即時のアカウント停止措置
	示する Google の現在の取り組みを評価していることを踏まえると、この提言は不必要であると	を行う場合の透明化法上の例外事由への該当性を慎重に判断する(なお、本評
	考えます。	価 39 頁記載のとおり、消費者等の利益保護とのバランスを図りつつ、適切なプロ
		セス確保と継続的な対応改善を求めるもの)、一定の条件の下ではアプリ削除前
		にデベロッパーによる修正対応や異議申立てを可能にする等の適正なプロセス
		確保も求めております。上記の内容に加え、利用事業者の声等踏まえ、本評価の
		記載としております。
98	c. プラットフォーム提供者は、ランキングの決定要素について追加的な取り組みを行うことが求	特定デジタルプラットフォーム提供者により表示順位等が恣意的に操作された
	められています 21。上記第 23(b)段落で述べたとおり、Google は、Google の現在の実務に関し	場合には、特定の利用事業者の売上の変動を招く懸念があり、利用事業者間の
	て裏付けを伴った問題提起がされていないことから、この提言も正当な理由なしにされたもので	取引の公正性が確保されません。
	あると考えます。	特定デジタルプラットフォーム提供者が、モニタリング・レビューの過程におい
		て、特定の「おすすめ」の表示の決定に関して一定の説明がなされた。」ことは、
		本評価 64 頁でも記載しておりますが、利用事業者から「不透明な部分がある」と
		の声がいまだに存在するということは、特定デジタルプラットフォーム提供者が開
		示しているパラメータの周知が十分になされていない可能性があります。したが
		って、本評価では、「その内容について利用事業者に対して更に周知することが
		求められる」と評価しております。
99	d. プラットフォーム提供者は、コストと手数料の関係について利用事業者からなる団体と協議を	利用事業者の声を踏まえると、引き続き、「手数料の負担が大きく収益を圧迫し
	進めること等を通じて、追加的な取り組みを検討することが求められています。既に度々ご説明	ている」、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手
	してきましたとおり、Google は Google Play がデベロッパーに請求するサービス手数料に関する	数料に見合っていない」、「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」とい
	詳細な情報(サービス手数料が何に充てられるかを含め)を、PlayConsole のヘルプページで公	った声があり、相互理解が進んだとは言い難い状況です。こうした声の背景とし
	開しています。また、デベロッパーに適用される様々なサービス手数料について、透明性のある	て、手数料についての競争が十分に働いていると認めるのが難しい中では、手
	情報提供を行っています。Google は、GooglePlay が適用するサービス手数料に関して、デベロ	数料の合理性が確保されていると評価することは難しい状況があると考えており
	ッパーとの間で透明性と相互理解が確立されており、それが維持されていると考えています。ア	ます。こうした観点から、追加的な取組の検討を求める評価としております。
	プリストア分野評価案では Google の現在の情報開示が不十分であることが示されていないた	
	め、Google が利用事業者に対し、商業上機微なコストに関する情報も含みうる形でさらなる情報	
	開示を行うことが求められる理由が正当化されていません。	
	59. アプリストア分野評価案の提言が不適切に「求められるもの」とされている状況においては、	
	すべての提言が、改善を要する分野を根拠をもって特定していることが極めて重要です。	
	4	

### 100 その他のコメント

るべきです

60. 最後に、アプリストア分野評価案に関する全体的な意見として、アプリストア分野に関する会合意見及びアプリストア分野評価案には、特定の主張の対象がどのプラットフォーム提供者であるかを示していない事例が多数あります。コメントが Google に関するものなのか、他のプラットフォーム提供者に関するものなのかが不明確な場合が多数見受けられます。例えば、アプリストア分野評価案には、サードパーティアプリ上のコンテンツは「リジェクト」されるが、それがプラットフォーム提供者の自社アプリ内で配信される場合は許容されるという利用事業者のコメントが参照されています。このコメントがどのプラットフォーム提供者に向けられたものなのかは、それ以上の文脈が示されていないため不明です。これは、Google が不正確な情報や誤解に対応し、これを訂正する妨げとなります。また、他のプラットフォーム提供者に対する関係での Google の行為について誤解を招く可能性があります。経済産業省とモニタリング会合は、特定のプラットフォーム提供者に関して重要な主張を公表する際には、該当するプラットフォーム提供者を明確に特定すべきです。

特定の特定デジタルプラットフォーム提供者に特有の利用事業者の声は、当該提供者を特定して記載するようにしていますが、複数の特定デジタルプラットフォーム提供者に関わる声については、事業者名を特定することなく記載するようにしております。

# 101 B. デジタル広告分野評価案に対する Google のコメント デジタル広告分野評価案は Google の積極的な法令遵守の取り組みを適切に反映したものであ

61. アプリストア分野と同様に、デジタル広告の文脈においても、経済産業省が取り上げている他のプラットフォーム提供者の「望ましい取り組み」は Google が実施して来た取り組みと類似したものであるにもかかわらず、デジタル広告分野評価案では Google の積極的な法令遵守の取り組みが相応に考慮されていません。例えば、Google の広告停止プロセスを広告主が理解できるように、Google のヘルプセンターのページには、Google の審査基準、広告が拒否される一般的な理由、及び利用事業者がどうすれば Google のポリシーを遵守できるかを説明する包括的で分かりやすい検索可能な大量のガイドラインを掲載しています。利用事業者の理解を促進し利便性を高めるため、図や動画も多用しています。それにもかかわらず、Google の取り組みは、デジタル広告分野評価案においては他のプラットフォーム提供者の取り組みのように適切に認識されていません。

特定デジタルプラットフォーム提供者から報告のあった取組については、大臣評価の各項目において、点線枠囲みの枠内(例えば、本評価3頁~12頁)で網羅的に記載しております。その上で、大臣評価において特定デジタルプラットフォーム提供者が求められる取組の方向性に照らして望ましい取組に該当するものがあれば、当該枠囲みとは別途に言及しています。

御指摘の広告審査・広告配信の停止プロセスについての取組については、他の 特定デジタルプラットフォーム提供者においても同様の取組がなされていること などを踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者から報告のあった取組として 掲載しています。

他社において、例えば、特に問い合わせの多い法令に関する審査結果について、具体的に広告のどの部分の表現が広告掲載基準に抵触したのかを通知するなど、利用事業者の予見可能性を確保する上でより踏み込んだ取組が行われていることを踏まえると、御指摘の取組が、上記の望ましい取組に該当するとまでは考えておりません。

62. また、プラットフォーム提供者の手続及び体制の整備について、デジタル広告分野評価案が「取組の定量的な評価や具体的な改善事例等による説明がないため、取組の運用実態や実効性が必ずしも明らかでないものも見受けられた。」と結論付けているのは不正確であると Google は考えます。

特に、

a. デジタル広告分野評価案では、透明化法に基づく指針で定められる「具体的な取組例」をいくつか引用していますが26、これは単なる例示にすぎず、義務付けられる要件ではないという点に留意が必要です。したがって、こうしたとみなされるべきではありません。

本評価では、透明化法に基づく指針の関係箇所を示した上で、取組の方向性を示しています。共同規制の下、指針の「3 具体的な取組例」は、あくまで「2 基本的な考え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、「3 具体的な取組例」そのものを実施することが求められているわけではありません。しかしながら、特定デジタルプラットフォーム提供者は、その事業運営の実態に応じて「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現するための適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じることで、「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現することが求められています。

- b. 経済産業省による Google の法令遵守の取り組みの評価に役立つよう、Google は広告主やパブリッシャーとの相互理解を促進するために実施している社内システムの例を説明しています。例えば、2023 年度のデジタル広告分野の定期報告書で、Google は(i)提案された新たなポリシーやポリシー変更の要因や影響を実施前後で検討し、(ii)包括的なエンドツーエンドのサポートの枠組みを提供するための機能横断的なチームにまたがってパートナーのフィードバックを募り、処理する内部プロセスについて説明しています。Google はまた、Google の広告主に関するポリシーの施行が一連の内部ガイドラインに基づいており、Google のポリシーの公正で一貫した適用を確保するために、Google の違反措置の決定を記録しレビューする仕組みを Google が構築していることも説明しました。しかしながら、こうした積極的な取り組みはデジタル広告分野評価案において認識されていません。
- c. また、プラットフォーム提供者が内部手続の整備について、Google は既に定期報告書で昨年度中に受けて解決した苦情の数や内容について詳細なデータを提出しています 27。Google はまた、広告主やパブリッシャーが違反を是正し Google の利用規約を遵守するために役立つ情報を広告主やパブリッシャーに提供した後、違反措置の決定を再検討し決定を変更する場合の方法(Google が解決した苦情の大部分について行っています。)についてもご説明しました。Google は、透明化法の遵守に対する Google の尽力を示すための相当程度に客観的かつ詳細な情報を経済産業省に提出したと考えています。
- 63. 個々のプラットフォーム提供者及びデジタル広告業界全体によるコンプライアンスの取り組みを明確に示すことが、経済産業省がプラットフォーム提供者による透明化法に基づく具体的な要件の遵守に関する調査結果を、客観的で一貫性及び透明性のある方法で公表する上で役立つものと Google は考えております。これは、例えば、各プラットフォーム提供者によるコンプライアンスの積極的な取り組み事例を少なくとも一つずつデジタル広告分野評価案において強調することによって実現可能です。これにより、具体的に名前を上げられた一部のプラットフォーム提供者だけが要件を遵守している(そして、他のプラットフォーム提供者は遵守していない)との誤解を生むことを避けることにつながります。

こうした観点から、特定デジタルプラットフォーム提供者には、「3 具体的な取組例」や「3 具体的な取組例」と同等の効果を発揮するような「基本的な考え方」 の各項目を実現する取組が求められ、実際に講じた具体的な措置と、当該措置 が当該方向性を実現する上で適切かつ有効と考える理由の説明を求めております。

したがって、具体的な取組例」に沿った取り組みがされていないことをもって、直 ちにプラットフォーム提供者が透明化法に基づく義務に従った実効的な措置を実 施していないことを示すものではありません。

本評価においても、2022 年度大臣評価でも記載しているように、特定デジタルプラットフォーム提供者が、利用事業者や社会全体から信頼を確保していくに当たっては、外部から検証できるような形で、自社の取組を説明していくことは重要であると考えております。他方で、、各デジタルプラットフォーム提供者の取組について、昨年度の苦情・紛争等に関する具体的な数値が示されない等、未だ取組の定量的な評価や具体的な改善事例等による説明がなされていない項目も残されていることから、「取組の運用実態や実効性が必ずしも明らかでないものも見受けられた。」と結論付けております。したがって、この点について不正確であるとのご指摘は当たらないものと考えます。

なお、点線枠囲みの枠内においては、各社が行う全ての取組を完全な形で記載しておりませんが、御指摘の取組について、例えば、新たなポリシーの導入や変更のプロセスに関する一連の取組(本評価7頁点線枠囲み部分)や、貴社のポリシーに関して一貫性・公平性のある判断がなされるために構築された取組(本評価67頁点線枠囲み部分)等、同様の取組を記載するとともに、これらの取組の結果もたらされた成果についても、「望ましい取り組み」として記載(例えば、「確認クリック」の確認機能に関して本評価31頁参照)しております。

- 103 デジタル広告分野評価案は、透明化法に基づくプラットフォーム提供者の義務を超える一定の事項が「求められる」と述べています
  - 64. Google はモニタリング会合の意見を尊重しておりますが、プラットフォーム提供者がどのように行動すべきかについてのモニタリング会合の構成員の意見を、それが透明化法に明確に規定された義務ではないにもかかわらず、デジタル広告分野評価案で「求められる」とされている例がいくつかあります。上記第 27~32 段落にも記載しましたように、2023 年度評価案において透明化法に基づく義務とは無関係の提言を「求められる」ものとして明記することは、()これらの「求められる」事項は事前の協議がないまま提示されており、(ii)プラットフォーム提供者がその遵守の取り組みの開示を求められる、公式な評価の枠組みの一部ではないという理由から、適正な手続きを損なうおそれがあります。
  - 65. 業界関係者が認識するように、デジタル広告業界は非常に複雑でダイナミックな環境です。そのため、プラットフォーム提供者に課される法的要件の案は、利用事業者、プラットフォーム提供者、業界団体その他の関係者からのフィードバックを考慮に入れて、慎重に検討され協議されるべきです。特に、ビジネスの実態や競争環境も考慮に入れることが重要であり、これには業界プレイヤーの深いプロダクト知識と専門知識を要します。上記第 16~21 段落に記載しましたように、現在のモニタリング会合は学術的観点から深い理解をもたらすものですが、現在の構成は現行の法的枠組みを評価し改革を提案するとの目的に対して必ずしも最適なものとはなっていない可能性があります。しデジタル広告分野評価案は透明化法が定める既存の義務に対するプラットフォーム提供者の遵守の状況を評価することに注力すべきです。

透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告させた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。特定プラットフォーム提供者は、この評価結果を踏まえ、運営改善に努める義務があります。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務を踏まえ、大臣評価において指摘された事項について、特定デジタルプラットフォーム提供者が運営改善に取り組むべき努力義務があることを明確にしたものです。

これらは、透明化法第9条第2項及び第6項に基づくものであり、法制定時から、 その実施は当然に予定されているものです。

したがって、「透明化法に明確に規定された義務ではないにもかかわらず、デジタル広告分野評価で「求められる」とされている」との御指摘は当たらないものと考えます。

モニタリング・レビューのプロセスの中で、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者の声を示した上で、意見聴取を行っております。今年度の「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」は、計12回開催いたしましたが、このうち8回は、特定デジタルプラットフォーマーから意見聴取を行っております。特定デジタルプラットフォーム提供者ごとの意見聴取の時間についても、昨年度よりも時間を増やしており、時間の制約上、ヒアリングで確認できなかった部分については、事後に書面でやり取りを行っております。

また、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」 (モニタリング会合)については、特定デジタルプラットフォーム提供者へのヒアリングの一部(特定デジタルプラットフォーム提供者からの「説明や質疑応答で自社の事業上の機密情報に触れる可能性がある」等の申出を踏まえて非公開としたもの)を除き、全て youtube 上で公開しております。このため、「適正な手続きを損なう」との御指摘は当たらないものと考えます。

透明化法第9条第4項で、経済産業大臣が評価を行う際には、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聞くことができると定められているところ、本条項に基づき、モニタリング会合では、経済学者、法学者、技術部門の学識者に加え、弁護士、監査の専門家、利用事業者の事業者団体(広告主の事業者団体、媒体主の事業者団体、インターネット広告関連事業者の事業者団体)、消費生活に関する専門家団体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しています。構成員の選定に当たっては、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところです。

		また、経済産業省では、今回の評価の作成に当たり、例えば、デジタル広告分野で言えば、広告主や媒体主に限らず、広告代理店やアドテクノロジー提供事業者も含めて、幅広く声をお聞きしており、透明化法第9条第4項の規定に基づき、モニタリング・レビューのプロセスも実施しております。このプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリングに必要な識見を備えたモニタリング会合の構成員(広告主の事業者団体や媒体主の事業者団体、インターネット広告関連事業者の事業者団体、消費生活に関する専門家団体を含む)による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。
104	66. デジタル広告分野評価案において、プラットフォーム提供者が透明化法で明確に規定されていないことを行うことが「求められる」とされている記載の例を以下に挙げます。 a. プラットフォーム提供者が外部から検証できるような形で自社の取り組みを説明し、自社の内部プロセスの内部監査又は外部機関の監査の結果を公表すべきことが「求められる」28: これは、(プラットフォーム提供者の自主的な取り組みを奨励する)透明化法の目的に照らして不相応な負担となります(上記第29段落もご参照ください)。こうしたコメントも、プラットフォーム提供者が検証を回避しようと故意に曖昧な形で定期報告書を提示しようとしたとの印象を与えますが、これは Google については真実ではありません。前述のとおり、Google は透明化法への継続的なコンプライアンスの確保のみならず、定期報告書の作成及びプレゼンテーションの準備、モニタリング会合からの質問への対応にも多大な時間とリソースを費やしています。	本評価では、透明化法の趣旨に照らし、特定デジタルプラットフォーム提供者に期待される取組の方向性を示していますが、当該方向性が実現される限りにおいて、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。 透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、不可欠なものとなります。 その上で、取組が行われた、との報告のみをもって、運営改善がなされた、と評価することは難しく、当該取組が、利用事業者との取引関係の改善に実際につながっているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部から検証できるような形での説明を求めているところです。 また、大臣評価でも言及しているとおり、自社の取組を外部から検証できるような形で説明していくことは利用事業者や社会全体から信頼を確保していくに当たり、重要であると考えております。
105	b. 国内管理人がより中心的な役割を果たし 29、「本社の意思決定にしっかりと影響力を持つ」30 べきことが求められる: Google の国内管理人は既に日本国内における Google の日常業務に対応しています。この提言は、指針に基づき想定された国内管理人の役割(すなわち、日本国内の関係者と緊密に連絡を取り合うこと)と異なっています。Google は、国内管理人の役割は、多くの国で事業を展開し、したがって多数の異なる国においてビジネスの決定をコーディネートする必	国内管理人は、透明化法の関係法令に基づき、日本国内の利用事業者その他の関係者と緊密に連絡を取り合うこと、関係者とのコミュニケーションの管理、当該コミュニケーションを通じた特定デジタルプラットフォームの運営改善が求められています。その趣旨は、例えば、苦情及び紛争を端緒として、苦情及び紛争に関する情報を有効に利用して特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営
	要のある Google のようなグローバル企業においての文脈で検討されるべきであると考えます。	を改善すること等であり、国外に本社を持つ特定デジタルプラットフォーム提供者 においては、日本国内の利用事業者に対する提供条件やサービス提供に関する

		マーロナの利田市米老笠の主仏世は、これといけこと、写学できる。V 西州ナーハ
		て、日本の利用事業者等の声や苦情、これを踏まえた運営改善の必要性を十分
		に伝え、上記の意思決定に影響力を与えられるようにするというものです。
		本評価においては、国内管理人にこうした機能を十分に発揮していただけるよ
		うな仕組みづくりや工夫の検討を求めています。
106	c. プラットフォーム提供者が広告主に対し、他者の商標をキーワードとする入札を回避するよう	透明化法及びこれに基づく指針においては、利用事業者との取引関係における
	周知し啓発すべきであることが「求められる」31:これは、透明化法の範囲を超えており、日本の	相互理解の促進を図るため、苦情及び紛争の原因となった事象を適切かつ迅速
	商標法に基づく権利の範囲をも超えており、適用される競争法及び競争に関する原則に抵触す	に処理・解決するための仕組みを構築すること、苦情及び紛争を端緒として、苦
	る可能性があります。広告主が他社の商標に入札することは許容されており、他の法域の裁判	情及び紛争に関する情報を有効に利用して特定デジタルプラットフォームの提供
	所や規制当局からは競争促進的であるとさえみなされており32、Google はこれを妨げる法的	に関する運営を改善することを求めております(法7条2項・指針2.2.2①・同2.2.2
	根拠を有しません。消費者は、ブランドを検索する際に競合するプロダクトの広告やオファーを	②)。
	目にすることを期待しており、これはインターネット全体の慣行となっています。また、多くの広告	これらの法令の趣旨を踏まえると、特定デジタルプラットフォーム提供者がある
	主がサードパーティのプロダクトやサービスを再販したり、サードパーティのプロダクトやサービ	提供条件等を採用する場合、当該提供条件等の採用に伴う苦情・紛争が生じてい
	スに関連する情報を提供したりしており、自社の販売を促進するためにそうしたブランドへの入	る場合には、これらの苦情および紛争の原因となった事象を適切かつ迅速に処
	札を望む場合もあります。広告主に対する第三者の商標への入札を制限する案は、日本の商標	理・解決するための仕組みの構築等が求められます。
	法の改正により実施されるべきであり、そうした改正がなされない限り適法である行為をプラット	そのため、ご指摘のように他社の商標をキーワードとする入札を制限しない場
	フォーム提供者が妨げるように透明化法の範囲を外れて提言することによって実施されるべき	合には、これに伴って生じた苦情・紛争の内容を分析した上、これらの苦情・紛争
	ではありません。	を解消するための対応策が講じられる必要があります。
107	d. プラットフォーム提供者が広告の質に関する情報開示を超えて、関係者の行動パターンに影響	広告の質に関する課題について、特定デジタルプラットフォーム提供者により一
	を与えるためのさらなる努力をすることが「求められる」33: これについては、経済産業省がどう	定の情報が開示されていることは承知しておりますが、例えば、無効なトラフィッ
	いった追加的措置をプラットフォーム提供者が実施することを期待しているのかが不明です。	ク(アドフラウドを含む)に関する情報については、開示された情報の粒度が、利
	Google の場合、定期報告書及びモニタリング会合への従前の提出書面に記載しましたように、	用事業者に理解でき、利用事業者において開示された情報を踏まえた対策がで
	Google は広告主及びパブリッシャーに対し、自社の広告枠のパフォーマンスを分析し改善する	きるものになっているかという点について運営改善が求められます。
	ために用いることができる大量のデータを提供しています。例えば、公正取引委員会アンケート	こうした状況を踏まえて、特定デジタルプラットフォーム提供者には、例えば、月
	調査では、広告主/広告代理店の大多数が提供されているオーディエンスデータの十分性につ	単位での合計値やキャンペーン単位での合計値といった数値ではなく、より詳細
	いて不満はないことが示されています。	ー に、広告主が無効なトラフィックを減少させる取組を講じる必要性が高いことを理
	Google は、利用事業者が自社の広告枠に関する情報を受け取ることの重要性を認識しているー	解できる程度の情報を開示し、実際の広告主の行動変容(広告出稿の方法を変え
	方で、利用事業者に透明性を提供することと、より広範な広告エコシステムの整合性を保護する	る等)につなげることなどを求めています。
	ーニーズとのバランスを慎重に図る必要性があることも申し添えます。例えば、無効なトラフィック	また、オーディエンス・データに関する情報の開示については、利用事業者の声
	の個別の例について具体的な詳細について開示することは、悪意ある者が Google のアドフラウ	やモニタリング会合における広告主の事業者団体の発言で示されたされたよう
	ド防止システムを回避するソリューションをリバースエンジニアリングすることを可能にするおそ	に、広告主としては、どのようなデータが提供されていて、どこまで活用できるの
	れがあります。	かが十分理解できていないという状況にあります。こうした状況を踏まえ、特定デ
		ジタルプラットフォーム提供者には、広告主や業界団体からの求めに応じ、オー
		ディエンス・データを利用しやすい方法で提供するとともに、その使い方をわかり
		やすく説明することを求めています。
		<u> </u>

意思決定を米国本社等が担う中で、米国本社等の関係部署やその責任者に対し

## 108 その他のコメント

- 67. デジタル広告分野評価案において、関連論点についてより一貫した説明が提供されれば、プラットフォーム提供者が経済産業省の懸念を理解しそれに対処することがより容易になり、その有効性に資するものと考えます。
- a. デジタル広告分野評価案は矛盾する、又は不明確であるかのように見える利用事業者のコメント又はデジタル広告分野に関する会合意見に言及しています。例として、デジタル広告分野に関する会合意見の「(3)利益相反・自社優遇について客観的に検証できる仕組みの構築」の項で、懸念の1つは、Google が広告主の入札価格を「自社の都合のいいように」操作するのではないかという点だと記載されています 35。しかし、デジタル広告分野評価案の「①広告の質に関する『見える化』」の項では、「・・・最適化・自動化が進む中、広告主は安く効率の良い広告の出稿に行き着く」ため、パブリッシャーは、パブリッシャー側の広告枠の単価が安くなっていると不満を表明していると記載されています 36。こうしたコメントは一貫性がなく、デジタル広告エコシステムの複雑性、及び垂直統合されたアドテクプロバイダとしての Google の立場、すなわち、広告主とパブリッシャーの両方のビジネス上の利益のバランスを図り、それらの収益を最大化する動機を有する Google の立場に対する包括的な理解が不十分であることを示しています(上記第 17段落もご参照ください。)。
- b. さらに、広告主が安価で入札できるという事実は、実際のところ、デジタル広告分野では価格 の透明性が高く保たれており、激しい競争が存在し、これが広告主、ひいては消費者に利益をも たらしているという事実を裏付けています。これは、デジタル広告分野評価案において考慮され るべきであると Google が考える重要な要素です。
- c. 「①広告の質に関する『見える化』」の項にも、利用事業者のコメントの評価に一貫性が欠けていることを示す別の例があります。当該項目ではまず、クリック単価の低さが広告の質に与える影響に焦点を当てていますが、その後「広告の質に関する情報提供の充実」を求める声の裏付けとして、レベニューシェア控除に関するパブリッシャーのコメントを引用しています37。パブリッシャーのアカウントからのレベニューシェア控除は、無効なトラフィックに関する事項であり(すなわち、意図的な不正なトラフィック及び広告の誤クリックが、広告主を犠牲としたパブリッシャーへの過払いにつながるという問題)、ユーザーが広告を閲覧する時に得るエクスペリエンスに焦点を当てた広告の質の問題とはほとんど関係がありません。不明確な事例やコメントの利用は、プラットフォーム提供者が経済産業省の懸念を直接的で効率的な方法で理解し対処することをより困難にします。
- d. Google は、様々な利用事業者が競合する利益を有していることは理解しておりますが、様々なステークホルダーの利益のバランスを図り、広告エコシステム全体を改善するべく慎重に設計され実施されてきた現行のポリシーや実務からさらに、こうした矛盾する一貫性のないフィードバックに対処する有意義な措置を講ずることは Google にとって非常に困難です(上記第 17 段落及び第 23 段落もご参照ください。)。

御指摘の趣旨が明らかではありませんが、広告主視点での広告出稿の最適化・ 自動化が進む結果、入札価格や広告枠の単価が安くなったことのみをもって、利 益相反・自社優遇の懸念が払拭されたとは言えないものと考えます。マッチング のプロセスにおいて「最適化・自動化」が進められていることは、利用事業者の声 の一部として、本評価に記載がありますが、ここで言う「最適化・自動化」が、恣意 的な操作や介入のないものであるかという点については、(大臣評価に記載の) 管理体制整備等の取組や、これらの取組について客観的に検証できる形で説明 が行われていない以上、確認することが困難です。

また、媒体主の広告枠の単価に対する不満は、運用型広告の仲介取引(マッチング)の中で、媒体自体の価値やアドベリフィケーション対策を講じたことによる安全性が当該仲介取引において適切に評価されていない、したがって、大臣評価80 頁記載の「①広告の質に関する「見える化」」の取組が必要、というものと承知しております。

このため、「デジタル広告分野評価案は矛盾する、又は不明確であるかのよう に見える利用事業者のコメント又はデジタル広告分野に関する会合意見に言及」 との御指摘は当たらないものと考えます。

御記載の趣旨が明らかではありませんが、87 頁第3段落で記載されている利用事業者の声は、「無効なトラッフィックによる(広告費の)『返金』」に関するものであり、広告主の声となっておりますので、御指摘は当たらないものと考えております。

110	68. 透明化法の目的に従って、大臣評価は、すべての関連するステークホルダーの観点を考慮	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。
	し、多角的に問題を提示するように努めるべきです。例えば、「②パーソナルデータの取扱い」の	なお、パーソナルデータについての現状について総務省「プラットフォームサービ
	項は、パーソナルデータの取扱いに関する懸念は広告のターゲティングの文脈のみにおいて生	スに関する研究会」に御報告いただいていることは認識しております。
	じ、広告主にとってのブランド毀損リスクとなっていると示唆しているようです 38。この記述に対	
	する Google の回答は以下のとおりです。	
	a. Google は、広告のカスタマイズが広告主及びユーザー双方に多くの利点をもたらしていること	
	を謹んで申し上げます。広告主の観点からは、広告のカスタマイズは、広告主が広告に対してア	
	クションを起こす可能性がより高い、選ばれたユーザーに対して自社の広告を表示することを可	
	能にするため、広告主の広告キャンペーンに対する収益を改善し得るものです。ユーザーの観	
	点からは、広告のカスタマイズは、(カスタマイズされた広告を受け取ることにユーザーが同意し	
	た場合に限り)ユーザーの関心などの多くの個人に特化された要素に基づいて最も関連性の高	
	い広告の表示を可能にするものです。また、ユーザーは広告の要素の詳細な管理により広告が	
	自分向けにカスタマイズされる方法を管理することが可能です。Google は、経済産業省に対し、	
	広告のカスタマイズに対する利用事業者や消費者の理解を促進するためのより完全な全体像を	
	提示することで、広告のカスタマイズに関する「消費者のネガティブな受け止め」を是正する機会	
	として大臣評価を利用されるよう強く要望いたします。	
	b. Google は、パーソナルデータの取扱いに非常に真摯に取り組んでいます。Google は、これが、	
	日常的に行われている広範なネット上の活動において、多くのユーザーにとって重要な問題で	
	あると考えています。広告のターゲティングは、パーソナルデータの利用を伴う可能性があるユ	
	一ザーのインターネット・エクスペリエンスのごく一部にすぎません。パーソナルデータの安全性	
	を維持することの重要性を踏まえ、Google は消費者に対してパーソナルデータの利用方法につ	
	いて公開しており、ユーザーのパーソナルデータの利用の可否及び利用方法について多くの選	
	択肢をユーザーに提供し、Google ユーザーのパーソナルデータがしっかりと保護されることを	
	確保するための内部措置やセキュリティシステムを構築し実施しています。こうした積極的な取	
	り組みはデジタル広告分野評価案で認識されるべきですが、デジタル広告分野評価案には今の	
	ところパーソナルデータの保護に関するプラットフォーム提供者の取り組みの例や評価が含ま	
	れていません。	
111	おもに経済学の観点から本評価についてのコメントを以下に述べる。	賛同いただく御意見として承りました。
	デジタルプラットフォーム(DPF)のもたらす価値を高め、DPF における取引が公正になされるこ	
	とにより、国民生活の豊かさに資することは重要である。そのためには、DPF ビジネスのカギで	
	あるネットワーク効果によって発生しがちな、独占や寡占といった不十分な市場競争に起因する	
	問題を軽減することが不可欠である。透明化法に則った本評価において、プラットフォームサー	
	ビスの提供条件、利用事業者との相互理解促進の取り組み、苦情処理などについて確認・評価	
	した部分は、DPF のサービスの質向上および不十分な市場競争に起因する支配的地位の濫用	

の防止に一定の役割を果たしていると考える。

112 しかし、アプリストア分野における手数料・課金方法に関する議論・評価・提案については異議がある。 第一に、「評価」の p52 において、手数料に関して

特定デジタルプラットフォーム提供者には、こうした法令の趣旨を踏まえ、現行の仕組みやその 説明では、利用事業者との相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団 体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる

とあるが、手数料の妥当性・合理性を「相互理解」をつうじて担保しようとすることには無理がある。価格の高低は水掛け論になりがちで、明らかに理不尽な価格設定でない限り、いくら説明や協議をつくしても「相互理解」を得ることは難しい。プラットフォームに限らず他の業界においても手数料を30%程度取ることが珍しくないことを踏まえると、現状の15%ないし30%というアプリストアの手数料が明らかに理不尽であるとは言い難い。

また、手数料の妥当性を議論するには、手数料を支払っている利用事業者の意見だけではなく、支払っていない利用事業者の存在・意見も考慮して評価する必要があるだろう。現行の手数料体系においては、無料で利用されるアプリのデベロッパに対して手数料がかからない。したがって、無料で利用されるアプリの開発が促進され、アプリストアや端末機器の価値が高まることになる。すなわち、現行の手数料体系のもとアプリの開発インセンティブが高まり、結果としてDPFの価値を高めている。そしてそれはネットワーク効果を通じて、手数料を支払っているデベロッパによるアプリの利用者が増加し、そのようなデベロッパに恩恵を与えている。このような点も含めて、手数料体系のメリット・デメリットを総合的に考慮すべきである。

ただし、高い市場支配力を行使できる企業が設定する価格を、適正な水準に調整したいというのであれば、経済学的には電力事業のように費用便益分析を行うことによって規制価格を設定するしかないだろう。しかしながら、DPFを電力や電気通信のようなインフラ産業と同様に取り扱うことは現時点では正当化されておらず、このような考え方により手数料の妥当性を論ずることは、共同規制を旨とする透明化法の枠組みを著しく逸脱するものであり、不適当である。

113 二つ目の異議は課金方法についてである。「評価」p53では

アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められる

とあり、市場競争を通じて適性・妥当な手数料を得るために、代替的決済手段の導入が提案されている。それは価格低下をもたらす一方で、DPFのメリットやサービスの質を低下させる懸念があり、にわかには賛同しがたい。というのは、第一に、代替決済手段の導入によりアプリストアでのサービスに「ただ乗り」が発生することが考えられるからである。加えて、代替決済手段の品質を下げることによって手数料を安くし、利用者を獲得しようとする「逆選択」の問題が発生することも懸念される。これらは DPF におけるサービスの質を高めるインセンティブを下げ、結果的にプラットフォームの価値を下げる。したがって、代替的決済手段の導入には、価格低減の効果と

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性が高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を 止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責 任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

この点、大臣評価では、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互 理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進める こと等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる」と記載しております。

その実施方法としては、アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明することは相互理解を深める有効な手段と考えますが、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の考え方の下、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を求めております。

アプリストアの手数料や課金方法については、特定デジタルプラットフォーム提供者が提供条件を設定しております。当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

この点、大臣評価では、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制 の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者 の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者 に対し、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的か つ積極的な検討を促しております。

	それによる利用事業者の開発インセンティブの上昇が見込まれる反面、ただ乗りや逆選択とい	
	った競争による負の効果が懸念されるため、慎重に議論する必要がある。	
114	DPF、とくに透明化法が指定する特定デジタルプラットフォームは、技術開発やマーケティング努	賛同いただく御意見として承りました。大臣評価にも「デジタルプラットフォームは
	カとネットワーク効果により国民生活に大きな利便性をもたらす存在であるとともに、大きな市場	イノベーションの担い手であり、中小企業等に国内外の新規顧客の開拓機会を提
	支配力を持つ存在である。市場取引を透明かつ公正にすることは市場支配力の行使を監視する	供するなど、重要な役割を果たしているといえる。他方で、利用する事業者や消
	ために重要であるが、利便性をもたらしているコアな要素をなるべく維持できるように配慮するこ	費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネット
	とが、DPF がもたらす社会的なメリットを高め、国民経済の発展に適切に寄与すると考えられ	ワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及
	<b>న</b> 。	び公正性が低下する状況が生じやすいという側面もある。」との記載がございま
		すが、いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。
115	>p.29 経済産業省が設置したデジタルプラットフォーム取引相談窓口	いただいた御意見については、今後の運用の参考とさせていただきます。
	これの存在自体を知らなかったです。v(^^)v	
	そもそも論として、政府側でこう言った窓口を用意しているのであれば、大規模なプラットフォーマ	
	ーに対し、サポートの開始と終了(クロージング)の両方で、この窓口の存在を目立つ形で告知す	
	る義務を負わせることが有効です。	
	プラットフォーマー側に大きな負担はありません(メールの署名なり定型文として登録するだけで	
	済みますので)から、法制度として早急に実施すべきと考えます。	
	プラットフォーマーから不当な扱いを受けて泣き寝入りする(窓口の存在を知らない)人がこう言っ	
	た窓口にたどり着くことはほとんどないです。	
	なぜならば、窓口に相談したところでプラスになることがないだろうという予断があり、わざわざ	
	窓口の存在を探して報告する手間をかけることは、少なくとも日本人に限ればかなり少数派であ	
	り、大半は SNS などで愚痴ったりする程度で諦めてしまいます。	
	不当な扱いで強制的にサポートを打ち切られた時に、ワンクリックで政府窓口に飛んで、サポー	
	ト特定のためのケース ID や対象となるプラットフォーマーの識別子などが自動で読み取られ	
	て、苦情を入力して送信すればそれで完了、くらいの手軽さを実現することを目指してください。	
116	v(^ ^)v こーわけー こーわけー v(^ ^)v	いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきま
		す。
	本件、経済産業省大臣による評価とのことですが、内容を見ると経済産業省大臣がナメられまく	
	ってる現状がよくわかります。モニタリングする側のリテラシーがあまりにも低すぎることで、適	
	当にそれっぽい報告・反論を書いとけばスル一出来ると思われていることがアリアリと伝わって	
	くるくらいに、各社の報告や反論の内容がひどいです。	
	このレベルの報告や反論にきちんと理論的な問題指摘を返さないからナメられまくっていること	
	は容易に想像がつきますので、きちんと詭弁や QB 論法・DHMO 論法などには徹底的に指導を	
	していくことが重要です。	

一つにまとめると無駄に長くなってしまってその他の意見として省略されそうなので、いくつか 「このレベルの詭弁を指摘すらしないの?」というものを個別の意見提出としてこの後締め切りま でに投下していく予定です。 大事なことなので二度書きますが、経済産業省大臣自信を含め、もっとリテラシーと知性を向上 させる努力を行ってください。ありえない詭弁をスルーして「なんか長文が提出されたから?ヨシ ッ!」という現場猫レベルのスルー力を発揮しないようにしてください。 √^^> それでは詭弁・QB 論法・DHMO 論法の小分け指摘. は一じまーるよー √^^> いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきま 117 林檎教団はさすがにこの手の調査への詭弁回答が非常に多いので、まずは林檎教団から行き す。 ます。特別に林檎教団に恨みがある訳ではないです。単純に「あまりにもわかりやすい単純す ぎる詭弁を並べ立てた回答を多数乱発する Iので題材として使いやすいってだけです。√(^^)v か、勘違いしないでよねっ!ちゃんと他のプラットフォーマーの詭弁類も指摘するんだからね! 時間あればだけど! >p48 App Store の 85%のデベロッパは、App Store に対して一切の手数料も支払っていない。 大きな収益を上げているごく少数の大規模なデベロッパのみが、30%という手数料を支払ってい これがなぜスルーされてるのか謎です。言ってることは、日本の馬鹿げた社会保障制度をまね て、ごく少数(失笑)である約15%のデベロッパーに、フリーライドしている85%のデベロッパが負 担すべきコストを支払わせています、ということを言っている訳です。 これほどの不公平・不公正を指摘できないのは、日本政府自身が日本国民に対して同じことを やらかしていて、ブゥーメランになることを恐れているからなんでしょうか? 85%/15%=約5.7であり、フリーライダー5.7人をたった一人で支えるエゲツナイ税制ということで す。 これについて、モニタリング側は特に問題視していないんでしょうか? 仮の計算をしてみます。手数料(以下林檎店税と表記する)負担者 15%が、以下林檎店税率 30% であるならば、全員が平等に一定税率rで税負担をした場合、 0.15×0.3 = r ・・・ 左辺は 15%のデベロッパが 3 割の林檎店税を納税していることを示し、右辺 は全員(100%)が税率rを収めることを示している。 であり、r=0.045=4.5%であることがわかる。 -一方で以下林檎店税負担者の税率が一律15%である場合は、同じロジックで  $0.15 \times 0.15 = r$ r = 0.0225 = 2.25%となる。 つまり、全体が以下林檎店税を公平平等な税率で負担する場合は、林檎店税総額に対して 2.25%?4.5%ほどの負担となるところを、ごく一部のデベロッパだけに税負担のしわ寄せをさせ、

おおよそ 10 倍近い高額な税を課していると言える訳です。

モバイル料金に関する負担費用の公平性(端末の過度な割引)をめぐって必死の形相で規制を 繰り返しているくせに、こういったことを見て見ぬふりするのは、社会保障制度へのブゥーメラン を恐れているからですかああぁ v(^ ^)v モニタリングメンバーなり計算(できるよね?)大臣なりのご意見をぜひとも記載して戴きたいで ええつす v(^^)v v(^^)v この手の詭弁・QB 論法・DHMO 論法が多すぎて草が止まんないです v(^^)v アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について 118 >p48 製品を販売するどのような業態のビジネスであっても、誰もその会社に「原価を教えなけれ は、昨年度の大臣評価において特定デジタルプラットフォーム提供者に説明を求 ば、あなたの価格は正当化されない」と言うことはない。どのようなビジネスであっても、そのよう めていることに加え、本年度の「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関 な説明をしなければ、成り立たないものではない。 するモニタリング会合」の特定デジタルプラットフォーム提供者へのヒアリングに v(^^)v 量産品の壺を「霊験あらたかなツボだ」と説明して数百万円で販売する行為は、どのような おいても質疑がなされておりますが、いただいた御意見については、今後のモニ 説明であっても真っ当なビジネスとして成り立つものではない。 v(^^)v タリングの参考とさせていただきます。 本質的にかかる費用が不透明であることを悪用し、無制限に膨大な手数料収入を得ることは当然 に正当化されません。 クレジットカード決済の手数料などもそうですが、きちんと「具体的に各決済ごとにかかっているコ スト」がどの程度であるかに基づいて、過剰な利益率を出しているのであれば、他社が参入して きて価格競争になるところまでセットになってようやく正当化できます。 iOS・iPadOS へのアプリ配信は林檎店だけの独占事業となっていて、他社の参入を林檎教団が拒 絶している以上、手数料の正当性は「競争によらないもの」としての原価やコストを明示したうえで の適正な利益率であることを示すことが求められます。 v(^^)v 当たり前のことだよね!なんでそういった反論がモニタリングメンバーや計算大臣から出 てこないのかナァ?フシギダナー v(^^)v 119 (^^)v 詭弁だらけでやんなっちゃうってね v(^^)v いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきま >p48 製品を販売する他の会社と同様に、Apple は手数料の設定に当たって、市場を見渡して、 す。 競合他社がどのような手数料を設定しているかも確認している。App Store を開設した際、他社 は30%かそれ以上の価格を提示していた。そのため、Apple はまず30%という価格で参入し、 それ以降、手数料を大幅に引き下げてきた。 大企業が、「労働者市場全体を見渡して、多くの求人が最低時給に近い求人を出していた」という 理由で中小企業や零細企業並みの従業員の給与水準にしていることを正当化するような話であ って、ナンセンスこの上ない訳です。 このような詭弁を受け入れるのであれば、介護業界のあり得ない低賃金は「社会全体でそうなん だから適正水準でしょ」で済ませてしまえる訳です。ジンミントゥー政権からすれば、こんな詭弁 を指摘すると自分たちにブゥーメランが返ってくるから指摘したくないのカナ?カナ? 小規模なアプリストア業界であれば当然スケールメリットがないので手数料率は高くなるのは当 たり前だし、競合と呼べるような大規模なものは世界の一文字目の Play store くらいのものであ り、サンプル数が少なすぎて「他社比較」で述べること自体が統計上ナンセンス極まりないよね。

それくらい判断できるリテラシーを、モニタリングメンバーなり計算大臣に身に着けてもらいたいです。計算大臣なんだから計算くらいできないとね! ヾ(^^)ν 競争がないストアの手数料を参照して「他と同じだよ」ってのは要するに「独占のうまみを吸うのは当然のことだヨ?」と言ってるのと同じってことです。参照・比較されたストアが「十分な競争によって市場原理された水準なのか」をちゃんとチェックしてよね。ヾ(^^)ν そこまでやるのが「お仕事」ですヨー なので、もし既にやってるんだったら報告書にも半ページくらいの分量に縮めて良

120 √(^^)v リンゴ教団ばかりを指摘するのはよくないので、世界の一文字目の詭弁も指摘しておきますね。 √(^^)v

いので、ちゃんと書いてよね! v(^^)v 無責任おじさんとの約束だゾ☆

>p49 サービス手数料は、Google による Android と Google Play への投資を支え、Android と GooglePlay が提供する価値を反映するものであり、革新的なユーザーエクスペリエンスを無理 なく提供可能にし、デベロッパーによるユーザーへのリーチと持続可能なビジネスの構築を支援 し、プラットフォームの安心・安全を維持するためのものである。

まあ林檎教団も同じようなことを書いてるんでアレだけ、こういったバカげた話題逸らしに対して、モニタリングメンバーからも計算大臣からもきちんとした指摘・反論が出ていない、報告書にもま一ったく見当たらないというのは、本当に「やっつけ仕事だなぁ」としか書けないです。√^^v ちゃんと仕事しろ一うおおおお一ん

当たり前の話ですが、営利運営に資金が必要なのは当然です。この主張は極めて当たり前のことを述べただけの主張であり、「このモニタリングが行われるきっかけとなった問題点」にたいしては何の回答もしていない訳です。

回答すべきことは、「手数料を払う義務を負っている人の選定が公正公平で、その負担率が適正かどうか」であるにも関わらず、「手数料は運営のために必要不可欠なのですっ!」という政治家論法並みの明後日な回答をそのまま受け取って報告書に記載して指摘もなくスルーというのは、さすが政治家主導だなとしか言いようがないです。政治家が政治家論法を批判するのか!とかブゥーメランが返ってくるのは怖くてスルーしてんですかね?

大事なことなので2度書いておきますが、本日的に問うている事柄は「手数料の負担者の選定 が適切であるかどうかと、その負担率が公平公正であるかどうか」です。それに対する回答は報 告書の中には(プラットフォーマー側の回答部分だけでなく、モニタリングメンバー側のいわゆる 地の文にすら)見当たらないという、真に驚くべき状態になっている訳です。

小分けにした別の PUBC 提出意見でまとめますが、非常に重要な点に対する回答がなされていないのに、完全スルーされてるのは呆れ果てます。

そりゃぷらっとフォーマーからペロんペロんにナメ倒されてやっつけ回答文を提出されるのも納得ってもんですよ。 v(^^)v 反省してねー

いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきます。

√(^^)v 締め切り間近で本日中に重要なものを出せずに時間切れする可能性があるので、核心部 いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて 分を先出ししときます v(^^)v

アプリストアという形態は本質的に非常に邪悪なものであり、市場の独占のための仕組みであ るため、アプリストア自体を許容するならばサイドローディングを義務付けるべきですし、再度ロ ーディングを禁止するのであればアプリストア自体を(少なくとも OS やデバイスの開発元とは完 全に独立した)別の組織で運営するなどを義務付けるべきです。

アプリストアの必要性について、プラットフォーマー側は見え透いた QB 論法と DHMO 論法とい う詭弁を用いて、デバイスと利用者を悪意あるアプリから保護するセキュリティ的なうんぬんか んぬんという使い古されてボロ雑巾よりボロい言い訳を並べ立てます。

そもそもサイドローディングを禁止しているのはプラットフォーマーが独占的な地位を得るため だけのものでしかなく、実際に悪質なアプリの「削除」は枚挙にいとまがないほどに定期的に話 題に上っています。

完璧にすべてを防ぐことは不可能だ!などとこれまた見え透いた言い訳を並べ立てる訳です が、結局のところ完全完璧でないのであれば、利用者側のリテラシーは必要ですし、利用者側 にリテラシーがある前提ならアプリストアは不要な訳です。

尼や楽や Y!その他多数の EC 店舗と同様に、第三者がアプリストアを提供すること自体は、デバ イス保護や利用者保護の目的に合致する訳ですから、ストア自体は誰でも提供できるようにす ればよく、あとは「どのストア es(複数形)を使うべきか」について利用者が選択すればよいだけで す。

第三者によるアプリストアも認めない、再度ローディングも認めない、だってデバイスと利用者保 護が・・・といつまでもカビの生えた言い訳を繰り返す壊れたレコードみたいな言い訳再生機にし かならない訳ですから、いい加減

サイドローディングを認める

第三者のアプリストア提供を認める(複数ストアをシームレスに同時使用できることが必須) のいずれかを法制度で義務付けることは早急に進めるべきです。

そのうえで、「サイドローディング禁止「アプリストアをホワイトリストで指定」を可能にする、企業 及びペアレンタルコントロール機能を各計実装すれば良いだけです。

少なくとも上記の2者択一については、日本の検討力の遅さを発揮せず、さっさと法制化しまし ょう。例外規定として上記の通り、企業やペアレンタルコントロール向けに、端末管理者のみが 設定変更可能な制限を加える機能はあって良いと但し書きつけておけば十分です。

このままナメられまくった詭弁満載の回答文章でのらりくらりさせるべきではありません。

いただきます。

## (^^)v 重要な奴優先一 v(^^)v

林檎教団も世界の一文字目も、「手数料はプラットフォームの維持と発展に必要不可欠で一」というナメた回答をよこしていますが、派遣労働は日本に必要不可欠で一とか言ってる政商議員と同じレベルであり、こういったナメた回答に対しては厳しく指導を行うようにしましょう。

そもそも手数料をストア利用者から徴収しないのは、「ストア利用者からサブスクリプション型で 徴収すると、競争にさらされるから」です。

林檎教団も世界の一文字目も、独裁カルト裏金与党であるジンミントゥーと同じやり口で独占を維持しているにすぎません。

要するに、どのストアを使うか(=どのデバイスを使うか)の「選択権」はストア利用者側にあり、 選択権を持った人たちには「無料」という餌をバラマいて、」そのバラマキの原資を、選択権のない側に負担させることで、価格競争を回避しつつ、「利用者確保競争」を他人のサイフで行っている訳です。

計算大臣やモニタリングメンバーの知性が少し育てば、これが日本のモバイル費用に対する政府の規制(端末購入代金割引規制)と同種のものであることも理解できるでしょう。

無料アプリであっても価値がゼロではありません。当然そこには「プラットフォーマーを選択する引力」としての価値が存在します。

無料ゲームなどを公開するために手数料を取られれば、そういったチリツモな価値を集めることが難しくなります。

多くの手数料を払っているデベロッパーはほぼ全てのプラットフォームに対して同党の価値を提供しているのに手数料を払うことを強いられ、その手数料は各プラットフォームが自身の価値を 吊り上げるための無料アプリという餌の手数料無料化の原資となる。まさに端末代金の極端な 割引と似た構図な訳です。

一部のデベロッパーが支払った手数料は、その大半が、支払ったデベロッパーのためではなく、(各プラットフォーマーが、自社プラットフォームにアプリを提供する「全て」のデベロッパーのためにとか嘯く)自プラットフォームの価値増強のため、つまりが手数料を払わないが良質なアプリ(コンテンツ)を作ってくれるデベロッパーの優遇のために使われているという構図なわけです。

なぜか日本でもプラットフォーマーのアプリストア独占擁護(ストアを独自に構築するより安く済むだの)を行っているがちらほらいますが、本質的な問題は、極東の島国、伝え聞くところによる

非出づる国の税制と同じく、高額納税者はただただ搾取され、血税は助成金などのバラマキで 政権の求心力・集票力へと変わるという構図であることを理解できていない訳です。

アプリストアをめぐる手数料が適正かどうかという問題は表層的なものでしかなく、手数料問題 の背景になる、本質的で根源的な問題は、高額納税デベロッパーがストアの肥やしとして搾取され、納税したデベロッパーに対する還元がなされず、その大半がプラットフォーマーの独占競争 の原資として使われていることが問題であるということです。

この問題の根本的な解決は簡単で、「アプリストアの手数料は、アプリストアの"利用者"から徴収すべし」とすればよいだけです。ただこれだけで、とたんに競争原理が印刷局の輪転機並みに回転し始め、手数料が適正水準までゴッソリ落ちることになります。

別の提出意見でも書いた通り、「手数料が必要かどうか」ではなく、「誰が手数料を払えば"適切な競争が生じるか"」が本質です。デベロッパーに手数料支払いをさせている限り、適正な競争は生じませんので、適切な手数料基準という存在しないものを巡って堂々巡りの生産性のない、極東の島国に蔓延る会議と同レベルの議論が延々続くだけになります。

選択権を持つ側に払わせる。これが適切な市場原理による競争の最も基本的な前提です。 どのデバイス(=アプリストア)を使うかを選ぶのは消費者であり、デベロッパーではありません。デベロッパーが「どのアプリストアを使うかを選べるでしょ」というのは、日本において「嫌なら転職すれば?"職業選択の自由"があるんだからさ」と言うのと同様であり、一部のデベロッパーから搾取した手数料で、多数のデバイス利用者を囲い込むことで優位な立場に立っているプラットフォームに対し、「選ぶ側」に立てるようなデベロッパーは超大手のみです。

現状の歪な手数料形態では、正常な市場原理・競争原理は働かないことは、まともな知性を持って考えれば自明なわけですから、計算大臣は計算だけでなくそういった判断もできるようになるべきですし、モニタリングメンバーも「日本において労働者は職業選択の自由が保障されているから、適正な賃金を得ていて恵まれている」みたいなお花畑な意見をスルーしちゃうようなレベルからの脱却をしましょう。 v(^^» とっても大事なことだよー

長くなったけど大事なことなのでまとめとして重要なことを2度書きます。今のアプリストアの手数料体系は「競争回避」を実現しています。だからここまで問題視されているんです。そこをまずは正しく理解しましょう。競争とは「どういう状況なのか」「どういう前提が必要なのか」をしっかり学んで正しく判断してねー √(^)v

デジタルプラットフォーム(DPF)事業者と日本政府による共同規制、これまでの協調 (collaboration)は、適切な監督が行われていると言えるのだろうか。 昨年度のモニタリング・レビューでは、特定デジタルプラットフォーム提供者へのヒアリングは全て非公開でしたが、本年度のモニタリング・レビューのヒアリング

1)経済産業省による、モニタリング対象企業へのヒアリング内容が日本国民に非公開である。また、2)専門委員から、モニタリング企業による情報開示の不徹底、不足を指摘されているにも関わらず、経産省はデジタルプラットフォーム取引透明化法における法執行を発動していない。この2点から、経産省とビッグテックによるコンテンツ・カルテル(content cartels)の形成が疑われる。

DPF が行政に意見を表明する機会は多いが、消費者や取引先事業者(ベンダー)の立場からの意見や要望を受け入れる行政窓口や、行政に対しての発言機会が不足している。

たとえば(別省庁になるが)公正取引委員会では、優越的地位の濫用を行使する可能性がある 事業者に対しては相談窓口を設けているが、濫用を受けている可能性があるベンダーに対して は、電話受付と書類受付のみ。オンライン面談は不可となっている。

DPF と行政の接点は手厚く、より多くの国民が関わっているであろう「話を聞いて欲しい」側には ハードルが高い。

行政として、「被害者」と思しき消費者やベンダーの声を重視し、より集中的に募集することが必要だ。ひろく日本国民に対する相談窓口制度のさらなる拡充が求められる。

日本市場でサービスを提供する外資系 DPF 企業には、日本語検定1級レベルの窓口対応担当者を配置することを義務付けるべき。日本の消費者に対して尊重と信頼を示すために当然のコストであり、非関税障壁には該当しない。日本地域でサービスを利用する消費者が多いほど、必然、その地域に対する事業者の責任も大きくなる。

付言すれば、日本のベンチャー企業がこの義務から免除されることを求めるのもまた「罔之生也幸而免」に過ぎない。消費者にとっての(価格のみならず)質を重視することで、行政は適切な市場形成を促すべき。

昨今の生成 AI を巡る問題は、プラットフォーマー問題の延長線上にある。この 2 年のモニタリング会合は、「不十分なデータ開示」「交渉力の大きな格差」という2つの大きな問題に対して成果をあげていない。

外資系 DPF によって生じる諸問題に対し、日本政府が後手を踏まない内に介入できるか、注視する。内弁慶外地蔵こそ国内ベンチャーを委縮させ、消費者(=有権者)を失望させる。

「ティッピングが起こってしまうため、課題は先送りせず勧告に踏み込むべき」「法執行すべきものは法執行すべき」と指摘した和久井・若江両専門委員の指摘に首肯する。一方、消費者団体を代表するオブザーバーが「報告書の内容について特に異存ない」と発言したことは非常に残念。

Amazon による販売価格の推奨について速やかな調査を求める。また、Amazon の「送料無料」が、物流を逼迫する 2024 年問題のひとつと考えられる。DPF というブラックボックスを介して、消費者価格をアリバイにして、適切な対価がエッセンシャルワーカーに還元されないのならば、今後の日本国内での健全な市場の維持は損なわれる。

では、アマゾン・楽天・LINE ヤフー・Google・Meta 社分については、プレゼンテーションを公開で行っております。

大臣評価に記載のとおり、本評価を踏まえた運営改善が図られていない場合には、透明化法に基づく必要な措置を講ずべき旨の勧告やこれに必要な報告徴収等について迅速に検討していきます。

本評価を行うに当たり、経済産業省が運営し、デジタルプラットフォームを利用する事業者の取引上の悩み相談に専門の相談員が無料で応じ、アドバイスを行う「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」に寄せられた情報を確認しています。 経済産業省としても、例えば、デジタル広告分野で言えば、広告主や媒体主に限らず、広告代理店やアドテクノロジー提供事業者も含めて、幅広く声をお聞きしているところです。

「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」でも、透明化法第9条4項に基づき、経済学者、法学者、技術部門の学識者に加え、弁護士、監査の専門家、利用事業者の事業者団体、消費生活に関する専門家団体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しています。

大臣評価に記載のとおり、国外に本社を持つ特定デジタルプラットフォーム提供者には、「窓口の設置にとどまらず、当該窓口の運用実務の改善を通じて苦情・紛争の解決機能を実質化すること、具体的には、本社の担当部門と連携した国内管理人における利用事業者の苦情処理・紛争解決への支援、本社の担当部門も含めたエスカレーション・フローを機能させること、苦情対応部門と連携する他部門における苦情対応フローやルールを見直す、PDCAサイクルを回す仕組みを構築する等の取組・工夫が求められる。また、苦情対応部門と事業部門・審査部門等の部門間での連携を強化するなど、国内管理人に寄せられた様々な声や苦情が、本社の意思決定やサービスの在り方に対してしっかりと影響力を持つような仕組みづくりや工夫を検討すること」を求めています。

上記を進めているところではございますが、いただいた御意見については、今 後のモニタリングの参考とさせていただきます。

_		
	円貨で DPF サービスを利用してきたことによる、為替への影響を知りたい。Kindle で電子書籍を	
	購入し、Google で YouTube を閲覧し、企業で Teams や AWS を導入するなど、ビックテックを通	
	じたサービスを日本の消費者が利用し続けてきたことで、昨今 1 ドル 145 円前後で推移する「円	
	安ドル高」にどれくらいの寄与度があったのだろうか。のべて 10%程度だろうか。試算が知りた	
	ر، د	
123	参考資料に掲載されている各プラットフォームを皮切りにアドネットワークで不適切とされる広告	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて
	の掲載が非常に増えており、広告としての役割を大きく逸脱していると感じています。	いただきます。
	広告を見た人々を不用意に不安にさせるようなもの、詐欺など犯罪につながるものも掲載され	
	ており、厳密な掲載ルールとチェック体制の徹底は必要と考えます。	
	また、ユーザーの情報閲覧を大きく阻害する広告も増えており、インターネットにおける広告の	
	役割が疑問視されるようなユーザビリティへの再検討もお願いしたいと思います。	
124	主にデジタル広告分野、いわゆるアドテクによる『ネットワーク広告』について2つの問題点と意	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて
	見を提出します。	いただきます。
	【1.広告審査の問題】	
	AI と市場環境によって審査がザルになっている問題に対して法規制が必要です。法令で事前の	
	審査や一定以上の審査品質を義務付けることを提案します。	
	有名人を無断で使った広告に多数出回っています。主に Meta で多発していて NHK なども報じ	
	ています(https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230924/k10014196791000.html)。	
	また、Google 広告(に他のネットワークから差し込まれた)詐欺広告についてインターネット検索	
	の専門家である辻正浩氏が警鐘を鳴らしていますが、いまだに改善されていません。	
	https://webweb.hatenablog.com/blog/search-engine/support-scam	
	※上記の Meta 広告は投資詐欺が多いのに対し、サポート詐欺を目的にしているため興味を引	
	けば何でも良いというのが特徴です。	
	広告審査は、ほとんどが機械学習による AI で行われていますし、Google の場合は事前の審査	
	項目は少なく、閲覧したユーザーから問題が報告されたら対応するという流れが主流です。	
	目視で審査できる量ではないことは理解できますが、それにしてもザルの目が粗すぎるといえ	
	ます。丁寧な審査しない粗いザルにしておいてもプラットフォーマーにとってマイナスがないた	
	め、そのままになっています。	
	は調したいのは、プラットフォーマーは利益を出すために丁寧な審査をせず、AIで対応できる程	
	度の品質にすることで、社会やユーザーの安全性を犠牲にして儲けを上げている、と言える点	
	です。プラットフォーマーは自身が負担すべき審査コストを日本国民の負担に転嫁しています。	
	(他の広告主が表示されるべき枠を奪われることで、広告主がプラットフォーマーに払う広告コス	
	(他の元音主が表示されるべき样を導われることで、広音主がブラットフォーマーに払う広音コストトが高まるという問題にもつながります)	
	「「「「「「「」」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」	

日本国民のデジタル安全性は下がるばかりですので、法令でユーザーに表示する前の審査や 一定以上の審査品質をプラットフォーマーに義務付けることを提案します。 【2.ユーザーに多数の不快な広告を表示させている問題】 いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせて 毎日新聞系のニュースや読み物が掲載されるメディア『マイナビ』にターゲティング関係なく(つま いただきます。 り全年齢)表示される広告の例です https://twitter.com/Sialia/status/1660317292767608835 https://twitter.com/MoneyRakerCEO/status/1722089650708439305 また、上記のようなメディア以外も、本体記事よりも広告表示スペースが広いスマートフォンの 画面8割を広告が締め、記事部分は20%程度など)メディアが増えています。中小だけではなく 大手メディアでもそのようになっており、テレビなどのような審査基準がないインターネット広告 は健全な産業とはいえなくなっています。 ターゲティング広告の衰退により、幅広く表示させることが得する商材・広告が生き残るようにな ってきており、これよって「目立てば儲かる」審査をギリギリ通るアダルト表現(女性のバストのア ップ)や、健康・美容などコンプレックスを刺激する広告ばかりが表示されるようになっていること が要因だと考えられます。 他の商品広告よりも、高額で入札できるからです。 これを解決する方法として、以下を提案します。 デジタル広告のプラットフォーマーには、あらゆるデジタル広告(ネットワーク経由の広告もそう) でないものも)で、ユーザーが表示コントロールできるようにする「技術的解決」を法令で義務づ けることが望ましいと考えます。 (例)ユーザーが「いま表示されている広告をブロック」「他の商品・他の広告も含めてこの広告主 をブロック「広告ネットワークまるごとブロック」できるようにする。 現状では、「トラッキング(パーソナライズ)を止める機能 しか提供されておらず、Google やヤフ ーなど一部のプラットフォーマーは広告を止める機能がありますが、広告主やネットワークを遮 断する機能はありません。 単に不快を解決するだけではなく、ユーザーが広告を細かくコントロールできるようになること で、広告ネットワークのプラットフォーマーや広告を出稿している広告主はブロックされないよう にするインセンティブが働きが過激な表現を止められるようになります。

これにより、デジタル広告産業がプラットフォーマーと一部事業者だけが儲かる仕組みではなくなり、ユーザーも広告を邪魔者扱いしなくなることで、より健全に発展していくと考えられます。 このように「必ずユーザーに表示コントロールをさせる技術的解決」を法令で義務付けることは、

広告表現を規制せずに日本の産業発展に必要なことであると考えます。

## 126 【まとめ】

- ■広告はユーザーに表示する前に審査し一定以上の審査品質(チェック項目)をクリアすることを 法令で課すべき
- ■広告の表示を(広告単体、広告主、ネットワークごとなどの粒度で)ユーザーがコントロールできるようにすることを法令で課すべき

詐欺だけではなく不快な広告をまん延させている現状はプラットフォーマーと一部事業者だけの 利益になっており、日本の産業発展を阻害していると考えます。

ぜひ、ご検討をよろしくお願い致します。

127 | 1 頁及び 2 頁、94 頁及び 95 頁

「」はじめに」

「Ⅲ おわりに」

透明化法の趣旨

#### 【意見内容】

共同規制の運用に関する課題

透明化法は、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、公正かつ自由な競争を促進するとともにイノベーションや利便性の向上を図ることを目的とし、その手段としては、国の関与や規制は必要最小限のものとし、目的達成に当たっては事業者による自主的な取組を尊重するものとして(透明化法第 1 条及び第 3 条参照)、「共同規制」のアプローチを採用している。経済産業省がこの共同規制の中核として位置付けているのは、特定デジタルプラットフォーム提供者の事業の運営状況について、有識者、利用事業者や消費者の意見も聴取した上で、経済産業省において継続的に評価を実施し、その結果を公表することで対象事業者のさらなる自主的な取組を促進する、いわゆる「モニタリング・レビュー」と呼ばれる枠組みである。共同規制は、概して言えば、強制力ある介入方策と比べると、ステークホルダー間での迅速かつ柔軟な対応が容易であり、変化の激しい事業分野に適した規制手法であると考えられる。他方で、仮に恣意的な運用が行われる場合には、対話が行政による過度な働きかけとして機能し、事業者の自由かつ自主的な事業活動を萎縮させることとなりかねないリスクをはらむものでもあるため、運用する規制当局側にも一定の規律が求められるべきである。よって、在日米国商工会議所(ACCJ)は経済産業省に対して以下の規律を導入してモニタリング・レビューの実施及び大臣評価案の作成を行うよう要請する。1. 透明化法の目的及び基本理念と整合した実施の確保

#### (1) 課題

法の目的や基本理念との整合性ある実施は、モニタリング・レビューが意義ある対話の場となる ための大前提である。透明化法は、デジタルプラットフォームの「透明性」や「公正性」の向上をそ

いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。

透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告していただいた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。特定プラットフォーム提供者は、この評価結果を踏まえ、運営改善に努める義務があります。

このように、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明が求められます。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があることを明確にしたものです。

これらは、透明化法第9条第2項及び第6項に基づくものであり、法制定時から、 その実施は当然に予定されているものです。

次に、本評価は、透明化法の趣旨に照らし、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示していますが、当該方向性が実現される限りにおいて、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮して自主的かつ積極的に対応するものと考えております。

大臣評価は、透明化法に基づく指針の関係箇所を示した上で、取組の方向性を示しています。共同規制の下、指針の「3 具体的な取組例」は、あくまで「2 基本的な考え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、「3 具体的な取組例」そのものを実施することが求められているわけではありません。しかしながら、特定デジタルプラットフォーム提供者は、その事業運営の実態に応じて「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現するための適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じることで、「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現することが求められています。こうした観点から、特定デジタルプラットフォーム提供者には、「3 具体的な取組例」や「3 具体的な取組例」と同等の効果を発揮するような「基本的な考え方」の各項目を実現する取組が求められ、実際に講じた具体

の目的(第 1 条)として掲げており、経済産業大臣による評価も「特定デジタルプラットフォームについての透明性及び公正性について」(法第 9 条第 2 項)実施するものである。第3条には、基本理念として、「デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとすること」を掲げている。

本来、透明化法に基づく共同規制において主に求められていることは、利用者に対する提供条件等の開示等、法律で規定されている特定デジタルプラットフォーム提供者が負う義務についての透明性・公正性についての評価であり、どのように透明性・公正性の向上を図るか、相互理解を促進するための手続・体制をいかに整備するのかについては各社の自主性に委ねられるべきである。この点は、「(大臣)評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するもの」であり、「(大臣評価中の)『評価できる取組』もあくまで一例であり、当該取組の実施を強制するものでは」ない旨、経済産業省も昨年の大臣評価案についてのパブリックコメント実施時に示しているところである。

その意味で、モニタリング会合の委員・オブザーバー発案による特定の手法が適切であるという 前提に立つべきではない。例えば、対外的な説明や第三者の関与などの特定の手法が評価案 に記載されているが、特定の手法を求めることは自主性を前提とする法の基本理念の範疇を超 える。

また、評価案記載の事項が、透明化法に基づくモニタリング・レビューの目的や手段として合理的かつ「必要最小限のもの」か、明確な説明はなされていない。

さらに、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を基本理念とし、イノベーションとのバランスを図るという透明化法の精神を踏まえれば、特定デジタルプラットフォーム提供者の営業秘密への配慮は必要不可欠である。特に、法律上は義務付けられていない情報公開の有無のみをもって大臣評価がなされるべきではない。

- (2)上記の課題に鑑み、ACCJ は以下の具体的規律を提言する。
- ・当局は、国の関与が必要かつ最小限かの検証及び対外的な説明を行うこと。各社の自主性を尊重し、特定の取組の実施を事実上強制しないこと。
- ・当局は、特定デジタルプラットフォーム提供者に確認や質問を行う際、透明化法の目的や基本理 念と関連を有するのかの十分な説明を行うこと。
- ・当局は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し営業秘密を含みうる情報の開示を求める場合、その必要性やその必要性を裏付ける事実についての十分な説明を行うこと。

的な措置についてと、当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効と考える理由の説明が求められています。

透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価することは難しく、当該取組が利用事業者との取引関係の改善に実際につながっているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。また、こうした情報は、特定デジタルプラットフォーム提供者が取組の実施と併せて収集することが効果的と考えます。また、特定デジタルプラットフォーム提供者がこうした情報を自ら収集・分析することは、透明化法が求めている、自主的かつ積極的な運営改善を行う契機にもなり得ると考えています(透明化法第9条第1項第5号で特定デジタルプラットフォーム提供者に自己評価を報告させること、大臣評価のP30~P31「②継続的な対応改善」で、利用事業者の苦情対応で求めていることも同趣旨)。上述の観点から、外部から検証できる形での説明を求めております。

なお、評価に当たり、特定デジタルプラットフォーム事業者から提供された情報 を公表するか否かについては、個別に検討を行います。

加えて、「透明化法の目的や基本理念と関連を有するのか」の趣旨は明らかではありませんが、透明化法は、日本の利用事業者の利益保護を念頭に置いたものですが、特定デジタルプラットフォーム提供者の多くは、グローバルに事業を展開しているため、海外当局が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して行った法令の適用や法執行は、日本の利用事業者の利益保護に密接に関連するものです。経済産業省としては、大臣評価に記載のとおり、「今後のモニタリングに当たっては、米国や欧州をはじめとする諸外国における動向や、これにより地域外に及ぼす影響や課題の変化についても注視しながら、特定デジタルプラットフォーム提供者の取組を確認していく」こととしています。

また、透明化法は、その法目的(第1条)に規定されているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間における取引関係の透明性及び公正性を向上させることにより、その効果として、利用事業者間の競争、さらには、デジタルプラットフォーム提供者間の競争を促進させるものです。大臣評価もこうした考えの下で実施しております。

# 128 2.客観的事実に基づく対話の前提としての委員・オブザーバーの役割及び選任理由の明確化(1)課題

モニタリング・レビューにおける対話は、客観的事実に基づき行われるべきである。初年度公表された「デジタルプラットフォーム利用事業者向けアンケート調査結果(令和4年3月14日)」と同様の調査が今回の大臣評価案公表に当たっては実施・公表されなかった。昨年に比べ、評価根拠となる有用な事実が乏しい中で大臣評価がなされようとしているといえる。経済産業省は、同様の調査がなぜ実施・公表されなかったのか、理由を明らかにするべきであり、客観的に満足しているという声も含めて、総体的にプラットフォーム利用事業者の声を取り入れる方法を検討すべきである。また、客観的事実に基づく対話の前提として、委員・オブザーバーの選任についても、各ステークホルダーの立場のバランスが図られ、それぞれの立場からの専門的知見や多様な経験を踏まえた客観的な意見が適切に評価に参照されるように、透明性ある形で公正になされることが望ましい。さらに、透明化法は本来プラットフォームと利用事業者との間の相互理解の促進を図るものであり、法第1条では「商品等提供利用者等の利益の保護を図る」ことが目的として明記されているところ、現在の会合のメンバー構成は、主に、政策立案を行う審議会の形と同様の学識者を中心に構成されている。このことから、学識的関心に基づく政策論の議論ではなく客観的な事実に基づく実務のモニタリングを行う手法として、現在のメンバー構成、審議会類似の手法が適切であるかについても、検討が行われるべきである。

- (2) 上記の課題に鑑み、ACCJ は以下の具体的規律を提言する。
- ・当局は、会合の参加者である委員・オブザーバーの秘密保持・利益相反排除への十分な対策を 行うとともに、モニタリング・レビューの法的根拠である透明化法第9条4項(「経済産業大臣は …意見を聴くことができる」)の趣旨に立ちかえり、委員・オブザーバーに求められる位置付け・ 役割を明文化すること。
- ・当局は、委員・オブザーバーの選任理由についての明確化を図り、各ステークホルダーの立場 のバランスへの配慮を行うこと。
- ・実務のモニタリングを行う手法として、学識者を中心とした審議会類似の手法が適切であるかに ついても、検討を行うこと。

利用事業者の声は、特定プラットフォーム提供者の業務運営を評価するに当たっての重要な情報源であるものの、利用事業者の声があることのみをもって評価がなされているわけではありません。本評価の策定に当たっては、「経済産業大臣は、第二項の評価を行うときは、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聴くことができる。」(法 9 条 4 項)との規定に基づき、モニタリング・レビューのプロセスを実施しています。

モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上で、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

また、経済産業省では、今回の評価の作成に当たり、例えば、デジタル広告分野で言えば、広告主や媒体主に限らず、広告代理店やアドテクノロジー提供事業者も含めて、幅広く声をお聞きしているところです。

次に、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」では、透明化法第9条4項に基づき、経済学者、法学者、技術部門の学識者に加え、 弁護士、監査の専門家、利用事業者の事業者団体、消費生活に関する専門家団 体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しています。関係者の選定に当 たっては、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところで す。

上記が示すように、経済産業省としては、「デジタルプラットフォームの透明性・ 公正性に関するモニタリング会合」では、モニタリングに必要な識見を備えた構成 員による必要十分な議論が行われていると認識しております。

また、経済産業省としては、会合構成員の秘密保持等への必要な対策が行われていると考えております。

なお、会合構成員に求められる位置付け・役割については、透明化法第9条4項に加え、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の開催について」でも記載されております。

モニタリング・レビューのプロセスにおいて、経済産業省は、特定デジタルプラットフォーム提供者と必要なコミュニケーションを取っており、適切なプロセス管理が行われているものと考えております。

また、評価についても、透明化法の関係法令に基づいて実施されているものであり、継続性・一貫性ある評価が行われていると考えております。

## 129 3.プロセスの効率化

#### (1)課題

ステークホルダーにとってより効率的で実践的な運用を目指すことで、透明化法上の共同規制の目的の達成に向けたより良いステークホルダー間の協働が可能となると考える。そのために

は、双方、即ち、委員・オブザーバー及び特定デジタルプラットフォームにとっての不必要な負担をできる限り排除し、相互理解に必要かつ十分な情報の共有に焦点を当てることが重要である。

- (2) 上記の課題に鑑み、ACCJ は以下の具体的規律を提言する。
- ・ 年間を通したスケジュールの提示、また提示するスケジュールが特定デジタルプラットフォーム提供者にとってモニタリング・レビューを通じた自主的な改善に向けた努力の実現に当たり妥当なものであるかの検証。
- ・レビュー会合における議論の範囲、重点レビュー事項、質問事項の事前提示。過去のモニタリング・レビューにおいて特段指摘がなされなかった事項に対する負担軽減策の実施。
- ・ 行政の頻繁な人事異動の中でも継続性・一貫性あるモニタリング・レビューが行えるような仕組 みの導入。

ACCJ は、上述した規律を導入することにより、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な運営改善と公正な評価のサイクルが十分に活用され、各デジタルプラットフォーム提供者のそれぞれの特徴を活かしてイノベーションを促進しつつ、利用事業者との相互理解が促進され、消費者にとっても安心で安全なプラットフォームサービスが提供されるようになることを望む。

#### 130 「意見 2]

#### 【該当箇所】

46 頁、51 頁、52 頁、53 頁、55 頁、95 頁等 他の政策議論への部分的言及

#### 【意見内容】

他の規制や政策議論との重複の回避

透明化法は内閣官房により実施されている(かつ米国企業のみをターゲットとする)「モバイル OS にかかる競争評価」の議論とは切り離して検討が行われるべきところ、委員の重複等種々の 理由により、評価案において内閣官房の議論が部分的かつ誤解を与えかねない態様で引用されている。これにより、モニタリング・レビューが他の規制の方向性を後押しする形で運用される リスクが顕在化している。

部分的に引用されている「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」に対しては多数 のパブリックコメントが提出されており、内閣官房はパブリックコメントを精査し、政策の方向性へ の反映を検討している状況にある中、多数のパブリックコメントの紹介や評価を行うことなく、最 終報告のみを引用する姿勢は、政府によるパブリックコメント手続の軽視を示すものであり、当 該報告に関連する引用の削除を求める。

また、このように、他の政策議論が進行する中、別の目的を達成するためにモニタリング・レビューのスキームが安易に利用されないよう、委員の重複を避けることを含め、十分な切り分けが行われるべきである。同様の理由から、「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」の

「強制力ある介入方策の検討」は、求められる取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者による自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものです。

なお、立法時において、特定行為の禁止規定が必要との意見もあった一方で、 イノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実 態を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至ってい るところです。 引用を、強制力ある介入方策の検討の根拠を示すために使うことは適切ではない。よって、合理的な根拠なく、強制力ある介入方策の検討を本評価案に含めるべきではない。

本評価案は、共同規制のメリットを最大限に実現できるような内容にすべきである。本評価案に「強制力ある介入方策の検討」を含めることは透明化法の趣旨を没却するものであり、根拠にも欠ける以上、ACCJ はかかる方向性を削除することを求める。

#### 131 | [意見 3]

#### 【該当箇所】

51 頁 脚注 67

#### 【意見内容】

他の規制や政策議論の不適切な引用例

評価案は、脚注 67 において、モバイル・エコシステム最終報告において記載されるアンケート 結果を引用している。しかし、経済産業省自身が 2021 年 12 月に利用事業者向けに実施し、モニタリング会合でも使用されたアンケート調査結果を用いるべきである。評価案において経済産業省でのアンケート結果を他の政策議論でのアンケート結果に置き換える合理的な理由はない。例えば、経済産業省のアンケート結果では、App Store の利用事業者の 75.2%が「対価に見合ったサービスを受けている」又は「対価に関する運営事業者からの説明に納得している」と回答している(アンケート結果 13 頁)。

また、モバイル・エコシステム最終報告中に記載されるアンケート結果では、59.29%のデベロッパが0%(手数料を支払っていない)と回答しているにもかかわらず、本評価案では、単に「なお、手数料を支払っていない利用事業者も一定程度存在する。」として、マイナーな一部の利用事業者が手数料を支払っていないかのような書きぶりであり、実際には過半数を超える約6割が支払っていないとの回答であったことを過少に表現している。

このような他の政策議論の過程でのアンケート結果の一部のみを切り出して使用し、特定プラットフォーム提供者に不利なように記載することは公平な評価とは言えない。他の政策議論の過程の資料の一部の切り取り部分は削除するか、または、少なくとも経済産業省が行ったアンケート結果と併記し、不公平な資料の取捨選択は差し控えるべきである。

御指摘いただいた弊省で実施したアンケートは実施時期が2021 年 12 月である一方、公正取引委員会が実施したアンケートは実施時期が2022 年 3 月であり、最新のデベロッパーの意見がより反映されているものと考えております。

また、弊省で実施したアンケート結果は、手数料を支払わずにアプリストアを利用しているデベロッパーによる回答を含むものであり、当該結果のみをもって、手数料を支払っているデベロッパーとの関係で、相互理解に向けた取組が不要であるとは言えないと考えております。

#### 132 [意見 4]

## 【該当箇所】

2 頁-94 頁

「II評価」方向性及び施策の記載

## 【意見内容】

透明化法が対象とするデジタルプラットフォームは多面市場であり、特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用事業者や一般消費者のほか様々なステークホルダーを考慮しながら複雑・多

利用事業者の声は、特定プラットフォーム提供者の業務運営を評価するに当たって重要な情報源であるものの、利用事業者の声があることのみをもって本評価がなされているわけではありません。

本大臣評価の策定に当たり、「経済産業大臣は、第二項の評価を行うときは、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聴くことができる。」(法 9 条 4 項)との規定に基づき、モニタリング・レビューのプロセスを実施しています。

様な事業を運営している。このため、利用事業者に対する一定の行為は、悪意ある利用者から消費者を守るための行為であることが多くある。利用事業者の利益のみを考慮した開示が求められた場合、悪意ある利用者に悪用されるおそれがあったり、一般消費者に弊害が生じる場合もあり、開示を求める場合にはそうした悪用リスク等に対する配慮も不可欠である。また、特定デジタルプラットフォーム提供者それぞれのビジネスモデルや目指す方向性も様々であることから、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して本評価案に記載される「評価できる取組」そのものを実施することが求められているものではなく、それぞれの事業運営の実態に応じた適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じることが期待されていることを明記すべきである。従って、その旨を本評価案に追記し、また、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮するという透明化法の目的に沿った内容とし、誘導的なものとならないようにすることを求める。

モニタリング・レビューでは、経済学者、法学者、技術部門の学識者に加え、弁護士、監査の専門家、利用事業者の事業者団体(広告主の事業者団体、媒体主の事業者団体、インターネット広告関連事業者の事業者団体)、消費生活に関する専門家団体等に参画いただき、多様な観点から意見を聴取しています。構成員の選定に当たっては、的確な意見を聴取するため、分野等のバランスも考慮しているところです。また、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取するとともに、こうした情報を踏まえつつ、モニタリング会合の構成員による議論を実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

透明化法上、特定デジタルプラットフォーム提供者は、本評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を自主的に向上させる努力義務が課されています(法第9条第6項)。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務を踏まえ、大臣評価において指摘された事項について、特定デジタルプラットフォーム提供者が運営改善に取り組むべき努力義務があることを明確にしたものです。

本評価では、透明化法の趣旨に照らし、特定デジタルプラットフォーム提供者に 求められる取組の方向性を示していますが、当該方向性が実現される限りにお いて、その方向性をどのように実現するかについては、各社が創意工夫を発揮し て自主的かつ積極的に対応するものと考えております。

大臣評価においても、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律…は、イノベーションと規律のバランスを図る観点から、政府が大きな方向性を示しつつ、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組に一定程度委ねながら規制目的を達成する「共同規制」を採用している。具体的には、政府が、特定デジタルプラットフォームの運営状況について、学識経験者や特定デジタルプラットフォームを利用する事業者…の事業者団体などの意見を聴取した上で、毎年度、評価を行い、その結果を公表することで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的・積極的な運営改善を促す仕組みとしている。」と明記しております。

当協会は「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」での議論を踏まえ、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)」(デジタル広告分野)に対し、以下の意見を述べる。

<ブランドセーフティー>

133

・広告の審査について、「利用事業者の予見可能性を高める観点から、1)広告主や媒体主向けの 審査基準を具体化する、審査基準をわかりやすく説明する、審査時の着目点や留意点を説明す いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきます。

	るなど、審査に関する情報提供を充実させる、2)利用事業者が再審査に出す際に参考になるか	
	否かという観点から違反の具体的な内容を示す、違反箇所を特定するなど、違反内容の通知文	
	を見直す、3)審査後の問い合わせにおいて利用事業者が簡易かつ迅速に審査結果の補足説明	
	を受けられる仕組みを構築することなどが求められる」(評価案 71 ページ)としたが、問題のある	
	広告はたびたび確認できる。審査基準を日本国内の法令や文化的背景に見合ったものにするこ	
	とを併せて求めるべきだ。	
134	・今回の評価(案)は、広告主・広告原稿の審査について触れているが、広告ネットワークを通じて	いただいた御意見については、関係省庁とも共有し、今後のモニタリングの参考
	広告を掲載するメディアの審査については触れていない。ブランドセーフティーの観点からは、	とさせていただきます。
	悪質・低質なサイトに広告が表示されないことが重要である。昨今、MFA(Made for Advertising)と	
	呼ばれる、広告収入を得ることだけを目的としたウェブサイトが次々に現れ、生成 AI を活用して	
	事実を確認しないコンテンツや、過度に刺激的なコンテンツを表示することは、広告分野のみな	
	らず、情報空間の健全性にも悪影響を与える。SSP(Supply Side Platform)が悪質・低質なサイト	
	と取引することを防ぐ、または気づいた段階で排除できるような仕組みの構築などについて、今	
	回の大臣評価でも何らかの言及を要望したい。	
135	<価格の透明性>	いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきま
	・「広告主・媒体主やその事業者団体の求めに応じて、手数料の水準や決定方法の妥当性につい	す。
	ての考え方を丁寧に説明するなど、利用事業者との相互理解に向けて、継続的に取り組んでい	独占禁止法上の課題としていただいた御意見については、関係省庁とも共有し、
	くことが求められる」(評価案 75 ページ)としたが、相互理解がない状況が続いている。「継続的	今後の検討の参考とさせていただきます。
	な取り組み」で改善できるとは考え難い。プラットフォーム事業者が圧倒的に優位な立場にある	
	デジタル広告市場において、価格の不透明性の問題は独占禁止法上における大きな課題では	
	ないか。プラットフォーム事業者に対し、具体的な改善策の提示の必要性を大臣評価でも言及し	
	ていただきたい。	
136	・Google の「Confirming Gross Revenue(総収益の確認)」機能で確認できる部分はデジタル広告取	Google の「Confirming Gross Revenue(総収益の確認)」機能の実効性について
	引の一部であり、事業者が複雑に絡む全体がブラックボックスである状況は変わらない。同社は	は、利用事業者の声を踏まえつつ、来年度のモニタリングも含めて、引き続き確
	業界のリーダーとして、デジタル広告全体の健全化を主導する責務があり、実効性のある取り組	認してまいります。
	みを求めたい。	
137	<情報開示>	透明化法において特定デジタルプラットフォーム提供者が提供条件の変更を行う
	・プラットフォームに依存せざるを得ない状況で、プラットフォームのルール変更は媒体社の収益	場合は、省令に定める一定の例外を除いて利用事業者に対して事前に通知する
	に大きな影響を及ぼす。一方的な通知でルールが変更され、プラットフォーム側が一部のルー	ことを義務付けております(法5条4項1号)。今後も同法の規定内容が適切に遵守
	ル変更の通知を媒体社にする必要はない(第9回モニタリング会合議事録〈デジタル広告分野に	されているか、いただいた御意見も踏まえつつ、引き続きモニタリングしてまいり
	関する Google ヒアリング〉別紙 12 ページ)と判断するのは、早計だ。評価案(13 ページ)の通り、	たいと考えております。
	事前の説明や協議が必要である。	
138	<問い合わせ・苦情処理>	苦情を端緒として運営改善につなげる取組については、本評価 30 頁「②継続的
	<ul><li>「本社の担当部門と連携した国内管理人における利用事業者の苦情処理・紛争解決への支援、</li></ul>	な対応改善」の項目においても、利用事業者の苦情を分析し、結果を踏まえて継
	本社の担当部門も含めたエスカレーション・フローを機能させること、苦情対応部門と連携する他	続的に運営改善を図っていくことを求めております。
		ı

		部門における苦情対応フローやルールを見直す、PDCA サイクルを回す仕組みを構築する等	いただいた御意見も踏まえ、各社の取組をモニタリングしてまいります。
		の取組・工夫が求められる」(評価案 72?73 ページ)、「また、苦情対応部門と事業部門・審査部	
		門等の部門間での連携を強化するなど、国内管理人に寄せられた様々な声や苦情が、本社の	
		意思決定やサービスの在り方に対してしっかりと影響力を持つような仕組みづくりや工夫を検討	
		することが求められる」(同 73 ページ)としたが、広告に関して国内の媒体社から 1 年間で 10 万	
		件以上の苦情が寄せられていること自体を問題視すべきだ。苦情の処理だけでなく、減らす取り	
		組みについても言及を求めたい。	
		・国内管理人の役割について、「次回の定期報告書並びに対外説明等において、i)定量的な実績、	
		課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための工夫等、各種取組の実効性をそ	
		の根拠資料とともに示すこと、その際、独立した部署による内部監査や外部機関による監査結果	
		があるものについては、これを添付すること」(評価案 21 ページ)と記載のとおり、具体的な資料	
		の提出は確実に実施してもらいたい。その内容にも注視したい。	
		・問い合わせ先が明示されていないことが最大の問題である。常にコミュニケーションを円滑にで	
		きる状態でない限り、対等な関係とは言い難い。その点で国内管理人がほとんど機能していな	
		いように見受けられるので、今後の対応を注視したい。	
	139	<自社優遇>	賛同いただく御意見として承りました。
		・「利益相反・自社優遇となる取引は存在しないと報告された。その上で、Google 及び LINE ヤフ	いただいた御意見も踏まえ、各社の取組をモニタリングしてまいります。
		一においては、上記指針の趣旨を踏まえ、利益相反・自社優遇のおそれがある取引を類型化	
		し、これらの管理方針を策定・公表する等の取組が報告された。しかしながら、これまでの説明	
		では、客観的な検証が可能な形での説明が尽くされたとは言えない」(評価案 79 ページ)との指	
		摘はその通りである。客観的な検証が可能な形での説明がされるよう、継続的に求めてほしい。	
1	140	(1)数名の委員・オブザーバーに「アプリストアの運営費用と比べた手数料の妥当性」を問うといっ	デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジ
		た意見があるが、現実のビジネス経験または経済の常識が十分あるならば、そのような意見は	タルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特
		出ないのではないか。と言うのは、商品の価格(ここでは手数料)は、費用(ここでは運営費用)と	徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が
		比して決まるものでも、決めるべきものでもないからだ。商品が顧客に与える価値が高ければ、	生じやすい側面があります。
		価格は費用よりも自然に高くなる。つまり価格の妥当性は、価格と費用の比較によって判断でき	このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する
		るものではない。	法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必
		私は手数料の決定に、運営費用が関係ないと言いたいわけではない。当該委員・オブザーバー	要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム
		は、それらの比較によって妥当性が判断できるといった論調で意見を言っているが、その論調そ	提供者」として指定し、運営改善を求めています。
		のものが正しくない、というのが言いたいことである。	すなわち、規制対象事業者は、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業
			者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められないため、法律を
			もって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当であ
	I		1 =

るものを指定しています。

アプリストア手数料については「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議

141	(2)アプリストアの運営者はこれまで、経済・政治環境の不確実性と、投資の成功の不確実性が強いなかで、膨大な投資をしてアプリストアを作り上げてきた。当該委員・オブザーバーは、その投資の費用のみならず、不確実性下で膨大な投資をしたプレミアムへの考慮もない(または非常に乏しい)ように見受けられる。私はここで、投資額・不確実性プレミアム・運営費用によって手数料を説明すべきと言っているわけではない(そもそも(1)で述べたように、価格は費用で説明されずともよい。また、投資の範囲の確定は容易ではなく、かつ不確実性プレミアムの計測は現実的ではない)。投資や不確実性プレミアムへの意識がない(または非常に乏しい)ことから、行われた議論の質に問題があると推察される、というのが私の主張の趣旨である。	を進めること等を通じて、追加的な取組を検討すること」を求めております。その実施方法としては、アプリストアの運営に係る費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について詳しく説明することは相互理解を深める有効な手段と考えますが、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の考え方の下、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を求めております。 デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。 このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いブラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。 この点、大臣評価では、イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、「取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。
142	賛成です。適切なアカウントと広告を作り出すことが必要で Bot などによってインプレッション目的としたスパムアカウントが増殖しすぎてしまった今、対策が必要だと考えます。	ご賛同いただくご意見として承りました。
	また、その際に本来受け入れられる必要のあるアカウントを間違って凍結処理をしないような対策も求められます。 現在、配信者などの知識共有プラットフォームを作っておりますので何かしら手伝えることがあれば微力ながら力になりたく存じます	

143	Yahoo!JAPAN や YouTube などの広告には、テレビの広告などでは早々見かけないような、質	消費者側の視点から見た課題として、御意見承りました。 いただいた御意見につ
170	が低く不快なものも少なくありません。例えば、「特定の身体的特徴(太っている.毛深いなど)を持	パ質音 関の Rich であるとこと、
l	っているためにいじめられるから、この商品を使おう」といったコンプレックスをあおる広告、ま	ででは、「対所自力とした行び、「反び「大門の」を与こととでいただとなり。
	た、画像広告では、毛穴などのグロテスクな画像を使った広告があります。	
	こうした広告は、ユーザーを不快にさせることはあれど、前向きな気持ちにさせることはないと	
	思います。業界の自主規制だけでなく、法的な規制も必要だと思われます。	
44	v(^^)v 今日も残り少ない時間の中で意見出すよー v(^^)v 時間ギリギリなのでできるだけ簡潔	いただいた御意見については、関係省庁とも共有させていただきます。
	に行きます	
	アプリストアについては、林檎教団がうっかりゲロった通り、85%がフリーライダーであり、彼ら(と	
	放逐された各種アプリ犯罪者達)に費やされたコストは、15%が無理やり負担させられている構図	
	な訳です。	
	同様の構図は、プリンターのインク商法(本体を赤字で売ってインクでボったくる)や極東の島国	
	の社会保険制度(健康で病院をほとんど利用しないまじめに働く若者が搾取され、利用頻度の高	
	い老害や健康上の理由で生活保護を受けている連中は一切負担しない)と社会全体を見回すと	
	それなりに存在します。	
	そして、それらに言えることは、「非常に評判が悪い」ということです。特に「負担させられる側」か	
	らの怨嗟の声は止まるところを知らないというね。 ^ ^)v</td <td></td>	
	ほかの意見で書いた通り、この手の構図は他人の財布で人気取りをする構図であり、搾取され	
	てる側に対し、搾取している側が時間とともに強くなっていき、ますます独占が強まる傾向にあり	
	ます。	
	日本政府が行うべきことは、85%が主張する「タダという利権を取り上げるの反一対」という自己中	
	心的なモノではなく、社会の持続可能性という観点での判断と決断が必要です。	
	サイドローディングも認めず、サードパーティーアプリストアの解禁(シームレスな利用が必須)	
	も認めず、現状維持を続ける限り、多様性が失われた独占的なアプリストア市場は延々と独占	
	支配を続けることになります。	
	多様性とは巨大で強大なアプリストアがガチンコで鎬を削りあうことではなく、マイノリティやニッ	
	チな分野専門の「住み分け」的なものが含まれる訳ですが、現状はそれを巨大プラットフォーマ	
	一が自身の独占支配の継続のために禁止している状態であり、これは社会全体にとってマイナ	
	スの影響が非常に大きいです。	
	一刻も早く「サイドローディング許可」か「サードパーティーアプリストア許可」の、少なくともどちら	
	か一方を満たすよう法で義務付けることが重要です。	
	セキュリティガーという人たちにはデバイス管理者権限で再度ローディングもサードパーティー	
	アプリストアも使用できないベンダロックインモードで使ってもらえば良いです。	

最初のほうに書いた通り、歪んだ搾取構造は必ず市場全体を不健全な状態に歪めて行きます。

無償でアプリを配ってるんだからタダでアプリストアの高度な機能・サービスを利用させてあげる よう、他人の財布を原資にしてな!というヤリクチは、市場としても歪んでいますし、倫理の観点 から言っても歪んでいます。

v(^^)v モバイル端末の値引き規制はするがアプリストアは規制しない、というダブスタにならないよう、一刻も早く決断しましょう v(^^)v

v(^^)v アプリストア独占の別観点からのお話 v(^^)v

アプリストア独占に対して手数料だけが取りざたされている印象ですが、より重要な点としてクレカ問題としても知られる、特定の民間事業者が大規模な差別的取り扱いを行う危険性についても、きちんと計算省で計算しておいて頂きたい。

クレカ問題では、クレカ会社が「アダルトコンテンツは不潔よー」とアダルトサイトへのサービス提供を突如拒絶した事例であり、まさに「急にアプリが削除されたので」系の問題として時々アプリストア界隈でも炎上する話です。

特定デバイスに対する強制的なアプリストアの設定は、いわばブラウザや検索エンジンを選べない PC のようなものであり、令和の常識で考えれば「どう見ても独占禁止のルールに抵触するでしょ」というものでしかありません。

そして、それらがなぜ禁止されているかといえば、強すぎる支配力は社会を歪めてしまうからで す。

特に林檎教団はデザインに対するこだわりが強く、林檎店にアプリを並べるにはきめ細かなルールをすべて守ることが強制されます。

極東の島国にある悪法風に言うなら、反意図性があればそれは不正なものだ、とでも言わんば かりであり、アプリの UI に対する極めて強い強制力を持たせています。

現時点での、「サイドローディング禁止」「サードパーティーアプリストア禁止」という状況は、まさ に二大巨大民間企業に対する検閲権の付与を後押ししている状態であり、実際に海外の事例で この手の検閲権の濫用で炎上してアプリ削除を撤回したりといった事例も起きています。

令和の時代において未だにベンダーロックインを悪用できる状況が野放しにされているのは非常に問題があります。

ゲーム機市場も似たようなところはありますが、あっちは不公平不公正なライセンスフィー負担などがなく、全員が有料配信前提であり受益者負担の原則が機能していることと、海賊版・不正コピー問題があるが故に致し方がないところがありますが、昨今のネット環境の整備状況などを鑑みると、ゲーム機市場にも同様に現状調査などをしていく必要性は出てくるでしょう。

そういった意味で、社会全体の流れとして、世界全体から何周遅れにもなる前に、きちんとすべきことを先手先手で適切なタイミングで行っていきましょう。 v(^^)v

145	私は大手広告代理店グループの管理職でデジタル広告分野における特定デジタルプラットフォーマーからの広義の仕入れ業務を担当しています。デジタル広告分野に関する意見とりまとめについて以下の通り意見提出します。 ・P.29:Meta は苦情・紛争処理の実績を公表していないが、実績の公表は取引先からの客観的な	賛同いただく御意見として承りました。
	・P.29:Meta は舌情・初ず処壁の美績を公表しているいが、美績の公表は取引元からの各観的な 評価に不可欠であり、また誠意をもって公表を行った LINE ヤフー、Google に比べコスト面で優	
	位になるため、この件を強く非難し、広く公に誠意ある対応をしていない旨を公表すべきと考えま	
	す。	
146	・P.71:薬機法に関する LINE ヤフーの取り組みはデジタル広告業界全体への信頼性向上のため	賛同いただく御意見として承りました。大臣評価においても、大臣評価の趣旨に
	にも高く評価されるべきと考えます。同様の取り組みを出来ていない他 PF に対しても同様の取り組み実施を求めるべきと考えます。	照らして望ましい取組として評価できる、としております。
147	・P.80「デジタル広告市場における広告の質に係る課題」は昨今、国会でも議論の対象となってい	いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきま
	ますが、広告業界としても健全な経済活動の基盤である、企業活動の信頼性の根本を揺るがす	す。また、消費者側の視点から見た課題としても、御意見を承りました。 いただ
	非常に大きな課題と考えます。	いた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただ
	この中で、特に Meta は P.85「取引する利用事業者の数は膨大」であることを「すべての苦情を解	
	決したり、問題の発生を防止したりすることは現実的に不可能である。」理由としていますが、著	後段については、賛同いただく御意見として承りました。
	作権侵害が明らかな詐欺的広告が実際にインスタグラムなどの運営するプラットフォームなどに	
	掲載されている量が多いと感じられます。Meta 株は 24 年 1 月に入り過去最高値を更新した通り 業績は好調である一方で、23 年末までにおいて国内の問題に対処すべき FacebookJapan 合同	
	条頼は好調である一方で、23 年末までにおいて国内の问題に対処すべき FacebookJapan 音问会社において、この問題に対応するリソースが適切に用意されている説明がなされず、また、効	
	要的な対応をするに十分になるまで対応リソースを拡充する意思が全く感じられません。	
	米がより心とするにも対になるよとが心りと、人と加力する思心が主へ感じられるとん。	
	まります。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	の掲載によっても PF は利益を得ることができる構造である以上、対応が甘いことについては強	
	く批判、広く公表をすべきと考えます。	
	一方で P.87、LINE ヤフ一の「広告品質のダイヤモンド」に関する取り組みは非常に分かりやすく	
	業界全体の信頼性の底上げにつながる取り組みとして高く評価すべきと考えます。	
148	総じて、資料を提出しない、非公開を求める企業については、特定デジタルプラットフォームの	賛同いただく御意見として承りました。いただいた御意見については、今後のモ
	透明性及び公正性の向上の取り組みの意義を理解させ、誠意ある対応を強く求め、実現しない	ニタリングの参考とさせていただきます。
	場合は広く公表すべきと考えます。	

149 /(^^)v うおおお時間がああっああ 苦情処理や問い合わせ系の話も出しとくよー v(^^)v

苦情処理や問い合わせに対する品質の根拠として、アンケートによる満足度が 70%以上だとか 80%以上だとかで自慢しているケースが散見されます。

おそらく行政全般でこう言った統計学上無意味なものを延々とスルーしてきたせいでこんな酷いことになっているんだろうなぁと、計算大臣の計算能力の低さにあきれる今日この頃です。

なぜこのような無意味な報告をスルーして、延々と似たような報告を受理してるんでしょうか? v(^^)v ふしぎふしぎー

苦情処理や問い合わせの大半はそこまで不満に思うようなものに対してではなく、思っていたのと逆の結果が出たとしても不満度が高くなるものは多くありません。

例としてアプリストアの例を挙げれば、林檎教団統計の85%がフリーライダーで15%が搾取されている構図では、「手数料に満足していますか?」と聞けば少なくとも85%が満足していると回答する訳です。

同様に、プラットフォーマーからの嫌がらせ的な行為への抗議や、対応でハズレを引いて無茶苦茶な理不尽を押し付けられるような人はもともとかなりの少数派であり、満足度調査における不満のごく一部でしかないということに注意する必要があります。

それこそ、アカウント停止を喰らった(全体に対する割合としての)1%は全員アンケートに不満だと回答しても、それは「アンケート結果において 1%"しか"不満に思っていないから優秀だね!問題ないね!」等というとんでもない受け取り方をされてしまう訳です。

計算大臣の計算力について統計学方面の能力を強化するなり、こういった実地でのデータ分析能力の高いメンバーを加えるなり、まともに分析できる人材を確保することから始めてください。

最低でも、満足と回答した側と、不満と回答した側で、問い合わせの種類などをきちんと分類して両者に大きな分布の差がないかを見るとか、そういった学問上まともな指摘や指示を出せるようになって頂きたいで一っす v(^^)v

苦情処理・紛争処理の対応改善について、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な取組としてのアンケートの実施も有用ですが、本大臣評価は、こうしたアンケート結果だけではなく、モニタリング・レビューのプロセスの中で、利用事業者の声、(総合物販オンラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取するとともに、こうした情報を踏まえつつ、モニタリング会合の構成員による議論を実施しています。本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。

| 賛同いただく御意見として承りました。

150

評価(案)67

ページ以降のデジタル広告分野に関して、感想と意見を述べさせて頂きます。

特定デジタル広告プラットフォーム提供者がモニタリング会合に参加し、数多くの情報提供が行われたことは大変素晴らしいことであり、このような貴重な場を設けられ、そして充実した評価

	(案)を取りまとめられた経済産業省の事務局の皆様、並びにモニタリング会合の委員とオブザーバー等関係各位の皆様に対して、デジタル広告に携わる者として心より御礼申し上げます。 評価(案)の中でも、アドフラウド、ブランドセーフティ、ビューアビリティ、ユーザーエクスペリエンスといった広告の質の面を特定デジタル広告プラットフォーム提供者が改善しようと取り組んでいること、その取り組みを評価(案)で分かりやすく記載されている点が素晴らしいと個人的に感じております。	
	中小のデジタル広告プラットフォームにもベストプラクティスの共有につながりますので、引き続きデジタル広告の質の改善の取り組み状況を取りまとめ、日本のネット広告の質の改善を促して行って頂ければ幸いです。	
151	また、86ページの「広告主の買い方改革」(広告の質に関するリスク評価や媒体主のコンテンツ に対して適切な評価を行うこと等の行動変化)が進むことが重要との評価には全面的に賛同す るものであり、この点を評価(案)に記載頂いていること大変ありがたく思います。	賛同いただく御意見として承りました。 また、消費者側の視点から見た課題として御意見承りました。いただいた御意見 は、関係省庁とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
152	モニタリング会合や今回の評価(案)の特性上、消費者ではなくデジタル広告を出稿する広告主側が主な対象の内容となること重々承知しております。ただ、昨今の虚偽・誇大なデジタル広告の問題(著名人なりすまし広告、サポート詐欺広告、フェイク広告等など)について評価(案)ではあまり触れられていない事を危惧し、会合や評価(案)への御礼と共にこの度パブコメを提出させて頂きました。	いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきます。 また、消費者側の視点から見た課題としても、御意見承りました。 いただいた御 意見については、関係省庁とも共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。
	虚偽・誇大なデジタル広告の存在は、広告オークションの入札価格の高騰、なりすまし広告に悪用される企業のイメージ悪化、デジタル広告経由の集客低下など、消費者被害だけでなくデジタル広告を出稿する広告主側の売上と評価の悪化にもつながってしまいます。	
	違法なデジタル広告の撲滅につながる取り組みの促進や、違法広告の排除をデジタル広告プラットフォームに義務付けるための法規制や国際条約の必要性について、評価(案)への掲載をご検討頂けますと幸いです。	
153	【1】特定デジタル広告プラットフォームに「TikTok for Business」(ByteDance 社)の追加をお願い致します。	いただいた御意見については、今後の運用・検討の参考とさせていただきます。
	デジタル広告分野では Google と Meta、LINE ヤフーの 3 社が 2022 年 10 月に特定デジタル広告 プラットフォームとして指定されておりますが、TikTok や Pangle など広告配信サービスを提供し ている「TikTok for Business」(バイトダンス社)も追加すべきと考えます。	

154	【2】広告審査・広告配信プロセスの改善にPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)との連携をご検討下さい。(該当箇所は67ページ?) PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)は国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費生活センターに寄せられる消費者トラブルの収集を行っているシステムです。	いただいた御意見については、今後の運用・検討の参考とさせていただきます。
	デジタル広告プラットフォーム提供者は広告審査の過程において、PIO-NET との連携や、情報提供を受ける事で消費者トラブルにつながる虚偽・誇大なネット広告の排除、ならびに未然防止につなげられる可能性が高まります。	
155	【3】検索連動型広告における他社の商標をキーワードとする入札を原則禁止にすべきと考えます。(73 ページ?)	賛同いただく御意見として承りました。
	評価(案)では「他社の商標をキーワードとする入札を巡る苦情内容の分析を行った上で、まずは、広告主にこうした入札を回避させるよう周知・啓発を行うことなどが求められる。」と記載されておりますが、昨今のなりすまし詐欺広告によるトラブルや被害状況を考えると「検索連動型広告に限らず、SNS 広告や動画広告などデジタル広告全般で他社の商標をキーワードとして入札することを禁止する」という文言の記載が必要だと考えます。	
156	まとめ:評価(案)に記載が必要と考える内容 特定デジタル広告プラットフォーム提供者に透明性と公正性の自主的な向上を促すためには、	いただいた御意見については、関係省庁と共有させていただきます。
	違法なデジタル広告の排除をデジタル広告プラットフォームに義務付けるよう、景表法や特商法で規制する必要があると考えます。	
	また、国外に本社を持つ特定デジタル広告プラットフォーム提供者に違法なデジタル広告の排除や取り締まりを促すためには、アメリカや中国、EU等との国際条約の締結も必要です。	
	ネット広告審査体制の整備やツールの導入を義務付けることは難しくても、「違法広告であることを把握した場合、ジタル広告プラットフォーム提供者はその広告を排除すること」といった当然とも言える条文の追加であれば、反対意見も少なく早急に取り組むことが可能なはずです。	
	評価(案)にもジタル広告プラットフォームに特化した法規制や国際条約締結についての文言を 盛り込んで頂く事を強く望みます。	

## 157 (^^) 広告入札関連 (/^^)

広告の入札において、プラットフォーマーが入札操作や不正介入はしていないという回答が p76 にあるが、入札を行っている者に対する競合他者が「落札する気はないけど、蹴落としたい相手が入札することが強く推定されるので、敢えて空入札して価格つり上げを行う」みたいな行為がないかどうかなどを確認する術が無いのは問題である。

広告入札の話ではないが、実際に日本企業が運営するネットオークションにおいて、期限間近に高額入札が行われた後即座にキャンセルされ、自分が入札している上限金額に対する寸止めをされたことがあります。オークション業者側にクレーム入れるも個別案件について対応はしないという対応しかされませんでした。

オークションを匿名化すればするほど、こういった悪用・イカサマを証明可能な形で訴えることが 困難になります。

プラットフォーマー自身の不正だけでなく、こういった妨害行為なども含めた広範囲で根本的な透明性の確保が求められると思います。

必要に応じて第三者による監査を定期実施するなど、参加者側の保護のために参加者が支払った広告費をきちんと投資するべきです。v(^^)v

アプリ審査や苦情処理において、頻繁に「事細かに何がどうダメなのかを説明すると悪用されるので開示しません」という、極東の島国の冤罪製造検察みたいなことを主張することがあるが、そもそもそういったマナーの悪い行為を行っているユーザに限って非開示を行えばよいのであって、マトモな相手にまで非開示を行うのは権利の濫用であり、恣意的な拒絶などプラットフォーマー側の不手際に対する言質を取られないようにする卑劣な行為と言って差し支えない。

詳細開示内容の悪用でルールの回避を試みる可能性が十分にあるといえない相手に対する開 示拒否を禁ずるなり、あるいは政府による第三者審査に付す仕組み(直セ相手には開示しない が、第三者相手に開示し、第三者による判断で正当性を確保する仕組み)を用意するなど、やれ ることは十分にあるので、事業者間に限らず、あらゆる問い合わせや苦情処理の現場におい て、この手の仕組みを「大至急」くらいの意気込みで浸透させていただきたい。

v(^^)v 特に政治家の答弁とか黒塗り公文書とか機密費とかね! v(^^)v あぁ・・・時間切れのようだ・・・

いただいた御意見については、今後のモニタリングの参考とさせていただきます。

透明化法及びこれに基づく指針では、特定デジタルプラットフォームについての利用事業者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間の紛争の解決に必要な体制及び手続の整備を求めているところ、本大臣評価では「利用事業者との紛争解決に当たっては、第三者を関与させる取組も有効となり得る。例えば、利用事業者がアカウント停止の理由が納得できない等、特定デジタルプラットフォーム提供者による措置について争いがある場合、公平・中立な第三者機関を利用して、当該措置について客観的な判断を得ることなども考えられる。こうした場合に、利用事業者のニーズに合わせた紛争解決方法の検討が行われれば、高く評価できる。」と第三者機関を利用した紛争解決についても言及しております。賛同すると意見として承りました。

159 1. 本評価における要求内容は、透明化法上経済産業大臣が評価すべき内容を超えた内容とすべきではない

#### (1) 総論

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化法」とい う。)は、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタル プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済 の健全な発展に寄与することを目的」とする法律である(透明化法 1 条)。透明化法は、規制の大 枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の 自主的取組に委ねるいわゆる「共同規制」の規制手法を 採用し、国の関与や規制は必要最小限のものとすることをその基本理念としている。透明化法に おける規制の内容は、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為についての透明性を高める 規定が主となっており、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等についての開示 (特に商品提供事業者に対して不利益行為を課す場合等の条件についての開示等)を義務付け ている(透明化法5条)が、それを超えて、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して、提供 条件の設定に当たって何らかの禁止事項、義務事項等を定めているわけではない(例えば、ヨ ーロッパにおける The Digital Market Act のように、ゲートキーパーのサービス提供に係る自己 優遇行為を禁止する等の行為規制は存在しない。)。そして、特定デジタルプラットフォーム提供 者は、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置 を講じなければならないとされており(透明化法7条1項)、毎年度、経済産業大臣に対して、透 明化法5条に基づく開示の状況、同法7条1項に基づく措置等を報告しなければならないとさ れている。そして、経済産業大臣は、これらの報告に対して評価を行うものとされている(透明化 法9条2項)。

今回意見公募に付されている本評価案は、上記透明化法に基づいた評価案であるところ、当該評価は、透明化法の規制に基づき経済産業大臣に与えられた権限に基づいた範囲で行われる必要があるといえる。しかしながら、本評価案の内容には、透明化法に基づいて特定デジタルプラットフォーム提供者に対して具体的に義務が課されている内容を超えた部分が多く含まれている。また、透明化法上法的な義務が課されていない部分について、特定デジタルプラットフォーム提供者により具体的な措置を講じられることが「求められる」ないし「必要である」といった表現が用いられており、法律上求められていない事項について経済産業大臣が民間事業者の実質的な義務を創出しているかのように読める内容となっている。透明化法上、具体的な義務が課されていない内容であっても、特定デジタルプラットフォーム提供者が「透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならない」(透明化法9条6項)とされていることを踏まえ特定デジタルプラットフォーム提供者側による対応を促すことは否定されないものの、あくまで自主的な対応を促すことにとどめるべきである。そして、具体的な対応内容は事業者の自主的取組に委ね国の関与を必要最小限にすることが透明化法の理念であることを踏まえると、特定デジタルプラットフォーム提供者がとる具体的な措置の内容について経済産業大臣が詳細に要求することは問題といえる。特定デジタルプラットフォーム提供者に対して具体的な措置をとるよう義務を課すの

透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告させた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。大臣評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示すものであり、透明化法第9条第6項が、特定プラットフォーム提供者は、大臣評価の結果を踏まえ、運営改善に努める義務があることを規定しているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明が求められます。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があることを明確にしたものです。

本評価では、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性 を示していますが、共同規制の考え方の下、当該方向性が実現される限りにおい て、具体的な措置をどのように講じるかについては、各社が創意工夫を発揮して 自主的かつ積極的に対応するものと考えております。 であれば、透明化法を改正することにより対応すべきであり、評価という名の下に特定デジタル プラットフォーム提供者に対して特定の措置を実質的に強制することは、法律による行政の原則 に相容れない行為といえる。

### (2) 具体的な修正案

上記(1)の趣旨を踏まえ、本評価案において、以下の修正・追記をすべきである。

- ① 本評価案に記載されている具体的な措置内容については、あくまで経済産業大臣が「特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置」と考えている内容を記載しているのみであり、これら具体的な措置を採用するか否か及び採用する場合の詳細について、事業者の自主的な対応を尊重し国の関与を最小限にする透明化法の理念に鑑み、事業者が自由に決定することができる(事業者が記載されている具体的な措置を行うことを義務付けられるわけではない)旨を本評価案に記載する。
- ② 本評価案において特定デジタルプラットフォーム提供者がとるべき具体的な措置を記載している部分で、透明化法に具体的な根拠が存在しない部分については、「求められる」「必要となる」といった実質的な義務付けにつながるような表現は避け、「期待する」「望ましい」といったような表現に変更する。

#### 160 (3) 対象となる記載の例

透明化法に基づく法的義務が課されていないにもかかわらず、かなり具体的な要求がなされている事項として上記意見の対象となるものの例は以下のとおりである2。

① 本評価案において、プラットフォームによる自社優遇行為について「自社及び関係会社の優遇がないことを説明するだけではなく、存在しないことをいかに担保しているのか客観的に検証できる形で説明する必要がある」、「自社及び関係会社の優遇に対する懸念に応える情報開示、自社優遇措置の管理体制の整備…を進め、これらの取組内容を客観的に検証できる形で説明していく…ことが求められる。」とされている。当該記載は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して「ないことの証明」という極めて困難な課題を法律上の裏付けなく課すものであり、問題といえる。

大臣評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示すものであり、透明化法第9条第6項が、特定プラットフォーム提供者は、大臣評価の結果を踏まえ、運営改善に努める義務があることを規定しているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明が求められます。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があることを明確にしたものです。

自社優遇については、大臣評価で記載されているとおり、「自ら又はその関連会社と利用事業者の間において、デジタルプラットフォームを利用する手数料や表示の方法等を不公正に取り扱う、検索アルゴリズムを恣意的に操作して自ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより、競合する利用事業者と消費者の間の取引を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題(競争者に対する取引妨害等)となるおそれがある」との考え方の下、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して必要な対応を求めております。

透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上で、不可欠なものとなります。

その上で、取組が行われたとの報告のみをもって、運営改善がなされたと評価することは難しく、当該取組が、利用事業者との取引関係の改善に実際につなが

② 本評価案において、利用事業者が構成する団体からの意見聴取や、同様の団体との利用条 件について協議を行うことを求めている記載が存在する(特に、アプリストアの手数料に関して、 「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、 利用事業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討することが求めら れる」とされている。)。このような利用者団体からの意見聴取、協議などを法律上何らの根拠も なく要求することは、他業種における対応と比較しても一般的なものではなく、問題といえる。多 種多様な利用事業者が多数存在する中で正当性をもって特定デジタルプラットフォーム提供者 側と協議する団体が存在するかを含めて慎重に検討する必要があるにもかかわらず、詳細な議 論、検討を行わずこのような協議を実質的に義務付けることにより、特定デジタルプラットフォー ム提供者に対して過度な負担が課せられることが想定され、このような対応が必要であれば透

明化法の改正によって詳細を決めるべきといえる。

っているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、外部から検証できるような形での説明を求めているところです。

大臣評価で特定デジタルプラットフォーム提供者に求めている「自社及び関係会社の優遇に対する懸念に応える情報開示、自社優遇措置の管理体制の整備(例:データ利用も含めた社内ルールの整備、関係部署のルール遵守状況を監視する仕組み)を進め、これらの取組内容を客観的に検証できる形で説明していく(例:外部機関による監査や独立した部署による内部監査を実施し、その結果を開示する)こと」はこうした観点から記載しております。

したがって、「「ないことの証明」という極めて困難な課題を法律上の裏付けなく 課す」との御指摘は当たらないものと考えます。

大臣評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示すものであり、透明化法第9条第6項が、特定プラットフォーム提供者は、大臣評価の結果を踏まえ、運営改善に努める義務があることを規定しているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明が求められます。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があることを明確にしたものです。こうした評価及び運営改善のプロセスは、法制定時から、その実施が当然に予定されているものです。

指針3.4.1①は、特定デジタルプラットフォームに関する事項について、商品等提供利用者又はその団体との間で、必要に応じて適切に意見交換の機会を設けることが考えられると規定しております。また、同②は、意見交換の機会を通じ、商品等提供利用者及びその団体から合理的な意見が寄せられた場合には、必要に応じて特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営の改善を行うことが考えられると規定しております。

共同規制の下、指針の「3 具体的な取組例」は、あくまで「2 基本的な考え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、「3 具体的な取組例」そのものを実施することが求められているわけではありません。しかしながら、特定デジタルプラットフォーム提供者は、その事業運営の実態に応じて「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現するための適切かつ有効な措置を自主的かつ積極的に講じることで、「2 基本的な考え方」で示された方向性を実現することが求められています。こうした観点から、特定デジタルプラットフォーム提供者には、「3 具体的な取組例」や「3 具体的な取組例」と同等の効果を発揮するような「基本的な考え方」の各項目を実現する取組が求められており、実際に講じた具体的な措置と、当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効と考える理由の説明が求められています。

		したがって、「特定デジタルプラットフォーム提供者に対して過度な負担が課せ
		られることが想定され、このような対応が必要であれば透明化法の改正によって
		詳細を決めるべき」との御指摘は当たらないものと考えます。
162	- - ③本評価案において、特定デジタルプラットフォーム提供者が行う手続・体制整備について、「外	透明化法第9条第2項に基づく、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公
	部から検証できるような形で」自社取組を説明することが重要であるとし、「独立した部署による	正性についての評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から、
	内部監査や外部機関による監査結果があるものについては、これを添付することが求められ	評価に必要な情報の提供を求めることは、同法の規定内容を適切に運用する上
	ている。この点について、そもそもこのような内部監査や外部機関による監査が必要な行為とま	で、不可欠なものとなります。
	ではないことを明確にすることにより、事業者側の過度な負担を回避すべきといえる(上記記載	その上で、取組が行われた、との報告のみをもって、運営改善がなされた、と評
	においても、「…があるものについては、これを添付する」とされており、内部監査や外部機関に	価することは難しく、当該取組が、利用事業者との取引関係の改善に実際につな
	よる監査を行うことが必要とされているわけではないといえるが、事業者に対する説明責任の観	がっているか否かも評価に当たっての重要な情報となります。こうした観点から、
	点から、この点について明確にすべきと考える。)。	外部から検証できるような形での説明を求めているところです。
	//// St = 5 //// C = 3/C 5 //	こうした観点から、特定デジタルプラットフォーム提供者には、大臣評価の記載
		のとおり、「次回の定期報告書並びに対外説明等において、i)定量的な実績、
		課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための工夫等、各種取組
		の実効性をその根拠資料とともに示すこと、その際、独立した部署による内部監
		査や外部機関による監査結果があるものについては、これを添付すること」など
		を求めています。
163	2. 利用者の声の定量的な分析を根拠として提示し、定量的な根拠のない改善措置事項は回避	利用事業者の声は、特定プラットフォーム提供者の業務運営を評価するに当た
	すべきである	っての重要な情報源であるものの、利用事業者の声があることのみをもって評価
	本評価案においては、利用事業者から聞かれた声について列挙した上で、ネガティブな意見が	がなされているわけではありません。
	存在した項目に対して具体的な措置が求められるないし必要となると結論づけられている。しか	モニタリング・レビューのプロセスの中では、利用事業者の声、(総合物販オン
	しながら、本評価案において、どの程度の利用事業者がネガティブな意見を出していて、その数	ラインモール・アプリストア分野にあっては)昨年度の大臣評価も示しつつ、特定
	が経済産業大臣として介入する正当な根拠を構成しているかといった定量的な分析がなされて	プラットフォーム提供者からの説明を報告書やヒアリングなどの形で聴取した上
	いるかが不明である。当職らが「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」案(以下	で、モニタリングに必要な識見を備えたモニタリング会合の構成員による議論を
	「最終報告書案」という。)に対して提出した意見(以下「最終報告案意見」といい、別紙として添付	実施しており、本大臣評価は、こうした積み重ねを踏まえたものです。
	している)においても述べたとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者のように、多数の利用	
	者に対して均一のサービスを提供する事業スキームにおいて、1 対多数の取引において画一的	
	処理をする必要性から一定の取引条件を設定せざるを得ないサービスにおいては、万人を満足	
	させる取引条件を設定することはおよそ不可能であり、当該取引条件に不満をもつ取引先が出	
	てくることは避けられない。したがって、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為の是正を促	
	す場合には、利用事業者から不満の声があったということだけでは足りず、利用事業者による不	
	満の割合が一定以上となり、改善が必要となるレベルに達していることが必要であり、そのよう	
	な分析がなければ、大多数の利用事業者が満足しているサービスを特定の利用事業者を取り	
	巻く利害関係に基づいて改悪されてしまうといった問題が発生する。	

したがって、本評価案において特定デジタルプラットフォーム提供者の改善を促す事項については、それを根拠づける定量的な分析を行い、統計上有意なレベルの数の意見に支えられている事項のみを改善の対象とすべきである。透明化法が謳う利用事業者との「相互理解」にとって、利用事業者側による特定プラットフォーム事業者の立場の理解も重要な要素であり、これを無視した特定プラットフォーム事業者に対する一方的に不利な評価は透明化法の趣旨に悖る。この「相互理解」には、利用事業者側からの特定プラットフォーム事業者の対応に係る理解も当然含まれ、大多数の利用事業者が満足しているサービス内容及びその条件に対して不満を持っている利用事業者は、当該サービスやその取引条件を提示している特定デジタルプラットフーム提供者側の事情に対する理解が不足している可能性がある。透明化法を所管する経済産業大臣としては、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して一方的に意見をするのではなく、中立的な立場から両者の関係を評価すべきであり、その前提としての定量的な分析は必要不可欠であるといえる。

より具体的に定量的な分析に係る対応が必要と考えられる点として、最終報告案意見においても指摘したアプリストア市場における決済手数料に係るアンケート結果が挙げられる。昨年度経済産業省が行った「デジタルプラットフォーム利用事業者向けアンケート調査結果」3において、「対価に見合ったサービスを受けている」と回答した利用事業者が80%程度であったにもかかわらず、依然として一部の利用事業者から「手数料の負担が大きく収益を圧迫している」点を強調し、政策誘導をしていることが問題といえる。

以上のとおり、経済産業大臣として特定デジタルプラットフォーム提供者の問題行為を適切に把握し、改善を図るためには、より多くの利用事業者を対象として統計的に有意な形で全体像がわかるような定量的な分析が必要不可欠であり、事業者に対する評価の透明性の担保のため、本評価案においてこのような分析の内容を開示するとともに、定量分析によって根拠づけられない改善要求は本評価から削除すべきである。

164 3. モバイルアプリサービスにおける本評価案の内容について

透明化法の規制対象の一つであるモバイルアプリ市場については、デジタル市場競争会議において追加的な規制の必要性が議論されており、最終報告書案において追加規制の方向性が示されている。当職らは、このような規制の導入に対して疑問を呈する内容の最終報告案意見を提出した。本評価案は、モバイルアプリ市場に係る評価内容において、最終報告書案の内容を引用した上で、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為を問題視しているように見受けられるが、これらの内容に対しては当職らによる最終報告案意見の内容がそのまま妥当するため、その内容も勘案いただきたい(別紙として添付している。)。本評価案においては、中立的な立場からの反対意見に対しても耳を傾けつつ、透明化法の趣旨に則った対応が求められる。特に以下の点については、再度意見として提出する。

(1) アプリ内代替決済に係る評価が不適切である

デジタルプラットフォームは、利用する事業者や消費者が増えるほど、そのデジタルプラットフォームの利便性が増すという「ネットワーク効果」が働くといった特徴により、独占・寡占が生じやすく、取引の透明性及び公正性が低下する状況が生じやすい側面があります。

このため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する 法律は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必 要性が高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム 提供者」として指定し、運営改善を求めています。すなわち、デジタルプラットフォームの中でも、少数の事業者に利用が集中し、利用事業者が容易にその利用を 止められないため、法律をもって適正かつ健全な取引慣行を維持する一定の責 任を求めることが適当である事業者を規制対象者として指定しています。 本評価案は、Apple によるアウトリンクについて、「アウトリンクが認められている App が、App 内ではデジタルコンテンツを購入しないリーダーApp に限定されているため」アウトリンクを含む リーダーApp は円滑な利用が妨げられているという評価を行っている(本評価案 52 頁)。しか し、本評価案がこのような評価の根拠として挙げているのは、利用事業者による一方的な意見 に過ぎない(本評価案 52 頁)。アプリストア運営事業者は、アプリの流通という重要な機能を担っており、当該機能に対する適切な対価を受けるべきであり、決済手数料はその役割を果たすものである。他方、リーダーApp は、ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリであり、適切な対価の確保というアプリストア側の事情はそれほど考慮しなくてよい類型といえる。このような事業者側の正当な利益確保の必要性を含め、デジタルコンテンツ提供に係る競争促進、消費者利便の向上等様々な要請を勘案した上で、公正取引委員会による長年の調査の結果、リーダーApp においてアウトリンクを認めるという措置がとられている 4。独立行政委員会である公正取引委員会が長年の調査に基づき導いたバランスをとった結論に対して、利用事業者の一方的な意見(しかも上記 2 で記載したとおり定量的な分析も示されていない単なる意見に過ぎない)のみに基づいてこれを安易に修正することは、利用事業者のみに偏った過度な干渉であり、透明化法の趣旨に鑑みても不当である。

仮にアウトリンクのリンク先に関する制約を限定的なものにした場合、特定デジタルプラットフォーム提供者はリンク先についてコントロールすることができないため、セキュリティ上の問題が生じたり消費者の利益が毀損されたりすることが予想され、しかも、そのような場合に利用事業者によりリンクの差し替えが行われるなどによって追及が困難になるなど、消費者保護やセキュリティの観点から問題がある。アプリストア市場における情報セキュリティの問題は非常に重要であり、これを軽視することは許されないといえる(モバイル・エコシステムに係る競争政策を評価する際の情報セキュリティリスク回避の重要性については、最終報告案意見 4 も参照されたい。)。

さらに、本評価案は、Google による UCB の内容について、手数料が 4%しか減額されていないことを問題視しているが、これは、まさにどの程度の手数料設定であれば問題ないのかを経済産業大臣が判断することにつながり、政府による不当な価格介入といえる(手数料に対する介入が政府による不当な価格介入であり認められるべきでない点については、最終報告案意見 5 も参照されたい。)。

以上のとおり、本評価案における決済手段についての評価は不適切であるといえる。

(2) アプリストアにおける手数料・課金方法を検討する際に事業者側の適正な対価の確保の機会を考慮すべきである

本評価案は「アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められる」(本評価案 53 頁)として、アプリ代替流通経路の確保の必要性について述べている。

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細を特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できるようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者との相互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促しております。

また、本年度は、昨年度に「決済手段に関するルール変更については、実際に 利用事業者に利用されるようになることが重要であり、利用事業者からの評価も 含め、今後の動向を注視していく。」と評価していることに基づき、アウトリンクを 含むリーダーApp の利用・評価状況をモニタリングいたしました。その結果、本評 価 52 頁に「現に Apple によりアウトリンクが認められるようになったリーダーApp は、他の決済手段への誘導を禁止する条項(アンチステアリング条項)が削除さ れ、アウトリンク先の Web 上での課金が容易にできるようになり、もはやメディ アコンテンツやサブスクリプションコンテンツを Apple デバイス上で読んだり視聴 したりするだけのアプリとは言えなくなった後も、同一のアプリ内でアプリ内課金 とアウトリンク先の Web 上での課金とをユーザーが選択できる仕組みにはなっ ていない旨を記載しているとおり、デジタルコンテンツを購入・管理・視聴する目 的の既存のアプリが、アウトリンクを含むリーダーApp とアプリの目的・機能が共 通するにもかかわらず、アウトリンクを搭載することについて、小さくない障害が 複数あることから、「アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路 について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕 組みとすること」を求めています。

アプリストアは、ディベロッパがアプリをユーザーに届けるための流通機能を担うサービスである。アプリの流通を可能かつ安全なものとするために、アプリストアは種々の投資を行っているはずであり、アプリストアが提供する流通サービスに対する適切な対価を受領することは極めて正当な行為である。そして、対価の回収方法として、アプリストアを介した決済における手数料確保という手段は極めて合理的な手段であるといえる。確かに、アプリやコンテンツの販売によってマネタイズができている利用事業者にとっては、決済に紐づいた手数料負担が不公平であると感じるかもしれない。しかしながら、このような決済に紐づけた対価回収システムによって、マネタイズできていない大多数のディベロッパが大きなコストを負担することなくアプリを開発・流通させることが可能となっている。このようなシステムは、ディベロッパの参入を容易にさせ、裾野を広げることにより、イノベーションの促進につながる制度であるといえる。いわば累進課税と同様のコンセプトに基づきマネタイズをするという民主的な制度であり、多数のディベロッパが恩恵を被っていると考えられる。他社決済を許容し決済に紐づけたマネタイズが妨げられることになれば、上記のような合理的なマネタイズ方法が妨げられ、ビジネスモデルの転換を求められることになる。これにより、大多数のディベロッパが不利益を被るおそれがあり、かえってアプリ市場におけるイノベーション・技術革新が阻害されるのではないかと懸念される。

165 (3) 利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる具体的な仕組みを求める ことは透明化法の権限の範囲外である

本評価案は、透明化法 9 条 2 項に基づき、経済産業大臣が特定デジタルプラットフォーム提供者の透明性及び公正性についての評価を行うものであって、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることを求めることは透明化法の範囲外の要求事項である。上記 1 で記載したとおり、透明化法において具体的な義務として求められていない内容について、大臣評価の名の下に実質的に強制することは許されないところ、アプリ内課金に対する記載は透明化法における具体的な規制内容から導き出せない内容といえ、本評価による経済産業大臣による介入は避けるべきといえる。

透明化法は、その法目的(第1条)に規定されているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との間における取引関係の透明性及び公正性を向上させることにより、その効果として、利用事業者間の競争、さらには、デジタルプラットフォーム提供者間の競争を促進させるものです。

アプリストアの手数料や課金方法についても、特定デジタルプラットフォーム提供者がその取引条件を設定しております。当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解促進を図り、取引関係の透明性及び公正性を向上させることが必要と認識しております。

大臣評価は、このような考え方の下、特定デジタルプラットフォーム提供者に取組を求めているものであり、「アプリ内課金に対する記載は透明化法における具体的な規制内容から導き出せない」との御指摘は当たらないものと考えます。また、透明化法は、特定プラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を促すものですが、特定プラットフォーム提供者の自己評価のみでは、客観性に欠け、有効な取組につながらないおそれがあります。このため、特定プラットフォーム提供者に取組の内容やこれに対する自己評価を報告させた上で、経済産業大臣による評価を行うこととしております。大臣評価は、特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる取組の方向性を示すものであり、透明化法第9条第6項が、特定プラットフォーム提供者は、大臣評価の結果を踏まえ、運営改善に努め

		る義務があることを規定しているとおり、特定デジタルプラットフォーム提供者に
		は、大臣評価の各項目で求められている内容を実現する取組や説明が求められ
		ます。本評価に記載した「求められる」という記載は、この法律上の義務があるこ
		とを明確にしたものです。
166	はじめに	御意見として参考とさせていただきます。
	このパブリック・コメントは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する	
	法律(令和2年法 38 号。以下「透明化法」という。)9 条に基づく評価( 以下「評価」という。)の案と	
	して 2023 年 12 月 5 日に公表されたもの(以下「評価案」といい、その「別添2」を「評価詳細」とい	
	う。)に関するものである。同法は 2020 年に制定されたものであるから比較的新しい法律だとい	
[	うことができるが、同法が政府部内で立案された 2019 年以降、世界の安全保障情勢には大きな	
	変化が生じ、経済を通じた安全保障が、わが国にとっても大きな課題となっている。その変化は	
	透明化法制定後のものであるが、同法は、もともと技術革新が速く市場環境の変化も急速な分	
	野を対象としていることから、時代の変化に対応することができる、ソフトな仕組みである。その	
	利点を踏まえ、世界経済の情勢変化に応じて同法を施行するのは、当然のことである。本コメン	
	トも、その観点からなされるものである。なお、透明化法の条文は、以下では単に条文を挙示す	
	<b>న</b> 。	
	1. 総論グローバル化の終焉と経済安全保障の時代	
	上記の大きな環境変化とは、冷戦終結以降約30年にわたって続いた世界経済の「グローバル	
	化」の潮流が終わったことである。これは、中国とロシアが現存の国際秩序を破壊する意図を隠	
	さなくなり、かつそのために軍事的手段だけでなく非軍事的・経済的な手段をも濫用していること	
	による。この両国は国連常任理事国であるから、国連を中心とした第二次大戦後の安全保障シ	
ļ	ステムは、まったく期待することができない。そのため、わが国も、経済施策を一体的に講ずる	
ļ	ことによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和 4 年法 43 号)(以下同法を「経済安全保障	
	推進法」という。)を制定して情勢変化に備え、さらに不断の見直しを続けているところである。	
	今回の評価の対象は大規模な「特定プラットフォーム事業者」である(4条1項、2条6項)。それら	
	が経済安全保障について有する極めて大きな役割に鑑みれば、評価に際しても、グローバル化	
ļ	の潮流が終焉したことを前提にせねばならない。いまや、競争の主体として、従前の「自由」な民	
	間事業者だけでなく、強大な主権国家から支援を受けた事業者をも想定せねばならないからで	
	ある。にもかかわらず、最近の政府文書の中には、このような状況の変化を踏まえず、十年一	
	日の如くに市場における競争環境を謳うものがある。「モバイル・エコシステムに関する競争評	
	価 最終報告」(1)が、それである(これを以下単に「最終報告」と呼ぶ)。	
	今回の評価が、その轍を踏むことがあってはならない。	
167	2. 共同規制による法目的の達成	透明化法は、事後的な排除措置命令等によって競争阻害行為の是正を図る独占
	評価案は、評価を踏まえた今後の対応の方向として、まず、「自主的」な取組の改善を目的として	禁止法とは別に、あらかじめそうした行為が生じないように、日常的に透明性及
	述べ(2 頁)、各論部分でも事業者の自主的な取組を評価する姿勢が強調されている(21 頁、29	び公正性の向上を図り競争環境を整備するためのものですが、仮に法律運用の
167	化」の潮流が終わったことである。これは、中国とロシアが現存の国際秩序を破壊する意図を隠さなくなり、かつそのために軍事的手段だけでなく非軍事的・経済的な手段をも濫用していることによる。この両国は国連常任理事国であるから、国連を中心とした第二次大戦後の安全保障システムは、まったく期待することができない。そのため、わが国も、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法43号)(以下同法を「経済安全保障推進法」という。)を制定して情勢変化に備え、さらに不断の見直しを続けているところである。今回の評価の対象は大規模な「特定プラットフォーム事業者」である(4条1項、2条6項)。それらが経済安全保障について有する極めて大きな役割に鑑みれば、評価に際しても、グローバル化の潮流が終焉したことを前提にせねばならない。いまや、競争の主体として、従前の「自由」な民間事業者だけでなく、強大な主権国家から支援を受けた事業者をも想定せねばならないからである。にもかかわらず、最近の政府文書の中には、このような状況の変化を踏まえず、十年一日の如くに市場における競争環境を謳うものがある。「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(1)が、それである(これを以下単に「最終報告」と呼ぶ)。今回の評価が、その轍を踏むことがあってはならない。  2. 共同規制による法目的の達成評価を踏まえた今後の対応の方向として、まず、「自主的」な取組の改善を目的として	禁止法とは別に、あらかじめそうした行為が生じないように、日常的に透明性及

頁、35 頁、39 頁、51 頁、55 頁、56 頁、58 頁、71 頁注 90、75 頁、79 頁)。これは、「デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本と」する法(3 条)の方針に沿ったものであって、妥当である。しかしながら、評価案は、最終部分で、「モニタリング・レビュー等を通じて独占禁止法上問題となると思料される案件に接した場合には、透明化法に基づく公正取引委員会への措置請求について検討していくことも考えられる」と述べる(95 頁)。だが、透明化法の目的に沿わない事態について法が予定する措置は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対する経済産業大臣の勧告であり(6 条 1 項、8 条 1 項、10 条 3 項)、公正取引委員会への措置請求(13 条本文)をなしうるのは、勧告など透明化法上の措置によっては法目的が達成されず、公正取引委員会による措置がなければならない場合に限られるというべきである(2)。にもかかわらず、評価案は、勧告を行った事実もなく、またその必要性が示唆されてすらいないにもかかわらず、唐突に公正取引委員会への措置請求に言及しているのであって、これは「共同規制」を基本とする透明化法の仕組み(3)に沿わないものである。公正取引委員会への措置請求に言及した部分は、削除すべきである。

過程の中で、独占禁止法第 19 条の規定に違反することが認められる事案がある場合には公正取引委員会へ措置請求することができる(又は場合によっては措置請求しなければならない)こととされております。

#### 168 3. 「強制力ある介入方策」

評価案は、「自主的な取組を基本とする透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいもの」 について、「強制力ある介入方策」を検討していく、としている(95 頁)。だが、そのような検討は、 現行法によっては透明化法の目的を達するのが困難であり、共同規制の法システムを根本的に 転換せねばならないということでなければ、なされてはならないことである。言うまでもなく、市 場に対する「強制力ある介入方策」というのは政治権力によって自由な市場の作用を歪めるもの であるから、それは必要最小限に留めるというのが、わが国の国是である。評価案は、共同規 制によって法目的を達することができないとの論証を立法事実に基づいて行っていないばかり か、それを窺わせる徴憑すら示していない。透明化法に基づく評価の場で根拠法の仕組みの根 本的な転換に言及するのであれば、その必要性を根拠づける具体的な立法事実、たとえば、 「事業者Aは、プラットフォームを通じて収集した個人情報を外国のサーバにおいて保管してお り、しかもその情報が懸念国からアクセスできたとの報道があったことから、事実関係について 情報提供を求めるとともに、そうした重要な取引条件については、ただ単に約款に記載し、それ を利用者に公示するだけではなく、すべての利用者が十分に理解できるような措置を採るべき だとの勧告を行ったが、その措置を執らないので、罰則の適用を検討したが、なお措置が執ら れていない」といった事実を挙げるべきであり、「自主的な取組を基本とする透明化法の枠組み や既存法令での対応が難しいもの」などという抽象的な文言では、いったい何を想定しているの か、理解することが困難である。

もとより、経済安全保障という時代潮流を踏まえれば、たとえば、特定デジタルプラットフォーム提供者の提供するアプリケーション・ソフトウェア(アプリ)の中に無許諾のデータ収集やシステム全体の停止などの不正挙動を行う懸念が同盟関係にある外国政府から通告された場合に、透明化

本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しています。

なお、立法時において、特定行為の禁止規定が必要との意見もあった一方で、イ ノベーションとのバランスも考慮し、まずは報告・評価制度の運用等を通じて実態 を把握し、知見を蓄えるべきとの意見もあり、現在の透明化法成立に至っている ところです。 法や独禁法などの既存法令で対処することができず、その種の大規模デジタルプラットフォーム 提供者の事業活動を制限する、あるいは特定デジタルプラットフォーム提供者にアプリの削除や 削除後の影響排除を命ずるための強制措置を執らねばならないといった事態も、想定できなく はない。しかしそれは、透明化法を所管する経済産業省商務情報政策局情報経済課の所管事 項ではないから、評価案にそのような含意があると考えることはできない。

したがって、もし「強制力ある介入方策」なる文言を残すのであれば、「自主的な取組を基本とする 透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいもの」として何を想定しているのかを明記すべきであり、かつそれは透明化法の定める共同規制の法システムの根本的な転換を要求するものであるから、所管課としては、それを明記した上で、パブリック・コメントを取り直すべきものである。そうでなければ、「強制力ある介入方策」に言及する部分は、その前後を含め、削除すべきである。

### 169 4. サイドローディング強制措置への懸念

昨年の評価案に対するパブリック・コメントにおいて、本コメント筆者は、そこでも「強制力ある介入方策」に言及されていたことから、それがいわゆるサイドローディング強制措置を意味するのではないかと懸念し、それがユーザの選好を踏まえないあまりに単純な市場モデルに基づくものであり、かつ経済安全保障を要求する趨勢に沿わないものだとして、そうした懸念が杞憂に終わることを期待する旨を記載した。しかしながら、「強制力ある介入方策」に言及した部分の直後に「なお」としつつも「モバイル・エコシステム(スマートフォンにおける OS を基盤とするアプリ等の市場)については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する」と言及されている(95 頁)ところを見れば、残念ながら、杞憂ではなかったと判断せざるをえない。

最終報告は、いわゆる「サイドローディング」と呼ばれてきた事象を、4類型に分けて検討対象とし(94 頁)、従前「サイドローディング」と呼ばれてきた典型的なもの(類型④)をも検討対象とした上で、他の3類型(類型①~③)のいずれかを事業者に義務付けることを結論としている(103 頁)。しかしそれは、評判の悪い「サイドローディング」の強制措置を「アプリ代替流通経路」の確保と言い換える以上の効果はなく、基本的な懸念は何ら払拭されていない。

同報告は、類型①~③であれば類型④とは異なり、「不正アプリの配信を防止する等といったセキュリティ、プライバシーを確保するために必要な技術面等での仕組みを導入すること」が困難でないとの前提に立つものと見られる(104 頁参照)。だが、その論証には失敗している。そこでは、アプリストア運営者(特定プラットフォーム事業者)が一定のアプリ・デベロッパを「信頼できる」と認定することを前提とするのであるが、アプリストア運営者と同等のセキュリティを確保できる事業者が仮に存在し、かつ適切に選定できたとして、そのような事業者が懸念国の政府や軍隊の支配下に入らない保障はない。(アップルやグーグルに代表される特定プラットフォーム事業者は巨大企業であるから、その支配権がいつの間にか移動しているという事態は想定しにく

本評価は、あくまで、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的かつ積極的な取組を促すべく実施するものです。「強制力ある介入方策の検討」は、期待される取組の方向性が特定デジタルプラットフォーム提供者の自主性に委ねていては実現しないと考えられる場合の対応オプション(ありうる選択肢)として記載しているものです。

なお、「『モバイル・エコシステムに関する競争評価』最終報告」のうち、本大臣評価で参照していない記載への御意見につきましては、関係省庁に共有させていただきます。

いが、外部の事業者であればありうる。)同報告は、経済安全保障の必要性を視野に入れない、 時代遅れのものである。

そもそも同報告が、「アプリ代替流通経路」の確保を事業者に要求するのは、アプリケーションソフト開発者の競争上の利益を重視するためであるが、それは、セキュリティ確保に脅威を受ける一般ユーザ、即ち日本国民の大半の利益を軽視するものである。それでは、日本国民のデータが懸念国に流出し、安全保障の観点から少なからぬ影響がもたらされることになりかねない。そして、このような問題を抱えた最終報告に依拠して「強制措置」を語るならば、現状では一義的に責任を負うデジタル市場競争会議の枠を超えて、経済産業省が責任を負うこととなりかねない。本文における最終報告への言及は、削除すべきである。

#### 170 | 5. アプリストアの決済・課金システムについて

評価案は、「アプリストアの手数料は、モバイル向けデジタルサービスを有償で提供する事業者にとって、事業性判断や将来の投資を左右する重要な関心事項となっており、その水準や課金方法の在り方については、問題点を指摘する声が数多く寄せられている」(46 頁)とし、最終報告89 頁を引用して、「デベロッパによる多様なサービスを提供する取組に悪影響と〔ママ〕競争上評価されている」とする(同頁注62)。

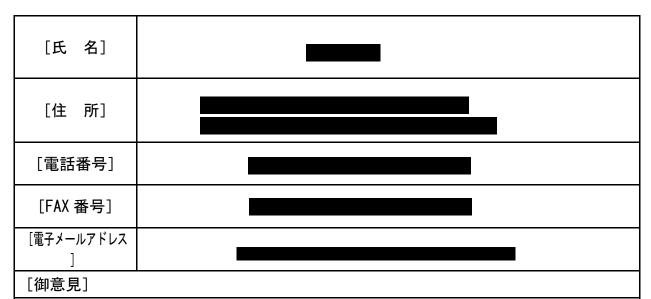
しかしながら、最終報告が「競争上」評価するというのは、一般の用語とは異なり、競争法(独禁 法)の観点からのものではない。最終報告は、「市場画定及び競争上の弊害の立証を不要とす るアプローチに依拠しているのであり(同31頁)、これは、独禁法の観点とはまったく別な、最終 報告独自の、そして日本の法体系のどこにも根拠のない「アプローチ」である。それ自体の不見 識を措くとしても、少なくとも、透明化法を初めとする現行法を前提とするはずの評価案として は、このような文書に依拠することはできないはずである。また、プラットフォーム事業者は、ア プリケーションソフトの市場を設営するためのコストをすべて負担しており、そうであればこそ、 アプリケーションソフト開発者は、円滑に市場に参入することができるのである。かつそこでは、 特許発明、著作物、登録商標等の営業標識、さらには営業秘密が用いられるのであり、それら はすべて、知的財産権の対象である。最終報告の当該箇所は、「デベロッパが、当該アプリスト ア上で獲得したユーザーに対して、異なる購入条件であることを含んだ情報提供や取引の申し 入れ(アウトリンクを含め、アプリ内で行うことを含む)を行うことを無償で認容することを義務付 けるべきである」とするが、知的財産権の塊ともいうべきサービスに対して対価を無償にせよな どというのは、最終報告の論理とも撞着する恣意専断であるだけでなく、憲法(29条)に反する疑 いが濃いものであって、そのような文書に依拠すべきではない。さらに、評価案は、現行の手数 料が「高い」とする声が多いとして、そこでも最終報告に依拠する(51 頁注 67。53 頁注 71 も同 様)。しかしながら、市場における買い手が「高い」との声を上げていることなど、本来何の意味も ないことである。ブランドものや宝石を「高い」と感じる者がいくら多くても、政府が値下げを強制 するとか、無償にさせるなどというのは、考え難いことである。いうまでもなく、そのような市場へ の介入には独禁法上の要件が必要だからである。ところが、最終報告は、前述の通り市場画定

特定デジタルプラットフォーム提供者がその提供条件を設定しているアプリストアの手数料や課金方法についても、当該条件について、利用事業者から、サービス提供に当たり、より多様な選択肢が欲しい等の理由から、その変更の検討を求める声があることも踏まえ、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者の相互理解を促進することが必要と認識しております。

この点、大臣評価では、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互 理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進める こと等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる」と記載しております。 イノベーションの促進と規律のバランスを図る共同規制の下、(取組内容の詳細を 特定することなく)特定デジタルプラットフォーム提供者の創意工夫を発揮できる ようにすることで、特定デジタルプラットフォーム提供者には、利用事業者との相 互理解の促進につながる取組内容について自主的かつ積極的な検討を促してお ります。

	や弊害要件を抜きにし、したがって独禁法上何ら正当化できないにもかかわらず、そのような生の声に依拠している。このような最終報告の欠陥を敢えて引き継ぐべきとすれば、所管課の責任で評価案を汚染させることになるであろう。 以上を踏まえると、アプリストアの決済・課金システムに関して最終報告に依拠する記述は、すべて削除すべきである。	
171	終わりに 最終報告には、法治国原理に反して政府ではなく事業者に「比例的」対応を求める点や(行政法の 基本原理の蹂躙)、事業者の研究開発の成果についての知的財産権についての取引を強制す る点や(知的財産権の無視ないし軽視)、それらについて本来ならば必要となるはずの市場画定 や弊害要件の認定を省略するという点など(独禁法の基本原理への違背)、数々の問題があり、 およそ自由と民主主義と法の支配を重視する国家の政府か発出すべき文書ではない。もっと も、それについては別添のパブリック・コメントで述べたところなので、ここでは贅言しない。た だ一つ、本パブリック・コメントとしては、以上に個別的に記述した点以外の点でも、モバイル・エ コシステム最終報告に依拠する箇所は、すべて削除することを求めたい。	御意見として参考とさせていただきます。

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見



・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

2頁、21頁、29頁、35頁、39頁、51頁、55頁、56頁、58頁、71頁注90、 75頁、79頁、95頁、46頁、同注62、51頁注67、53頁注71等

• 意見内容

## 添付の通り

• 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

## 添付の通り

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」 に対する意見

2024年1月11日

## はじめに

このパブリック・コメントは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2年法38号。以下「透明化法」という。)9条に基づく評価(以下「評価」という。)の案として2023年12月5日に公表されたもの(以下「評価案」といい、その「別添2」を「評価詳細」という。)に関するものである。同法は2020年に制定されたものであるから比較的新しい法律だということができるが、同法が政府部内で立案された2019年以降、世界の安全保障情勢には大きな変化が生じ、経済を通じた安全保障が、わが国にとっても大きな課題となっている。その変化は透明化法制定後のものであるが、同法は、もともと技術革新が速く市場環境の変化も急速な分野を対象としていることから、時代の変化に対応することができる、ソフトな仕組みである。その利点を踏まえ、世界経済の情勢変化に応じて同法を施行するのは、当然のことである。本コメントも、その観点からなされるものである。なお、透明化法の条文は、以下では単に条文を挙示する。

## 1. 総論:グローバル化の終焉と経済安全保障の時代

上記の大きな環境変化とは、冷戦終結以降約30年にわたって続いた世界経済の「グローバル化」の潮流が終わったことである。これは、中国とロシアが現存の国際秩序を破壊する意図を隠さなくなり、かつそのために軍事的手段だけでなく非軍事的・経済的な手段をも濫用していることによる。この両国は国連常任理事

国であるから、国連を中心とした第二次大戦後の安全保障システムは、まったく期待することができない。そのため、わが国も、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法43号)(以下同法を「経済安全保障推進法」という。)を制定して情勢変化に備え、さらに不断の見直しを続けているところである。

今回の評価の対象は大規模な「特定プラットフォーム事業者」である(4条1項、2条6項)。それらが経済安全保障について有する極めて大きな役割に鑑みれば、評価に際しても、グローバル化の潮流が終焉したことを前提にせねばならない。いまや、競争の主体として、従前の「自由」な民間事業者だけでなく、強大な主権国家から支援を受けた事業者をも想定せねばならないからである。にもかかわらず、最近の政府文書の中には、このような状況の変化を踏まえず、十年一日の如くに市場における競争環境を謳うものがある。「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(1)が、それである(これを以下単に「最終報告」と呼ぶ)。今回の評価が、その轍を踏むことがあってはならない。

## 2. 共同規制による法目的の達成

評価案は、評価を踏まえた今後の対応の方向として、まず、「自主的」な取組の改善を目的として述べ(2頁)、各論部分でも事業者の自主的な取組を評価する姿勢が強調されている(21頁、29頁、35頁、39頁、51頁、55頁、56頁、58頁、71頁注90、75頁、79頁)。これは、「デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本と」する法(3条)の方針に沿ったものであって、妥当である。

しかしながら、評価案は、最終部分で、「モニタリング・レビュー等を通じて独占禁止法上問題となると思料される案件に接した場合には、透明化法に基づく公正取引委員会への措置請求について検討していくことも考えられる」と述べる(95頁)。だが、透明化法の目的に沿わない事態について法が予定する措置は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対する経済産業大臣の勧告であり(6条1項、8条1項、10条3項)、公正取引委員会への措置請求(13条本文)をなしうるの

<sup>(1)</sup> 内閣官房デジタル市場競争会議、2023年6月16日付け。その問題点は筆者がパブリック・コメントとして提出した文書に記載されているので、本パブリック・コメントにも添付する。

は、勧告など透明化法上の措置によっては法目的が達成されず、公正取引委員会による措置がなければならない場合に限られるというべきである<sup>(2)</sup>。

にもかかわらず、評価案は、勧告を行った事実もなく、またその必要性が示唆されてすらいないにもかかわらず、唐突に公正取引委員会への措置請求に言及しているのであって、これは「共同規制」を基本とする透明化法の仕組み<sup>(3)</sup>に沿わないものである。公正取引委員会への措置請求に言及した部分は、削除すべきである。

## 3. 「強制力ある介入方策」

評価案は、「自主的な取組を基本とする透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいもの」について、「強制力ある介入方策」を検討していく、としている(95頁)。だが、そのような検討は、現行法によっては透明化法の目的を達するのが困難であり、共同規制の法システムを根本的に転換せねばならないということでなければ、なされてはならないことである。言うまでもなく、市場に対する「強制力ある介入方策」というのは政治権力によって自由な市場の作用を歪めるものであるから、それは必要最小限に留めるというのが、わが国の国是である。評価案は、共同規制によって法目的を達することができないとの論証を立法事実に基づいて行っていないばかりか、それを窺わせる徴憑すら示していない。

透明化法に基づく評価の場で根拠法の仕組みの根本的な転換に言及するのであれば、その必要性を根拠づける具体的な立法事実、たとえば、「事業者Aは、プラットフォームを通じて収集した個人情報を外国のサーバにおいて保管しており、しかもその情報が懸念国からアクセスできたとの報道があったことから、事実関係について情報提供を求めるとともに、そうした重要な取引条件について

<sup>(2)</sup> とりわけ、6条1項による勧告の不遵守については、より強い命令という措置が予定されているのであり(同4項。命令違反については罰則の定めがある。23条)、それによって法目的を達しない場合に限られるのであり、命令を抜きに公正取引委員会への措置請求を行うのは、違法である。

<sup>(3)</sup> 透明化法が共同規制の仕組みを採用していることについては、評価案は正しく認識している (2頁)。参照、生貝直人『情報社会と共同規制―インターネット政策の国際比較制度研究』 (勁草書房、2011年)。

は、ただ単に約款に記載し、それを利用者に公示するだけではなく、すべての利用者が十分に理解できるような措置を採るべきだとの勧告を行ったが、その措置を執らないので、罰則の適用を検討したが、なお措置が執られていない」といった事実を挙げるべきであり、「自主的な取組を基本とする透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいもの」などという抽象的な文言では、いったい何を想定しているのか、理解することが困難である。

もとより、経済安全保障という時代潮流を踏まえれば、たとえば、特定デジタルプラットフォーム提供者の提供するアプリケーション・ソフトウェア (アプリ)の中に無許諾のデータ収集やシステム全体の停止などの不正挙動を行う懸念が同盟関係にある外国政府から通告された場合に、透明化法や独禁法などの既存法令で対処することができず、その種の大規模デジタルプラットフォーム提供者の事業活動を制限する、あるいは特定デジタルプラットフォーム提供者にアプリの削除や削除後の影響排除を命ずるための強制措置を執らねばならないといった事態も、想定できなくはない。しかしそれは、透明化法を所管する経済産業省商務情報政策局情報経済課の所管事項ではないから、評価案にそのような含意があると考えることはできない。

したがって、もし「強制力ある介入方策」なる文言を残すのであれば、「自主的な取組を基本とする透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいもの」として何を想定しているのかを明記すべきであり、かつそれは透明化法の定める共同規制の法システムの根本的な転換を要求するものであるから、所管課としては、それを明記した上で、パブリック・コメントを取り直すべきものである。そうでなければ、「強制力ある介入方策」に言及する部分は、その前後を含め、削除すべきである。

## 4. サイドローディング強制措置への懸念

昨年の評価案に対するパブリック・コメントにおいて、本コメント筆者は、そこでも「強制力ある介入方策」に言及されていたことから、それがいわゆるサイドローディング強制措置を意味するのではないかと懸念し、それがユーザの選好を踏まえないあまりに単純な市場モデルに基づくものであり、かつ経済安全保障を要求する趨勢に沿わないものだとして、そうした懸念が杞憂に終わることを期

待する旨を記載した。しかしながら、「強制力ある介入方策」に言及した部分の直後に「なお」としつつも「モバイル・エコシステム(スマートフォンにおけるOSを基盤とするアプリ等の市場)については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する」と言及されている(95頁)ところを見れば、残念ながら、杞憂ではなかったと判断せざるをえない。

最終報告は、いわゆる「サイドローディング」と呼ばれてきた事象を、4類型に分けて検討対象とし(94頁)、従前「サイドローディング」と呼ばれてきた典型的なもの(類型④)をも検討対象とした上で、他の3類型(類型①~③)のいずれかを事業者に義務付けることを結論としている(103頁)。しかしそれは、評判の悪い「サイドローディング」の強制措置を「アプリ代替流通経路」の確保と言い換える以上の効果はなく、基本的な懸念は何ら払拭されていない。

同報告は、類型①~③であれば類型④とは異なり、「不正アプリの配信を防止する等といったセキュリティ、プライバシーを確保するために必要な技術面等での仕組みを導入すること」が困難でないとの前提に立つものと見られる(104頁参照)。だが、その論証には失敗している。そこでは、アプリストア運営者(特定プラットフォーム事業者)が一定のアプリ・デベロッパを「信頼できる」と認定することを前提とするのであるが、アプリストア運営者と同等のセキュリティを確保できる事業者が仮に存在し、かつ適切に選定できたとして、そのような事業者が懸念国の政府や軍隊の支配下に入らない保障はない。(アップルやグーグルに代表される特定プラットフォーム事業者は巨大企業であるから、その支配権がいつの間にか移動しているという事態は想定しにくいが、外部の事業者であればありうる。)同報告は、経済安全保障の必要性を視野に入れない、時代遅れのものである。

そもそも同報告が、「アプリ代替流通経路」の確保を事業者に要求するのは、 アプリケーションソフト開発者の競争上の利益を重視するためであるが、それ は、セキュリティ確保に脅威を受ける一般ユーザ、即ち日本国民の大半の利益を 軽視するものである。それでは、日本国民のデータが懸念国に流出し、安全保障 の観点から少なからぬ影響がもたらされることになりかねない。そして、このよ うな問題を抱えた最終報告に依拠して「強制措置」を語るならば、現状では一義的に責任を負うデジタル市場競争会議の枠を超えて、経済産業省が責任を負うこととなりかねない。本文における最終報告への言及は、削除すべきである。

## 5. アプリストアの決済・課金システムについて

評価案は、「アプリストアの手数料は、モバイル向けデジタルサービスを有償で提供する事業者にとって、事業性判断や将来の投資を左右する重要な関心事項となっており、その水準や課金方法の在り方については、問題点を指摘する声が数多く寄せられている」(46頁)とし、最終報告89頁を引用して、「デベロッパによる多様なサービスを提供する取組に悪影響と〔ママ〕競争上評価されている」とする(同頁注62)。

しかしながら、最終報告が「競争上」評価するというのは、一般の用語とは異なり、競争法(独禁法)の観点からのものではない。最終報告は、「市場画定及び競争上の弊害の立証を不要と」するアプローチに依拠しているのであり(同31頁)、これは、独禁法の観点とはまったく別な、最終報告独自の、そして日本の法体系のどこにも根拠のない「アプローチ」である。それ自体の不見識を措くとしても、少なくとも、透明化法を初めとする現行法を前提とするはずの評価案としては、このような文書に依拠することはできないはずである。

また、プラットフォーム事業者は、アプリケーションソフトの市場を設営するためのコストをすべて負担しており、そうであればこそ、アプリケーションソフト開発者は、円滑に市場に参入することができるのである。かつそこでは、特許発明、著作物、登録商標等の営業標識、さらには営業秘密が用いられるのであり、それらはすべて、知的財産権の対象である。最終報告の当該箇所は、「デベロッパが、当該アプリストア上で獲得したユーザーに対して、異なる購入条件であることを含んだ情報提供や取引の申し入れ(アウトリンクを含め、アプリ内で行うことを含む)を行うことを無償で認容することを義務付けるべきである」とするが、知的財産権の塊ともいうべきサービスに対して対価を無償にせよなどというのは、最終報告の論理とも撞着する恣意専断であるだけでなく、憲法(29条)に反する疑いが濃いものであって、そのような文書に依拠すべきではない。

さらに、評価案は、現行の手数料が「高い」とする声が多いとして、そこでも

最終報告に依拠する(51頁注67。53頁注71も同様)。しかしながら、市場における買い手が「高い」との声を上げていることなど、本来何の意味もないことである。ブランドものや宝石を「高い」と感じる者がいくら多くても、政府が値下げを強制するとか、無償にさせるなどというのは、考え難いことである。いうまでもなく、そのような市場への介入には独禁法上の要件が必要だからである。ところが、最終報告は、前述の通り市場画定や弊害要件を抜きにし、したがって独禁法上何ら正当化できないにもかかわらず、そのような生の声に依拠している。このような最終報告の欠陥を敢えて引き継ぐべきとすれば、所管課の責任で評価案を汚染させることになるであろう。

以上を踏まえると、**アプリストアの決済・課金システムに関して最終報告に依 拠する記述は、すべて削除すべきである**。

## 終わりに

最終報告には、法治国原理に反して政府ではなく事業者に「比例的」対応を求める点や(行政法の基本原理の蹂躙)、事業者の研究開発の成果についての知的財産権についての取引を強制する点や(知的財産権の無視ないし軽視)、それらについて本来ならば必要となるはずの市場画定や弊害要件の認定を省略するという点など(独禁法の基本原理への違背)、数々の問題があり、およそ自由と民主主義と法の支配を重視する国家の政府か発出すべき文書ではない。もっとも、それについては別添のパブリック・コメントで述べたところなので、ここでは贅言しない。ただ一つ、本パブリック・コメントとしては、以上に個別的に記述した点以外の点でも、モバイル・エコシステム最終報告に依拠する箇所は、すべて削除することを求めたい。

### 【本コメントの筆者について】



「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する 意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 	
[住 所]		
[電話番号]		
[FAX 番号]		
[電子メールアドレス ]		
[御意見]		
・該当箇所(どの	の部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・意見内容		
	別紙参照	
・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)		

#### はじめに(法の枠組みに関するコメント)

本法は、デジタルプラットフォーム利用事業者の保護を目的としてプラットフォームの透明性を高めることを要請するものであるが、長谷川、2022でも指摘があるように、何が適切な対応なのか、どこまで行えば改善したと評価されるのかなどについて裁量が大きくとられた規制の枠組みとなっている。モニタリング・レビュー及び大臣評価は本法の実行にあたって極めて重要な役割をはたすが、はたして適切な評価ができているのかは疑問が残る。特に取引の透明化や代替手段の確保などが至上命題となり、肝心な社会厚生の向上につながるプロセスが、経済学的なロジカルな議論も限られているなどにより、不透明である。国会附帯決議にもあるように、本法による規制は最小限にとどめるべきものとなっている。しかし評価書も含めて最低限の規制を担保する手立てもなく、本法の裁量による規制は今後指針の見直しなどとともに過剰となっていく可能性が高い。

法律の執行体制についても疑問が残る。利用事業者を過剰に保護する施策は、時に消費者余剰の減少や非効率な資源配分という社会的なコストと引き換えに行われている可能性が少なからず存在する。特に膨大な数が存在する利用事業者の声を聞いても、経済産業省がそれを適切に審査し、解決策を提案するだけのリソースを持ち合わせているのか疑問である。変化のスピードが速いという理由だけで既存の独占禁止法の枠組みを超えて行政が裁量的に営利企業を規制することを行うことができる本法の建付けには改めて懸念をする。評価は声の大きなプラットフォーム利用事業者の団体や学識経験者に引きずられないようなことが望ましい。

#### 大臣評価に関するパブリックコメント本文

本評価は総じて経済学的な厚生分析の議論が不足しており、本法が過剰規制になっている可能性についての自己検証がなされていない。特に、以下の2点(A,B)について必要な議論が欠落していることは、本評価が社会厚生の向上に資するような適正なものではない可能性が極めて高いことを示すものである。その他、評価書本文の11の箇所についてコメントをする。

#### A 透明性を高めても競争性が高まる保証はないこと

取引等が透明化されることにより競争が促進されるのか?経済学的には一般的にはそうした結論は得られない。また透明化が反競争効果につながる例としては、提供事業者間で暗黙の共謀がしやすくなることあげられる(具体的には、プラットフォーム上流の取引条件がオープンになると、プラットフォーム提供事業者間では競合他社を出し抜いて有利な条件で利用事業者と契約を結ぶことがしにくくなり、競争が阻害されることとなる。)。また、現状では各プラットフォームがそれぞれ高度に差別化したサービスを提供しており、その状況においてプラットフォーム上流の取引の透明化がプラットフォーム間の競争性にどのような影響を与えるのかは不透明である。

以上の経済学的な帰結から、本法及び当該評価書について何が言えるか?仮にプラットフォーム間の競争が促進されていない状況があったとしても、それは本法の実効性が不足しているからというわけではない。なぜならば本法の基本的な考え方にある取引の透明化は、それが徹底されたとしても、プラットフォーム間の競争促進につながるかどうかの保証がないからである。本法が裁量の大きな規制枠組みであることを考慮すると、過剰規制にならないよう努めるべきであり、規制の根拠はロジカルに、そして可能であればエビデンスも示される示される必要がある。その際に、規制の根拠に「プラットフォーム間競争が不十分であるから」とするのは妥当ではない。それは、上記のとおり、取引の透明化では、競争性には十分な影響を与えることはできない可能性が高いからである。

#### B プラットフォームの外部性に関しての議論が欠落していること

プラットフォーム利用事業者は、プラットフォーム提供事業者が行ってきたイノベーション、制度設計、 そして消費者獲得などから多大な恩恵をうけてビジネスを行っている。すなわちプラットフォームは正の 外部性を有するサービスである。よく知られているように、外部性の高い財・サービスは、その外部効果 を内部化しなければ市場が失敗する。誰でも無料でプラットフォームの利用ができてしまうと、フリーライ ディング問題によりプラットフォームは過少供給になる。

アプリストア等による手数料は、プラットフォームが提供するモバイルアプリ環境が有する外部効果を内部化するためのものである。この外部効果が十分に内部化されないと、プラットフォーム提供事業者によるセキュリティ対策投資が過少になったり、イノベーション投資が過少になりモバイルサービス環境の水準が今後さらに成長、発展していくことが期待できなくなる。評価書は外部効果の議論をせずに手数料に競争を導入することを提案するが、これにより必要な外部効果の内部化ができなくなれば、すなわちプラットフォーム提供事業者の手数料収入が減少すれば、アプリ環境整備が遅れていくことなどの過少供給が生じる可能性がある。評価書は、プラットフォームが直面するフリーライディング問題についてより重きをおいた議論をすべきである。

以下、評価書本文の個別具体箇所に対するコメントを示す。Pは評価書のページを意味する。

(1)

#### P46「問題点を指摘する声が数多く寄せられている」

数が多いことは何の参考にもならない。というのもプラットフォーム利用事業者は多数あり、そしてそれを取り巻く各種の利益団体者、行政機関等なども含めれば、指摘する声の数が多いのは自明であるからである。評価は社会全体の真の利益の向上を目指して注意深く行われなければならず、決して多数決的に行われてはならない。

#### (2)

#### P46注62

モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告の競争上の評価を引用しているが、当該報告書は問題を含む箇所が含まれており、そのロジックを元に評価書の議論を構築することは本評価書の妥当性を危うくするために割けるべきである。具体的には、同報告書の(イ)競争上の評価については以下2点について、論理的な矛盾があることを指摘しておく。

- ・同報告書では、アウトリンクを認めないことでアプリユーザーの失う利益として、他の決済手段等の情報を得られないこと、と決済手段の多様性を挙げている。しかし、決済手段等の情報はアプリユーザーにとって大きな価値を有するとは思えず、また支払い手段の選択肢が狭まること自体も、それがユーザーによる支払い価格の多寡に直結するのであれば話は別だが、そうした保証もない。このことから、報告書が主張するようなアプリユーザーの失う利益について不明である。なお、Apple と Google 以外の決済・課金サービス事業者にとっては、現状取引機会が著しく制限されているのは事実である。しかし「デベロッパによるユーザーの利便性を向上させるなどの多様なサービスを提供する取組に悪影響が生じる」は、その具体的な悪影響が不明である。
- ・同報告書では、アウトリンク制限が競争制限的である理由として、「ダウンロードされたアプリ内でのデジタルコンテンツの購入については、デベロッパのコンテンツ開発によるところが大きく、アプリそのものの購入に比して、アプリストア運営者の貢献は少ない。」とするが、このような単純な整理では事は収まらない。特に「アプリストア運営者の貢献が少ない」と言い切れるのかどうかは十分な精査が必要である。まず

- 1) そもそもユーザーを獲得しなければデジタルコンテンツ購入もままならない。すなわち、デジタルコンテンツの需要はアプリストア運営者の貢献を下敷きにして成り立っているものである。したがって、デジタルコンテンツ購入にアプリストア運営者の貢献が少ないとは言えない。
- 2)より魅力的なコンテンツ供給によるデジタルコンテンツの売れ行きについては、アプリストアの貢献は相対的に少ないかもしれない。しかし「貢献が少ない」とは言えない。
- 3)アウトリンクを認めることによって発生するセキュリティ対応にかかる追加費用について言及がない。

最終消費者に選択肢を与えても消費者厚生が向上しない例があることは、垂直的制限行為など競争 政策ではよく知られた議論である。にもかかわらずモバイル・エコ報告書は、精緻な分析がされないまま に、代替手段の確保や消費者の選択肢拡大を絶対目的として議論が展開されている。評価書におい て同報告書の個々の内容を引用することは、透明化法の評価書の妥当性を棄損することにもなりかね ないために、控えるべきである。

(3)

#### P46 「国際的にも、競争上の問題があり得るとして、制度整備、訴訟や競争法の執行等、 様々な動きが見られる。」

具体的にどのような訴訟や競争法の執行がどの国で行われているのか、引用や具体的な状況を列挙されたい。同様に、「さまざまな動き」についても、「さまざま」と言うからには具体的に紹介が必要である。

(4)

## P46 「利用事業者からなる団体等と協議を進めること等、利用事業者との相互理解に向けて継続的に取り組んで行くことを期待する。」

団体での交渉が独占禁止法上カルテルにはらないかどうかについては司法判断をすべき問題であろう。ただし書きはあるももの、曲がりなりにも評価書においてこのように具体的に「団体等と協議」を提案する以上、将来カルテルと判断された場合には、経産大臣が損害賠償請求等される可能性が発生するがよいのか?

(5)

#### P51「相互理解が進んだとは言い難い。」

そもそも手数料の多寡は利用事業者と提供事業者間で相互理解を進めるのは不可能である。利用者の声を聞けば手数料が高いと返ってくることは当然である。手数料が高ければ利用事業者は利用しなければよいだけのことであり、それが市場メカニズムである。毎年手数料が高いかどうかをレヴューで議論するのは不毛であり、経産省の限られたリソースを使ってこのような無益なことをするのが本法であるならば、本法は存在意義がない。

(6)

# P51「こうした声の背景には、手数料についての競争が十分に働いていると認めるのが難しい中では、手数料の合理性が確保されていると評価することは難しい、ということがあるものと考えられる。」

手数料は価格であり、価格は市場経済の中で自由な意思で経済主体が決めるものである。したがって「手数料の合理性の確保」という表現は経済学的にも競争政策的にも是認される表現ではない。

(7)

### P52「利用事業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる。」

注68の「、独占禁止法の遵守に十分留意する必要がある。」は具体的に何を留意すべきか?独禁法違反の可能性は十分に高い。価格交渉力を高めるために共謀するのはカルテルそのものであろう。また事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針との整合性についても、利用事業者はかならずしも小規模ではなく、相互扶助を必要としていない者が多い。したがって、独禁法適用除外の事業者団体と要件に合致していない可能性が高い。相手がプラットフォーム事業者だからといって、何をやってもよいという制度設計は妥当でない。

(8)

#### P52注70

なぜ注にするのかわからない。他の論点についても、こうしたロジックは本文でわかりやすく記述すべきである。ただしこの注のロジックは問題を含んでいる。というのも、手数料負担が下がると、利用事業者間の競争が促進されるという主張の根拠が不正確である。現状のように手数料は売上の小さな業者は低く設定されるならば、それは新規利用事業者の参入を促す構造となっており、利用事業者間の競争が促進されている状況である。ここで手数料を引き下げると、反対に既存利用事業者が有利になるから新規参入を抑制し、利用事業者間の競争が制限されることになる。

(9)

## P53「アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められる。」

手数料は、プラットフォーム利用事業者がプラットフォームから得る便益を回収する(外部効果を内部化する)という側面が大半である。したがってGoogle UCBのように減額するのは4%で、残りの96%は維持することは外部効果の内部化相当として合理的である。フリーライド問題が解消されない限り、プラットフォーム提供者は現状を変更するようなことはしないと思われる。評価書は、外部効果(フリーライド問題)の議論を無視して決済手段の選択肢を増やさせようとする論調は、成果を目に見える形で見せたいという欲求以外には、実質的な効果は乏しい。

(10)

# P55「存在しないことをいかに担保しているのか客観的に検証できる形で説明する必要がある。」

評価書では自己優遇の問題点ばかりを取り上げないことが必要である。というのも自己優遇は独禁法上ただちに問題があるわけではなく、また優遇措置を設ける(差別する)ことは、経済学的にはマーケットデザイン上、利潤最大化や効率的資源配分に資する場合もあることが知られているからである。そもそもプラットフォーム事業者が問題のある優遇措置を採用するインセンティブは一切無い。なぜならば、いたずらに利用事業者の利益を棄損するような優遇措置(マーケットデザイン)はプラットフォーム提供者の利益も棄損することになるからである。また、優遇措置があいまいであることによって利用事業者の参入が減少したりすることはプラットフォーム提供事業者にも悪影響があることから、優遇措置について透明にすること自体はプラットフォーム提供事業者にとっても有益であるはずである。

したがって、優遇措置の有無と概要を示せば十分である。客観性を担保することに重きを置く必要はない。また優遇されなかった事業者の不満の声を聞きすぎるほど、政策的には中立性が保てなくなる。

(11)

P64「恣意的な運用を行っていないことの説明を行うなど、透明性・公正性の確保につながる 追加的な取組や説明を行うことが求められる。また、実際に恣意的な運用がなされていないか を注視していく。」

「恣意的」の定義があいまいであるが、プラットフォーム提供者は行政機関ではないので、恣意的な運用は自由に行うことができるため、それを規制対象にするのは不当である。また、プラットフォーム提供事業者は営利企業であり、消費者便益や市場の効率的配分の改善、中長期的なイノベーションを促進するような合理的な理由にも続く恣意性は是認すべきものである。したがって、評価書では恣意的な運用の可能性について客観的にレポートすればよく、それによって利用事業者の予測可能性(不公平な取り扱いをうける可能性があるので投資は控えめにするという経営判断など)を与えれば十分である。プラットフォーム提供者に「改善」を求めることは過剰規制につながる危険性があるので軽々に行うことは控えるべきである。

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する 意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス ]	
[御意見]	

- 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)
  - おわりに (94~95ページ)
  - 手数料・課金方法(46~53ページ)
  - ・苦情処理・紛争解決の状況(22~31ページ)
- 意見内容
  - ・共同規制の基本理念を蔑ろにするかのような「おわりに」は大幅に修正
  - すべきである。 ・手数料・課金方法についての評価は利害関係者のインセンティブを完全 に無視しており、妥当性を欠いている。
  - ・苦情処理・紛争解決の状況についての評価においては、評価基準が不適切 だと思われる記述が見受けられる。

意見の詳細(理由を含む)は添付の意見書に記載しております。

理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)に対する意見書

2024年1月7日

#### 1. 総論

透明化法の枠組みは共同規制であり、経済産業省のウェブサイトによれば、「国の関与や規制は必要最小限のものとする」ことが法律の基本理念である。しかし、事業者による自主的な取り組みが尊重されるべきにもかかわらず、評価案は「自主的な取組……での対応が難しいものについては……強制力ある介入方策について検討していく」との結語で締めくくられている(95 ページ)。<u>基本理念を蔑ろにするかのような「おわりに」は大幅に修正すべき</u>だろう(そもそもこの結語は透明性・公平性についての評価ではない)。この結語に見られる姿勢は評価案の随所に見られる。

各論の評価においても、評価案には評価方法・評価基準に妥当性を欠くと思われる論点が散見 される。以下では私が重要だと考えた二点を取り上げる。

#### 2. 各論

【論点 1】第2 各分野における主な課題と求められる取組の方向性 アプリストア分野 (1)手数料・課金方法(評価案 46~53 ページ)

評価案は、アプリストアの手数料について現行の手数料率と課金方法を問題視し、以下のように 評価を下している。

- ・手数料についての競争が十分に働いていないため、現行の手数料率には合理性がない
- ・現行の手数料率に対して利用事業者からの理解が得られていない

また、利用事業者に対する説明が依然として不十分であるとして、評価案は「利用事業者からなる団体」との協議によって「追加的な取組を検討する」よう求めている。

上記の評価を下すに際し、評価案は利用事業者による「声」を主要な根拠として挙げているように見える(評価案 51 ページ)。しかし、<u>こうした「声」に基づく評価は利害関係者のインセンティブを</u> 完全に無視しており、妥当性を欠いている。その理由を以下で説明する。

第一に、政府を後ろ盾として「高額の手数料」という認識を既成事実化してしまえば、特定デジタルプラットフォーム提供者は今後手数料率を下げざるを得ないかもしれず、そのような状況において<u>手数料を負担する利用事業者が「手数料が高い」と主張するのは当然である</u>。経済学的に言えば、そのような主張はチープトークにすぎない(信憑性がない)。事実、51 ページの脚注 67 は「手数料を支払っている利用事業者の過半数は、(手数料率が 15%であっても 30%であっても)自身の支払っている手数料を高いと認識している等とのアンケート結果がある」と指摘しており、<u>利用事業者は任意の手数料率に対して「高い」と回答する</u>かもしれない。

第二に、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数料に見合っていない」という利用事業者の声は、手数料率が非合理的であることの根拠とはなり得ない。なぜなら、サービスの対価である手数料が高すぎるならば、この利用事業者はアプリストアを利用しないはずだからである。「現にサービスを利用している」という行動からは、この利用事業者が「サービスが対価に見合っている」と考えていることが示唆される(これを経済学では顕示選好という)。現実に多くの事業者がプラットフォームを利用しているという事実そのものが、コスト無しに主張できる「声」よりも重要なのではないだろうか。

第三に、評価案は「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」という意見を取り上げて、現行制度が公平性の点で問題をはらむと考えている節があるが、応益原則(「平等性の原則」「公平性の原則」とも呼ばれる)の観点からは現行制度はむしろ公平な仕組みである。Apple の報告によれば、30%の手数料率を課されているのは高い収益を上げている一部の大規模事業者のみであるが(評価案 48 ページ)、そうした事業者はアプリストアの利用から高い便益を得ている。所得税が累進課税になっているのと同じように、公共財(=システム・インフラ)に類似した性質を持つアプリストアにおいて、このような一部の企業が手数料の多くを負担するのは理にかなっている。

第四に、「手数料についての競争が十分に働いていないため、現行の手数料率には合理性がない」という評価案の認識には重大な誤解があるように思われる。つまり、「アプリストア提供者間に競争が存在していないことが手数料を高止まりさせている」という誤解である。もしこの認識が正しければ、現に Apple と Google はアプリストア提供者として競争関係にあるため、手数料は現状においてすでに下がっているはずである。

現行の手数料率に合理性がないと評価するのであれば、**評価案は妥当な手数料率が何%なのかについて、根拠を含めて提案するべきかもしれない**。(「デジタル広告分野」においても「利用事業者は……手数料の設定が妥当なものか判断できない」との文言が見受けられるが(評価案 74 ページ)、現実的に見て、「妥当な手数料」を決められるというのは幻想ではないだろうか。)

以上の指摘とは別に、<u>私企業のビジネスモデルに対して過度に介入するような評価案の姿勢に</u> <u>は重大な危惧を抱く</u>。将来の利潤を見込んで投資を行ったにもかかわらず、投資の回収段階で企業のビジネスモデルが外生的に制限を受ければ、企業はその後の投資インセンティブを大きく低下させてしまうだろう。価格戦略はビジネスモデルの一角を構成するものである。興味深いことに、評価案は、Amazon がストア出品者に対して「競争力のある価格設定」を要求することを問題視している(評価案 43~44 ページ)。

# 【論点 2】透明化法に基づく義務の履行状況(3)苦情処理・紛争解決の状況(評価案 22~31 ページ)

透明化法が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して「利用事業者からの苦情・相談や異議申立て等にしっかりと耳を傾け、適切に対応すること」を要求するのは当然である。その上で、評価案は各提供者の取り組みや情報開示の状況を評価しているが、**評価基準が不適切だと思われる**記述が見受けられる。

取り分け気になるのは、Apple への苦情申立件数の「少なさ」を指摘する記述である(評価案 29 ページ)。Apple による報告が正しいならば、苦情の件数が少ないのは事前の調整による積極的な問題解決の結果ということになる(評価案 23 ページ)。Apple が独自に用意したウェブフォームに対する苦情の申し立て件数が昨年度と同様に少なく、「経済産業省が設置したデジタルプラットフォーム取引相談窓口における Apple に対する苦情の傾向についても大きな変動は見受けられなかった」(評価案 29 ページ)のであれば、これは肯定的に評価すべき内容だろう。 苦情件数を少なく抑えることが非難されるような評価方法は制度設計(メカニズムデザイン)の観点から特定デジタルプラットフォーム提供者の取組インセンティブを歪める可能性があり、評価案の記述は不適切である。

上記の点を別にしても、苦情処理実績の公表の重要性についてはそもそも疑問である(評価案は Metaに対して個別に苦情・紛争処理の実績の公表を求めている(評価案 29 ページ))。特定デジタルプラットフォーム提供者による苦情処理に問題が生じた場合、その問題は提供者と利用事業者との紛争に発展する可能性があり、これは提供者に対しても大きな費用負担を強いる。そこまで行かずとも、プラットフォームの事業者離れが起きるかもしれず、いずれにせよ特定デジタルプラットフォーム提供者は自らの苦情を適切に処理する経済的インセンティブを有するはずである。民間企業の一業務に対して政府が横やりを入れる姿勢には違和感がある。

また、特定デジタルプラットフォーム提供者が社会から評価されるのは提供するサービスの利便性や安全性、品質が高いからであり、「苦情・紛争処理の実績を公開することが利用事業者や社会全体からの納得感・信頼感を得るための第一歩となる」(評価案 29 ページ)という主張は意味不明である。

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 宛

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見

[氏 名]	LINE ヤフー株式会社	
[住 所]		
[電話番号]		
[FAX 番号]	_	
[電子メールア		
ドレス]		
[御意見]		
・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)		
・意見内容		
・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)		
(別紙のとおり)		

	T
該当箇所	意見内容·理由
全体	本評価案においては、特定デジタルプラットフォーム事業者各社において、透明性
	向上に向けて改善すべき点と対応が充分な点を明確にし、メリハリのついた評価を
	していただけるようお願い申し上げます。
全体	本評価案の対象期間をご教示ください。2023年5月における各社からの定期報
	告書提出後から、大臣評価案が公表されるまでの期間における、各社の新たな
	取り組み等も、本評価案の対象になっているという理解でよろしいでしょうか。
P74·75	本評価案 P74 脚注 92 において、メディア一体型で広告主が特定デジタルプラッ
	トフォーム提供者に支払う費用と、仲介型で広告主・媒体主が特定デジタルプラッ
	トフォーム提供者に支払う費用を総称して「手数料」とした上で、P75 において、
	「広告主・媒体主やその事業者団体の求めに応じて、手数料の水準や決定方法
	の妥当性についての考え方を丁寧に説明するなど、利用事業者との相互理解に
	向けて、継続的に取り組んでいくことが求められる」と記載されています。
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第4条で
	は、「デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正
	性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その
	他の規制を必要最小限のものとする」という同法の基本理念にのっとり、指定が必
	要な最小限度の範囲に限って区分の指定が行われるものとされており、その区分
	に則ってデジタルプラットフォーム提供者による取組とそれに対する評価が実施され
	ることが同法の主旨であると理解しておりますが、当該区分を曖昧にして議論を行
	うとそれぞれの課題に関する論点も不明瞭にしてしまう恐れがあります。
	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第
	一項の事業の区分及び規模を定める政令第1項第3号の区分(メディアー体
	型広告)及び同項第4号の区分(仲介型広告)は別の区分であり、区分ごと
	の課題も異なると考えられることから、各々への指摘事項については、メディア一体
	型・仲介型のどちらに関する指摘であるか、峻別して記載いただけますよう、改め
	て、お願い申し上げます。

(以上)

### 経済産業省商務情報政策局情報経済課 デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 御中

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定 デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見

[氏名]	
[住所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	なし
[電子メールアドレス]	

#### [意見①]

#### ■該当箇所

Ⅱ 第2の2 (1), 51頁の下から2段落目

手数料を負担する利用事業者からは、引き続き、「手数料の負担が大きく収益を圧迫している」、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数料に見合っていない」、「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」といった声があり、相互理解が進んだとは言い難い。こうした声の背景には、手数料についての競争が十分に働いていると認めるのが難しい中では、手数料の合理性が確保されていると評価することは難しい、ということがあるものと考えられる。

#### ■意見内容

- ・ Apple の App Store や Google Play といったアプリストアが現在設定している手数料に関して合理性が確保されているか否かを、手数料率の水準のみから評価することは適切ではない。デベロッパが負担する費用の多寡は、アプリストアの料金体系を総合的に捉えた上で、デベロッパがその使用から得る価値との比較において評価すべきである。この点、App Store を使うデベロッパは事前に 99 米ドルの登録料を支払うだけで、世界中に分散する多数の潜在的ユーザーの目に触れるチャンスを得る。このチャンスがデベロッパにもたらす金銭的価値の大きさや、そのために必要なインフラストラクチャーやユーザーネットワークを構築するにあたりアプリストア運営事業者が負担する投資額の大きさを考慮したとき、上記登録料が極めて少額であることを否定する者はいないだろう。
- ・ Apple の App Store や Google Play といったアプリストアは、デベロッパが事前 に負担する金額を低く抑えることで、多数のデベロッパが各々のサービス市場 (デジタルコンテンツ配信サービス市場を含む) に参入することを可能にしてい

- る。デジタルコンテンツ配信サービス市場に関して言うと、多数のデベロッパが 参入することで競争が促進され、アプリそのものの価格のみならずデジタルコン テンツの価格も低く抑えられており、結果としてユーザーが享受する消費者余剰 は高く保たれている。このことはアプリストア運営事業者の利益にも繋がる。な ぜなら、アプリストア上で多数のアプリが配信されることや、それらのアプリを 通じて提供されるサービスやデジタルコンテンツの価格が低く抑えられること は、ユーザーにとってのアプリストアの魅力を高めるからである。
- アプリストア運営事業者がデベロッパから徴収する手数料は、両者間で結ばれた 収益分配契約の一環として捉えられる。そして手数料を支払うデベロッパは,ア プリストアを使い始めた時点で当該収益分配契約に同意しているわけであるか ら、その内容に十分納得したものと見なされる。デジタルコンテンツ配信アプリ に関して言うと、デベロッパは、アプリ配信の開始時は少額の登録料しか負担し ない代わりに、デジタルコンテンツ販売が軌道に乗った後はその売上の一定割合 を手数料としてアプリストアに支払うとの条件に納得したものと見なされる。多 くのデベロッパがこの条件に納得し、同意していることは不思議ではない。なぜ なら、上記条件の下では、デベロッパはビジネス上のリスクの多くをアプリスト ア運営事業者に背負わせることができるからである。アプリが意味のある収入を 実現できなかった場合(つまり、アプリ開発が失敗した場合)、デベロッパがアプ リストアに支払う使用料は極めて少額に止まるところ、そのことはアプリストア がデベロッパに一種の保険サービスを提供していることを意味する。この点を踏 まえると、アプリストアの手数料率が不合理に高いとして苦情を述べているデベ ロッパ(特に、アプリストア経由の取引で多額の収益を得ているデベロッパ)は 偏った見方をしていると言わざるを得ず、機会主義的行動をとっているとさえ言 えるかもしれない。以上の理由から、経済産業省は、アプリストア経由の取引か ら多額の収益を得ながらも現行の手数料率に対して不満を持つデベロッパの意 見を過度に重視すべきではないだろう。
- ・ Apple 及び Google が運営するアプリストアが各々独占事業であることを示す経済学上のエビデンスは存在しない。むしろ、精緻な経済分析に基づく市場画定が行われれば、App Store と Google Play は同じ関連市場において競争している(かつ、当該関連市場内で他のデジタルコンテンツ配信仲介事業者と競争している)ことが示される可能性が高い。周知のとおり、アメリカの Epic Games 対 Apple 訴訟において、連邦地裁は経済分析の結果等を踏まえ、関連市場の商品範囲を「デジタル・モバイル・ゲームに係る取引(digital mobile gaming transactions)」として画定し、その中に App Store と Google Play の双方が含まれることを確認した上、Nintendo Switch を含む他のプラットフォームから来る競争圧力も認めている(Epic Games, Inc. v. Apple Inc., 559 F. Supp. 3d 898 [N.D. Cal. 2021])。これ

- と同様に厳格な市場画定を、日本においてデジタルコンテンツ種別ごとに実施できない理由はないだろう。厳格な市場画定の結果、仮に App Store と Google Play が同じ関連市場で競争していることが認められれば、両アプリストアが不合理な手数料率を自由に設定しているとの懸念は解消されるのではなかろうか。
- ・仮に、政府の規制によりアプリストアの手数料率が引き下げられた場合、それらのアプリストアはデベロッパから事前に徴収する料金を引き上げざるを得なくなるだろう。そのような変化はアプリストアを使用するデベロッパの数を減少させ、新たに開発されるアプリの数をも減少させることになる。その結果、デジタルコンテンツ配信サービス市場をはじめとする各サービス市場におけるアプリ間の競争は弱まり、ユーザーが直面するアプリ価格やデジタルコンテンツ価格は上昇すると共に、アプリやコンテンツの品質は低下することが懸念される。また、手数料の強制的な引下げは、ユーザーが直接負担する費用をも高める可能性がある。なぜなら、Apple や Google などのアプリストア運営事業者は、モバイル OSや携帯端末をはじめとする他の商品・サービスも提供しているところ、手数料率の引上げに対応して、それら他の商品・サービスの値上げを余儀なくされる可能性があるからである。前述したアプリ間競争が減少することの効果と相俟って、このような変化は消費者に不利益をもたらすことになろう。

#### [意見②]

#### ■該当箇所

II 第2の2 (1), 53頁の2段落目

アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者に とってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められ る。

#### ■意見内容

- ・ 本評価案において、経済産業省は、デベロッパがアプリ内課金システム(「IAP」)の代替決済手段を用いる際の費用が、IAPを使用する際の費用を大幅に下回る必要があると考えているように見受けられる。しかし、アプリストアが様々な競争圧力(特に、他のアプリストアからの競争圧力)に晒されており、そのなかで手数料率等を設定していることを考慮すると、政府機関が手数料(代替決済手段を用いる場合の手数料を含む)を直接規制することは経済学的に正当化されないように思われる。したがって、経済産業省が各アプリストアに対し、IAPよりも費用負担が小さい決済手段の提供を義務付けることは、経済政策として適当ではないと考えられる。
- ・ 本評価案において、経済産業省は、ユーザーが IAP の代替決済手段を用いる際の

利便性が、IAPを使用する際の利便性と同等である必要があると考えているように見受けられる。しかし、アプリストアが様々な競争圧力(特に、他のアプリストアからの競争圧力)に晒されていることを考慮すると、政府機関がアプリストアに対し、代替決済手段の利便性を IAP と同等水準に引き上げることを義務付ける政策は、経済学的に正当化されないように思われる。そればかりか、そのような政策は目的を果たせないだろう。なぜなら、IAP 自体がユーザーにとっての利便性及び安全性を最大限高めるように設計されていると考えられるからである。事実、App Store 経由でアプリを配信する一部のデベロッパは、 IAP の使用回避を容易化させるリーダーApp の開発に対して消極的であると報告されているが、その理由の一つとして、多くのユーザーが IAP の利便性・安全性を重視していることが挙げられるのではなかろうか。

#### 経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 宛

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)	
	Google 合同会社	
[住 所]		
[電話番号]		
[FAX 番号]		
[電子メールアドレス]		
[御意見] 別紙の	通り	
・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)		
   •意見内容		
- ■ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)		

### 経済産業大臣による特定デジタルプラットフォームの 透明性及び公正性についての評価(案)に対するGoogleの意見 及び透明化法に関するGoogleのフィードバック

#### はじめに

- 1. Googleは、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(以下「透明化法」、又は単に「法」といいます。)に基づく2023年度の経済産業大臣による特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)(総合物販オンラインモール、アプリストア及びデジタル広告分野)(以下「2023年度評価案」といいます。)に至る経済産業省並びにモニタリング会合の委員及びオブザーバーの皆さまの取り組みに、深く感謝申し上げます。また、アプリストア分野及びデジタル広告分野に関する2023年度評価案(以下それぞれ「アプリストア分野評価案」及び「デジタル広告分野評価案」といいます。)について意見を述べる機会を歓迎いたします。Googleは本意見において率直なフィードバック及び提案を申し上げさせていただいておりますが、更なるプロセス改善のための建設的な提案として受け止めて頂ければ幸いです。
- 2. 透明化法の目的に沿って、Googleは常に、すべてのGoogleのプロダクトについてその透明性を 高め、利害関係者との相互理解を改善することに取り組んできました。透明化法に基づくGoogle の自主的な開示や評価プロセスへの参加は、こうした目標を追求するための数多くの手段の一 つです。
- 3. 2023年度評価案<sup>1</sup>及び透明化法附則の2にもあるとおり、今年で透明化法の施行から3年の節目を迎えます。すなわち、政府が透明化法の施行による効果を振り返り、必要に応じて、透明化法施行規則(以下「施行規則」といいます。)及び「特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針」(以下「指針」といいます。)を見直すべきこととなります。
- 4. Googleも、今が、透明化法の運用及び実施をどのように改善することができるかを検討するのに 適切な時期であると考えます。Googleは、アプリストアについては2期、デジタル広告に関しては1 期の報告期間を経験しております。
- 5. こうした経験から得た情報に基づき、Googleは、本意見において、2023年度評価案に対するフィードバックに加え、透明化法の運用に関するフィードバック及び提案を行います。
  - a. 第I部Aでは、現在の透明化法の運用に対するフィードバック及び今後の運用についての 提案を述べます。
  - b. 第I部Bでは、透明化法の基盤となる共同規制の考え方を促進するとGoogleが考える透明化法の改正を提案します。
  - c. 第II部Aでは、アプリストア分野評価案及び、必要に応じて、それの元となった2023年度デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合意見とりまとめ【総合物販オンラインモール・アプリストア分野】(以下「アプリストア分野に関する会合意見」といいます。)に対するGoogleの意見を述べます。

-

<sup>12023</sup>年度評価案、95頁

- d. 第II部Bでは、デジタル広告分野評価案及び、必要に応じて、それの元となった2023年度 デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合意見とりまとめ【デジ タル広告分野】(以下「デジタル広告分野に関する会合意見」といいます。)に対する Googleの意見を述べます。
- 6. Googleは、継続的に、建設的な形で経済産業省との協働に取り組んでいます。本意見において 提起されるトピックや提言のいずれに関しても、更なる意見交換を行うことを歓迎いたします。

#### 第1部:透明化法の運用に関するフィードバック

- 7. 透明化法の施行以来、Googleは同法の規定を忠実に遵守し、その実施において経済産業省及びモニタリング会合と密接に連携してきました。2023年度評価案でも指摘されているとおり、透明化法の施行から3年を迎える現在、政府は同法の運用及び改善の余地を評価する機会を得ることとなりました。
- 8. 法第3条において、同法の基本理念は、国の強権的な介入を最小限にし、特定デジタルプラットフォーム提供者(以下「プラットフォーム提供者」といいます。)が自主的な取り組みを通じて継続的な改善を行うことを促進するような共同規制の枠組みを作ることとされております。
- 9. この目的を念頭に、Googleは、以下が透明化法の運用の原則となるべきであると考えます。
  - a. プラットフォーム提供者による透明化法の遵守は、透明化法の条文と、オンラインのビジネス環境における透明性、公正性及び相互理解の向上という究極的な目標<sup>2</sup>に向けた取り組みに基づいて判断されるべきです。Googleは、プラットフォーム提供者による自主的な取り組みを改善できる方法に関しての経済産業大臣の提案を歓迎いたしますが、そのような形で示された方針が新たな法律上の要件を課すものとして扱われるべきではないと考えます。
  - b. プラットフォーム提供者の透明化法の遵守及び改善点の評価は、実体のある証拠と、利用事業者の実際のニーズや課題の検討に基づくべきであり、①利用事業者とともにプラットフォーム提供者の利用者である消費者の利益と、②プラットフォーム提供者自身が必要とする要件(消費者の安全性や良質なエクスペリエンスの確保など)とのバランスがとられる必要があります。これは、単なる理論上の懸念や、憶測に基づく懸念に基づいて行われるべきではありません。
  - c. また、透明化法の運用は、過度な負担を伴わないものとされるべきです。特に、透明化法の遵守の具体的な詳細は、法第3条に従い、プラットフォーム提供者の「自主的かつ積極的な取組」に基づくべきです。
  - d. さらに、モニタリング レビューのプロセスは、プラットフォーム提供者の透明化法の遵守及 び取組みの評価やこれについての意見を提示する方法を含め、プラットフォーム提供者を 公正性と透明性をもって扱うべきです。

-

<sup>2</sup>透明化法第1条

- 10. 以下の透明化法の運用に関するGoogleの具体的なフィードバックは、以上の観点から行っております。Googleの提案は、透明性という共通のビジョンに貢献し、透明化法の運用を効果的で共同規制の原則に沿ったものとすることを意図しています。
- 11. 本意見においてGoogleは、透明化法の理念及び目的をよりよく達成するため、またプラットフォーム提供者と経済産業省の皆様の双方の事務的負担を軽減するため、透明化法自体の改正についても提案を行います。

#### A. これまでの透明化法の運用に関するGoogleのフィードバック

透明化法の運用においては、すべての主要な利害関係者の視点を適切に考慮すべきです。

- 12. 法第1条によれば、透明化法は、プラットフォーム提供者の透明性及び公正性の向上並びに「国民生活の向上…に寄与すること」を目指しています。この目的を達成するためには、経済産業省が利用事業者全体の視点と利益を考慮することが必要不可欠です。これがなされない場合、例えば、一部の利用事業者の利益が、他社の犠牲によって増大するような結果となる可能性があります。
- 13. また、利用事業者以外の主要な利害関係者の視点や利益が考慮されることも必須となります。特に、プラットフォーム提供者を利用する消費者と、プラットフォーム提供者自身です。様々な利害関係者を横断的に見て、適切に考慮する形で透明化法を運用すれば、より確実にプラットフォーム提供者の運営の現実に即した結果が得られ、その質が向上し、その結果、国民生活の向上につながります。
- 14. Googleは、今後の透明化法の運用において、モニタリング レビューのプロセスは、さらに適切な バランスをもって<u>すべての</u>主要な利害関係者の利益を考慮する余地があるものと考えます。 Googleは、モニタリング会合の構成と検討の方向性において、またモニタリング レビューにおける議論の中でこれらの主要な利害関係者の利益がより重視されることによってこれが達成できると考えています。

#### モニタリング会合のメンバー構成

- 15. モニタリング会合は透明化法の適用において重要な諮問の役割を担っており、同会合の意見が 2023年度評価案に非常に大きな影響を与えています。Googleは、モニタリング会合の多大な影響力に鑑みれば、そのメンバー構成は透明化法の運用に密接に関連するものであり、したがって そのメンバー構成にはプラットフォームの利用者及び利害関係者の様々な利益、視点及び経験を さらに適切に反映する余地があると考えます。
- 16. 現在、アプリストア及びデジタル広告のモニタリング会合の構成員は、大半が学識経験者で構成されています。学識経験者の構成員は、それぞれの学問的関心領域については非常に深い理解をもたらすものであるものの、産業界の視点からは、モニタリング会合の議論の焦点が、透明化法の目的、原則及び運用に集中されることが重要です。Googleは、他の議論の場において理論上の論点や市場設計に関する論点に関与する機会を歓迎しますが、モニタリング会合の構成員と構造については、透明化法が企図するとおり、プラットフォーム提供者の事業運営や利用事

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 現在のアプリストア及びモニタリング会合の委員の構成は、教授6名(座長を含む。)、編集委員1名、及びコンサルタント1名であり、デジタル広告モニタリング会合の委員の構成は、教授6名(座長を含む。)、弁護士1名、及びコンサルタント1名です。

業者との関わりの実務の実態に集中した議論が行われるように設計されていることが重要だと考えます。

- 17. Googleは、プラットフォーム提供者の事業運営や利用事業者との関わりの実務の実態ではなく、理論上の懸念に重きを置いて議論が進められたような場合がこれまでにもあったと考えております。例えば、広告の文脈では、自社優遇がモニタリング会合にとっての大きな懸念の分野であると見受けられます。特に、プラットフォーム提供者が(透明化法上義務づけられていないような)更なる情報開示を行うべきである、あるいは開示した情報の外部検証を可能にする体制を構築すべきであるという提案が重点的に議論されております。しかしながら、実際のところは日本の利用事業者からはGoogleの事業構造によって自社優遇の懸念が生じるとの声は上がっていません。こういった理論上の懸念を議論する一定の価値はあるかもしれませんが、これはGoogleのアドテク事業の商業的な現実を反映した懸念ではなく、そこに必要以上に検討や関心が集中することは避けるべきであると考えます。例えば、
  - a. 2020年に実施された公正取引委員会の「デジタル広告の取引実態に関する事業者向け アンケート調査結果⁴」(以下「公正取引委員会アンケート調査」といいます)は、回答者の 過半数は垂直統合によって利益相反が起こることを懸念していないことを示しており、 Googleが他の入札者の入札価格を事前に把握し、Google アド マネージャーのオーク ションにおいてその情報を利用していると感じたことがあると回答したのは回答者の数 パーセントに過ぎませんでした(広告主・広告代理店の1.2%、仲介事業者の3.1%、媒体 社の6.7%(公正取引委員会アンケート調査の各Q14参照))。
  - b. 広告主及びパブリッシャーの多くは複数のサービスを並行して利用するマルチホーミングを行っているため、アドテク領域での競争は過密かつダイナミックです5。つまり、Googleにとっては、自社優遇を行うのではなく、競争力を維持するために広告主とパブリッシャーの利益を最大化させるサービスを提供するインセンティブがあります。
- 18. 透明化法の下でのプラットフォーム提供者の遵守状況及び取り組みを適切に評価するためには、 商業的な実態に焦点を当て、利用事業者の実際の意見を出発点とすることが重要となります。 Googleは、モニタリング会合のメンバー構成がこのような多角的な視点についてより広い視野を 有していれば、この目的の達成により資するものと考えます。
- 19. ビジネスやプロダクトに議論を集中させ、業界に関する知見が強化されれば、法令遵守に向けた プラットフォーム提供者及び経済産業省双方の負担も軽減されます。これまでのモニタリング レ ビューの過程ではGoogleに対し透明化法の範囲外の指摘がなされたこともありました。例えば、 2023年度のレビューにおいては、デジタル広告に関する米国及び欧州における法的手続に関す る指摘がありました。Googleとしては、他の法域における法的手続(特定の現地法令に関連する もの)は、日本におけるGoogleの透明化法の遵守と関連するものではないとの理解であることを 謹んで申し上げます。
- 20. なお、Googleは、現在のモニタリング会合の構成員の皆様によってもたらされる価値を認識していることは明確にさせていただきたいと思います。しかし、実際のメンバー構成が必ずしも適切な

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/digital/200428besshi1.pdf参照。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 公正取引委員会アンケート調査によると、自社でデジタル広告を配信している広告主・広告代理店の約95%及び媒体社の約68%が、1つ以上のプロダクトを使用しています(公正取引委員会アンケート調査の広告主・広告代理店向けQ7及び媒体社向けQ7参照)。

バランスを体現していないことがあり得ると考えます。Googleは、技術面での知識と経験をより重視することによって、モニタリングのプロセスが更に改善される可能性があるものと考えます。

21. Googleは、究極的には、透明化法の規定自体がモニタリング会合の構成員の多様性の必要性を裏付けているものと考えます。法第9条第4項は、経済産業大臣は、評価を行う際に、利用者又はその利益を代表する団体、学識経験者、その他大臣が必要と認める者の意見を聴くことができると規定しています。利害関係者がここで最初に挙げられているという事実は、モニタリング会合の代表が多様であるべきであり、プラットフォーム提供者の実際の利用事業者と消費者(又はその利益を代表する者)にさらに重点を置いたものであるべきであるということの表れとも見られます。

#### すべての主要な利害関係者の利益を十分に考慮すること

- 22. 上記と関連して、Googleは、主要な利害関係者の多様な利害の十分な配慮がさらに優先されれば、モニタリングレビューのプロセスはより効果的になり得ると考えます。
- 23. Googleによる透明化法の遵守を検討するにあたり、経済産業省及びモニタリングレビューのプロセスはこれまで、Googleの行動を「デベロッパー対プラットフォーム提供者」、「広告主対パブリッシャー」、「広告主・パブリッシャー対プラットフォーム提供者」といった二項対立論で見る傾向がありました。しかし、こうした二項対立論は、プラットフォーム提供者の多面的な性質と、関連する利害関係者の利害が多数存在することを見落とすことにつながりかねません。状況に応じて利害関係者の利害が一致する場合としない場合があるということが認識されることは重要です。利害関係者の利益が一致しない場合、Googleのようなプラットフォーム提供者は慎重にバランスを取らなければなりません。Googleは、経済産業省及びモニタリングレビューのプロセスにおいて、こうした様々な見解や競合する利害をさらに考慮する余地がある場合があると考えております。例えば、
  - a. デジタル広告の文脈において、
    - i. デジタル広告分野評価案及びデジタル広告分野に関する会合意見は、 Googleが広告主を優遇しているという主張を裏付けるようなパブリッシャー の懸念に言及するなどして、「広告主対パブリッシャー」という観点の懸念を 示す傾向があります<sup>6</sup>。しかし、Googleを含む多くのプラットフォーム提供者が 垂直統合されており、広告主とパブリッシャー双方の商業的利益のバランス を取って自社のアドテク事業全体に利益をもたらすインセンティブがあるとい う事実をもっと重視すべきであると考えます。
    - ii. デジタル広告分野に関する会合意見に沿った形で、デジタル広告分野評価 案は、プラットフォーム提供者が他社の登録商標をキーワードとして用いた入 札を回避させるよう広告主に対して周知・啓発を行うことを推奨しています<sup>7</sup>。 しかし、この提言は、検索クエリに対して幅広い広告商品やサービスが表示 されることから恩恵を受ける消費者の利益や、激しい競争と自社製品を売り 込む優れた能力から利益を得る日本企業の利益に対し、バランスの取れた ものとなっていません。

<sup>62023</sup>年度評価案、86頁

<sup>72023</sup>年度評価案、73-74頁

- b. アプリストアの文脈では、アプリストア分野評価案は、「恣意的な運用」を行っていないことを説明するため、プラットフォーム提供者にはランキングに関する開示に関して追加的な取り組みが求められるという提言がなされています。GoogleがすでにGoogle Playのランキングの主な要因を開示しており、過度な開示は悪意ある者によるランキングの人為的な操作を可能にするおそれがあるということはアプリストア分野評価案でも認められています。それにもかかわらずこのような提言がされていますが、消費者の利益とランキングシステムの人為的な操作の防止の必要性を損なうことなくランキング要因に関する十分な情報をデベロッパーに提供するためにプラットフォーム提供者が保たなければならない微妙なバランスについて十分に考慮すれば、こうした提言はされないものとGoogleは考えております。
- 24. <u>すべての</u>利害関係者の見解が考慮されなければ、競合する利害のバランスを保つことの重要性が見過ごされてしまうおそれがあります。経済産業大臣のモニタリング レビューのプロセスにおいてすべての利害関係者に対し適切に意見が求められ、その視点が反映されれば、プラットフォーム提供者の行為とポリシーの意味合いがより適切に反映されると考えます。

#### <u>提案</u>

- 25. 以上を踏まえ、Googleは以下のとおり提案いたします。
  - a. モニタリング レビューのプロセスに、産業界の有識者、関連事業者の代表、顧客、消費者 又は消費者団体など、プロダクトに精通したより多くの関係者を参加させること。
  - b. モニタリング会合の委員及びオブザーバーの選定を含め、年次の評価プロセスの設計プロセスの透明性を確保すること。これはデュー・プロセスの問題でもあります(後述)<sup>9</sup>。
  - c. プラットフォーム提供者への情報提供の要請について、それが規制と直接的な関連性を 有しており、相応であって過度な負担を課すものではなく、モニタリング会合の目的の達 成及び事業者による透明化法の遵守状況の評価のために合理的に必要なものであるこ とを確保するため、経済産業省において審査すること。また、透明化法の遵守に当たって の負担を軽減するため、委員からの類似の質問は統合することも提案いたします。
  - d. モニタリング会合の意見及び経済産業大臣への助言並びに経済産業大臣の評価(以下「大臣評価」といいます。)において、その検討にあたり、消費者、デベロッパー、広告主・パブリッシャー及びプラットフォーム提供者自体を含む全ての利害関係者の利益のバランスをどのように取っているかを明確にすること。
- 26. これらの提案をご採用いただき、より多様な代表者で構成されたバランスの取れたモニタリング会合を開催することで、プラットフォーム提供者と経済産業省双方の透明化法遵守における負担を軽減しつつ、透明化法の実施における実効性を高めることができると考えます。

<sup>82023</sup>年度評価案、64頁

米国诵商代表部、2023年外国貿易障壁報告書(

https://ustr.gov/sites/default/files/2023-03/2023%20NTE%20Report.pdf) (英文のみ)241頁もご参照ください(「諮問委員会やその他の政府委託の研究グループは、日本の規制プロセスにおいて時に助言や勧告を提供する以上の大きな力を享受している。米国は、日本に対し、適切な規制慣行に従うことを引き続き求め、諮問委員会や研究グループに属していない者が規制プロセスに参加し、直接意見を提供する十分かつ有意義な機会を確保するための新たな要件を採用することにより、日本政府が招集する諮問委員会やその他のグループの形成と運営に関して透明性を確保するよう求める。」)

プラットフォーム提供者による透明化法の遵守については、透明化法の趣旨及びデュー・プロセスの原則に基づき、条文の定め及び各社の取り組みを踏まえて決定されるべきです。

- 27. 施行規則を含む透明化法には、プラットフォーム提供者が定期報告書で記載すべき項目が定められています。しかし、第16~21段落でご説明したように、これまでの経験上、モニタリング レビューのプロセスにおいて提起される質問は、時に透明化法の範囲を逸脱する場合があります。特に、大臣評価において提起された、法令上の義務ではない事項に関する問題に焦点が当てられることがあります。
- 28. このように法令上の義務ではない事項に関する提言に焦点を当てることは、デュー・プロセスを危 うくする可能性があり、プラットフォーム提供者にとって規制の予見可能性や安定性を低下させる ものです。法の支配に従い、プラットフォーム提供者は法令に定められた規律と義務に従うことの みを求められるべきです。また、Googleは大臣評価がモニタリング会合からの意見に大幅に依拠 していることを指摘いたします。Googleはモニタリング会合によってレビューのプロセスにもたらさ れる価値や見識については認識しておりますが、モニタリング会合の提案の中の一部には、透明 化法、施行規則及び指針の起草に至る経済産業省、デジタル市場競争本部及び国会の審議や 議論と一致しないものがあるのではないかということを懸念しております。このような不一致が生 じた場合、法令自体に規定された遵守の要件や方針に従うことが必要であると考えます。
- 29. さらに、2023年度評価案は、その提言のほとんど全てについて、プラットフォーム提供者に「求められる」ものであるとしています。法第9条第2項では、経済産業大臣がプラットフォーム提供者の公正性及び透明性についての評価を行うものとされており、当該評価には、透明化法に基づく義務の履行又は指針で示された方針に関連する取り組みを改善するために、プラットフォーム提供者が実施できると経済産業大臣が考える提言を含めることができます。しかし、法第9条第6項は、プラットフォーム提供者は自社の透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないとしているものであり、大臣評価の提言はこれに対して方向性を示すものに過ぎません。提言を採用するかどうか、またどのような形で採用するかは、当該プラットフォーム提供者側の事項です。この考え方はより大きな共同規制の原則に沿ったものであり、どのような自主的な措置を適切に講じれば透明化法の目的を達成するために自社のプロセスを改善できるかを一番よく理解しているのはプラットフォーム提供者自身であるという認識を踏まえたものです。
- 30. また、指針自体は、プラットフォーム提供者に対して具体的な義務を課すものではありません。指針の「基本的な考え方」において示された事項であっても、「プラットフォーム提供者が実施することが期待される取組の方向性」(指針1.1)に過ぎず、「具体的な取組例」において示された事項は、あくまで例示に過ぎません。指針では、「3具体的な取組例」は、あくまで「2基本的な考え方」で示された方向性を達成する手段の一例であり、特定デジタルプラットフォーム提供者の事業運営形態も様々であることが想定されることから、「3具体的な取組例」を実施することが求められているものではない、と明記されています。。そのため、指針の定めは、2023年度評価案において、プラットフォーム提供者に対して具体的な行動が「求められる」ことの根拠にはなりません。
  - a. さらに、2023年度評価案では、指針の2.2又は2.4を引用して、プラットフォーム提供者は利用事業者の意見その他の事情に基づいて業務運営を改善すべきであると述べている箇所があります。これは、透明化法、施行規則又は指針の制定過程では議論されず、そこに規定も言及もされていないことがプラットフォーム提供者に「求められる」とするものです。しかし、Googleは、利用事業者の意見や要望が透明化法に基づく具体的な義務とは無関係なものである場合にまで指針がプラットフォーム提供者に対してそのような意見や

要望に従うことを求めるものであると解釈することはできないと考えます。プラットフォーム 提供者には、そのような意見や要望の合理性を精査し、運営を変更するか否か、またど のように変更するかを判断する機会が与えられるべきです。したがって、2023年度評価案 は、透明化法、施行規則又は指針を改正することなく、上記指針の規定を拡大解釈して 追加的な要件を課していることになります。

- 31. 透明化法に基づく義務とは無関係であったり、指針の規定を拡大解釈したりしているにもかかわらず、2023年度評価案では「求められる」ものとされている提言は、誤った印象や不当な期待を生み出すおそれがあります。Googleが特に懸念しているのは、2023年度評価案において「求められる」事項のうち、(i) 正当な説明根拠を欠くもの(Googleの既存の取り組みに不備があることが明らかにされていなかったり、消費者やGoogleのビジネスに潜在的なリスクを生じさせるものであったりするため)、(ii) 極めて負担が大きいもの、又は (iii) 透明化法に基づくGoogleの義務と具体的な関係のないものです。例えば、プラットフォーム提供者に対し、以下の事項が「求められる」とする記載です。
  - a. (透明化法では事前通知の義務が定められていないにもかかわらず)一定の条件を定めた上で、当該条件を満たす場合にはアプリ削除の事前通知及び具体的な削除理由の開示を行うこと(2023年度評価案、58-59頁)
  - b. さらなる情報を開示し、いわゆる自社優遇を行っていないことを客観的に検証できる仕組 みを構築すること(2023年度評価案、55頁及び79-80頁)
  - c. 費用と手数料の関係について、団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取り組みを 検討すること(2023年度評価案、52頁)
  - d. アプリ内課金の「実質的な」代替決済手段を提供すること(2023年度評価案、53頁)
  - e. アプリの検索結果やランキングについて、恣意的な運用を行っていないことの説明を行うなど、追加的な取り組みや説明を行うこと(2023年度評価案、64頁)
  - f. 重要な情報が利用規約等に「埋もれてしまう」ことがないよう、膨大な分量となる利用規約等の変更を「わかりやすく」開示する「取組・工夫」を行うこと(2023年度評価案、12-13頁)
  - g. 重要な情報については、利用事業者が頻繁にアクセスする画面に表示する、プッシュ型での通知を行うなどすること(2023年度評価案、12-13頁)
  - h. 広告主に他社の商標をキーワードとする入札を回避させるよう啓発を行うこと(2023年度評価案、73-74頁)
  - i. 国内管理人に運営改善に向けた中心的な役割を果たしていくことを求めること(2023年度評価案、72-73頁)
  - j. 外部から検証できるような形で自社の取り組みを説明していくこと、内部監査や外部機関による監査結果を添付すること(2023年度評価案、21頁)
- 32. このようないくつかの提言に関する懸念については、下記第II部でさらに詳述します。全体として、これらの提言が「求められる」ものであるとすることはデュー・プロセスを脅かすものです。なぜなら、これらが透明化法によって義務付けられておらず、審議が尽くされていないにも拘わらず、プ

ラットフォーム提供者がこれに拘束されることを示唆するからです。大臣評価は、プラットフォーム 提供者による既存の義務の遵守の状況に焦点を当てるべきです。

- 33. また、Googleは、2023年度評価案における、「強制力ある介入方策」について検討していくとの言及は適切ではないと考えます。具体的には、アプリストア分野に関する会合意見及びデジタル広告分野に関する会合意見において自社優遇が行われていないことに関するさらなる情報提供や体制整備を求めるとの評価への対応などが挙げられ、こういったもので透明化法の枠組みでの対応が難しいものについてはこのような介入方策が必要であることが示唆されています。Googleは、透明化法を遵守し、モニタリングのプロセス及び経済産業省に協力することに向けたGoogleの取り組みに照らせば、強制力ある介入方策の必要性は認められないと考えていることを謹んで申し上げます。このような強制力ある介入方策の導入の提案は、共同規制の原則にそぐわず、とりわけ、国の関与を最小限のものとするとの透明化法の理念と一致していません。
- 34. さらに、2023評価案は、例えば、デジタル広告分野における価格の透明性と自社優遇について 論じる際などに、他の法域の法律や慣行にしばしば言及しており、「今後のモニタリングに当たっ ては、米国や欧州をはじめとする諸外国における動向や、これにより地域外に及ぼす影響や課題 の変化についても注視しながら、プラットフォーム提供者の取組を確認していく」としています。 Googleは、謹んで、経済産業省のレビューを透明化法に基づく明示的な要件の遵守の判断に注 力されることを提案いたします。
  - a. 透明化法に基づく義務は、その他の法域におけるプラットフォーム提供者の義務と同一ではなく、他の法域でプラットフォーム提供者が実施を義務付けられていること又は実施してきたことは、日本の現在の透明化の法的枠組みが遵守されているか否かに関する経済産業省の評価を構成するものではありません。前述のとおり、大臣評価は、既存の法的枠組みを見直して変更を提案する場として意図されたものではありません。 Googleは、経済産業省に対し、プラットフォーム提供者が透明化法に基づく既存の具体的な要件を遵守するために十分な措置を講じているか否かに関する問題に評価に焦点を当てるよう謹んで要請いたします。

#### 提案

- 35. 以上のことを踏まえ、透明化法が制定されるに至った立法趣旨とその過程に沿って、Googleは、以下の事項を提案いたします。
  - b. プラットフォーム提供者の透明化法の遵守状況の評価を、透明化法に基づき義務付けられる項目に焦点を絞ったものとすること
  - c. 大臣評価でなされた、義務ではない事項に関する提言や法令に定められていない要求 は、透明化法に基づく義務ではなく提案であることを明確に表示すること
  - d. 強制力ある介入方策が必要となる可能性を示唆する記載を2023年度の大臣評価の最終版に含めないこと

経済産業省のプラットフォーム提供者に対する評価及び各事業者の透明化法の遵守状況や取組 状況の説明は公正性と透明性をもって行われるべきです

- 36. Googleは、その定期報告書及びこれに関連する経済産業省とのやりとりにおいて、透明化法に基づき義務付けられた全ての項目に対して包括的な回答を提供しています。しかしながら、これまで経済産業省は、透明化法の範囲外にあるような提言にGoogleが従ったかどうかを評価したり、Googleが積極的に遵守の取り組みを行っているにもかかわらず、Googleの遵守を明確に示さなかったりすることがありました。このため、実際にはGoogleが透明化法で具体的に義務付けられている内容以上の自主的な取り組みを一貫して行っているにもかかわらず、意図せずして、Googleが何の取り組みも行っていないかのような誤った不当な印象を与える結果となっていると考えています。
- 37. 例えば、以下のとおりです。
  - a. 経済産業省の事務局が取りまとめた「デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づく 『大臣評価』に関連する各社の取組状況について」<sup>10</sup>という資料では、2022年度大臣評価 に基づく改善点に対する関するGoogleの回答について、「記載なし」と複数回記載されて いました。これは、Googleの2022年5月31日付の定期報告書の関連記述に対する経済 産業省の認識の相違が原因の一つと考えられますが、経済産業省が義務ではない事項 についてGoogleの遵守状況を報告していることも一因です。例えば、同資料では、 Googleによる紛争解決のための裁判外紛争解決手続(ADR)の利用についての評価も 行われました。これは透明化法上の義務ではなく、プラットフォーム提供者が取り入れることができる具体的な取り組みの(数ある)例の一つとして記載されたものです。2022年度 大臣評価では、プラットフォーム提供者によるADRの利用は、義務付けを伴わない推奨と して提案されました。この提言に対するGoogleの回答について「記載なし」と記載すること は、実際にはこの提言に対応する義務はないにも拘わらず、Googleが透明化法に基づく 法令上の義務を遵守するための取り組みを行っていないかのような印象を与えます。
  - b. 経済産業省は、デジタル広告分野評価案の13頁において、他の特定プラットフォーム提供者を挙げて、プロダクトの提供条件の変更の事前通知期間を変更が与える影響の大きさに応じて設定するようにしているとしています。ここでは2023年5月31日付の定期報告書に明記しているGoogleによる遵守の取り組みが省略されています。定期報告書では、Googleが、(i) 重要なポリシーの改訂については30~60日前に、その他の変更については最低15日前に通知していること、(ii) 変更を行う前に、ポリシー及びシステムの影響分析を行っていること、(iii) ポリシー及びシステムの修正又は更新の可能性を判断するために、広告主及びパブリッシャーからのフィードバックを収集していることを説明しています。このような記載が省略されたことは、プロダクトの提供条件の変更に関する事前通知の提供について、Googleが、他社と同等以上の取り組みを行っていないという誤った印象を与えるものです。
- 38. さらに、モニタリング会合の意見及び大臣評価(2023年度評価案を含め)ではユーザーからの苦情が引用されていますが、プラットフォーム提供者がそのような苦情を特定し、反論するために必要な情報を得る機会を与えられていないにもかかわらず、これが事実として提示されることがある点を指摘いたします。アプリストア分野評価案における一例について下記第48段落で後述します。2023年度評価案では、引用された苦情については、プラットフォーム提供者の状況認識や規約の理解とは齟齬があり得ると指摘しています(脚注8)が、そのような齟齬は大臣が評価を行う

10

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\_info\_service/digital\_platform\_monitoring/pdf/2023\_002\_01\_02.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\_info\_service/digital\_platform\_monitoring/pdf/2023\_002\_01\_02.pdf</a>をご参照ください。

前に解決されるべきです。このため、大臣評価(2023年度評価案を含め)の中には、信憑性が検証されていない誤った主張に基づく部分があることが懸念されます。

#### 提案

39. 経済産業省は、プラットフォーム提供者に対し、自社に関する不利・不正確な主張や苦情について、弁明・反論の機会を提供することを提案いたします(特にその主張や苦情がモニタリング会合の意見や大臣評価の見解・提言を基礎づけるものとして依拠される場合)。また、検証されていない苦情やプラットフォーム提供者に示されていない苦情は、(事実としてではなく)一方の主張として正確に記述し、モニタリング会合の意見や大臣評価の中で、プラットフォーム提供者にはその主張を検討・検証する機会が与えられていないことを明記することを提案いたします。

#### B. Googleが提案する透明化法の改正

- 40. 経済産業省の透明化法の運用に対するフィードバックと提言に加え、Googleは、政府に対し、プラットフォーム提供者と経済産業省の双方の透明化法の運用上の負担を軽減するため、法第9条第1項に基づく年次報告義務を改正することを提案します。
- 41. Googleは、大臣評価の公表から次の定期報告書の対象となる期間の終了まで通常数か月しかないことを指摘いたします。例えば、2023年度のモニタリングレビューのプロセスは、2024年1月中旬又は下旬に大臣評価の最終版が公表されることで終了します。その後、Googleは、2023年4月から2024年3月までの期間を対象とする定期報告書を2024年5月末までに提出する必要があります。このような短期間で、プラットフォーム提供者が大臣評価における提言を遵守するための取り組みを示さなければならないという期待は、運用上の負担が大きく、多くの場合必ずしも現実的ではありません。透明化法に基づく報告の頻度は、Googleが透明性と利用事業者との相互理解を向上させるために実施できるさらなる措置を検討する能力と時間を圧迫します。
- 42. 法第3条によれば、「共同規制」の根底にある目的は、政府の介入を最小限に抑え、プラットフォーム提供者が自主的な取り組みによって継続的な改善を行うことを促すことです。Googleは、年次で報告義務が課されないとすればこの目的がより効果的に達成できると考えます。
- 43. これに基づき、Googleは政府に対し、報告義務を毎年ではなく例えば3年ごと、或いは必要に応じて随時課す形に変更することを提案します。これにより、プラットフォーム提供者は、大臣評価でなされた提言を効果的に検討し、これらの提言を採用する場合はそのための十分な時間を確保することができます。これは、経済産業省の皆様及びモニタリング会合にとっても、有意義かつ緻密なモニタリングレビューのプロセスを実施するための適切な時間が確保できることとなります。重要なのは、プラットフォーム提供者及び経済産業省の法令遵守に関する負担を軽減することは、透明化法の共同規制のアプローチに合致しており、プラットフォーム提供者に、透明性及び利用事業者との相互理解を促進するために、自主的に適切な措置を実施する機会を与えるということです。
- 44. この提案は、他の制度における報告義務にも倣ったものです。他の分野には、事業者が主要な情報をまとめた報告書を政府に提出することが義務づけられてはいるものの、規制当局によるモニタリングプロセスが年次では実施されないものもあります。例えば電気通信事業法第166条第1項により電気通信事業者は、定期的にではなく総務大臣の要請に応じて随時報告書を提出する義務があります。

#### 第II部: 2023年度評価案に関するGoogleの意見

45. 透明化法の実施に関してGoogleが行った上記の提案及び推奨は、モニタリング会合の意見と 2023年度評価案と関連するものも含め、Googleのこれまでの経験に基づくものです。以下では、 アプリストア分野評価案及びデジタル広告分野評価案に関するGoogleの概括的な意見を示します。

#### A. アプリストア分野評価案に関するGoogleの意見

Googleの透明化法遵守の取り組みは適切に把握されるべきです

- 46. Googleは、Google Playについて、透明性及び利用事業者との相互理解の向上に努めており、透明化法に基づく報告義務を真摯に受け止めています。Googleは、定期報告書において、透明化法で義務付けられている事項への対応を行うとともに、透明性と公正性を向上させるために、透明化法の具体的な義務以上の自主的な取り組みを行っています。しかし、Googleは、Google の積極的な透明化法遵守への取り組みがアプリストア分野に関する会合意見及びその後のアプリストア分野評価案に適切に反映されていない可能性があることを懸念しています。
  - a. 例えば、アプリストア分野評価案では、Googleは、アカウント停止措置の透明化法の例外事由への該当性を慎重に判断すること及びアカウント停止措置に対する異議申立ての件数や事例等の説明について「昨年度からの改善がみられなかった」と報告しています<sup>11</sup>。しかし、Googleは、定期報告書及び2023年度モニタリング レビューのプロセスにおける回答においてご説明したように、Googleには既にアカウント停止措置について透明化法に基づく義務を充足する枠組みが存在するという必要な背景情報がアプリストア分野評価案では示されていないと考えます。このような重要な情報が欠如しているということは、実際にはGoogleは既に透明化法を遵守しており、それ以上の「改善」は法的に要求されないにもかかわらず、Googleがこの分野で改善を行うべきであった(そしてそれを怠った)ということを誤って示唆する可能性があります。
- 47. 透明性と相互理解を促進するため、アプリストア分野に関する会合意見及びアプリストア分野評価案は、Googleの積極的なコンプライアンスへの取り組みを完全に反映するために、必要に応じて追加情報や背景情報を提供すべきものと考えます。

アプリストア分野評価案においては、根拠のない又は憶測に基づく主張に依拠すべきではなく、 それらを記載に含めるべきではありません

48. アプリストア分野評価案において、アプリストア分野に関する会合意見の根拠のない又は憶測に基づくコメントを多数記載し、それに依拠することは不公平であり、そのようなコメントは削除されるべきです。上記第38段落で指摘したとおり、モニタリング レビューの過程で寄せられたGoogle に関する主張や苦情は、十分な詳細情報とともにGoogleに開示されるとともに、大臣評価に記載されたりこれにおいて依拠されたりする前に、主張に対し弁明する機会が与えられるべきであると考えます。アプリストア分野評価案には、Googleに関する限りにおいて根拠のないコメントが多数含まれています。例えば、以下のようなコメントが含まれています。

\_

<sup>11 2023</sup>年度評価案、58頁

- a. アプリストア分野評価案では、利用事業者から、アプリ審査において審査を担当するチーム間で判断が異なるという意見が寄せられていると指摘されています<sup>12</sup>。Googleは、アプリストア分野に関する会合意見の素案に対する回答において当該主張を否定し、このコメントがGoogleに向けたものであるかが明確ではないことに懸念を表明しました。Googleは結局、当該主張に具体性を持って反論するために必要な詳細情報を提供されませんでした。透明性と相互理解を促進するためには、ある主張について関連するプラットフォーム提供者にこれを調査し対応する適切な機会が与えられていない場合、大臣評価は当該主張が検証されておらず、評価プロセスにおいて重視されていないことを明記すべきです。主張が特定のプラットフォーム提供者に関するものでない場合は、その旨も指摘されるべきです。Googleがこれまでに経済産業省に対して複数回にわたって述べたとおり、Google Playではすべてのアプリが同一の客観的で明確な基準に基づいて評価され、審査されています。さらなる証拠や情報が提供されなければ、この主張は不正確であり、アプリストア分野評価案に適切な留保が付されないまま不適切に記載されていると考えます。
- b. アプリストア分野評価案には、おすすめアプリを表示する際にプラットフォーム提供者が採用するプロセスについて「不透明な部分がある」というデベロッパーからのコメントと「透明性・公正性に課題がある」との記載が、さらに必要な詳細情報なしに含まれています<sup>13</sup>。「2023年9月21日のモニタリング会合で積み残しとなったご質問への補足回答」において概説したとおり、Googleは、Google Play上のおすすめの生成の決定要因に関する有益な情報を提供しています<sup>14</sup>。Googleの開示及びアプリストアのランキングとおすすめに関して公開している資料に照らして、Googleは、このコメントはGoogle Playに関しては根拠がないと考えます。
- 49. これらの根拠のない記述に加えて、アプリストア分野評価案には、アプリストア分野に関する会合意見においてアプリストアの市場における競争力学に関してなされたいくつかの憶測に基づく主張が含まれています。例えば、アプリストア分野評価案には、デベロッパーがアプリ内で代替の課金システムを提供すれば、手数料水準をめぐる競争が活発になる可能性があるというモニタリング会合の指摘が記載されています<sup>15</sup>。Googleの見解では、このコメントは、アプリストアが請求するサービス手数料の性質を誤解しているように見受けられます(サービス手数料によって賄われるのは決済処理よりはるかに多くのものです)。この点、アプリストア間の競争力学に関するコメント及び分析は、他の規制当局の所管分野とされることがより適切であると思われます。
- 50. 結局のところ、このような類の憶測に基づく意見や根拠のない主張は、透明性と相互理解を向上させるという透明化法の目的と矛盾するものです。アプリストア分野評価案に含まれる提言のうち、、意測又は根拠のない主張に基づくものは不適切であって削除されるべきです。

提言は透明化法の対象範囲外の事項について行われるべきではありません

51. 上記第28段落で述べたとおり、Googleは、経済産業省、デジタル市場競争本部及び国会による 慎重な審議及び議論の対象となった透明化法の条文が、アプリストア分野評価案において「求め られる」ものとされている提言によって、実質的に上書きされることを懸念しています。

<sup>12 2023</sup>年度評価案、66頁

<sup>13 2023</sup>年度評価案、64頁

<sup>14 &</sup>lt;u>第8回モニタリング会合議事録</u>、8-10頁をご参照ください。

<sup>15</sup>モニタリング会合意見とりまとめ【総合物販オンラインモール・アプリストア分野】、脚注63、2023年度評価案、脚注70

- 52. アプリストア分野評価案では、プラットフォーム提供者は自主的な取り組みが行われたことを示すために、内部監査の結果があるものについてはこれを添付し、可能であれば外部からの検証を認めることを求めています<sup>16</sup>。Googleは、この提言が共同規制の目的と矛盾していると考えます。この提言は、透明化法の下で具体的に要求されていない、非常に負担の大きい監査や外部検証措置を整備することをプラットフォーム提供者に要求する可能性があります。Googleは、指針が:(i)プラットフォーム提供者が透明化法に基づいて行った行為に関連する情報を記録し、維持することがベストプラクティスであることを示し、(ii)外部検証システムが提供し得る有用性を認めていると認識しています。しかしながら、Googleは、重要なことに、指針及び透明化法の条文は、プラットフォーム提供者に対し、これらの提言に従うことを義務付けるものではないことを指摘いたします。
- 53. このアプローチは、透明化法に基づく義務の遵守を最も適切に行う方法を決定するための最終的な裁量をプラットフォーム提供者に与えるという共同規制の目的に合致しています。Googleは、内部監査の内容の開示や外部監査を設けることを要件とすることは、透明化法の目的に反すると考えます。Googleは既に、定期報告書及びモニタリングレビューのプロセスにおいて、透明化法に基づく変更点や取り組みの効果に関する定性的及び定量的な情報及び証拠を広範に提供しています。定期報告書の報告義務の範囲は、国会による適正な手続や審議なしに変更されるべきではありません。ここで「求められる」とされている内容は透明化法の範囲及び共同規制の基礎をなす原則の範囲を逸脱するものであるため、Googleはこれに強く反対します。
- 54. この懸念は、プラットフォーム提供者が一定の条件を定めた上で、当該条件を満たす場合にはアプリ削除の事前通知及び具体的な削除理由を開示することが「求められる」との記載にも顕著に感じられます<sup>17</sup>。この提言は、透明化法に基づくGoogleの義務と矛盾するものです。透明化法は、アプリ削除(及びその他のポリシーの施行措置)の理由を、当該施行措置が取られたときに開示することをプラットフォーム提供者に義務付けています。この義務は、透明化法の起草中に行われた広範な議論の結果です。最終的に国会は、アプリ削除に事前通知義務を課す必要はないとの結論に達しました。法の支配に従い、法律の条項や義務は、通常の立法手続を通じてのみ改正されるべきであると考えます。アプリストア分野評価案における提言は、透明化法の条項と矛盾するものであってはならないと考えます。
- 55. 最後に、下記第58(a)段落で詳述するように、アプリストア分野評価案は、Googleがアプリ内課金の代替決済手段をデベロッパーにとってより「実質的な選択肢」とするよう提言しています。ここでもまた、アプリ内課金の代替決済手段の提供が、透明化法に基づくGoogleの義務とどのように関連するのかが明確ではありません。
  - 現在の実務について確立された懸念がない場合、Googleに提言を適用すべきではありません
- 56. 第I部でご説明したとおり、アプリストア分野評価案において、法的根拠なしにすべての提言を法令遵守のために「求められる」ものとして位置付けることは適切ではないと考えます。提言が義務であると示唆することは、共同規制の基本的な目的と矛盾します。透明化法は、事業者に<u>自主的な</u>取り組みを行う柔軟性を提供するように設計されています。
- 57. Googleは、アプリストア分野評価案がGoogleの現在の実務に欠陥があることを特定又は立証していない場合にも「求められる」との記載がある点を特に懸念しています。

<sup>162023</sup>年度評価案、21頁

<sup>17 2023</sup>年度評価案、59頁

- 58. 例えば、アプリストア分野評価案では以下が「求められています」。
  - a. Googleには、アプリ内課金の代替決済手段をデベロッパーにとってより「実質的な選択肢」にすることが求められています<sup>18</sup>。Googleは、この提言は、透明化法の範囲を逸脱するものであることに加えて、この提言を必要なものであると裏付ける証拠がないと考えます。
    - i. アプリストア分野評価案は、Googleのユーザー選択型決済(UCB)が実質的な選択肢になっているとは「言い難い」と簡単に述べています。しかし、UCBがデベロッパーにとって実質的な選択肢にならない理由や、デベロッパーが現在UCBを採用していない理由(例えば、Google Playの課金システムに満足しているなど)を示す裏付けとなる分析や証拠がありません。
    - ii. 実際のところ、Googleは、モニタリング会合に対し、UCBに関する多数のヘルプページや説明ビデオを日本語で公開し<sup>19</sup>、UCBへの参加を希望するデベロッパーをサポートする専用のサポートフォームやチームを提供し、代替の課金システムを提供するデベロッパーのための統合プロセスを簡素化する代替の課金APIを提供開始するなど、日本のデベロッパーにUCBを普及させるために講じた数々の措置に関する情報を提供してきました。Googleの取り組みや現在の実務に対して実質的な批判が提起されていない状況では、この提言は不当であり不必要であると思われます。
  - b. プラットフォーム提供者は、消費者の利益とのバランスを図りつつ、アカウント停止措置への対応について継続的な改善を行うことが求められています<sup>20</sup>。Googleは、消費者の利益を考慮する必要性については同意しますが、アプリストア分野評価案が実際にアカウント停止の理由を開示するGoogleの現在の取り組みを評価していることを踏まえると、この提言は不必要であると考えます。
  - c. プラットフォーム提供者は、ランキングの決定要素について追加的な取り組みを行うことが求められています<sup>21</sup>。上記第23(b)段落で述べたとおり、Googleは、Googleの現在の実務に関して裏付けを伴った問題提起がされていないことから、この提言も正当な理由なしにされたものであると考えます。
  - d. プラットフォーム提供者は、コストと手数料の関係について利用事業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取り組みを検討することが求められています<sup>22</sup>。既に度々ご説明してきましたとおり、GoogleはGoogle Playがデベロッパーに請求するサービス手数料に関する詳細な情報(サービス手数料が何に充てられるかを含め)を、Play Consoleのヘルプページで公開しています<sup>23</sup>。また、デベロッパーに適用される様々なサービス手数料について、透明性のある情報提供を行っています。Googleは、Google Playが適用するサービス手数料に関して、デベロッパーとの間で透明性と相互理解が確立されており、それが維持されていると考えています。アプリストア分野評価案では

<sup>18 2023</sup>年度評価案, 53頁

<sup>19</sup> 例えば、第8回モニタリング会合議事録の14-15頁をご参照ください。

<sup>20 2023</sup>年度評価案、58頁

<sup>21 2023</sup>年度評価案、64頁

<sup>22 2023</sup>年度評価案、52頁

<sup>23</sup> Play Consoleヘルプ、Google Playのサービス手数料について

Googleの現在の情報開示が不十分であることが示されていないため、Googleが利用事業者に対し、商業上機微なコストに関する情報も含みうる形でさらなる情報開示を行うことが求められる理由が正当化されていません。

59. アプリストア分野評価案の提言が不適切に「求められるもの」とされている状況においては、すべての提言が、改善を要する分野を根拠をもって特定していることが極めて重要です。

その他のコメント

60. 最後に、アプリストア分野評価案に関する全体的な意見として、アプリストア分野に関する会合意見及びアプリストア分野評価案には、特定の主張の対象がどのプラットフォーム提供者であるかを示していない事例が多数あります。コメントがGoogleに関するものなのか、他のプラットフォーム提供者に関するものなのかが不明確な場合が多数見受けられます。例えば、アプリストア分野評価案には、サードパーティアプリ上のコンテンツは「リジェクト」されるが、それがプラットフォーム提供者の自社アプリ内で配信される場合は許容されるという利用事業者のコメントが参照されています<sup>24</sup>。このコメントがどのプラットフォーム提供者に向けられたものなのかは、それ以上の文脈が示されていないため不明です。これは、Googleが不正確な情報や誤解に対応し、これを訂正する妨げとなります。また、他のプラットフォーム提供者に対する関係でのGoogleの行為について誤解を招く可能性があります。経済産業省とモニタリング会合は、特定のプラットフォーム提供者に関して重要な主張を公表する際には、該当するプラットフォーム提供者を明確に特定すべきです。

#### B. デジタル広告分野評価案に対するGoogleのコメント

デジタル広告分野評価案はGoogleの積極的な法令遵守の取り組みを適切に反映したものであるべきです

- 61. アプリストア分野と同様に、デジタル広告の文脈においても、経済産業省が取り上げている他の プラットフォーム提供者の「望ましい取り組み」はGoogleが実施して来た取り組みと類似したもの であるにもかかわらず、デジタル広告分野評価案ではGoogleの積極的な法令遵守の取り組みが 相応に考慮されていません。例えば、Googleの広告停止プロセスを広告主が理解できるように、 Googleのヘルプセンターのページには、Googleの審査基準、広告が拒否される一般的な理由、 及び利用事業者がどうすればGoogleのポリシーを遵守できるかを説明する包括的で分かりやす い検索可能な大量のガイドラインを掲載しています。利用事業者の理解を促進し利便性を高める ため、図や動画も多用しています。それにもかかわらず、Googleの取り組みは、デジタル広告分 野評価案においては他のプラットフォーム提供者の取り組みのように適切に認識されていませ ん。
- 62. また、プラットフォーム提供者の手続及び体制の整備について、デジタル広告分野評価案が「取組の定量的な評価や具体的な改善事例等による説明がないため、取組の運用実態や実効性が必ずしも明らかでないものも見受けられた。」と結論付けているのは不正確であるとGoogleは考えます<sup>25</sup>。特に、

<sup>24 2023</sup>年度評価案、55頁

<sup>25 2023</sup>年度評価案、21頁

- a. デジタル広告分野評価案では、透明化法に基づく指針で定められる「具体的な取組例」をいくつか引用していますが<sup>26</sup>、これは単なる例示にすぎず、義務付けられる要件ではないという点に留意が必要です。したがって、こうした「具体的な取組例」に沿った取り組みがされていないことは、プラットフォーム提供者が透明化法に基づく義務に従った実効的な措置を実施していないことを示すものとみなされるべきではありません。
- b. 経済産業省によるGoogleの法令遵守の取り組みの評価に役立つよう、Googleは広告主やパブリッシャーとの相互理解を促進するために実施している社内システムの例を説明しています。例えば、2023年度のデジタル広告分野の定期報告書で、Googleは(i)提案された新たなポリシーやポリシー変更の要因や影響を実施前後で検討し、(ii)包括的なエンドツーエンドのサポートの枠組みを提供するための機能横断的なチームにまたがってパートナーのフィードバックを募り、処理する内部プロセスについて説明しています。Googleはまた、Googleの広告主に関するポリシーの施行が一連の内部ガイドラインに基づいており、Googleのポリシーの公正で一貫した適用を確保するために、Googleの違反措置の決定を記録しレビューする仕組みをGoogleが構築していることも説明しました。しかしながら、こうした積極的な取り組みはデジタル広告分野評価案において認識されていません。
- c. また、プラットフォーム提供者が内部手続の整備について、Googleは既に定期報告書で 昨年度中に受けて解決した苦情の数や内容について詳細なデータを提出しています<sup>27</sup>。 Googleはまた、広告主やパブリッシャーが違反を是正しGoogleの利用規約を遵守するために役立つ情報を広告主やパブリッシャーに提供した後、違反措置の決定を再検討し決定を変更する場合の方法(Googleが解決した苦情の大部分について行っています。)についてもご説明しました。Googleは、透明化法の遵守に対するGoogleの尽力を示すための相当程度に客観的かつ詳細な情報を経済産業省に提出したと考えています。
- 63. 個々のプラットフォーム提供者及びデジタル広告業界全体によるコンプライアンスの取り組みを明確に示すことが、経済産業省がプラットフォーム提供者による透明化法に基づく具体的な要件の遵守に関する調査結果を、客観的で一貫性及び透明性のある方法で公表する上で役立つものとGoogleは考えております。これは、例えば、各プラットフォーム提供者によるコンプライアンスの積極的な取り組み事例を少なくとも一つずつデジタル広告分野評価案において強調することによって実現可能です。これにより、具体的に名前を上げられた一部のプラットフォーム提供者だけが要件を遵守している(そして、他のプラットフォーム提供者は遵守していない)との誤解を生むことを避けることにつながります。

デジタル広告分野評価案は、透明化法に基づくプラットフォーム提供者の義務を超える一定の事項が「求められる」と述べています

64. Googleはモニタリング会合の意見を尊重しておりますが、プラットフォーム提供者がどのように行動すべきかについてのモニタリング会合の構成員の意見を、それが透明化法に明確に規定された義務ではないにもかかわらず、デジタル広告分野評価案で「求められる」とされている例がいくつかあります。上記第27~32段落にも記載しましたように、2023年度評価案において透明化法

<sup>26 2023</sup>年度評価案、21頁

<sup>27</sup> 例として、Googleは(i)2022年10月3日から2023年3月31日の期間に受け取った200,973件の苦情の内容、(ii)苦情及び紛争の処理に要した平均期間(例えば、広告主の苦情の82%、パブリッシャーの苦情の89%は24時間以内に処理されています。)、及び(iii)これらの苦情の解決の結果(例えば、Googleの当初の決定が維持されたか又は覆されたか、など)について、詳細な内訳を提供しています。

に基づく義務とは無関係の提言を「求められる」ものとして明記することは、(i)これらの「求められる」事項は事前の協議がないまま提示されており、(ii)プラットフォーム提供者がその遵守の取り組みの開示を求められる、公式な評価の枠組みの一部ではないという理由から、適正な手続きを損なうおそれがあります。

- 65. 業界関係者が認識するように、デジタル広告業界は非常に複雑でダイナミックな環境です。そのため、プラットフォーム提供者に課される法的要件の案は、利用事業者、プラットフォーム提供者、業界団体その他の関係者からのフィードバックを考慮に入れて、慎重に検討され協議されるべきです。特に、ビジネスの実態や競争環境も考慮に入れることが重要であり、これには業界プレイヤーの深いプロダクト知識と専門知識を要します。上記第16~21段落に記載しましたように、現在のモニタリング会合は学術的観点から深い理解をもたらすものですが、現在の構成は現行の法的枠組みを評価し改革を提案するとの目的に対して必ずしも最適なものとはなっていない可能性があります。しデジタル広告分野評価案は透明化法が定める既存の義務に対するプラットフォーム提供者の遵守の状況を評価することに注力すべきです。
- 66. デジタル広告分野評価案において、プラットフォーム提供者が透明化法で明確に規定されていないことを行うことが「求められる」とされている記載の例を以下に挙げます。
  - a. プラットフォーム提供者が外部から検証できるような形で自社の取り組みを説明し、自社の内部プロセスの内部監査又は外部機関の監査の結果を公表すべきことが「求められる」<sup>28</sup>: これは、(プラットフォーム提供者の自主的な取り組みを奨励する)透明化法の目的に照らして不相応な負担となります(上記第29段落もご参照ください)。こうしたコメントも、プラットフォーム提供者が検証を回避しようと故意に曖昧な形で定期報告書を提示しようとしたとの印象を与えますが、これはGoogleについては真実ではありません。前述のとおり、Googleは透明化法への継続的なコンプライアンスの確保のみならず、定期報告書の作成及びプレゼンテーションの準備、モニタリング会合からの質問への対応にも多大な時間とリソースを費やしています。
  - b. 国内管理人がより中心的な役割を果たし<sup>29</sup>、「本社の意思決定にしっかりと影響力を持つ」<sup>30</sup>べきことが求められる: Googleの国内管理人は既に日本国内におけるGoogleの日常業務に対応しています。この提言は、指針に基づき想定された国内管理人の役割(すなわち、日本国内の関係者と緊密に連絡を取り合うこと)と異なっています。Googleは、国内管理人の役割は、多くの国で事業を展開し、したがって多数の異なる国においてビジネスの決定をコーディネートする必要のあるGoogleのようなグローバル企業においての文脈で検討されるべきであると考えます。
  - c. プラットフォーム提供者が広告主に対し、他者の商標をキーワードとする入札を回避するよう周知し啓発すべきであることが「求められる」<sup>31</sup>: これは、透明化法の範囲を超えており、日本の商標法に基づく権利の範囲をも超えており、適用される競争法及び競争に関する原則に抵触する可能性があります。広告主が他社の商標に入札することは許容されており、他の法域の裁判所や規制当局からは競争促進的であるとさえみなされており<sup>32</sup>、

<sup>28 2023</sup>年度評価案, 21頁

<sup>29 2023</sup>年度評価案、21頁

<sup>30 2023</sup>年度評価案、72-73頁

<sup>31 2023</sup>年度評価案、74頁

<sup>32</sup> 例えば、Case AT.40428 Guessをご参照ください。欧州委員会の決定はこちらに掲載されています。 https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec\_docs/40428/40428\_1205\_3.pdf

Googleはこれを妨げる法的根拠を有しません。消費者は、ブランドを検索する際に競合するプロダクトの広告やオファーを目にすることを期待しており、これはインターネット全体の慣行となっています。また、多くの広告主がサードパーティのプロダクトやサービスを再販したり、サードパーティのプロダクトやサービスに関連する情報を提供したりしており、自社の販売を促進するためにそうしたブランドへの入札を望む場合もあります。広告主に対する第三者の商標への入札を制限する案は、日本の商標法の改正により実施されるべきであり、そうした改正がなされない限り適法である行為をプラットフォーム提供者が妨げるように透明化法の範囲を外れて提言することによって実施されるべきではありません。

d. プラットフォーム提供者が広告の質に関する情報開示を超えて、関係者の行動パターンに影響を与えるためのさらなる努力をすることが「求められる」33: これについては、経済産業省がどういった追加的措置をプラットフォーム提供者が実施することを期待しているのかが不明です。Googleの場合、定期報告書及びモニタリング会合への従前の提出書面に記載しましたように、Googleは広告主及びパブリッシャーに対し、自社の広告枠のパフォーマンスを分析し改善するために用いることができる大量のデータを提供しています。例えば、公正取引委員会アンケート調査では、広告主/広告代理店の大多数が提供されているオーディエンスデータの十分性について不満はないことが示されています34。Googleは、利用事業者が自社の広告枠に関する情報を受け取ることの重要性を認識している一方で、利用事業者に透明性を提供することと、より広範な広告エコシステムの整合性を保護するニーズとのバランスを慎重に図る必要性があることも申し添えます。例えば、無効なトラフィックの個別の例について具体的な詳細について開示することは、悪意ある者がGoogleのアドフラウド防止システムを回避するソリューションをリバースエンジニアリングすることを可能にするおそれがあります。

### その他のコメント

- 67. デジタル広告分野評価案において、関連論点についてより一貫した説明が提供されれば、プラットフォーム提供者が経済産業省の懸念を理解しそれに対処することがより容易になり、その有効性に資するものと考えます。
  - a. デジタル広告分野評価案は矛盾する、又は不明確であるかのように見える利用事業者のコメント又はデジタル広告分野に関する会合意見に言及しています。例として、デジタル広告分野に関する会合意見の「(3)利益相反・自社優遇について客観的に検証できる仕組みの構築」の項で、懸念の1つは、Googleが広告主の入札価格を「自社の都合のいいように」操作するのではないかという点だと記載されています³5。しかし、デジタル広告分野評価案の「①広告の質に関する『見える化』」の項では、「・・・最適化・自動化が進む中、広告主は安く効率の良い広告の出稿に行き着く」ため、パブリッシャーは、パブリッシャー側の広告枠の単価が安くなっていると不満を表明していると記載されています³6。こうしたコメントは一貫性がなく、デジタル広告エコシステムの複雑性、及び垂直統合されたアドテクプロバイダとしてのGoogleの立場、すなわち、広告主とパブリッシャーの両方のビジネス上の利益のバランスを図り、それらの収益を最大化する動機を有するGoogleの立

<sup>33 2023</sup>年度評価案 87百

<sup>34</sup>オーディエンスデータに関する情報開示が不十分であると回答したのは、広告主/広告代理店のわずか20%です。(公正取引委員会アンケート調査の質問16をご参照ください。)

<sup>35</sup> デジタル広告に関する委員意見、36頁

<sup>36 2023</sup>年度評価案、86頁

場に対する包括的な理解が不十分であることを示しています(上記第17段落もご参照ください。)。

- b. さらに、広告主が安価で入札できるという事実は、実際のところ、デジタル広告分野では 価格の透明性が高く保たれており、激しい競争が存在し、これが広告主、ひいては消費者 に利益をもたらしているという事実を裏付けています。これは、デジタル広告分野評価案 において考慮されるべきであるとGoogleが考える重要な要素です。
- c. 「①広告の質に関する『見える化』」の項にも、利用事業者のコメントの評価に一貫性が欠けていることを示す別の例があります。当該項目ではまず、クリック単価の低さが広告の質に与える影響に焦点を当てていますが、その後「広告の質に関する情報提供の充実」を求める声の裏付けとして、レベニューシェア控除に関するパブリッシャーのコメントを引用しています<sup>37</sup>。パブリッシャーのアカウントからのレベニューシェア控除は、無効なトラフィックに関する事項であり(すなわち、意図的な不正なトラフィック及び広告の誤クリックが、広告主を犠牲としたパブリッシャーへの過払いにつながるという問題)、ユーザーが広告を閲覧する時に得るエクスペリエンスに焦点を当てた広告の質の問題とはほとんど関係がありません。不明確な事例やコメントの利用は、プラットフォーム提供者が経済産業省の懸念を直接的で効率的な方法で理解し対処することをより困難にします。
- d. Googleは、様々な利用事業者が競合する利益を有していることは理解しておりますが、 様々なステークホルダーの利益のバランスを図り、広告エコシステム全体を改善するべく 慎重に設計され実施されてきた現行のポリシーや実務からさらに、こうした矛盾する一貫 性のないフィードバックに対処する有意義な措置を講ずることはGoogleにとって非常に困 難です(上記第17段落及び第23段落もご参照ください。)。
- 68. 透明化法の目的に従って、大臣評価は、すべての関連するステークホルダーの観点を考慮し、多角的に問題を提示するように努めるべきです。例えば、「②パーソナル データの取扱い」の項は、パーソナルデータの取扱いに関する懸念は広告のターゲティングの文脈のみにおいて生じ、広告主にとってのブランド毀損リスクとなっていると示唆しているようです38。この記述に対するGoogleの回答は以下のとおりです。
  - a. Googleは、広告のカスタマイズが広告主及びユーザー双方に多くの利点をもたらしていることを謹んで申し上げます。広告主の観点からは、広告のカスタマイズは、広告主が広告に対してアクションを起こす可能性がより高い、選ばれたユーザーに対して自社の広告を表示することを可能にするため、広告主の広告キャンペーンに対する収益を改善し得るものです。ユーザーの観点からは、広告のカスタマイズは、(カスタマイズされた広告を受け取ることにユーザーが同意した場合に限り)ユーザーの関心などの多くの個人に特化された要素に基づいて最も関連性の高い広告の表示を可能にするものです。また、ユーザーは広告の要素の詳細な管理により広告が自分向けにカスタマイズされる方法を管理することが可能です。Googleは、経済産業省に対し、広告のカスタマイズに対する利用事業者や消費者の理解を促進するためのより完全な全体像を提示することで、広告のカスタマイズに関する「消費者のネガティブな受け止め」を是正する機会として大臣評価を利用されるよう強く要望いたします。

<sup>37 2023</sup>年度評価案、86頁

<sup>38 2023</sup>年度評価案、87頁

b. Googleは、パーソナルデータの取扱いに非常に真摯に取り組んでいます。Googleは、これが、日常的に行われている広範なネット上の活動において、多くのユーザーにとって重要な問題であると考えています。広告のターゲティングは、パーソナルデータの利用を伴う可能性があるユーザーのインターネット・エクスペリエンスのごく一部にすぎません。パーソナルデータの安全性を維持することの重要性を踏まえ、Googleは消費者に対してパーソナルデータの利用方法について公開しており、ユーザーのパーソナルデータの利用の可否及び利用方法について多くの選択肢をユーザーに提供し、Googleユーザーのパーソナルデータがしっかりと保護されることを確保するための内部措置やセキュリティシステムを構築し実施しています。こうした積極的な取り組みはデジタル広告分野評価案で認識されるべきですが、デジタル広告分野評価案には今のところパーソナルデータの保護に関するプラットフォーム提供者の取り組みの例や評価が含まれていません。

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント御担当者様

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見

[氏 名]	楽天グループ株式会社
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[知音目]	

#### [御意見]

#### ▼評価 (案) 全体

・改善を行うための準備期間について

評価 (案) においては様々な取組を行うことが求められているところ、実際に評価が公表され次回報告書提出までの約5か月間では、対応するための準備期間として十分とはいえないのではないか。

## ビジネス上の差異の考慮について

評価を踏まえた運営改善が図られていない場合、取引透明化法に基づく必要な措置を講ずべき旨の勧告等を検討していくとのことであるが、特定デジタルプラットフォーム提供者毎の 状況からして採用しづらい施策等もあり、評価項目に基づく運営改善を要請することは自主 性及び自立性に配慮するという法の趣旨と相いれないのではないか。

もし、勧告が必要とされる場合は、一律な勧告、措置ではなく、各プラットフォーム提供者 の取り組み状況及びビジネスモデルを考慮の上、慎重に検討されるべきではないか。

# ▼評価(案) Ⅱ-第1-(3)②

「利用事業者との紛争解決に当たっては、第三者を関与させる取組も有効」という点について、解決に至るまでの時間や利用事業者の望む結果にならないこと等に鑑みると、紛争解決に 当たり社外の第三者を関与させることは必ずしも実効性がある取組とは言えないのではないか。

▼評価(案)Ⅱ-第2-1(1)、評価(案)Ⅱ-第1-(2)

「取組の定量的な評価や具体的な改善事例等による説明がないため取組の運用実態や実効性が必ずしもあきらかでないものも見受けられた」(評価(案) $\Pi$ -第2-1(1))、「自社及び関係会社の優遇に対する懸念に応える情報開示、自社優遇措置の管理体制の整備・・・の取組内容を客観的に検証できる形で説明」(評価(案) $\Pi$ -第1-(2))していくことが求められているという点について、現状特定デジタルプラットフォーム提供者の営業秘密や競争上の観点から開示することに慎重な配慮が必要な事項が含まれていると考えられるところ、このような事項の開示を要請される場合は当局側にて規律とイノベーションのバランスを図りつつ適切な調整を行われるようお願いしたい。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)に対する意見

2024年1月12日

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント御担当 御中

> 郵便番号 住所 名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 電話番号 電子メールアドレス

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。

関係者各位のご尽力で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化法」)に基づく特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)が取りまとめられたことに感謝申し上げます。 \_

以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い申し上げます。

### 総論

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された令和4年度 定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他 アンケート調査等の情報を分析するとともに、「モニタリング会合」を通じて、学識経験 者や関係者の意見を聴取することで、網羅的、体系的にデジタルプラットフォームの利用 に関する論点が明らかになり改善方針が示されたことは、大きな前進であり賛同する。 評価にあたって経済産業大臣の評価が具体的に明記されたことは、経年的な施策である透明化法の運用において継続的な改善が促進されることが期待される。

また、アプリ事業者団体の立場からは、透明化法の運用に限らず、透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力ある介入方策の方向性が示されるとともに、「モバイル・エコシステム(スマートフォンにおける OS を基盤とするアプリ等の市場)については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する。」と具体的な方針が示されたことも評価

できる。

以下、個別論点について提案と意見を提出する。

# 4. アプリストア分野における主な課題と期待される取組の方向

### (3) アカウント停止・アプリ削除措置の手続

アカウント停止に関しては、透明化法により 30 日前の事前告知が求められているが、例外 適用を理由とする事前通知なしのアカウント停止や、アプリ削除に関して十分な理由の開 示がされない等の課題が挙げられている。

このような課題の運営改善を図っていくには、アプリ事業者による異議申し立て状況等の継続的な分析が最低限必要であると考えるが、評価・分析の対象となる「2. 透明化法に基づく義務の履行状況(3)苦情処理・紛争解決の状況」は、限定された情報しか公開されておらず、今般の評価案においても以下のような課題が示されている。

「苦情処理・紛争解決に係る取組の客観的な評価に資する情報を積極的に開示することが 求められる。|

「利用事業者の苦情を分析し、結果を踏まえて継続的に運営改善を図っていくことが求められる。」

苦情の指標について統一的な基準を示すことは、デジタルプラットフォーム提供者の自主的な改善を進めるという法の主旨から難しい面があるかと想像するが、評価・分析・改善のプロセスを進める上では、アプリ事業者にとって重要な「アカウント停止、アプリ削除」及び透明化法の義務である「提供条件の変更」等に関しては、最低限、異議申し立て件数と内容を苦情として定義して公表することを義務化するとともに継続的な分析を進めることを求める。

### (6) アプリ審査の予見可能性、公平性・公正性

アプリ審査に関しては、アプリ事業者から審査員による判断のバラツキをはじめ様々な課題が指摘されている。これは曖昧な基準を起因とするものとともに、基準等の提供条件の改定をともなわない、審査における解釈の変更(審査が通ったアプリと同様な内容でもリジェクトされる等)が常態化しているのではとの懸念が喧伝されている。これはアプリ審査の公平性・公正性を阻害するとともに、透明化法における提供条件変更における事前告知義務を潜脱することにもつながるため十分な注視が必要であると考える。

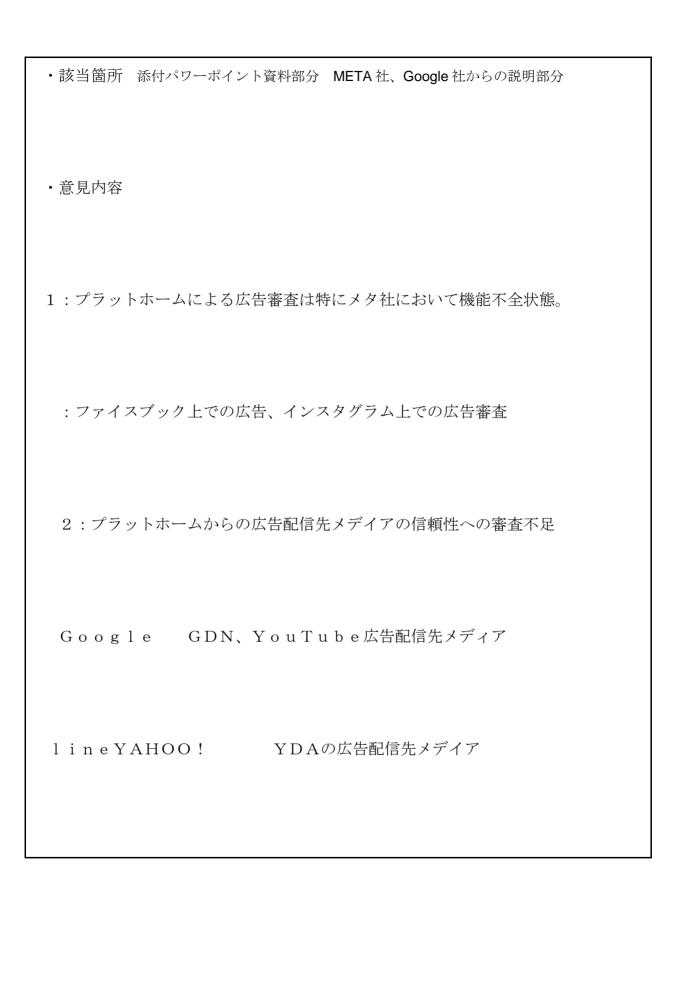
また、昨年の意見と同様であるが、「アプリ審査の予見可能性」に関して、アプリ事業者からは事前審査の要望が寄せられている。

現在、アプリの高度化等により開発費等のコストは高騰しており、ベータテストを実施する 前段階として開発投資の是非等の事業判断を行う段階で、何らかガイドラインの抽象性を 補完するような仕組みにより予見可能性が担保されないと、イノベーションを促進するた めの先進的なアプリの開発に挑戦することが困難になりつつある。この状況は、双方にとって望ましいことでないと考えられるため、認識のギャップを埋めるための継続的な取り組みから改善に向けての早急な対応が必要であると考える。

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 宛

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対す る 意見

[氏名]	
[住所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見 プ	ラットホームの広告審査、広告掲載先審査は機能していない。



・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)プラットホームにより管理されるデジタル広告、広告配信先メデイアの信頼調査が人的目視審査など普通の国内メデイアでは行われている厳正な審査が国内で実質的になされておらず。又海外での機械的審査等による不適切な審査によりが配信広告及び広告配信先メデイアの信頼性、安全性担保が機能不全を起こしている。日本法人の権限、作業機能不足で詐欺広告、詐欺的フェイクメデイアの広告出稿、広告掲載(プラットホームから広告配信)が頻発、常態化している。この結果 我が国のデジタル広告の信頼性、安全性担保に著しい瑕疵が生じている。消費者被害、広告主被害が頻発していると思われる。又、内外からの反社会勢力の資金稼ぎ(広告費、投資詐欺など)の源泉になっている可能性が高い。その点に意見書まとめも言及しておらず、プラットホームからの提出資料も実体に即していないことを記している。又は業界全体の問題だと広告掲載、広告配信当事者としての責任逃れをしている。この点が 意見書取りまとめ、プラットホームからの提出資料に関してはデジタル広告の実態と離れた報告書、資料であると感じる。広告はユーザーの信頼と安全性の担保、広告を受け入れる受容性の確保がないと機能不全を起こし広告主の投資も無駄になり必須のマーケテイング商品ですがデジタル広告では確保不足です

添付パワーポイントを参照ください、

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 御中

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタル プラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) Apple Inc.	
[住所]		
[電話番号]	(代理人:	
[FAX 番号]	(代理人:同上)	
[電子メールアドレス]	(代理人:同上)	
[御意見]		
・該当箇所(どの部	分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
添付資料をご確認ください。		
・意見内容		
添付資料をご確認ください。		
・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)		
添付資料をご確認ください。		

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案) に対する Apple のコメント

#### A. はじめに

- 1. Apple は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化法」といいます。)のプロセスに貢献する機会を歓迎いたします。Apple は、透明化法の目的を尊重し、経済産業大臣による評価(以下「本評価」といいます。)、そしてユーザーが App を入手するための安全な体験を提供するとともに、あらゆるデベロッパが成功するための優れた機会を提供するという Apple が長年にわたって指針としてきた原則を踏まえ、App Store の透明性及び公正性を自主的かつ積極的に改善するように引き続き努めてまいります。
- 2. Apple は、日本におけるイノベーション・エコノミーの推進に貢献できることを誇りに思います。Apple は、貴省及びデベロッパを含む関係者の皆様と引き続き緊密に連携し、App Store をユーザー及びデベロッパの双方にとってより良いマーケットプ イスにするために、今後も進化を続けてまいります。
- 3. その目的に向けて、Apple はエコシステム全体の適切なバランスに照らして最適な取組を行っていくことが必要であると考えています。透明化法は、「国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること」を基本理念として掲げており、本評価を踏まえて具体的な取組を自主的に決定し実施していくことが、Apple の責務であると理解しています。
- 4. 本評価の案(以下「本評価案」といいます。)において示されているいくつかの要請は、(すべてのデベロッパの意見を代表していない)一部のデベロッパの意見を過度に強調しており、エコシステム全体への総合的な影響を考慮すると、実施することは不適切であると考えます。Apple は、デベロッパの声に真摯に耳を傾け、適切な場合にはそのフィードバックに基づいて改善を行うとともに、プラットフォーム運営者として、ユーザー保護の必要性を含むエコシステム全体のニーズとのバランスをとる必要があります。以下のセクションでは、具体的なトピックのうちのいくつかを取り上げますが、Apple は、次回の年次報告書において、本評価で示された要請に対する Apple の見解をより包括的に記載する予定です。
- B. 「利用事業者との相互理解を促進するための手続・体制整備」(本評価案Ⅱ1(2))に ついて
- 5. 本評価案は、「2022 年度大臣評価で示されているように、特定デジタルプラットフォーム提供者が、利用事業者や社会全体から信頼を確保していくに当たっては、外部から検証できるような形で、自社の取組を説明していくことは重要である。そのためにも、次回の定期報告書並びに対外説明等において、定量的な実績、課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための工夫等、各種取組の実効性をその根拠資料とともに示すこと、その際、独立した部署による内部監査や外部機関による監査結果があるものについては、これを添付すること…が求められる」と述べています(21 頁)。
- 6. Apple は、自社の取組がデベロッパや社会全体に広く理解されるよう、今後も努力を続けてまいります。この点において、Apple は、外部関係者の方々に App Store への理解を深めていただくことが必要であると理解していますが、デジタルプラットフォーム自身

が、どのような新たな取組を実施し、そうした取組を利用事業者や社会全体にどのような方法で説明するかについて決定していくべきであり、その責務があると理解しています。

7. 本年度のプ ゼンテーションにおいては、昨年度の大臣評価に従って、取組の効果の客 観的な評価に資する定量的な数字を提示しました。本評価案 58 頁でも、「Apple は、日 本の利用事業者のアカウント停止の件数を示したことや、アカウント停止措置に対する 異議申立ての件数等を説明したことは評価できる」とされているとおり、Apple の取組 は好意的に評価いただいているものと理解しております。また、本評価案67頁は、「日 本語によるコミュニケーションプログラムの一環として、最も多く見られるリジェクト の理由の説明を日本語に翻訳し…た。バグを原因としてリジェクトされたアプリのうち、 約 76%は日本語によるリジェクトの回答がされた最初の審査の後に修正された。さらに、 スクリーンショットを原因としてリジェクトされたアプリの 80%は、日本語によるリジ ェクトの回答がされた最初の審査の後に修正され、英語のみで回答されたスクリーンシ ョットを原因とするリジェクトの解決割合から顕著に改善された(Apple)」として、 Apple の取組を望ましいものとして好意的に認識いただいています。 Apple は、改善状況 を把握いただけるように、来年度の年次報告書でも同様の数字を報告する予定です。 Apple は、このアプローチが透明化法の要求と経済産業省のご期待に合致しているもの と考えておりますが、もし理解に齟齬がありましたら、より効果的な対応ができるよう、 具体的にお知らせいただければ幸いです。

# C. 「アプリストアの手数料・課金方法」(本評価案Ⅱ 2(1)) について

- 8. 本評価案 51 頁は、手数料について、「相互理解が進んだとは言い難い」としています。本評価案は、その根拠の一つとして、モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告(以下「最終報告」といいます。)中のアンケート結果を参照し、「手数料を支払っている利用事業者の過半数は、(手数料率が 15%であっても 30%であっても)自身の支払っている手数料を高いと認識している等とのアンケート結果がある(モバイル・エコシステム最終報告 71~77 頁参照)。なお、手数料を支払っていない利用事業者も一定程度存在する。」と指摘しています。
- 9. しかしながら、最終報告の調査アンケートには重大な不備があり、依拠すべきではありません。特に、Apple は、強い否定的な見解を持つ不均衡な数のデベロッパが、調査への参加を選択したことを懸念しています。これは「事業者アンケート結果」Q7への回答から明らかです。その回答によれば、回答サンプルの約3分の1が15%または30%の手数料を支払っているとされていますが、Apple 自社の請求データによれば、何らかの手数料を支払っているデベロッパは全体の約14%にすぎません。このような大きな食い違いは、AppleのIAPビジネスモデルの変更を押し進めることに商業的な関心を持つデベロッパ(例えば、手数料を支払う必要があるデベロッパの割合)が、この調査において過大に代表されていることを示しています。
- 10. これらの偏りは、他の調査質問への回答を著しくゆがめています。特に、最終報告図 2-1-3 に示されている、支払われる手数料に対して Apple が App Store の運営上提供する価値に関するデベロッパの見解にはバイアスが掛かっています。手数料が 0%であるデベロッパにおいては、手数料が「高い」または「どちらかといえば高い」と考えるデベロッパの割合は、15%または 30%を支払うデベロッパよりも著しく低かったことを回答は示しています。上記およびこれらのデベロッパ(すなわち手数料が 0%のデベロッパ)が回答者の中で実際よりも少数しか存在しなかったという事実に照らすと、全てのデベ

<u>ロッパ</u>のうち **21.7%**が手数料を「高い」と考えているという見出しの数字は、結果的に著しく誇張されたものとなっています。

- 11. 一方、経済産業省自身が実施した利用事業者向けアンケート調査の結果<sup>1</sup>によれば、多くのユーザーが App Store を肯定的に評価しています。例えば、
  - 「Apple に対して支払う利用料やその他料金等について、対価に見合ったサービス を受けていると思うか、または Apple からの説明に納得しているか。」という質問 に対して、回答者の 75.2%が肯定的な回答をしています。
  - 「Apple が説明している利益は、回答者の企業において実現されていると思うか。」 という質問に対して、回答者の 78.9%が肯定的な回答をしています。
- 12. 公平性の観点から、本評価においては、上記のとおり依拠することが適切ではない最終報告のアンケート結果を引用するだけでなく、Apple のエコシステムへの貢献を評価し、より広範なデベロッパの声を偏りなく反映している経済産業省の調査結果も引用する必要があると考えます。
- 13. デベロッパにとっては、当然、自身が支払う手数料は可能な限り少ない方が望ましいので、一部のデベロッパが手数料率に不満を持っているとしても、それは驚くべきことではないということを認識いただく必要があります。繰り返しご説明しているとおり、Apple の手数料がこれまで業界の標準的な料率を超えたことはなく、むしろ、Apple の手数料は時の経過とともに減少しています。このような背景事情やビジネスモデルの合理性を考慮することなしに、手数料水準の妥当性を適切に評価することはできません。Apple は、本評価が、ただ一部のデベロッパが手数料率に不満を抱いているという理由から、Apple が追加的な措置を講じる必要があるという結論に飛躍しないよう要請いたします。むしろ、エコシステム全体の様々な状況を包括的に考慮した評価をお願いしたいと思います。同時に、Apple は透明性にコミットしており、デベロッパの皆様にご理解いただけるように、当社のポリシー、プログラム及びテクノロジーに関する完全な情報をデベロッパに提供し、ご理解いただくために最大限の努力をしています。
- 14. Apple は日本経済の発展に、より一層貢献していくことに尽力してまいります。Apple は、デジタルプラットフォームによる創意と自主性に重点を置いてイノベーションを実践するというアプローチを評価しています。Apple は、今後も継続して日本の顧客やパートナーと連携し、コミュニケーションを続けてまいります。

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> https://www.meti.go.jp/shingikai/mono info service/digital platform monitoring/pdf/002 01 00.pdf

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)に対する意見

2024年1月12日

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室パブリックコメント御担当 御中

意見	所属(会社名・団体 名等)	Match Group, Inc
提出者名	氏名 (※)	
	住所 (※)	
	連絡先	連絡担当者氏名:
		電話:
		e-mail:

Matchgroup, Inc(以下「マッチ」とする)は、経済産業省(以下 METI とする)が特定デジタルプラットフォームの透明性と公正性に関する評価(案)を作成したことを非常に歓迎するものであると考えています。また、デジタル取引環境の公正性を求める日本政府の持続的な関心と関係者の皆様の努力に対して Match は非常に感謝しております。

### 総論

METIの今回の評価では、特定のデジタルプラットフォーム提供者から提出された 2022 年度 の定期報告書を詳細に分析し、「モニタリング会議」を通じて多くの専門家や関係者の意見 を取りまとめた事項に対する改善方向を示していただいた点について、大きな成果であると 考え、全体的な方向性に賛同しております。

個別の論点に対する意見は以下の通りです。

- 4. アプリストア分野における主な課題と期待される取組の方向
- (1) 手数料および課金方法

限られた情報提出の範囲内でも、より正確で具体的な資料提出を求め、アプリマーケットプレイスの反競争的慣行に対する懸念を提起していただいた点に賛同しております。

特に手数料を負担する利用事業者からの懸念や、一部の利用事業者に偏った手数料負担について言及していただいた事項には大きく共感しています。

また評価された事項の中で、独占的に運営されるアプリマーケットプレイスのコストの透明 性不足や独占的市場構造により、利用事業者が提供されるサービスに対して手数料が過度に 高い点にも Match も同様に大きな懸念を抱いております。

アウトリンクの利用における諸条件の付加による不便及びこれによる代替決済手段の不許可に対する懸念についても大きく共感しています。 同時に、第三者決済手段利用時の手数料減額分 (4%) が実質的な問題解決方法にはならないという言及についても、大きな枠組みでは同意しています。

アプリマーケットプレイスの公正化と消費者に与える悪影響に対処するための可能な対策を見つけるために、METI や日本政府の皆様が大変な努力をされていることを認識しております。Match はこのような有害な影響に対処するために導入できる様々な規制選択肢を認識・評価していますが、これらの有害な影響に対処するための最も効果的な規制体系は、日本での事前規制だと考えております。

特に、このような有害な影響は利用事業者が特定デジタルプラットフォーム利用者が運営するアプリストアにアクセスする際に、アプリ内支払い処理システム(以下 IAP とする)を利用することが義務付けられていること(以下アプリ内決済独占とする)、アプリ開発者がアプリからユーザーをウェブに誘導(または外部リンク)して購入できる権限が制限されること(以下「アンチステアリング」とする)と深く関係しております。アプリ内決済処理システム(IAP)独占とアンチステアリング行為は、消費者の選択肢を狭め、消費者の支払い価格を上げ、イノベーションを抑制し、アプリ内コンテンツやサービスの質と量を低下させ、アプリケーションおよびアプリケーション内決済処理のためのフィンテックソリューションの競争を阻害します。また、IAP 独占とアンチステアリングによりアプリ開発者が利用できるデータが制限されるため、悪意のある行為を検出し対処することが難しく、悪質な企業を自社サービスから排除することが困難になります。

各国政府も日本政府と同様に、既存の競争法だけでは透明化・公正化の実現が難しいとの認識のもと、新たな事前規制を続々と導入しています。欧州の DMA をはじめ、最近の米国連邦裁判所の判断などもこの流れの一部です。デジタルプラットフォーム市場で発生する前例のない独占状態から消費者を守る唯一の方法は政府の行動であることを世界中で認識しています。Matchgroup はこの点から日本政府の努力を支持することを再び表明いたします。

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案) 」に対する 意見

氏名	Meta Platforms, Inc.
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールア ドレス	
ご意見	

# ・該当箇所

29ページ①の最後の段落

# ・意見内容

報告書においてもご認識いただいている通り、弊社は法の定めに基づき、お客様からの問い合わせや苦情の処理件数、そのような問い合わせの分類、及び処理に要した平均時間を開示しております。法律上、これら数値の公表は義務とはされていないところ、貴省が弊社に対しこれら数値の公表をお求めになる根拠をお示しいただきたく、お願いいたします。

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 御中

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価(案)」に対する意見

[氏 名	] サステナビリティ消費者会議
[住 所	
[電話番号	
[FAX番号	÷] —
[電子メ	
ルアドレス	
[意  見	]

#### ・該当箇所

評価案全体

# ・意見内容

当該内容に関わる消費者を含む関係者が判断することが困難。説明責任の観点からも 問題がある。別添2のような一覧の記載がわかりやすい。せめて概要をつけるといいので はないか。

#### ・理由

評価文書が非常に膨大な内容である。

# ・該当箇所

評価案全体

#### ・意見内容

各項目の評価にあたって消費者への影響を考慮した評価が不十分である。

#### ・理由

法律が直接には消費者の権利・利益の確保を目的とするものではないが、事業者の取組 みは消費者の権利・利益に大きな影響を与えるものである。

#### ・該当箇所

「提供条件や提供条件の変更内容をわかりやすく開示する取組・工夫」

#### ・意見内容

「提供条件」の変更等についての「わかりやすい内容」にする取組について、エビデンスを示されていないものが多く見られる。事業者に第三者の検証等によるなどの積極的な仕組みの提示を求める必要があるのではないか。

### ・理由

わかりやすい内容への取組みについて自社の判断のみでは信頼性に欠けるか。

#### ・該当箇所

「提供条件や提供条件の変更内容をわかりやすく開示する取組・工夫」

### ・意見内容

「提供条件」の変更等についての「わかりやすい内容」にする取組について、エビデンスを示している例、たとえば、利用事業者の満足度をモニタリングするなどよい取組みはベストプラクティスとして示すとよいのではないか。

### ・理由

事業者全体の取組みのレベルアップにつながると同時に消費者が評価することが可能 になる。

# ・該当箇所

「提供条件変更時の対応」

#### ・意見内容

利用事業者に重大な影響を及ぼす変更について、告知期間の対応だけではなく、何が重大な影響を及ぼすかの基準の開示を求める必要があるのではないか。

#### ・理由

恣意的な判断を避けて法の目的に沿った運用を実施するために必要と考える。

## ・該当箇所

「利用事業者との対話プロセス」

### ・意見内容

事業者の対話の例を見ると、多くが自社の取組を理解するための一方通行の説明であ り、対話にはなっていない。

# ・理由

対話は双方向の意見交換であり、利用事業者の意見や課題の議論の記載があってもよいと思われるが、そのような記載例は殆どないように思われる。

### ・該当箇所

「課題と考えている事項、今後の対応」

#### ・意見内容

利用事業者とのコミュニケーションの取組のなかで、消費者の権利・利益に関わる苦情からの対応例が見受けられるが、どのような改善をして、消費者の権利・利益に貢献したのかがわかる情報がほしい。

#### ・理由

法の目的である透明性および公正性の確保は最終的には消費者の苦情の削減あるいは 消費者の利益につながるものである必要がある。

### ・該当簡所

「返品・返金の取り扱い」

# ・意見内容

楽天市場および Yahoo!と Amazon の2つのケースを示し、Amazon の例のみ一定の期

待を示しているが、消費者から見たとき、前者が優れており、後者に課題があるとは必ず しも言えないことから、両者に対してそれぞれ課題を示すべきではないか。

## ・理由

前者は利用事業者には不満が生じないとあるが、利用事業者の対応によっては消費者の不利益のある返品・返金となることもありうる、また、後者には利用事業者の不満が生じやすいとあるが、消費者には利益となる現品・返金の可能性もある。要は返品・返金の基準や考え方の問題如何によるのであり、その内容をきめ細かく見て評価すべきと考える。

# ・該当箇所

別添2全体

## ・意見内容

苦情・紛争の主な類型や結果の概要について、項目の記載しかないものが多いが、具体的な内容が不明なので課題がわかる報告を求める必要があるのではないか。なお、件数が少ないという課題はあるが、Apple のみが具体的な課題と解決がわかる記載になっている。

#### ・理由

苦情等によって取引についての課題が見える事が問題改善につながると考える。

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 御中

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デ ジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する意見

[氏名]	三浦法律事務所 弁護士
F/) =<1	
[住所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[意見]	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性につい
	ての評価(案)(以下「本評価案」という。)に対する意見を
	以下のとおり提出する。

1. 本評価における要求内容は、透明化法上経済産業大臣が評価すべき内容を超えた内容と すべきではない

#### (1) 総論

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「透明化法」という。)は、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的」とする法律である(透明化法1条)。透明化法は、規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねるいわゆる「共同規制」の規制手法を採用し、国の関与や規制は必要最小限のものとすることをその基本理念としている。透明化法における規制の内容は、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為についての透明性を高める規定が主となっており、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等についての開示(特に商品提供事業者に対して不利益行為を課す場合等の条件についての開示等)を義務付けている(透明化法5条)が、それを超えて、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して、提供条件の設定に当たって何らかの禁止事項、義務事項等を定めているわけではない(例えば、ヨーロッパにおける The Digital Market Act のように、ゲートキーパーのサービス提供に係る自己優遇行為を禁止する等の行為規制は存在しない。)。そして、特定デジタ

ルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならないとされており(透明化法 7 条 1 項)、毎年度、経済産業大臣に対して、透明化法 5 条に基づく開示の状況、同法 7 条 1 項に基づく措置等を報告しなければならないとされている。そして、経済産業大臣は、これらの報告に対して評価を行うものとされている(透明化法 9 条 2 項)。

今回意見公募に付されている本評価案は、上記透明化法に基づいた評価案であるとこ ろ、当該評価は、透明化法の規制に基づき経済産業大臣に与えられた権限に基づいた範 囲で行われる必要があるといえる。しかしながら、本評価案の内容には、透明化法に基 づいて特定デジタルプラットフォーム提供者に対して具体的に義務が課されている内 容を超えた部分が多く含まれている。また、透明化法上法的な義務が課されていない部 分について、特定デジタルプラットフォーム提供者により具体的な措置を講じられるこ とが「求められる」ないし「必要である」といった表現が用いられており、法律上求め られていない事項について経済産業大臣が民間事業者の実質的な義務を創出している かのように読める内容となっている。透明化法上、具体的な義務が課されていない内容 であっても、特定デジタルプラットフォーム提供者が「透明性及び公正性の自主的な向 上に努めなければならない | (透明化法 9 条 6 項) とされていることを踏まえ特定デジ タルプラットフォーム提供者側による対応を促すことは否定されないものの、あくまで 自主的な対応を促すことにとどめるべきである。そして、具体的な対応内容は事業者の 自主的取組に委ね国の関与を必要最小限にすることが透明化法の理念であることを踏 まえると、特定デジタルプラットフォーム提供者がとる具体的な措置の内容について経 済産業大臣が詳細に要求することは問題といえる。特定デジタルプラットフォーム提供 者に対して具体的な措置をとるよう義務を課すのであれば、透明化法を改正することに より対応すべきであり、評価という名の下に特定デジタルプラットフォーム提供者に対 して特定の措置を実質的に強制することは、法律による行政の原則に相容れない行為と いえる。

### (2) 具体的な修正案

上記(1)の趣旨を踏まえ、本評価案において、以下の修正・追記をすべきである。

① 本評価案に記載されている具体的な措置内容については、あくまで経済産業大臣が「特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置」と考えている内容を記載しているのみであり、これら具体的な措置を採用するか否か及び採用する場合の詳細について、事業者の自主的な対応を尊重し国の関与を最小限にする透明化法の理念に鑑み、事業者が自由に決定することができる(事業者が記載されている具

体的な措置を行うことを義務付けられるわけではない)旨を本評価案に記載する。

② 本評価案において特定デジタルプラットフォーム提供者がとるべき具体的な措置を記載している部分で、透明化法に具体的な根拠が存在しない部分については、「求められる」「必要となる」といった実質的な義務付けにつながるような表現は避け、「期待する」「望ましい」といったような表現に変更する¹。

### (3) 対象となる記載の例

透明化法に基づく法的義務が課されていないにもかかわらず、かなり具体的な要求がなされている事項として上記意見の対象となるものの例は以下のとおりである<sup>2</sup>。

- ① 本評価案において、プラットフォームによる自社優遇行為について「自社及び関係会社の優遇がないことを説明するだけではなく、存在しないことをいかに担保しているのか客観的に検証できる形で説明する必要がある」、「自社及び関係会社の優遇に対する懸念に応える情報開示、自社優遇措置の管理体制の整備…を進め、これらの取組内容を客観的に検証できる形で説明していく…ことが求められる。」とされている。当該記載は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して「ないことの証明」という極めて困難な課題を法律上の裏付けなく課すものであり、問題といえる。
- ② 本評価案において、利用事業者が構成する団体からの意見聴取や、同様の団体との利用条件について協議を行うことを求めている記載が存在する(特に、アプリストアの手数料に関して、「現行の仕組みやその説明では、利用事業者との相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討することが求められる」とされている。)。このような利用者団体からの意見聴取、協議などを法律上何らの根拠もなく要求することは、他業種における対応と比較しても一般的なものではなく、問題といえる。多種多様な利用事業者が多数存在する中で正当性をもって特定デジタルプラットフォーム提供者側と協議する団体が存在するかを含めて慎重に検討する必要があるにもかかわらず、詳細な議論、検討を行わずこのような協議を実質的に義務付けることにより、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して過度な負

<sup>1</sup> 昨年度の大臣評価においては、「期待する」といった表現が用いられており、今年度の評価においても同様の表現が用いられるべきといえる。

 $<sup>^2</sup>$  これらはあくまで例示列挙であり、これら以外についても上記意見が妥当する部分については必要な修正を行うべきである。

担が課せられることが想定され、このような対応が必要であれば透明化法の改正 によって詳細を決めるべきといえる。

③ 本評価案において、特定デジタルプラットフォーム提供者が行う手続・体制整備について、「外部から検証できるような形で」自社取組を説明することが重要であるとし、「独立した部署による内部監査や外部機関による監査結果があるものについては、これを添付すること」が求められている。この点について、そもそもこのような内部監査や外部機関による監査が必要な行為とまではないことを明確にすることにより、事業者側の過度な負担を回避すべきといえる(上記記載においても、「…があるものについては、これを添付する」とされており、内部監査や外部機関による監査を行うことが必要とされているわけではないといえるが、事業者に対する説明責任の観点から、この点について明確にすべきと考える。)。

# 2. 利用者の声の定量的な分析を根拠として提示し、定量的な根拠のない改善措置事項は回 避すべきである

本評価案においては、利用事業者から聞かれた声について列挙した上で、ネガティブな意 見が存在した項目に対して具体的な措置が求められるないし必要となると結論づけられて いる。しかしながら、本評価案において、どの程度の利用事業者がネガティブな意見を出し ていて、その数が経済産業大臣として介入する正当な根拠を構成しているかといった定量 的な分析がなされているかが不明である。 当職らが 「モバイル・エコシステムに関する競争 評価 最終報告」案(以下「最終報告書案」という。)に対して提出した意見(以下「最終 報告案意見」といい、別紙として添付している) においても述べたとおり、特定デジタルプ ラットフォーム提供者のように、多数の利用者に対して均一のサービスを提供する事業ス キームにおいて、1 対多数の取引において画一的処理をする必要性から一定の取引条件を設 定せざるを得ないサービスにおいては、万人を満足させる取引条件を設定することはおよ そ不可能であり、当該取引条件に不満をもつ取引先が出てくることは避けられない。したが って、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為の是正を促す場合には、利用事業者から 不満の声があったということだけでは足りず、利用事業者による不満の割合が一定以上と なり、改善が必要となるレベルに達していることが必要であり、そのような分析がなければ、 大多数の利用事業者が満足しているサービスを特定の利用事業者を取り巻く利害関係に基 づいて改悪されてしまうといった問題が発生する。

したがって、本評価案において特定デジタルプラットフォーム提供者の改善を促す事項については、それを根拠づける定量的な分析を行い、統計上有意なレベルの数の意見に支えられている事項のみを改善の対象とすべきである。透明化法が謳う利用事業者との「相互理解」にとって、利用事業者側による特定プラットフォーム事業者の立場の理解も重要な要素

であり、これを無視した特定プラットフォーム事業者に対する一方的に不利な評価は透明 化法の趣旨に悖る。この「相互理解」には、利用事業者側からの特定プラットフォーム事業 者の対応に係る理解も当然含まれ、大多数の利用事業者が満足しているサービス内容及び その条件に対して不満を持っている利用事業者は、当該サービスやその取引条件を提示し ている特定デジタルプラットフーム提供者側の事情に対する理解が不足している可能性が ある。透明化法を所管する経済産業大臣としては、特定デジタルプラットフォーム提供者に 対して一方的に意見をするのではなく、中立的な立場から両者の関係を評価すべきであり、 その前提としての定量的な分析は必要不可欠であるといえる。

より具体的に定量的な分析に係る対応が必要と考えられる点として、最終報告案意見においても指摘したアプリストア市場における決済手数料に係るアンケート結果が挙げられる。昨年度経済産業省が行った「デジタルプラットフォーム利用事業者向けアンケート調査結果」3において、「対価に見合ったサービスを受けている」と回答した利用事業者が80%程度であったにもかかわらず、依然として一部の利用事業者から「手数料の負担が大きく収益を圧迫している」点を強調し、政策誘導をしていることが問題といえる。

以上のとおり、経済産業大臣として特定デジタルプラットフォーム提供者の問題行為を適切に把握し、改善を図るためには、より多くの利用事業者を対象として統計的に有意な形で全体像がわかるような定量的な分析が必要不可欠であり、事業者に対する評価の透明性の担保のため、本評価案においてこのような分析の内容を開示するとともに、定量分析によって根拠づけられない改善要求は本評価から削除すべきである。

#### 3. モバイルアプリサービスにおける本評価案の内容について

透明化法の規制対象の一つであるモバイルアプリ市場については、デジタル市場競争会議において追加的な規制の必要性が議論されており、最終報告書案において追加規制の方向性が示されている。当職らは、このような規制の導入に対して疑問を呈する内容の最終報告案意見を提出した。本評価案は、モバイルアプリ市場に係る評価内容において、最終報告書案の内容を引用した上で、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為を問題視しているように見受けられるが、これらの内容に対しては当職らによる最終報告案意見の内容がそのまま妥当するため、その内容も勘案いただきたい(別紙として添付している。)。本評価案においては、中立的な立場からの反対意見に対しても耳を傾けつつ、透明化法の趣旨に則った対応が求められる。

特に以下の点については、再度意見として提出する。

(1) アプリ内代替決済に係る評価が不適切である

3https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\_info\_service/digital\_platform\_monitoring/pdf/002\_01\_00.pdf

本評価案は、Apple によるアウトリンクについて、「アウトリンクが認められている App が、App 内ではデジタルコンテンツを購入しないリーダーApp に限定されている ため」アウトリンクを含むリーダーApp は円滑な利用が妨げられているという評価を行 っている (本評価案 52 頁)。しかし、本評価案がこのような評価の根拠として挙げてい るのは、利用事業者による一方的な意見に過ぎない(本評価案 52 頁)。アプリストア運 営事業者は、アプリの流通という重要な機能を担っており、当該機能に対する適切な対 価を受けるべきであり、決済手数料はその役割を果たすものである。他方、リーダーApp は、ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに 用いられるアプリであり、適切な対価の確保というアプリストア側の事情はそれほど考 慮しなくてよい類型といえる。このような事業者側の正当な利益確保の必要性を含め、 デジタルコンテンツ提供に係る競争促進、消費者利便の向上等様々な要請を勘案した上 で、公正取引委員会による長年の調査の結果、リーダーApp においてアウトリンクを認 めるという措置がとられている 4。独立行政委員会である公正取引委員会が長年の調査 に基づき導いたバランスをとった結論に対して、利用事業者の一方的な意見(しかも上 記2で記載したとおり定量的な分析も示されていない単なる意見に過ぎない)のみに基 づいてこれを安易に修正することは、利用事業者のみに偏った過度な干渉であり、透明 化法の趣旨に鑑みても不当である。

仮にアウトリンクのリンク先に関する制約を限定的なものにした場合、特定デジタルプラットフォーム提供者はリンク先についてコントロールすることができないため、セキュリティ上の問題が生じたり消費者の利益が毀損されたりすることが予想され、しかも、そのような場合に利用事業者によりリンクの差し替えが行われるなどによって追及が困難になるなど、消費者保護やセキュリティの観点から問題がある。アプリストア市場における情報セキュリティの問題は非常に重要であり、これを軽視することは許されないといえる(モバイル・エコシステムに係る競争政策を評価する際の情報セキュリティリスク回避の重要性については、最終報告案意見4も参照されたい。)。

さらに、本評価案は、Google による UCB の内容について、手数料が 4%しか減額されていないことを問題視しているが、これは、まさにどの程度の手数料設定であれば問題ないのかを経済産業大臣が判断することにつながり、政府による不当な価格介入といえる(手数料に対する介入が政府による不当な価格介入であり認められるべきでない点については、最終報告案意見 5 も参照されたい。)。

以上のとおり、本評価案における決済手段についての評価は不適切であるといえる。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 令和 3 年 9 月 2 日公正取引委員会「アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210902.html

(2) アプリストアにおける手数料・課金方法を検討する際に事業者側の適正な対価の 確保の機会を考慮すべきである

本評価案は「アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められる」(本評価案 53 頁)として、アプリ代替流通経路の確保の必要性について述べている。

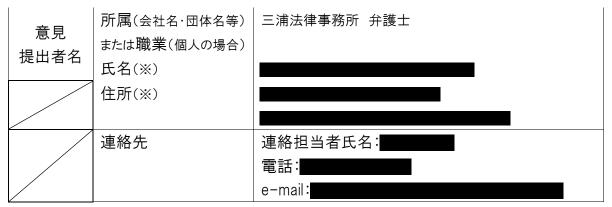
アプリストアは、ディベロッパがアプリをユーザーに届けるための流通機能を担うサ ービスである。アプリの流通を可能かつ安全なものとするために、アプリストアは種々 の投資を行っているはずであり、アプリストアが提供する流通サービスに対する適切な 対価を受領することは極めて正当な行為である。そして、対価の回収方法として、アプ リストアを介した決済における手数料確保という手段は極めて合理的な手段であると いえる。確かに、アプリやコンテンツの販売によってマネタイズができている利用事業 者にとっては、決済に紐づいた手数料負担が不公平であると感じるかもしれない。しか しながら、このような決済に紐づけた対価回収システムによって、マネタイズできてい ない大多数のディベロッパが大きなコストを負担することなくアプリを開発・流通させ ることが可能となっている。このようなシステムは、ディベロッパの参入を容易にさせ、 裾野を広げることにより、イノベーションの促進につながる制度であるといえる。いわ ば累進課税と同様のコンセプトに基づきマネタイズをするという民主的な制度であり、 多数のディベロッパが恩恵を被っていると考えられる。 他社決済を許容し決済に紐づけ たマネタイズが妨げられることになれば、上記のような合理的なマネタイズ方法が妨げ られ、ビジネスモデルの転換を求められることになる。これにより、大多数のディベロ ッパが不利益を被るおそれがあり、かえってアプリ市場におけるイノベーション・技術 革新が阴害されるのではないかと懸念される。

(3) 利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる具体的な仕組みを求めることは透明化法の権限の範囲外である

本評価案は、透明化法9条2項に基づき、経済産業大臣が特定デジタルプラットフォーム提供者の透明性及び公正性についての評価を行うものであって、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることを求めることは透明化法の範囲外の要求事項である。上記1で記載したとおり、透明化法において具体的な義務として求められていない内容について、大臣評価の名の下に実質的に強制することは許されないところ、アプリ内課金に対する記載は透明化法における具体的な規制内容から導き出せない内容といえ、本評価による経済産業大臣による介入は避けるべきといえる。

以上

# 提出用フォーマット



※ 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をご記入ください。

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」に関する意見

(該当するページ: 本文中に記載 )

- 1. 事前規制の必要性をより吟味すべきである
- (1)競争を人為的に促進させるための事前規制の導入は慎重に判断すべきである

モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告(案)(以下「本報告書案」という。)は、内閣府に設置されたデジタル市場競争会議及びワーキンググループにおける議論を総括し、モバイル・エコシステムにおける競争上の問題点を取りまとめている。本報告書案は、モバイル・エコシステムがモバイル OS を基盤としたレイヤー構造となっていることを前提に、モバイル・エコシステムの特徴として、各レイヤーにおける高い参入障壁の存在、間接ネットワーク効果、及びスイッチング・コスト等を理由として挙げ、必ずしも各レイヤーにおける競争圧力が十分機能していないことを問題点として指摘している。

しかしながら、事業者が、その優れた製品・技術を開発することにより消費者から選択され、他の事業者・サービスとの競争に打ち勝ち、その結果として市場における独占的・ 寡占的地位を確保することそれ自体は競争法・政策上何ら問題ない行為といえる。それにもかかわらず、正当な競争を勝ち抜いた結果得た地位のみに着目し、これをリセットするために政府規制を及ぼすことは、事業者が正当に確保した競争優位性を法的に奪うことになり、中長期的な観点で事業者によるイノベーションを阻害するおそれがある。本報告書案は、モバイル・エコシステムにおける競争を人為的に促進させるための事前規制の導入を提案しているが、上記のような自由主義経済における競争法・政策の原 理原則を踏まえ、このような事前規制には慎重になるべきであり、事前規制の弊害を勘案してもなお是正しなければならない根拠(立法事実)が存在する場合に初めて導入が正当化されるべきであると考える。

# (2)事前規制に係る立法事実のより深い分析が必要である

モバイル OS 事業者は、市場を黎明期から作り上げ、数多くの技術革新を経て、現状 のモバイル・エコシステムを形成するに至っている。形成過程において反競争的行為や 反競争的な企業結合があれば格別、通常の競争をした結果として現状の状態を作り上 げている中で、これに対して法規制を及ぼすためには、それ相応の規制根拠、立法事実 が存在することが前提といえるが、本報告書案ではこの点の分析が必ずしも十分ではな い。本報告書案は、大枠の規制の必要性に関する理論上の整理(参入障壁の存在、 間接ネットワーク効果によるティッピングの懸念、スイッチング・コストが高いこと等)を行う とともに、個別具体的な問題点については、事業者や消費者に対するアンケート結果に おける懸念を引用し、規制導入の根拠としている(例えば、本報告書案では、後に詳述 するアプリストアの手数料問題に関して、事業者向けアンケートにおいて「手数料負担の 妥当性及び公平性について、根強い不満の声が上がっている」ことを規制の根拠として いる。)。しかしながら、アンケートにおいて取引相手方が不満を示しているという事実の みをもって、規制の根拠とすることは妥当ではない。商取引における相手方が取引条件 について不満を有することは正常に競争が働いている市場であってもよくあることである。 とりわけ、本報告書案が対象とするモバイル・エコシステムに係る各サービスのように、1 対多数の取引において画一的処理をする必要性から一定の取引条件を設定せざるを 得ないサービスにおいては、万人を満足させる取引条件を設定することはおよそ不可能 であり、当該取引条件に不満をもつ取引先が出てくることは避けられない。このような中 で取引先の一部が不満を有しているという事実のみで問題視をして、法規制を導入する ことは妥当ではない。

また、今回のアンケート結果が果たしてユーザーの声を適切に反映しているものなのかが不明であり、その観点からも今回行われたアンケート結果にのみ依拠した法規制導入は問題といえる。例えば、前述したアプリストアの手数料に係る事業者アンケート結果において、高い割合の事業者が「手数料について高いと感じる」と回答しているが、別途経済産業省が行ったアプリストアの利用事業者に対して行ったアンケートにおいては、「対価に見合ったサービスを受けている」と回答した利用事業者が80%程度に上っている。このように、母数が限定的なアンケートによる定性的な回答をチェリーピックして規制の根拠として用いるのは、誤った方向に規制が導入される危険性を孕んでいる。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 経済産業省「デジタルプラットフォーム利用事業者向けアンケート調査結果」13 頁 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\_info\_service/digital\_platform\_monitoring/pdf/002\_01\_00.pdf

市場における競争環境が不十分であり、これを改善するために法規制を導入するのであれば、事業者の不満を定性的に述べるのみではなく、経済分析等によって競争状態が阻害されていること、これによって消費者厚生が害されていることが証明できて初めて規制の根拠が存在するといえるはずである。このようなエビデンスを深堀することなく、「取引先の不満イコール規制の根拠」として、特定の事業者を狙い撃ちにするような規制を導入することは妥当ではない。

(3)事業者の行為を反競争的効果の認定なく規制をすることは過剰規制となるおそれがある

競争上の懸念が存在する場合には、独占禁止法(以下「独禁法」という。)の執行権 限を有する公正取引委員会(以下「公取委」という。)が必要な調査を行い、各行為の 市場における反競争的効果の有無を認定した上で、問題となる行為を特定して行政処 分を行うのが原則である。独禁法違反の行為は、外形上同じ行為であっても、行為時の 市場の状況、行為者の市場における地位、行為による競争への影響等によって、違反 か否かが分かれることがあり得る。したがって、公権力をもって反競争的な行為を排除 するためには、その根拠として、行為の影響が発生する市場の範囲を画定し、当該市場 における反競争的効果が発生していることを立証しなければならない。このような市場に おける競争上の効果に係る緻密な分析をせずに対象となる行為を事前規制によって禁 止することは、問題のない行為を規制してしまう過剰規制につながるおそれが高い。さら に、本報告書案は、「う回的手段」の禁止として、問題視されている行為に類似する行 為についてもこれを規制しようとしているが、このようなあいまいな概念での規制をすれば するほど、政府による過剰規制の問題が拡大する。さらに、本報告書案は、事前規制に 基づく私人の差止請求権を認めることが提案されているが(本報告書案 33 頁)、あいま いな概念に基づいた私人の差止請求権を認めれば、濫訴による事業活動への過度な 萎縮効果が懸念される。

本報告書案は、モバイル・エコシステムにおいては競争法におけるアプローチが機能しないことを指摘するが、疑問である。例えば、モバイル・エコシステムにおける市場画定が困難であるという指摘がなされているが、これまで公取委は、デジタル関連の市場における市場画定を多数経験してきており、企業結合という時間的成約がある中でも判断を行っている<sup>2</sup>。また、複数の行為が複合的・相乗的に作用して競争上の弊害が発生す

11

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 最近の例では、マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合に関する審査において、 公取委は、レイヤー構造にあるゲーム用プラットフォーム関連の市場に係る複雑な市場画定を比較的短期間で調査 し、結論付けている。https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/kiketsu/230328 ma.pdf

るような案件についても、公取委が執行を行った事例もある<sup>3</sup>。さらに、市場における競争上の弊害を立証したり、正当化事由の有無を判断するための事実関係が事業者側に偏在しているとの指摘もあるが、調査権限を有する競争当局である公取委がこれを入手できない理由がない。

このように、競争法上のアプローチが機能しないという整理には疑問があり、ただ単に政府が立証を簡単に済ませたいといういわば「横着」を許容するような規制となるのは大きな問題である。公取委は、これまでデジタル市場に対する法執行を行ってきており、排除措置命令という行政処分における厳格な認定を行うことに加え、厳格な認定に時間がかかる場合には 2018 年に施行された確約手続(独禁法 48 条の 2 以下)等を利用して、事業者との間の同意をベースとした早期の競争回復に向けた措置を出している。事実、これまでデジタル分野における事案についても、確約手続を含む事業者との同意に基づくプロセスによって早期解決がなされている。

このように、様々な武器を与えられている公取委による独禁法の執行で対応できず、 従来の競争法のアプローチでは対応ができない問題であるのかがそもそも疑問である。 執行当局である公取委のリソースが不足していることにより時間がかかる、または、専門 的な判断が難しいということであれば、公取委の人員・リソースの確保をすることにより解 決すべき問題であり、事前規制の導入は問題に対する適切な対処方法とはいえない。

(4)特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下 「DPF 法」という。)の効果検証をしないままに追加規制を導入することについて疑問がある

アプリストアを含む特定のデジタルプラットフォーマーによる取引の透明性を確保するため、取引条件等の情報の開示や自主的な手続・体制の整備等を義務付けた DPF 法が2021 年より施行されている。同法の対象となるデジタルプラットフォーマーは、運用状況の報告が義務付けられ、経済産業大臣が運用状況の評価を行い、独禁法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合には、公取委に対して措置請求をすることができる。

少なくとも DPF 法の対象となっているアプリストアにおいては、DPF 法が施行されたことにより、DPF 法導入の際に問題とされていた論点がどのように解消されたのか、DPF 法が対応できない新たな問題点としてどのようなものがあり、それに対して追加規制が必要なのかという点を十分に議論しないまま、事前規制の追加導入を議論することに強い違和感を持つ。DPF 法のモニタリングの一環として前述した利用事業者向けのアンケートが

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 例えば、ニプロ事件審判審決(公取委審判審決平成 18 年 6 月 5 日)において、公取委は、複合的に行われた複数の行為により排除効果が発生したと認定し、独禁法違反を認定している。このように、複合的な行為を分析する案件はそれほど珍しくなく、独禁法による対応が難しいという考え方には賛同できない。

なされ、その中では利用事業者からポジティブな回答がなされていることを踏まえると、 このタイミングで新たな規制を導入することは拙速に過ぎ、DPF 法も含めた既存の規制 の枠組みの中で対応することを最優先とすべきではないかと思料する。

2. 事前規制がユーザー向けのサービスの改悪になるようなことはあってはならない

モバイル・エコシステムは、利用事業者向け及び一般ユーザー向けという二つの需要者群を有する二面市場を構成するサービスであるが、事前規制の導入の有無及びその内容を考える上では、一般ユーザーにとってのサービスをよりよいものとするという観点、すなわち競争法・政策の究極目的である一般消費者の利益に資するかが最も重要な要素ではないかと思料する。本報告書案も、「消費者の選択の機会の確保」を重要な検討の視点として示している。

しかしながら、本報告書案が示す方向性の中には、利用事業者側の不利益を解消することに軸足を置いたばかりに、その帰結として一般ユーザー向けの選択が阻害されたり、ユーザー向けのサービスの改悪につながり得るものがあり、結果として一般消費者の利益を阻害するおそれがあるのではないかと危惧している。典型的なものとして、後述するアプリストア市場における競争を促進するために提案されている第三者アプリストアの許容である。本報告書案では、第三者アプリストアを許容する義務を課すこととして、それに伴うセキュリティの懸念については、第三者アプリストアを許容している他の事業者の対応策を参考にすることが提案されている。また、同様の考え方は青少年保護の文脈でも存在し、第三者アプリストアを許容することに伴い対応が難しくなる点について、他の事業者の事例を参考にして対応が可能である、といった論調を用いている(本報告書案102 頁)。このような考え方は、「イコールフッティング」により競争を促進させるという名の下に、事業者が創意工夫によって築き上げたプロダクトデザインを統一化させ、消費者の選択の幅を狭めてしまうおそれがある。

以上のように、利用事業者の利益を慮るばかりに一般消費者の利益が阻害されるような規制はあってはならないと思料する。本報告書案が描く規制の方向性について、この観点での再検討を求めたい。

3. 事業者による正当な利益確保を阻害し、投資インセンティブを不当に損ねてはならない

本報告書案では、事業者がシステム投資に対応した対価を確保する機会を不当に妨げるような提案がなされている。例えば、イコールフッティングの観点からディベロッパに対して OS 機能へのアクセスを無償で認めるべきとの方向性を示している部分がある(本報告書案 172 - 173 頁)。しかしながら、このような無償開放を義務付ける規制の導入

には極めて慎重になるべきである。これらの機能はモバイル OS 事業者が必要な投資を 行った上で機能として付加したものであり、このような機能を無償で開放することを求め ることは事業者側の投資インセンティブを損ね、機能の改悪につながるものである。

このようなモバイル OS 事業者側のインセンティブ確保という観点を欠く規制は、直近で不満をもつ利用事業者にとっては人気の施策となるかもしれないが、中長期的な問題を孕むものといえる。モバイル OS 事業者側には、日本国においてサービスの提供を継続する義務はない。サービスレベルについて他国と同一にする義務もない。そのような中で、日本において過剰な規制を課し、利用事業者によるフリーライドを許容するような制度を導入すれば、対象となる事業者が日本においてビジネスモデルを維持できないと判断し撤退することができ、撤退とまではいかないまでも、規制により日本向けサービスレベルが悪化する可能性は十分あり得る。本報告書案もスマートフォンを起点としたモバイル・エコシステムは人々の生活に欠かせないものとなっていることを認めており、そのような重要なサービスを常にアップトゥーデートなものに保つためにモバイル OS 事業者が必要な投資を行うことができる環境を整えなければならないといえる。

上記の意味で、モバイル OS 事業者による適正な対価の確保という視点は重要といえるが、本報告書案ではこのような視点が欠落し、利用事業者の利益のみを追求している部分があり、再考すべきと思料する。

# 4. セキュリティ・プライバシーへの配慮が十分ではない

本報告書案においては、競争への悪影響が生じ得る行為がセキュリティ、プライバシ 一確保等の理由によって講じられる措置である場合も想定されるところ、そのような措置 は一定の場合に正当なものとして講ずることが認められるべきとしており、セキュリティ、 プライバシーの確保が競争制限に係る正当化事由として認められる可能性がある点を 指摘したことは正しい判断といえる。しかしながら、未だセキュリティ、プライバシーを軽視 しているかに読める部分もある。例えば、第三者アプリストアの参入に際して、OS やハー ドウェアのセキュリティが毀損されることのないようにするため、又はプライバシーの確保 等のために必要であり、かつ比例的な措置を講ずることができるとしているが、ここでいう プライバシーの確保等のための措置とは、アプリ代替流通経路を運営しようとする事業 者や当該アプリ代替流通経路を利用するディベロッパにより個人情報保護法や電気通 信事業法等をはじめとした法令が遵守されることや、それらの法令を遵守するための政 府のガイドライン等に従った対応が行われることを確保するために必要であり、かつ比例 的な措置が想定されるとしている(本報告書案 103 頁)。しかしながら、これらの法律は、 事業者が遵守すべき最低限度の義務を規定するものであり、 モバイル OS 事業者は、法 律上の義務よりも高次のプライバシー保護を実現している。その中で、法律上の最小限 度の義務を遵守するのみで他のアプリストアを許容しなければならないとすると、セキュリ

ティ、プライバシーの質が大きく毀損されるおそれがあり、妥当ではない。すなわち、例えば、最低限のセキュリティしか備わらないアプリストアが参入した場合、これは単にそのようなアプリストアが独立して存在するということではなく、モバイル・エコシステムの一部を成すことになり、そのセキュリティレベルはモバイル・エコシステム全体に波及するおそれがあるため、モバイル OS 事業者としては、消費者の保護のためにもこれを穴にすることなく全体として高いセキュリティレベルを維持することが難しくなるのではないかと懸念される。

プロダクトデザインにおいて高レベルのセキュリティ、プライバシーを達成したいとする事業者の自由は最大限尊重すべきであり、このようなセキュリティ対策について「イコールフッティング」を達成してしまうことは大きな問題といえ、サービスのクオリティに関する競争を鈍化させ、ひいては消費者利益を損ねるものといえることから、方針について再考が必要と思料する。

### 5. アプリストアに係る論点について

上記のとおり、本報告書案は、総じて、ディベロッパ等の利用事業者の不満を解消するという方針の下、必ずしも一般消費者の利益の保護に繋がらない規制の方針が打ち立てられ、モバイル OS 事業者による正当な投資回収の機会を損ねるような事前規制が提案されている。その中でも、とりわけ影響の大きいと思われるアプリストアレイヤーにおいて提案されている事前規制の内容には大きな問題点があると思料する。

アプリストアにおいてコンテンツを販売するディベロッパは、モバイル OS 事業者の決済・課金システムを利用することを義務付けられ、当該システム利用の際に、決済金額の30%又は 15%を支払わなければならず、これが高額であるとの不満があること等を理由として、一定規模以上のアプリストアを提供する事業者が、当該アプリストアを利用するディベロッパに対し、自社の決済・課金システムの利用を義務付けることを禁止し、う回的手段を制限するためにアプリストアのビジネスユーザーへの利用条件等(手数料含む)を公正、合理的かつ非差別的なものとすることを義務付ける方針を打ち出している(本報告書案 80 頁 - 84 頁)。

また、モバイル OS 事業者が提供するアプリストア以外のアプリストアの参入が困難又は不可能である点について、本報告書案では、アプリ代替流通経路を、実効的に利用できるようにすることを義務付ける方針としており、その際に、モバイル OS 提供事業者は、OS やハードウェアのセキュリティが毀損されることのないようにするため、又はプライバシーの確保等のために必要であり、かつ比例的な措置を講ずることができるとしている(本報告書案 103 頁 - 104 頁)。

このように、(1)他社決済を許容する規制、及び(2)アプリ代替流通経路を確保するた

めの規制が提案されているものの、いずれについても以下で詳述するとおり問題がある 方向性であり、再考が必要といえる。

# (1)他社決済の許容について

アプリストアは、ディベロッパがアプリをユーザーに届けるための流通機能を担うサービスである。アプリの流通を可能かつ安全なものとするために、アプリストアは種々の投資を行っているはずであり、アプリストアが提供する流通サービスに対する適切な対価を受領することは極めて正当な行為である。そして、対価の回収方法として、アプリストアを介した決済における手数料確保という手段は極めて合理的な手段であるといえる。確かに、アプリやコンテンツの販売によってマネタイズができている事業者にとっては、決済に紐づいた手数料負担が不公平であると感じるかもしれない。しかしながら、このような決済に紐づけた対価回収システムによって、マネタイズできていない大多数のディベロッパが大きなコストを負担することなくアプリを開発・流通させることが可能となっている。このようなシステムは、ディベロッパの参入を容易にさせ、裾野を広げることにより、イノベーションの促進につながる制度であるといえる。いわば累進課税と同様のコンセプトに基づきマネタイズをするという民主的な制度であり、多数のディベロッパが恩恵を被っていると考えられる。

他社決済を許容し決済に紐づけたマネタイズが妨げられることになれば、上記のような合理的なマネタイズ方法が妨げられ、ビジネスモデルの転換を求められることになる。これにより、大多数のディベロッパが不利益を被るおそれがあり、かえってアプリ市場におけるイノベーション・技術革新が阻害されるのではないかと懸念している。

より根本的な問題は、本報告書案が、アプリストア決済の手数料率が 30%(又は 15%)であることについて、利用事業者側からのアンケートを踏まえ不当に高い手数料であるかのような記載をしているところにある。この 30%という料率が果たして不当に高額といえるかの検証が不十分である。他のプラットフォームとの比較においても、マッチングを可能とすることにより30%程度の手数料を課すことも珍しいことではなく⁴、30%という料率が不当な独占的利潤であるとのエビデンスが示されていない。さらに、本報告書案は、韓国及びオランダにおいて自社の決済・課金システムの利用強制を禁止する法律が制定された後、他の決済・課金手段を利用する場合に手数料が取られており、その減額幅が少ないことを問題視し、このような行為を「う回的行為」とした上で規制する方針を打ち出している(本報告書案 82 頁)5。しかしながら、上記のとおり、手数料はアプ

<sup>4</sup> 経済産業省「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合第三回議事録」増島委員発言 部分

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> デベロッパの選択に基づき他の決済・課金システムを利用することが認められたが、いずれも他の決済・課金システムを選択した場合でもなお、30%が適用されていたデベロッパからは 27%(オランダ)又は 26%(韓国)の手数料が徴収されることになっていると指摘されている。

リストアという流通機能を利用することに対する適正な対価であり、他の決済・課金システムを許容したとしても流通機能利用料としての手数料をディベロッパから徴収することは当然であり、自社の決済・課金システムに係る利用料分を控除した手数料を徴収することは極めて自然である。これをう回的手段として規制する余地を与えることは、当局としてどの程度の手数料であればう回的手段でないかという判断をしなければならないことにつながり、政府規制による不当な価格介入につながりかねない。

さらに、本報告書案には、アプリストアにおいて、複数の決済手段を同時に許容する義務を課すような記載がある(本報告書案 82 頁)が、消費者の混乱を招くことになり、消費者利益に反するおそれがある。

以上のとおり、他社決済の許容については、事業者側の適正な対価の確保という観点 が検討から抜けており、政府による不当な価格介入につながり得るものといえ、本報告 書案のスタンスは問題であると思料する。

## (2)アプリ代替流通経路の確保

本報告書案は、アプリストアにおける競争を促進しつつ、セキュリティ・プライバシー保護に配慮する姿勢を見せており、ワーキンググループ等の議論を踏まえ、セキュリティ・プライバシーを最小限確保しつつ代替的流通経路を導入し、競争を促進させようというスタンスがみえる。

しかしながら、前述のとおり、代替的なアプリストア等に求めるセキュリティ・プライバシー措置として、法令が遵守されることや、それらの法令を遵守するための政府のガイドライン等に従った対応が行われることを確保するために必要であり、かつ比例的な措置が提案されているところ、そのような最低限度のセキュリティレベルのみを備えたアプリストアの参入を許すことにより、アプリストア全体のセキュリティレベルが下がる危険性がある。

すなわち、セキュリティ・プライバシーの保護は消費者にとっては目に見えづらいものであり、消費者としても判断が付きづらい価値といえる。必要最低限のセキュリティ・プライバシー措置しか講じておらず利用料が安価なアプリストアの参入を許した場合、最終価格が安価であることのみを理由としてそのようなアプリストアが利用されることになり、アプリストアはセキュリティ・プライバシーへの十分な投資を行わなくなることが想定され、これにより中長期的にアプリストア全体のセキュリティレベルが低減し、現在のモバイル OS 事業者が提供するアプリストアが維持しているセキュリティレベルを維持することが困難になることが予想される。

自身のプロダクトにおいてどの程度セキュリティを確保していくかは、本来事業者が自由 に決定すべき事項であり、これに対して、セキュリティレベルを低いところで落ち着かせる ような政府規制を導入することは極めて問題といえる。

以上

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく 特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価(案)」に対する 意見

(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)         [住 所]         [電話番号]         [電子メールフドレス]         [側意見]         ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)         ・意見内容         ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	[氏 名]         [電話番号]         [電子メールアドレス]         [御意見]         ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)         ・意見内容		
[電話番号] [FAX 番号] [電子メールアドレス] [御意見] ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	<ul> <li>[電話番号]</li> <li>[下AX 番号]</li> <li>[電子メールアドレス]</li> <li>[御意見]</li> <li>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</li> <li>・意見内容</li> </ul>	[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[FAX 番号]     [電子メールアドレス ]      [御意見]     ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)  ・意見内容	[FAX 番号]     [電子メールアドレス]      [御意見]     ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)  ・意見内容	[住 所]	
[電子メールアドレス]   (御意見] ・該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	[電子メールアドレス]   (御意見] ・該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	[電話番号]	
[御意見] ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	「御意見」 ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	[FAX 番号]	
・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・意見内容	[電子メールアドレス ]	
・意見内容	・意見内容	[御意見]	
		・該当箇所 (どの	)部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)
			れば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)」に対する意見

「1. 共同規制とは何か」「2. 情報開示の目的化」「3. 手数料の合理性」「4. 市場の失敗」の4つの観点からコメントする。

#### 1. 共同規制とは何か

冒頭1ページにて、共同規制は「政府が大きな方向性を示しつつ、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組に一定程度委ねながら規制目的を達成する」と説明される。一方、最後の95ページ「終わりに」では、次のように書かれている。

「加えて、自主的な取組を基本とする透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、国際的な動向も参照しつつ、関係省庁とも連携して、強制力ある介入方策について検討していく。/ (95ページ 「III おわりに | より)

強制力のある介入について名言することは、1ページに掲げられている共同規制の基本的な理念と矛盾する。なぜなら、取り組みが不十分と判断された場合に、強制力のある政府介入を招く(ことが予想される)状況で、特定デジタルプラットフォーム提供者が行う取り組みは、もはや「自主的な」取り組みとは言い難いからである。以上の理由から、「強制力のある介入方策の検討」の箇所について、見直しを強く求めたい。

### 2. 情報開示の目的化

苦情処理・紛争解決の状況について書かれた22ページに、以下の記述がある。

「苦情処理・紛争解決に係る取組の客観的な評価に資する情報を積極的に開示することを 期待する。」(22ページ 第1(3)「苦情処理・紛争解決の状況」より)

苦情に関する情報開示の拡大や、その具体的手法に対する政府介入が、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者との相互理解を促進するという目的を達成する上で有効な手段なのか、という点に疑問に感じる。本来は手段であるはずの情報開示が、自己目的化し過ぎているのではないだろうか。

相互理解の進展を測る間接的な指標としては、たとえば事業者の満足度や苦情件数などが挙げられる。こうした指標を定期的にモニタリングして、状況が悪化しているプラットフォーム提供者には改善を促す一方、そうでない提供者については(特に介入は行わずに)独自の取り組みを尊重する、という姿勢が望ましいと考える。また、指標が改善しているプラットフォーム提供者だけでなく、高い水準を維持している提供者も同様に評価すべきである。当初から利用事業者との相互理解が進んでいた(少なくとも、その可能性が高いと考えられる)プラットフォーム提供者に対して、過度な情報開示や不必要な対策を要求することは、彼らのインセンティブを歪めかえって相互理解を妨げる事態に陥る危険性がある。(モラルハザード問題における「マルチタスキング」や「マルチタスク問題」)

プラットフォーム提供者は、政府と比べて当該プラットフォームの事情や環境に詳しい。 情報面で劣る政府が直接的な介入を試みるのではなく、プラットフォーム提供者の自発的な 改善インセンティブを阻害しないような、より柔軟な規制を求めたい。

### 3. 手数料の合理性

数量・課金方法について書かれた51ページに以下の記述がある。

「一方で、手数料を負担する利用事業者からは、引き続き、「手数料の負担が大きく収益を 圧迫している」、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数 料に見合っていない」、「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」といった声があ り、相互理解が進んだとは言い難い。こうした声の背景には、手数料についての競争が十分 に働いていると認めるのが難しい中では、手数料の合理性が確保されていると評価するこ とは難しい、ということがあるものと考えられる。」(51 ページ 第2 3 (1) 「数量・ 課金方法」より)

結論から言うと、「合理的な手数料とは何か」について、政府が明確にその水準または 基準を示すべきだと考える。プラットフォーム提供者と利用事業者が協力して付加価値を 生み出す(=パイを大きくする)ことができる局面では相互理解が生まれる可能性があ り、両者間における理解の進展がパイをより大きなものにする効果も期待できる。しか し、付加価値の配分(=パイをどう分けるか)では両者の利害が真っ向から対立するた め、そもそも相互理解は実現し得ない。 手数料水準の決定は、典型的な後者の利害対立の状況であり、そもそも相互理解の醸成を求めること自体が誤った目標である。また、このような状況で手数料の望ましい水準や体系について建設的に議論するためには、総論的・大局的なざっくりとした評価だけでは不十分である(利用事業者という片方の当事者からのヒアリングでは不十分なことは言うまでもない)。当該プラットフォームの環境を反映した経済モデルを構築し、そのモデルに基づいた定量的な評価や予測、といった定量分析が不可欠であると考える。

もしも現状の手数料水準や体系が非合理であると考え、政府がその変更まで要求するのであれば、「合理的な手数料」について、定量分析を反映した(=学知の裏付けのある) 基準の提示を政府が自ら行うべきである。

## 4. 市場の失敗

最後に、プラットフォーム規制と「市場の失敗」の関係性について、総論的なコメントを残したい。3と同じく、手数料・課金方法に関する46ページの脚注62は、デジタル市場競争会議の報告書を引用しながら、次のように述べている。

「決済・課金システムの利用義務付けは、代替的な決済・課金手段を提供する事業者の参入を阻害し、デベロッパによる多様な料金プランやサービス等の提供を妨げ、イノベーションを減退させる、ユーザーの選択肢が奪われ、多様なサービスの提供を受けられない、手数料負担がデベロッパの収益を圧迫して投資余力に悪影響を与え、イノベーションによる新たな価値提供と競争の減退につながり得ると競争上評価されている。また、アプリ内における他の課金システム等の情報提供、誘導等の制限は、ユーザーにとって、いかなる決済・課金サービスを使うか、アプリを利用するか、ウェブでのサービスを利用するかという選択肢が狭められ、ユーザーの利益が損なわれる、Apple と Google 以外の事業者が提供する決済・課金サービスの取引機会が著しく減少し、ユーザーの利便性を向上させるなどのデベロッパによる多様なサービスを提供する取組に悪影響と競争上評価されている(デジタル市場競争会議・2023 年 6 月 16 日付「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」(以下「モバイル・エコシステム最終報告」という。)89 頁参照)。」(46 ページ 脚注 62)

一般に、政府が民間の経済主体に規制を課すためには、何らかの「市場の失敗」の存在が 根拠として求められる。ここでは、アプリストアが寡占市場であり、競争が阻害されている 点が問題視されている。こうした「不完全競争」は市場の失敗の一つで、オンラインやモバ イルだけでなく、多くのプラットフォームが抱える問題として知られている。 他方で、アプリストアにおいて注目すべき市場の失敗が、不完全競争の他に少なくとも 2 つあると考えられる。それは、「情報の非対称性」と「外部性」である。以下でそれぞれ簡単に説明したい。

まず、アプリ事業者と利用者(ユーザー)の間には情報の非対称性が存在する。アプリの安全性についてユーザーは直接把握することが難しいため、どのアプリが安全/危険かを判断できない(「アドバース・セレクション」問題)。また、事業者は安全性を高めるための投資を怠るインセンティブを持つ(「モラルハザード」問題)。これらの情報の非対称性がもたらす問題は、次のような外部性の存在によってさらに深刻なものとなり得る。

あるアプリがセキュリティやプライバシーに対して脆弱だった場合、ユーザーが被る被害 や満足度・利用価値の低下は当該アプリ内にとどまらず、他のアプリやスマホ自体にも及ぶ。 これらのマイナスの影響は「負の外部性」と解釈できる。逆に、安全性の向上は正の外部性 をもたらすが、その効果のごく一部しか各事業者は利益として受け取ることができない。

一般に、負の外部性を生む商品は過剰生産され、正の外部性を生む商品は過少生産される傾向があるため、放っておくと脆弱なアプリが量産されてしまう危険性がある。このような情報の非対称性と外部性が引き起こす問題を抑えるために、プラットフォーム提供者は莫大なコストを負担してアプリの事前審査やトラブル発生時の事後対応などを行っている。なぜなら、個々のアプリの安全性向上がもたらす正の外部性を、他のアプリの手数料やモバイル端末の販売などを通じて、提供者は(ある程度は)利益として受け取ることができるからだ。独占的・寡占的なプラットフォーム事業が生み出す収益が、現状のアプリストアのエコシステムを支えている、とも言えるだろう。

このように複数の市場の失敗が存在する中で、その一つである「不完全競争」だけに焦点を当てて規制を検討すると、「情報の非対称性」や「外部性」といった別の市場の失敗を深刻化させてしまう危険性がある。もちろん、独占・寡占問題は軽視すべきではないが、透明化法やデジタル市場競争会議の議論をフォローする中で、(不完全競争以外の)市場の失敗という視点が欠けているのではないか、という懸念を抱いている。

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の評価」に対するコメント

おもに経済学の観点から本評価についてのコメントを以下に述べる。

デジタルプラットフォーム (DPF) のもたらす価値を高め、DPF における取引が公正になされることにより、国民生活の豊かさに資することは重要である。そのためには、DPF ビジネスのカギであるネットワーク効果によって発生しがちな、独占や寡占といった不十分な市場競争に起因する問題を軽減することが不可欠である。透明化法に則った本評価において、プラットフォームサービスの提供条件、利用事業者との相互理解促進の取り組み、苦情処理などについて確認・評価した部分は、DPF のサービスの質向上および不十分な市場競争に起因する支配的地位の濫用の防止に一定の役割を果たしていると考える。

しかし、アプリストア分野における手数料・課金方法に関する議論・評価・提案については 異議がある。第一に、「評価」の p52 において、手数料に関して

特定デジタルプラットフォーム提供者には、こうした法令の趣旨を踏まえ、現行の仕組 みやその説明では、利用事業者との相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、利用事 業者からなる団体と協議を進めること等を通じて、追加的な取組を検討することが求 められる

とあるが、手数料の妥当性・合理性を「相互理解」をつうじて担保しようとすることには無理がある。価格の高低は水掛け論になりがちで、明らかに理不尽な価格設定でない限り、いくら説明や協議をつくしても「相互理解」を得ることは難しい。プラットフォームに限らず他の業界においても手数料を 30%程度取ることが珍しくないことを踏まえると、現状の15%ないし30%というアプリストアの手数料が明らかに理不尽であるとは言い難い。

また、手数料の妥当性を議論するには、手数料を支払っている利用事業者の意見だけではなく、支払っていない利用事業者の存在・意見も考慮して評価する必要があるだろう。現行の手数料体系においては、無料で利用されるアプリのデベロッパに対して手数料がかからない。したがって、無料で利用されるアプリの開発が促進され、アプリストアや端末機器の価値が高まることになる。すなわち、現行の手数料体系のもとアプリの開発インセンティブが高まり、結果として DPF の価値を高めている。そしてそれはネットワーク効果を通じて、手数料を支払っているデベロッパによるアプリの利用者が増加し、そのようなデベロッパに恩恵を与えている。このような点も含めて、手数料体系のメリット・デメリットを総合的に考慮すべきである。

ただし、高い市場支配力を行使できる企業が設定する価格を、適正な水準に調整したいというのであれば、経済学的には電力事業のように費用便益分析を行うことによって規制価格を設定するしかないだろう。しかしながら、DPFを電力や電気通信のようなインフラ産業と同様に取り扱うことは現時点では正当化されておらず、このような考え方により手数料の妥当性を論ずることは、共同規制を旨とする透明化法の枠組みを著しく逸脱するものであり、不適当である。

二つ目の異議は課金方法についてである。「評価」p53では

アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることが求められる

とあり、市場競争を通じて適性・妥当な手数料を得るために、代替的決済手段の導入が提案されている。それは価格低下をもたらす一方で、DPFのメリットやサービスの質を低下させる懸念があり、にわかには賛同しがたい。というのは、第一に、代替決済手段の導入によりアプリストアでのサービスに「ただ乗り」が発生することが考えられるからである。加えて、代替決済手段の品質を下げることによって手数料を安くし、利用者を獲得しようとする「逆選択」の問題が発生することも懸念される。これらは DPFにおけるサービスの質を高めるインセンティブを下げ、結果的にプラットフォームの価値を下げる。したがって、代替的決済手段の導入には、価格低減の効果とそれによる利用事業者の開発インセンティブの上昇が見込まれる反面、ただ乗りや逆選択といった競争による負の効果が懸念されるため、慎重に議論する必要がある。

DPF、とくに透明化法が指定する特定デジタルプラットフォームは、技術開発やマーケティング努力とネットワーク効果により国民生活に大きな利便性をもたらす存在であるとともに、大きな市場支配力を持つ存在である。市場取引を透明かつ公正にすることは市場支配力の行使を監視するために重要であるが、利便性をもたらしているコアな要素をなるべく維持できるように配慮することが、DPFがもたらす社会的なメリットを高め、国民経済の発展に適切に寄与すると考えられる。

# 意見書

令和6年1月12日

経済産業省 商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室 パブリックコメント担当 御中

	一		
こうえきしゃだんほうじんぜんこくしょうひせいかつそうだんいん	<i>)</i> きょ	う :	かい
	- 相談	; 昌 -	協全

電話: e-mail:

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価(案)について、別紙の通り意見を提出します。

該当する記載	意見
P59	2022 年度大臣評価で示された「返品・返金に係る考え方や取組について、利用事業者に積
2 アプリストア分野	極的にわかりやすく説明すること、返品・返金実績に関する一定の情報を公表・説明するこ
(4) 返金の取扱い	と等、利用事業者の理解増進や事業の予見性向上に向けた取組を進めていくことや、異議申
	立てプロセスを充実させるなどの対応を講じていくことを期待する」という点について、賛
	同いたします。
	Apple の返金対応について、P60 以降に新たに開発した返金に関する情報開示ツール
	(API)についての記載があり、デベロッパがこのツールを利用すれば、AppleID の様々な
	情報(課金履歴・課金状況・過去に返金を受けたかどうか等)が分かり、デベロッパはその
	情報を照らし合わせて未成年者契約の取消などの検討が可能と思われます。
	しかし、ゲーム会社などのデベロッパに消費者が取消を申し出ると「Apple アカウントを
	通じた取引については規定上、当社が返金に応じることは禁止されている」「決済元が Apple
	の場合は請求取消等の処理を行うことができない」「請求情報を管理している Apple 社での
	み返金を承っているためサポートが困難」という回答があります。一方、Apple 社に返金申
	請しても 2023 年 10 月以降は「返金できない」という回答が多く、API 活用に関する言及も
	ありません。デベロッパ、プラットフォーマー双方から断られ、未成年者契約の取り消しが
	認められない状況が続いています。
	モニタリング会合 (2023 年度第7回) 議事要旨で委員からの質問・意見の中にも、「API
	を知らないデベロッパが非常に多い」と指摘されていますが、上記の状況をふまえると、デ
	ベロッパに API が周知されているとは言い難く、API を利用した上で返金を検討されている
	とは思えません。Apple 社にはデベロッパに対し、開発した API の早急な周知と利用の案内
	をお願いします。また消費者から未成年者契約の取消等の申し出があった場合は、Apple 社
	だけでなく各デベロッパでも返金をご検討いただけるようお願いいたします。